

基本計画書

基本計画書									
事項	記入欄						備考		
計画の区分	研究科の専攻に係る課程の変更								
フリガナ設置者	コクリツダイガクホウジンカナザワダイガク 国立大学法人金沢大学								
フリガナ大学の名称	カナザワダイガク 金沢大学大学院 (Graduate School of Kanazawa University)								
大学本部の位置	石川県金沢市角間町								
大学の目的	金沢大学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。								
新設学部等の目的	持続的発展可能で高度に情報化された未来社会の創造に貢献できる、革新的技術の開発を担う人材の養成を目的とする。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	【基礎となる学部等】 理工学域電子情報通信学類 14条特例の実施
	自然科学研究科 [Graduate School of Natural Science and Technology]	年	人	年次人	人		年 月 第 年次	石川県金沢市角間町	
	電子情報通信学専攻 [Division of Electrical, Information and Communication Engineering]	3	17	-	51	博士（工学） 【Doctor of Philosophy in Engineering】 博士（学術） 【Doctor of Philosophy】	令和6年4月 第1年次		
	計	-	17	-	51	-	-		
同一設置者内における変更状況（定員の移行、名称の変更等）	【学士課程】 観光デザイン学類〔定員増〕（入学定員35）（令和6年4月） スマート創成科学専攻〔定員増〕（入学定員35）（令和6年4月） 理工学域 電子情報通信学類〔定員増〕（入学定員40）（令和6年4月） 【博士前期課程】 新学術創成研究科 ナノ生命科学専攻〔定員増〕（入学定員6）（令和6年4月） 【博士後期課程】 大学院自然科学研究科 数物科学専攻〔定員増〕（入学定員2）（令和6年4月） 物質化学専攻〔定員増〕（入学定員2）（令和6年4月） 機械科学専攻〔廃止〕（入学定員△25）（令和6年4月学生募集停止） 電子情報科学専攻〔廃止〕（入学定員△18）（令和6年4月学生募集停止） 環境デザイン学専攻〔廃止〕（入学定員△10）（令和6年4月学生募集停止） 自然システム学専攻〔廃止〕（入学定員△21）（令和6年4月学生募集停止） 機械科学専攻〔新設〕（入学定員19）（令和5年4月事前相談） フロンティア工学専攻〔新設〕（入学定員19）（令和5年4月事前相談） 地球社会基盤学専攻〔新設〕（入学定員19）（令和5年4月事前相談） 生命理工学専攻〔新設〕（入学定員13）（令和5年4月事前相談） 新学術創成研究科 ナノ生命科学専攻〔定員増〕（入学定員4）（令和6年4月）								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
	自然科学研究科 機械科学専攻	講義	演習	実験・実習	計	10単位			
		43科目	14科目	3科目	60科目				

	学部等の名称	専任教員等					兼任 教員等		
		教授	准教授	講師	助教	計			助手
		人	人	人	人	人	人	人	
新 設 分	自然科学研究科								
	機械科学専攻（博士後期課程）	11 (11)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	18 (18)	0 (0)	26 (26)	令和5年12月 設置届出
	フロンティア工学専攻（博士後期課程）	13 (13)	11 (11)	1 (1)	0 (0)	24 (24)	0 (0)	19 (19)	令和5年12月 設置届出
	電子情報通信学専攻（博士後期課程）	13 (13)	4 (4)	1 (1)	0 (0)	18 (18)	0 (0)	17 (17)	令和5年12月 設置届出
	地球社会基盤学専攻（博士後期課程）	16 (16)	14 (14)	1 (1)	0 (0)	31 (31)	0 (0)	24 (24)	令和5年12月 設置届出
	生命理工学専攻（博士後期課程）	8 (8)	14 (14)	2 (2)	0 (0)	24 (24)	0 (0)	28 (28)	令和5年12月 設置届出
	計	61 (61)	50 (50)	5 (5)	0 (0)	115 (115)	0 (0)	— (—)	
既 設 分	人間社会環境研究科								
	人文学専攻（博士前期課程）	24 (24)	20 (20)	4 (4)	3 (3)	51 (51)	0 (0)	27 (27)	
	経済学専攻（博士前期課程）	17 (17)	4 (4)	7 (7)	0 (0)	28 (28)	0 (0)	16 (16)	
	地域創造学専攻（博士前期課程）	24 (24)	25 (25)	5 (5)	2 (2)	56 (56)	0 (0)	14 (14)	
	国際学専攻（博士前期課程）	17 (17)	10 (10)	1 (1)	0 (0)	28 (28)	0 (0)	13 (13)	
	人間社会環境学専攻（博士後期課程）	73 (73)	35 (35)	9 (9)	0 (0)	117 (117)	0 (0)	5 (5)	
	自然科学研究科								
	数物科学専攻（博士前期課程）	22 (22)	13 (13)	2 (2)	15 (15)	52 (52)	0 (0)	73 (73)	
	数物科学専攻（博士後期課程）	22 (22)	13 (13)	2 (2)	0 (0)	37 (37)	0 (0)	16 (16)	
	物質化学専攻（博士前期課程）	11 (11)	14 (14)	0 (0)	17 (17)	42 (42)	0 (0)	75 (75)	
	物質化学専攻（博士後期課程）	12 (12)	14 (14)	0 (0)	0 (0)	26 (26)	0 (0)	18 (18)	
	機械科学専攻（博士前期課程）	13 (13)	17 (17)	1 (1)	4 (4)	35 (35)	0 (0)	89 (89)	
	フロンティア工学専攻（博士前期課程）	14 (14)	16 (16)	1 (1)	2 (2)	33 (33)	0 (0)	92 (92)	
	電子情報通信学専攻（博士前期課程）	18 (18)	14 (14)	2 (2)	10 (10)	44 (44)	0 (0)	79 (79)	
	地球社会基盤学専攻（博士前期課程）	18 (18)	14 (14)	2 (2)	10 (10)	44 (44)	0 (0)	61 (61)	
	生命理工学専攻（博士前期課程）	9 (9)	15 (15)	1 (1)	7 (7)	32 (32)	0 (0)	67 (67)	
	医薬保健学総合研究科								
	医科学専攻（修士課程）	43 (43)	33 (33)	5 (5)	0 (0)	85 (85)	0 (0)	18 (18)	
	医学専攻（博士課程）	41 (41)	26 (26)	12 (12)	0 (0)	79 (79)	0 (0)	25 (25)	
	薬学専攻（博士課程）	5 (5)	2 (2)	0 (0)	4 (4)	11 (11)	0 (0)	36 (36)	
	創薬科学専攻（博士前期課程）	11 (11)	14 (14)	1 (1)	14 (14)	40 (40)	0 (0)	12 (12)	
	創薬科学専攻（博士後期課程）	8 (8)	12 (12)	1 (1)	12 (12)	33 (33)	0 (0)	10 (10)	
	保健学専攻（博士前期課程）	32 (32)	21 (21)	0 (0)	20 (20)	73 (73)	0 (0)	10 (10)	
保健学専攻（博士後期課程）	32 (32)	21 (21)	0 (0)	5 (5)	58 (58)	0 (0)	1 (1)		

教員組織の概要

教員組織の概要	既	先進予防医学研究科							
		先進予防医学共同専攻（博士課程）	11 (11)	10 (10)	1 (1)	5 (5)	27 (27)	0 (0)	1 (1)
	設	新学術創成研究科							
		融合科学共同専攻（博士前期課程）	17 (17)	8 (8)	0 (0)	0 (0)	25 (25)	0 (0)	16 (16)
		融合科学共同専攻（博士後期課程）	16 (16)	8 (8)	0 (0)	0 (0)	24 (24)	0 (0)	8 (8)
		ナノ生命科学専攻（博士前期課程）	7 (7)	8 (8)	0 (0)	3 (3)	18 (18)	0 (0)	10 (10)
		ナノ生命科学専攻（博士後期課程）	7 (7)	8 (8)	0 (0)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	1 (1)
	分	法学研究科							
		法学・政治学専攻（修士課程）	13 (13)	7 (7)	2 (2)	0 (0)	22 (22)	0 (0)	19 (19)
		法務専攻（専門職学位課程）	7 (7)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	10 (10)
教職実践研究科									
	教職実践高度化専攻（専門職学位課程）	11 (11)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	2 (2)	
	計	348 (348)	277 (277)	33 (33)	116 (116)	778 (778)	0 (0)	— (—)	
	合 計	621 (621)	498 (498)	68 (68)	178 (178)	1,369 (1369)	0 (0)	— (—)	
教員以外の職員の概要	職 種		専 任	兼 任	計				
	事 務 職 員		444 (444)	419 (419)	863 (863)				
	技 術 職 員		1,136 (1,136)	170 (170)	1,306 (1,306)				
	図 書 館 専 門 職 員		9 (9)	0 (0)	9 (9)				
	そ の 他 の 職 員		5 (5)	532 (532)	537 (537)				
	計		1,594 (1,594)	1,121 (1,121)	2,715 (2,715)				
校地等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計				
	校 舎 敷 地	728,946 m ²	0 m ²	0 m ²	728,946 m ²				
	運 動 場 用 地	115,740 m ²	0 m ²	0 m ²	115,740 m ²				
	小 計	844,686 m ²	0 m ²	0 m ²	844,686 m ²				
	そ の 他	1,562,710 m ²	0 m ²	0 m ²	1,562,710 m ²				
	合 計	2,407,396 m ²	0 m ²	0 m ²	2,407,396 m ²				
校 舎	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計					
	284,147 m ² (284,147 m ²)	0 m ² (0 m ²)	0 m ² (0 m ²)	284,147 m ² (284,147 m ²)					
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設				
	183室	307室	946室	13室 (補助職員0人)	6室 (補助職員0人)				
専 任 教 員 研 究 室	新設学部等の名称			室 数					
	大学全体			1410 室					
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点		
	大学全体	1,932,498 [678,510] (1,932,498 [678,510])	34,666 [12,153] (34,666 [12,153])	10,710 [9,166] (10,710 [9,166])	8,376 (8,376)	10,104 (10,104)	212 (212)		
	計	1,932,498 [678,510] (1,932,498 [678,510])	34,666 [12,153] (34,666 [12,153])	10,710 [9,166] (10,710 [9,166])	8,376 (8,376)	10,104 (10,104)	212 (212)		

図書館		面積		閲覧座席数		収納可能冊数		大学全体	
		19,794 m ²		2,076		1,633,859			
体育館		面積		体育館以外のスポーツ施設の概要					
		6,295 m ²		可動屋根付プール (1,193m ²)		弓道場 (162m ²)			
経費の見積り及び維持方法の概要	区分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	国費による
		教員1人当り研究費等	—	—	—	—	—	—	
		共同研究費等	—	—	—	—	—	—	
		図書購入費	—	—	—	—	—	—	
	設備購入費	—	—	—	—	—	—	—	
	学生1人当り納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	—	
学生納付金以外の維持方法の概要		—							
大学の名称		金沢大学							
学部等の名称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地
既設学部等の状況	融合学域 先導学類	4	55	3年次 25	190	学士(学術)	0.93	令和3年度	石川県金沢市角間町
	観光デザイン学類	4	20	—	35	学士(学術)	1.17	令和4年度	
	スマート創成科学類	4	20	—	20	学士(学術)	1.05	令和5年度	
	人間社会学域 人文学類	4	138	—	562	学士(文学)	1.05	平成20年度	石川県金沢市角間町
	法学類	4	150	3年次 5	645	学士(法学)	1.00	平成20年度	
	経済学類	4	131	—	528	学士(経済学)	1.05	平成20年度	石川県金沢市角間町
	学校教育学類共同教員養成課程	4	85	—	170	学士(教育学)	1.01	令和4年度	
	地域創造学類	4	83	—	349	学士(地域創造学)	1.05	平成20年度	石川県金沢市角間町
	国際学類	4	81	—	330	学士(国際学)	1.06	平成20年度	
	学校教育学類	4	—	—	—	学士(教育学)	—	平成20年度	令和5年度より学生募集停止

既設学部等の状況	理工学域						1. 03		石川県金沢市角間町		
	数物科学類	4	78	3年次 5	336	学士（理学）	1. 01	平成20年度		令和3年度入学定員減（△2） 令和5年度入学定員減（△4）	
	物質化学類	4	78	3年次 4	325	学士（理学又は工学）	1. 05	平成20年度		令和3年度入学定員減（△2） 令和5年度入学定員減（△1）	
	機械工学類	4	94	3年次 10	408	学士（工学）	1. 02	平成30年度		令和3年度入学定員減（△3） 令和5年度入学定員減（△3）	
	フロンティア工学類	4	103	3年次 5	437	学士（工学）	1. 02	平成30年度		令和3年度入学定員減（△3） 令和5年度入学定員減（△4）	
	電子情報通信学類	4	76	3年次 7	326	学士（工学）	1. 07	平成30年度		令和3年度入学定員減（△2） 令和5年度入学定員減（△2）	
	地球社会基盤学類	4	94	3年次 7	404	学士（理学又は工学）	1. 02	平成30年度		令和3年度入学定員減（△2） 令和5年度入学定員減（△4）	
	生命理工学類	4	56	3年次 2	235	学士（理学又は工学）	1. 01	平成30年度		令和3年度入学定員減（△1） 令和5年度入学定員減（△2）	
	機械工学類	4	—	—	—	学士（工学）	—	平成20年度		平成30年度より学生募集停止	
	電子情報学類	4	—	—	—	学士（工学）	—	平成20年度		平成30年度より学生募集停止	
	医薬保健学域							1. 00			
	医学類	6	112	2年次 5	697	学士（医学）	1. 01	平成20年度	石川県金沢市宝町13-1		
	薬学類	6	65	—	300	学士（薬学）	1. 04	平成20年度	石川県金沢市角間町		令和3年度入学定員増（30）
	医薬科学類	4	18	—	54	学士（生命医科学又は創薬科学）	0. 98	令和3年度	同上		
	保健学類							0. 99			
	看護学専攻	4	79	3年次 4	331	学士（看護学）	0. 98	平成20年度			令和5年度編入学定員減（△6）
	診療放射線技術学専攻	4	40	3年次 3	168	学士（保健学）	1. 00	令和4年度			令和5年度編入学定員減（△2）
	検査技術科学専攻	4	40	3年次 3	168	学士（保健学）	0. 98	平成20年度			令和5年度編入学定員減（△2）
	理学療法学専攻	4	15	3年次 5	75	学士（保健学）	0. 97	平成20年度			令和3年度入学定員減（△5）
作業療法学専攻	4	15	3年次 5	75	学士（保健学）	0. 92	平成20年度			令和3年度入学定員減（△5）	
創薬科学類	4	—	—	—	学士（創薬科学）	—				令和3年度より学生募集停止	

既設学部等の状況	人間社会環境研究科 人文学専攻 (博士前期課程)	2	23	—	46	修士(文学又は学術)	1.07	平成24年度	石川県金沢市角間町
	経済学専攻 (博士前期課程)	2	6	—	12	修士(経済学, 経営学又は学術)	1.75	平成24年度	
	地域創造学専攻 (博士前期課程)	2	14	—	28	修士(経済学, 経営学又は学術)	1.46	平成24年度	
	国際学専攻 (博士前期課程)	2	10	—	20	修士(国際学又は学術)	0.75	平成24年度	
	人間社会環境学専攻 (博士後期課程)	3	12	—	36	博士(社会環境学, 文学, 法学, 政治学, 経済学又は学術)	2.11	平成18年度	
	自然科学研究科 数物科学専攻 (博士前期課程)	2	59	—	118	修士(理学又は学術)	1.21	平成24年度	石川県金沢市角間町
	(博士後期課程)	3	15	—	45	博士(理学又は学術)	0.80	平成16年度	
	物質化学専攻 (博士前期課程)	2	63	—	126	修士(理学, 工学又は学術)	1.03	平成24年度	
	(博士後期課程)	3	14	—	42	博士(理学, 工学又は学術)	0.55	平成26年度	
	機械科学専攻 (博士前期課程)	2	72	—	144	修士(工学又は学術)	0.99	令和4年度	
	フロンティア工学専攻 (博士前期課程)	2	83	—	166	修士(工学又は学術)	1.06	令和4年度	
	電子情報通信学専攻 (博士前期課程)	2	63	—	126	修士(工学又は学術)	1.12	令和4年度	
	地球社会基盤学専攻 (博士前期課程)	2	69	—	138	修士(工学又は学術)	0.98	令和4年度	
	生命理工学専攻 (博士前期課程)	2	41	—	82	修士(工学又は学術)	0.98	令和4年度	

既設学部等の状況	機械科学専攻 (博士前期課程)	2	—	—	—	修士 (工学又は学術)	—	平成24年度	令和4年度より学生募集停止
	(博士後期課程)	3	25	—	75	博士 (工学又は学術)	0.52	平成26年度	
	電子情報科学専攻 (博士前期課程)	2	—	—	—	修士 (工学又は学術)	—	平成24年度	令和4年度より学生募集停止
	(博士後期課程)	3	18	—	54	博士 (工学又は学術)	0.76	平成16年度	
	環境デザイン学専攻 (博士前期課程)	2	—	—	—	修士 (工学又は学術)	—	平成24年度	令和4年度より学生募集停止
	(博士後期課程)	3	10	—	30	博士 (工学又は学術)	0.97	平成26年度	
	自然システム学専攻 (博士前期課程)	2	—	—	—	修士 (理学, 工学又は学術)	—	平成24年度	令和4年度より学生募集停止
	(博士後期課程)	3	21	—	63	博士 (理学, 工学又は学術)	0.75	平成26年度	
	医薬保健学総合研究科 医科学専攻 (修士課程)	2	15	—	30	修士 (医科学)	1.00	平成24年度	石川県金沢市宝町13-1
	医学専攻 (博士課程)	4	64	—	256	博士 (医学)	1.34	平成28年度	同上
	薬学専攻 (博士課程)	4	4	—	16	博士 (薬学又は学術)	1.06	平成24年度	石川県金沢市角間町
	創薬科学専攻 (博士前期課程)	2	38	—	76	修士 (創薬科学)	1.08	平成24年度	同上
	(博士後期課程)	3	11	—	33	博士 (創薬科学又は学術)	1.27	平成24年度	
	保健学専攻 (博士前期課程)	2	70	—	140	修士 (保健学)	0.90	平成24年度	石川県金沢市小立野5-11-80
	(博士後期課程)	3	25	—	75	博士 (保健学)	1.49	平成24年度	
	脳医科学専攻 (博士課程)	4	—	—	—	博士 (医学又は学術)	—	平成24年度	石川県金沢市宝町13-1
	がん医科学専攻 (博士課程)	4	—	—	—	博士 (医学又は学術)	—	平成24年度	同上
	循環医科学専攻 (博士課程)	4	—	—	—	博士 (医学又は学術)	—	平成24年度	同上
	環境医科学専攻 (博士課程)	4	—	—	—	博士 (医学又は学術)	—	平成24年度	同上
	先進予防医学研究科 先進予防医学共同専攻 (博士課程)	4	12	—	48	博士 (医学)	1.48	平成28年度	石川県金沢市宝町13-1

既設学部等の状況	新学術創成研究科 融合科学共同専攻 (博士前期課程)	2	14	—	28	修士(融合科学)	0.96	平成30年度	石川県金沢市角間町
	(博士後期課程)	3	14	—	42	博士(融合科学, 理学又は工学)	0.29	令和2年度	
	ナノ生命科学専攻 (博士前期課程)	2	6	—	12	修士(ナノ科学)	2.00	令和2年度	石川県金沢市角間町
	(博士後期課程)	3	6	—	18	博士(ナノ科学)	1.78	令和2年度	
	法学研究科 法学・政治学専攻 (修士課程)	2	8	—	16	修士(法学又は政治学)	0.94	令和2年度	石川県金沢市角間町
	法務専攻 (専門職学位課程)	3	15	—	45	法務博士(専門職)	1.03	平成16年度	
	教職実践研究科 教職実践高度化専攻 (専門職学位課程)	2	15	—	30	教職修士(専門職)	0.83	平成28年度	石川県金沢市角間町
附属施設の概要	<p>名称：金沢大学人間社会学域学校教育学類附属幼稚園 目的：教育基本法及び学校教育法に則り，幼稚園教育を施すとともに，これに関する研究及び実証を行い，かつ，学類学生に教育実習を行わせる。 所在地：石川県金沢市平和町1-1-15 設置年月：昭和24年5月 規模等：土地3,717㎡ 建物925㎡</p> <p>名称：金沢大学人間社会学域学校教育学類附属小学校 目的：教育基本法及び学校教育法に則り，小学校教育を施すとともに，これに関する研究及び実証を行い，かつ，学類学生に教育実習を行わせる。 所在地：石川県金沢市平和町1-1-15 設置年月：昭和24年5月 規模等：土地24,757㎡ 建物7,545㎡</p> <p>名称：金沢大学人間社会学域学校教育学類附属中学校 目的：教育基本法及び学校教育法に則り，中学校教育を施すとともに，これに関する研究及び実証を行い，かつ，学類学生に教育実習を行わせる。 所在地：石川県金沢市平和町1-1-15 設置年月：昭和24年5月 規模等：土地26,470㎡ 建物7,524㎡</p> <p>名称：金沢大学人間社会学域学校教育学類附属高等学校 目的：教育基本法及び学校教育法に則り，高等普通教育を施すとともに，これに関する研究及び実証を行い，かつ，本学学生で高等学校教員となることを志望するものに教育実習を行わせる。 所在地：石川県金沢市平和町1-1-15 設置年月：昭和24年5月 規模等：土地24,932㎡ 建物6,273㎡</p> <p>名称：金沢大学人間社会学域学校教育学類附属特別支援学校 目的：教育基本法及び学校教育法に則り，特別支援学校の教育を施すとともに，これに関する研究及び実証を行い，かつ，学類学生に教育実習を行わせる。 所在地：石川県金沢市東兼六町2-10 設置年月：昭和39年4月 規模等：土地10,517㎡ 建物4,813㎡</p> <p>名称：金沢大学附属病院 目的：医学の教育，研究及び診療を行う。 所在地：石川県金沢市宝町13-1 設置年月：昭和24年5月 規模等：土地68,957㎡ 建物89,936㎡</p>								

<p>附属施設の概要</p>	<p>名称：金沢大学附属図書館 目的：教育、研究及び学習に必要な図書館資料を収集、整理、保存し、主として金沢大学の教職員及び学生の利用に供するとともに、一般利用者にも必要な学術情報を提供する。 所在地：石川県金沢市角間町（中央図書館及び自然科学系図書館） 石川県金沢市宝町13-1（医学図書館） 石川県金沢市小立野5-11-80（保健学類図書館） 設置年月：昭和24年5月 規模等：土地12,302㎡ 建物19,793㎡</p>
	<p>名称：金沢大学がん進展制御研究所 目的：全国共同利用・共同研究拠点として唯一のがん研究に特化した拠点としての活動を推進するとともに、大学院医薬保健学総合研究科大学院生の研究指導の協力を行う。 所在地：石川県金沢市角間町 設置年月：昭和42年6月 規模等：土地3,353㎡ 建物5,035㎡</p>
	<p>名称：金沢大学医薬保健学域薬学類附属薬用植物園 目的：薬学生教育の場として、生薬や薬用植物に対する知識を深めるため、薬用植物の観察、栽培、収穫などの実習を行う。 所在地：石川県金沢市角間町 設置年月：昭和44年4月 規模等：土地21,766㎡ 建物150㎡</p>
	<p>名称：金沢大学ナノ生命科学研究所 目的：革新的ナノ計測技術を発展させるための技術開発と、それらの技術を用いた様々な生命現象の根本的な理解を目指す新学問領域「ナノプローブ生命科学」を創出するとともに、大学院新学術創成研究科大学院生の研究指導の協力を行う。 所在地：石川県金沢市角間町 設置年月：平成29年10月 規模等：土地2,938㎡ 建物6,840㎡</p>
	<p>名称：金沢大学理工学域能登海洋水産センター 目的：海洋生物資源の基礎及び応用研究を行う学生及び研究者の拠点として、海に隣接した滞在型の教育研究環境を提供するとともに、水産資源確保技術の高度化のための研究を推進する。 所在地：石川県鳳珠郡能都町字越坂11-4-1 設置年月：平成31年4月 規模等：土地6,822㎡ 建物2,300㎡</p>
<p>名称：金沢大学バイオマス・グリーンイノベーションセンター 目的：「人の好奇心を形に、地球に自然の色彩を」を理念とし、産産学学官官連携による新しい価値の創出と、その社会実装を目的とする。 所在地：石川県金沢市角間町 設置年月：令和4年10月 規模等：土地1,462㎡ 建物7,697㎡</p>	

金沢大学 設置申請に係わる組織の移行表

令和5年度	入学 定員	編入学 定員	取替 定員	令和6年度	入学 定員	編入学 定員	取替 定員	変更の事由
金沢大学				金沢大学				
融合学域				融合学域				
先導学類	55	≒25	270	先導学類	55	≒25	270	
観光デザイン学類	20	≒15	110	観光デザイン学類	55	≒15	250	定員変更(35) 令和6年度 魅力ある地方大学の実現に資する 地方国立大学の定員増採択による
スマート創成科学類	20	≒20	120	スマート創成科学類	55	≒20	260	定員変更(35) 令和5年度 大学・高専機能強化支援事業採択 による。
人間社会学域				人間社会学域				
人文学類	138	—	552	人文学類	138	—	552	
法学類	150	—	600	法学類	150	—	600	
経済学類	131	—	524	経済学類	131	—	524	
学校教育学類共同教員養成課程	85	—	340	学校教育学類共同教員養成課程	85	—	340	
地域創造学類	83	—	332	地域創造学類	83	—	332	
国際学類	81	—	324	国際学類	81	—	324	
理工学域				理工学域				
数物科学類	78	≒5	322	数物科学類	78	≒5	322	
物質化学類	78	≒4	320	物質化学類	78	≒4	320	
機械工学類	94	≒10	396	機械工学類	94	≒10	396	
フロンティア工学類	103	≒5	422	フロンティア工学類	103	≒5	422	
電子情報通信学類	76	≒7	318	電子情報通信学類	116	≒7	478	定員変更(40) 令和5年度 大学・高専機能強化支援事業採択 による。
地球社会基盤学類	94	≒7	390	地球社会基盤学類	94	≒7	390	
生命理工学類	56	≒2	228	生命理工学類	56	≒2	228	
医薬保健学域				医薬保健学域				
医学類	112	≒5	637	医学類	112	≒5	637	収容定員変更(意見伺い) (臨時定員増(12名)を維持(令和6年度))
薬学類	65	—	390	薬学類	65	—	390	
医薬科学類	18	—	72	医薬科学類	18	—	72	
保健学類	189	≒10	776	保健学類	189	≒10	776	
看護学専攻	79	—	316	看護学専攻	79	—	316	
診療放射線技術学専攻	40	—	160	診療放射線技術学専攻	40	—	160	
検査技術科学専攻	40	—	160	検査技術科学専攻	40	—	160	
理学療法学専攻	15	≒5	70	理学療法学専攻	15	≒5	70	
作業療法学専攻	15	≒5	70	作業療法学専攻	15	≒5	70	
計	1,726	≒110	7,443	計	1,836	≒110	7,883	
人間社会環境研究科				人間社会環境研究科				
人文学専攻(M)	23	—	46	人文学専攻(M)	23	—	46	
経済学専攻(M)	6	—	12	経済学専攻(M)	6	—	12	
地域創造学専攻(M)	14	—	28	地域創造学専攻(M)	14	—	28	
国際学専攻(M)	10	—	20	国際学専攻(M)	10	—	20	
人間社会環境学専攻(D)	12	—	36	人間社会環境学専攻(D)	12	—	36	
自然科学研究科				自然科学研究科				
数物科学専攻(M)	59	—	118	数物科学専攻(M)	59	—	118	
数物科学専攻(D)	15	—	45	数物科学専攻(D)	17	—	51	定員変更(入学定員2)
物質化学専攻(M)	63	—	126	物質化学専攻(M)	63	—	126	
物質化学専攻(D)	14	—	42	物質化学専攻(D)	16	—	48	定員変更(入学定員2)
機械科学専攻(D)	25	—	75	機械科学専攻(D)	0	—	0	令和6年4月学生募集停止
電子情報科学専攻(D)	18	—	54	電子情報科学専攻(D)	0	—	0	令和6年4月学生募集停止
環境デザイン学専攻(D)	10	—	30	環境デザイン学専攻(D)	0	—	0	令和6年4月学生募集停止
自然システム学専攻(D)	21	—	63	自然システム学専攻(D)	0	—	0	令和6年4月学生募集停止
機械科学専攻(M)	72	—	144	機械科学専攻(M)	72	—	144	
フロンティア工学専攻(M)	83	—	166	フロンティア工学専攻(M)	83	—	166	
電子情報通信学専攻(M)	63	—	126	電子情報通信学専攻(M)	63	—	126	
地球社会基盤学専攻(M)	69	—	138	地球社会基盤学専攻(M)	69	—	138	
生命理工学専攻(M)	41	—	82	生命理工学専攻(M)	41	—	82	
生命理工学専攻(D)				生命理工学専攻(D)	13	—	39	研究科の専攻に係る課程の変更(事前相談)
医薬保健学総合研究科				医薬保健学総合研究科				
医学専攻(M)	15	—	30	医学専攻(M)	15	—	30	
医学専攻(D)	64	—	256	医学専攻(D)	64	—	256	
薬学専攻(D)	4	—	16	薬学専攻(D)	4	—	16	
創薬科学専攻(M)	38	—	76	創薬科学専攻(M)	38	—	76	
創薬科学専攻(D)	11	—	33	創薬科学専攻(D)	11	—	33	
保健学専攻(M)	70	—	140	保健学専攻(M)	70	—	140	
保健学専攻(D)	25	—	75	保健学専攻(D)	25	—	75	
新学術創成研究科				新学術創成研究科				
融合科学共同専攻(M)	14	—	28	融合科学共同専攻(M)	14	—	28	
融合科学共同専攻(D)	14	—	42	融合科学共同専攻(D)	14	—	42	
ナノ生命科学専攻(M)	6	—	12	ナノ生命科学専攻(M)	12	—	24	定員変更(入学定員6)
ナノ生命科学専攻(D)	6	—	18	ナノ生命科学専攻(D)	10	—	30	定員変更(入学定員4)
先進予防医学研究科				先進予防医学研究科				
先進予防医学共同専攻(D)	12	—	48	先進予防医学共同専攻(D)	12	—	48	
法学研究科				法学研究科				
法学・政治学専攻(M)	8	—	16	法学・政治学専攻(M)	8	—	16	
法務専攻(P)	15	—	45	法務専攻(P)	15	—	45	
教職実践研究科				教職実践研究科				
教職実践高度化専攻(P)	15	—	30	教職実践高度化専攻(P)	15	—	30	
計	935	—	2,216	計	962	—	2,291	

設置の前後における学位等及び専任教員の所属の状況

届出時における状況					新設了学部等の学年進行状況						
学部等の名称	授与する学位等		異動先	専任教員		学部等の名称	授与する学位等		異動元	専任教員	
	学位又は称号	学位又は学科の分野		助教以上	うち教授		学位又は称号	学位又は学科の分野		助教以上	うち教授
自然科学研究科 機械科学専攻(D) (廃止)	博士 (工学) (学術)	工学関係	自然科学研究科機械科学専攻(D)	18	11	自然科学研究科 機械科学専攻(D)	博士 (工学) (学術)	工学関係	自然科学研究科機械科学専攻(D)	18	11
			自然科学研究科フロンティア工学専攻(D)	11	6						
			その他	14	2						
			計	43	19						
自然科学研究科 電子情報科学専攻(D) (廃止)	博士 (工学) (学術)	工学関係	自然科学研究科フロンティア工学専攻(D)	4	2	自然科学研究科 フロンティア工学専攻(D)	博士 (工学) (学術)	工学関係	自然科学研究科機械科学専攻(D)	11	6
			自然科学研究科電子情報通信学専攻(D)	28	13				自然科学研究科電子情報科学専攻(D)	4	2
			自然科学研究科生命理工学専攻(D)	4	1				自然科学研究科自然システム学専攻(D)	9	5
			計	36	16				新規採用	1	
自然科学研究科 環境デザイン学専攻(D) (廃止)	博士 (工学) (学術)	工学関係	自然科学研究科地球社会基盤学専攻(D)	20	11	自然科学研究科 電子情報通信学専攻(D)	博士 (工学) (学術)	工学関係	自然科学研究科電子情報科学専攻(D)	28	13
			その他	2	1						
			計	22	12						
			計	22	12						
自然科学研究科 自然システム学専攻(D) (廃止)	博士 (理学) (工学) (学術)	理学関係 工学関係	自然科学研究科フロンティア工学専攻(D)	9	5	自然科学研究科 地球社会基盤学専攻(D)	博士 (理学) (工学) (学術)	理学関係 工学関係	自然科学研究科環境デザイン学専攻(D)	20	11
			自然科学研究科地球社会基盤学専攻(D)	11	5				自然科学研究科自然システム学専攻(D)	11	5
			自然科学研究科生命理工学専攻(D)	18	6						
			その他	6	5						
			退職	3	3						
			退職	47	24						
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; transform: rotate(45deg);"></div>						自然科学研究科 生命理工学専攻(D)	博士 (理学) (工学) (学術)	理学関係 工学関係	自然科学研究科電子情報科学専攻(D)	4	1
									自然科学研究科自然システム学専攻(D)	18	6
									医薬保健学総合研究科医学専攻	1	1
									新規	1	0
									計	24	8

基礎となる学部等の改編状況

開設又は 改編時期	改編内容等	学位又は 学科の分野	手続きの区分
昭和38年4月	理学研究科修士課程数学専攻, 物理学専攻, 化学専攻, 生物学専攻, 地質学専攻 設置	理学	設置認可(研究科)
昭和40年4月	工学研究科修士課程土木工学専攻, 機械工学専攻, 工業科学専攻, 化学工学専攻, 電気工学専攻, 精密工学専攻 設置	工学	設置認可(研究科)
昭和41年4月	工学研究科修士課程電子工学専攻 設置	工学	設置認可(専攻)
昭和48年4月	工学研究科修士課程機械工学第二専攻 設置	工学	設置認可(専攻)
昭和54年4月	工学研究科修士課程建設工学専攻 設置	工学	設置認可(専攻)
昭和61年4月	理学研究科博士課程物質科学専攻 設置	理学, 工学, 学術	設置認可(専攻)
昭和62年4月	自然科学研究科博士課程物質科学専攻, 生命科学専攻, システム科学専攻 設置	理学, 工学, 学術	設置認可(研究科)
平成7年4月	自然科学研究科博士課程地球環境科学専攻 設置	理学, 工学, 学術	設置認可(専攻)
平成9年4月	自然科学研究科博士前期課程数物科学専攻, 物質化学専攻, 物質工学専攻, 機械科学専攻, 生命・地球学専攻, 環境基盤工学専攻, 電子情報システム専攻 設置	理学, 工学, 学術	設置認可(専攻)
平成16年4月	自然科学研究科博士前期課程 数物科学専攻, 物質化学専攻, 物質工学専攻, 機械科学専攻, 生命・地球学専攻, 環境基盤工学専攻及び電子情報システム専攻を数物科学専攻, 電子情報工学専攻, 機能機械科学専攻, 人間・機械科学専攻, 物質化学専攻, 物質工学専攻, 地球環境学専攻, 社会基盤工学専攻, 生物科学専攻に改組	理学, 工学, 学術	設置届出(専攻)
平成24年4月	自然科学研究科博士前期課程 数物科学専攻, 電子情報工学専攻, 機能機械科学専攻, 人間・機械科学専攻, 物質化学専攻, 物質工学専攻, 地球環境学専攻, 社会基盤工学専攻及び生物科学専攻を数物科学専攻, 物質化学専攻, 機械科学専攻, 電子情報科学専攻, 環境デザイン学専攻及び自然システム学専攻に改組	理学, 工学, 学術	設置届出(専攻)
令和4年4月	自然科学研究科博士前期課程 機械科学専攻, 電子情報科学専攻, 環境デザイン学専攻, 自然システム学専攻を機械科学専攻, フロンティア工学専攻, 電子情報通信学専攻, 地球社会基盤学専攻, 生命理工学専攻に改組	理学, 工学, 学術	設置届出(専攻)
令和6年4月	自然科学研究科博士後期課程 機械科学専攻, 電子情報科学専攻, 環境デザイン学専攻, 自然システム学専攻を機械科学専攻, フロンティア工学専攻, 電子情報通信学専攻, 地球社会基盤学専攻, 生命理工学専攻に改組	理学, 工学, 学術	設置届出(専攻)

教 育 課 程 等 の 概 要														
(自然科学研究科博士後期課程電子情報通信学専攻)														
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・ 実習	教 授	准 教 授	講 師	助 教	助 手	
大学 院 G S 発 展	次世代研究者倫理	1①・③	1			○			1	4				
	次世代エッセンシャル実践	1～3通	1				○		13	14				兼5
	次世代イノベーション開拓	1①・②		1			○							兼1
	数理・データサイエンス・AI発展	1～3通		1			○		1					
	国際研究実践	1～3通	1				○		13	14	1			兼4
	小計(5科目)	—	3	2	0				13	14	1	0	0	兼6
専 門 科 目	記号力学系とその応用	1～3通		1		○				1				
	超離散数学とトロピカル・ネバンリンナ理論	1～3通		1		○			1					
	発展方程式特論	1～3通		1		○			1					
	代数関数論	1～3通		1		○			1					
	データマイニング特論	1～3通		1		○				1				
	脳神経計算特論	1～3通		1		○				1				
	ネットワーク計算論	1～3通		1		○				1				
	新機能集積回路設計特論	1～3通		1		○			1					
	インタフェースデバイス特論	1～3通		1		○			1					
	デジタル映像処理論	1～3通		1		○				1				
	適応信号処理特論	1～3通		1		○					1			
	画像LSI特論	1～3通		1		○				1				
	波動信号処理	1～3通		1		○			1					
	プラズマ波動工学	1～3通		1		○				1				
	インテリジェント情報処理	1～3通		1		○			1					
	先端セキュリティ技術論	1～3通		1		○			1					
	電気磁気機械エネルギー変換工学	1～3通		1		○			1					
	プラズマ解析学	1～3通		1		○			1					
	光集積回路論	1～3通		1		○				1				
	非平衡プラズマ工学	1～3通		1		○			1					
	薄膜電子工学	1～3通		1		○			1					
	酸化物デバイスプロセス論	1～3通		1		○				1				
	表面制御工学	1～3通		1		○			1					
	通信用二次電池工学	1～3通		1		○								兼1
	グリーンテクノロジー学	1～3通		1		○								兼1
	IoTシステム最適化学	1～3通		1		○								兼1
	LSIアーキテクチャ設計工学	1～3通		1		○								兼1
宇宙機の動力学特論	1～3通		1		○				1					
科学衛星情報処理特論	1～3通		1		○				1					
次世代ネットワーク特論	1～3通		1		○				1					
ワイドギャップ半導体特論	1～3通		1		○				1					
衛星設計開発特論	1～3通		1		○				1					
	小計(32科目)	—	0	32	0				13	14	1	0	0	兼4
通 専 科 攻 目 共	自然科学特別研究	1～3通	2				○		13	14				兼4
	ジョブ型研究インターンシップ	1～3通		2				○	1					兼1
	小計(2科目)	—	2	2	0				13	14	0	0	0	兼1
サ ス テ ナ ブ ル 理 工 学 プ ロ グ ラ ム	プ ロ グ ラ ム 共 通 科 目	異分野研究	1～3通			2								兼1
		国際コミュニケーション演習	1～3通			2	○							兼1
		国際プレゼンテーション演習	1～3通			2		○						兼1
		国際プロジェクト演習	1～3通			2		○						兼1
		長期インターンシップ	1～3通			2		○						兼1
		海外フィールドワーク	1～3通			2		○						兼1
	小計(6科目)	—	0	0	12				0	0	0	0	0	兼2

教育課程等の概要															
（【既設】自然科学研究科博士後期課程電子情報科学専攻）															
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
大学院GS発展科目	次世代研究者倫理	1①・③	1			○			1						
	次世代エッセンシャル実践	1～3通	1				○		1						兼1
	次世代イノベーション開拓	1①・②		1			○								兼2
	数理・データサイエンス・AI発展	1～3通		1			○		1						
	国際研究実践	1～3通	1				○								兼1
	小計（5科目）	—	3	2	0				3	0	0	0	0	0	兼4
総合科目	電子情報科学概論	1～3通	2			○			1						
	小計（1科目）		2						1						
専門科目	システム制御数理	1～3通		2		○			1						
	アドバンスト制御理論	1～3通		2		○				1					
	記号力学系とその応用	1～3通		2		○				1					
	ネヴァンリンナ理論とその応用	1～3通		2		○			1						
	発展方程式特論	1～3通		2		○			1						
	代数関数論	1～3通		2		○			1						
	データマイニング特論	1～3通		2		○				1					
	脳神経計算特論	1～3通		2		○				1					
	分散並列リアルタイムシステム設計検証論	1～3通		2		○			1						
	ネットワーク計算論	1～3通		2		○				1					
	生命情報特論	1～3通		2		○			1						
	分子生物学特論	1～3通		2		○				1					
	ナノ計測工学特論	1～3通		2		○									兼1
	新機能集積回路設計特論	1～3通		2		○			1						
	インタフェースデバイス特論	1～3通		2		○			1						
	実時間信号処理	1～3通		2		○					1				
	デジタル映像処理論	1～3通		2		○				1					
	適応信号処理特論	1～3通		2		○					1				
	画像LSI特論	1～3通		2		○				1					
	波動信号処理	1～3通		2		○			1						
	プラズマ波動工学	1～3通		2		○				1					
	インテリジェント情報処理	1～3通		2		○			1						
	先端セキュリティ技術論	1～3通		2		○			1						
	機能性エネルギー変換学	1～3通		2		○			1						
	プラズマ解析学	1～3通		2		○			1						
	光エレクトロニクス特論	1～3通		2		○				1					兼1
	光センシング論	1～3通		2		○			1						
	光集積回路論	1～3通		2		○			1						
	非平衡プラズマ工学	1～3通		2		○			1						
	薄膜電子工学	1～3通		2		○			1						
	酸化物デバイスプロセス論	1～3通		2		○				1					
	表面制御工学	1～3通		2		○			1						
ワイドギャップ半導体特論	1～3通		2		○				1						
通信用二次電池工学	1～3通		2		○					1				兼1	
グリーンテクノロジー学	1～3通		2		○					1					
IoTシステム最適化工学	1～3通		2		○									兼1	
LSIアーキテクチャ設計工学	1～3通		2		○									兼1	
宇宙機の動力学特論	1～3通		2		○				1						
科学衛星情報処理特論	1～3通		2		○				1						
次世代ネットワーク特論	1～3通		2		○				1						
	小計（51科目）	—		102					16	15	2	0	0	0	兼5
専攻目共通	自然科学特別研究	1～3通	2				○		16	18					兼4
	自然科学特別演習	1～3通		2			○		16	18					兼4
	ジョブ型研究インターンシップ	1～3通		2				○	1						兼1
	小計（3科目）	—	2	4					16	18	0	0	0	0	兼5
	合計（60科目）	—	7	108	0				16	18	2	0	0	0	兼10

教 育 課 程 等 の 概 要			
（【既設】自然科学研究科博士後期課程電子情報科学専攻）			
学位又は称号	博士（工学，学術）	学位又は学科の分野	工学関係
卒 業 要 件 及 び 履 修 方 法		授 業 期 間 等	
当該課程に3年以上在学し，必修科目及び「次世代イノベーション開拓」と「数理・データサイエンス・AI発展」から1単位以上を含む12単位以上を修得し，別に定める英語能力の基準を満たし，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，当該課程に1年（修士課程及び博士前期課程を修了した者にあつては当該課程における在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。		1 学年の学期区分	4期
		1 学期の授業期間	8週
		1 時限の授業時間	90分

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
基礎科目	離散力学系入門A	1①		1		○				1					
	離散力学系入門B	1②		1		○				1					
	非線形波動概論A	1①		1		○			1						
	非線形波動概論B	1②		1		○			1						
	トポロジー概論A	1①		1		○				1					
	トポロジー概論B	1②		1		○				1					
	適応信号処理A	1③		1		○					1				
	適応信号処理B	1④		1		○					1				
	暗号の数理A	1①		1		○			1						
	暗号の数理B	1②		1		○			1						
	SoC設計基礎論A	1①		1		○				1					
	SoC設計基礎論B	1②		1		○				1					
	通信工学特論A	1①		1		○			1						
	通信工学特論B	1②		1		○			1						
	固体物性評価基礎論	1①・②		1		○			1						
	次世代電気エネルギー変換概論A	1①		1		○			2						オムニバス
	次世代電気エネルギー変換概論B	1②		1		○			1	1					オムニバス
	宇宙機力学入門A	1③		1		○				1					
	宇宙機力学入門B	1④		1		○				1					
	自然環境計測データ工学A	1①		1		○				1					
	自然環境計測データ工学B	1②		1		○				1					
	科学技術英語特論A	1③		1		○				1					
	科学技術英語特論B	1④		1		○				1					
	企業体験実習	1通		2				○	1						集中
小計 (24科目)	—	0	25	0	—			8	7	1	0	0			
応用科目	電子システム	デバイスプロセス工学A	1①		1		○				1				
		デバイスプロセス工学B	1②		1		○				1				
		表面・界面工学A	1③		1		○			1					
		表面・界面工学B	1④		1		○				1				
		応用プラズマ工学A	1③		1		○			1					
		応用プラズマ工学B	1④		1		○			1					
		プラズマ流体解析入門A	1①		1		○			1					
		プラズマ流体解析入門B	1②		1		○			1					
	小計 (8科目)	—	0	8	0	—			3	2	0	0	0		
	情報システム	テクノロジトレンド工学A	1③		1		○			1					
		テクノロジトレンド工学B	1④		1		○			1					
		ミクストシグナルLSI工学A	1①		1		○			1					
		ミクストシグナルLSI工学B	1②		1		○			1					
		映像情報処理工学A	1③		1		○				1				
		映像情報処理工学B	1④		1		○				1				
	情報セキュリティ特論	1①・②		2		○			1						
圏論と関数型プログラミングA	1③		1		○				1					兼1	
圏論と関数型プログラミングB	1④		1		○				1					兼1	
小計 (9科目)	—	0	10	0	—			3	1	0	0	0		兼1	
通信システム	電磁波工学特論A	1③		1		○			1						
	電磁波工学特論B	1④		1		○				1					
	電磁波計測工学特論	1①・②		2		○				1					
	光波工学A	1①		1		○				1					
	光波工学B	1②		1		○				1					
	量子電子工学A	1③		1		○				1					
	量子電子工学B	1④		1		○				1					
	情報ネットワーク特論A	1③		1		○				1					
	情報ネットワーク特論B	1④		1		○				1					
小計 (9科目)	—	0	10	0	—			1	5	0	0	0			

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
応用科目	知能システム	解析特論A	1①		1		○			1						
		解析特論B	1②		1		○			1						
		データマイニング論A	1①		1		○				1					
		データマイニング論B	1②		1		○				1					
		並列計算理論A	1①		1		○				1					
		並列計算理論B	1②		1		○				1					
		知能ソフトウェア理論A	1③		1		○			1						
		知能ソフトウェア理論B	1④		1		○			1						
		小計(8科目)	—	0	8	0				2	2	0	0	0		
課題研究	ゼミナール・演習	1～2通	4					○		15	16	1	2			
	課題研究	1～2通		10				○		15	16	1	2			
	小計(2科目)	—	4	10	0				15	16	1	2	0			
調研博士 査究士	博士研究調査	1～2通		10				○		15	16	1	2		兼4	
	小計(1科目)	—	0	10	0				15	16	1	2	0	兼4		
サステナブル理工学プログラム	宇宙理工学分野	衛星システム	1①・②		2		○								兼2	
		衛星設計開発A	1③		1		○			1						
		衛星設計開発B	1④		1		○								兼2	
		宇宙物理学a	1③		1		○								兼1	
		宇宙物理学b	1④		1		○								兼1	
		小計(5科目)		0	0	6				0	1	0	0	0	兼3	
	環境・エネルギー理工学分野	環境・エネルギー技術英語基礎	1①			1		○								兼1
		総合日本語	1③			1		○								兼1
		環境・エネルギー技術海外研修	1①・②			2										兼1
		環境・エネルギー技術インターンシップ	1①・②			2										兼1
		環境・エネルギー技術英語応用	2③			1		○								兼1
		エネルギー・環境プログラム序論	1①			1		○								兼4
	小計(6科目)		0	0	8				0	0	0	0	0	兼8		
	プログラム専門科目	数理・ナノ物質理工学分野	数理・ナノ物質理工学概論	1①・②		2		○								兼1
			数理解物質科学概論	1②		1		○								兼1
			ナノ化学概論	1②		1		○								兼1
			ナノ物質科学概論	1②		1		○			1					
			計算ナノ科学 a	1③		1		○								兼1
			計算ナノ科学 b	1④		1		○								兼1
			物質創成化学 I	1②		1		○								兼1
			マテリアルプログラム序論	1②		1		○								兼1
			小計(8科目)		0	0	9				0	0	0	0	0	兼4
	超スマート社会理工学分野	超スマート社会理工学概論 A	1①			1		○								兼1
		超スマート社会理工学概論 B	1②			1		○								兼1
		メカニズムの運動解析と設計 A	1③			1		○								兼1
		実世界ロボティクス特論 A	1①			1		○								兼1
		インテリジェントロボット A	1③			1		○								兼1
	小計(5科目)		0	0	5				0	0	0	0	0	兼4		
	生命・フィールド理工学分野	フィールド生物学	1④			1		○								兼1
		地球環境フィールド理工学概論	1③			1		○								兼1
社会基盤工学概論		1②			1		○								兼1	
ゲノム生命システム学		1②			1		○								兼1	
生命構造機能システム学 A		1①			1		○								兼2	
地球環境進化学 A		1③			1		○								兼1	
フィールド実習 A		1②			1										兼17 共同	
都市の地震防災 A		1③			1		○								兼1	
地球環境のデータ解析学		1④			1		○								兼1	
小計(9科目)	—	0	0	9				0	0	0	0	0	兼24			
合計(136科目)		—	5	127	37				15	16	1	2	0	兼72		

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
学位又は称号		修士（工学，学術）		学位又は学科の分野			工学関係							
修了要件及び履修方法						授業期間等								
<p>(修了要件) 2年以上在学し、31単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>(履修方法) 次の科目を含み31単位以上を修得すること。</p> <p>①研究科共通科目 1単位必修，2単位選択必修 ②基礎科目 2単位以上選択 ③ゼミナール・演習，課題研究 14単位必修</p> <p><サステナブル理工学プログラム></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該プログラムは、自然科学研究科全専攻にまたがる分野横断教育として開講する、博士課程5年一貫型の副専攻であり、以下の(1)～(5)の分野から希望するいずれか1つのプログラムを履修することができる。 ・本プログラムの博士前期課程に相当する授業科目（上掲）を履修し、所定の審査を受けた後、博士後期課程相当の授業科目を履修し、プログラム修了に必要な最終審査を受ける。 ・プログラム共通科目には、大学院G S科目の「数理・データサイエンス論A」，「技術マネジメント基礎論A」及び「技術マネジメント基礎論B」を含む。 ・博士前期課程に相当する授業科目の修得要件は以下のとおり。 <p>(1)宇宙理工学分野 プログラム共通科目から「ラボローテーション」及び「数理・データサイエンス論A」を含む3単位以上、当該分野のプログラム専門科目から「衛星システム」，「衛星設計開発A」及び「衛星設計開発B」を含む8単位以上を修得すること。なお、当該分野のプログラム専門科目には大学院G S科目の「宇宙・プラズマ物理学a」，基礎科目の「通信工学特論A」，応用科目（通信システム）の「電磁波工学特論A」及び「電磁波工学特論B」を含む。</p> <p>(2)環境・エネルギー理工学分野 プログラム共通科目から「ラボローテーション」及び「数理・データサイエンス論A」を含む3単位以上、当該分野のプログラム専門科目から「環境・エネルギー工学総論A」，「環境・エネルギー工学総論B」，「環境・エネルギー技術英語基礎」及び「総合日本語」（外国人留学生のみ）を含む7単位（外国人留学生は8単位）以上を修得すること。なお、当該分野のプログラム専門科目には大学院G S科目の「環境・エネルギー工学総論A」及び「環境・エネルギー工学総論B」を含む。</p> <p>(3)数理・ナノ物質理工学分野 プログラム共通科目から「ラボローテーション」及び「数理・データサイエンス論A」を含む3単位以上、当該分野のプログラム専門科目から「数理・ナノ物質理工学概論」を含む7単位以上を修得すること。なお、当該分野のプログラム専門科目には大学院G S科目の「凝縮系物理学基礎a」及び応用科目（電子システム）の「デバイスプロセス工学A」を含む。</p> <p>(4)超スマート社会理工学分野 プログラム共通科目から「ラボローテーション」及び「数理・データサイエンス論A」を含む3単位以上、当該分野のプログラム専門科目から「超スマート社会理工学概論A」及び「超スマート社会理工学概論B」を含む8単位以上を修得すること。なお、当該分野のプログラム専門科目には応用科目（情報システム）の「テクノロジトレンド工学A」及び「テクノロジトレンド工学B」，応用科目（知能システム）の「データマイニング論A」，「データマイニング論B」及び「知能ソフトウェア理論A」を含む。</p> <p>(5)生命・フィールド理工学分野 プログラム共通科目から「ラボローテーション」及び「数理・データサイエンス論A」を含む3単位以上、当該分野のプログラム専門科目から「フィールド生物学」，「地球環境フィールド理工学概論」及び「社会基盤工学概論」を含む7単位以上を修得すること。</p>						1 学年の学期区分	4学期							
						1 学期の授業期間	8週							
						1 時限の授業時間	90分							

教 育 課 程 等 の 概 要

(【既設】理工学域電子情報通信学類)

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
導入科目	大学・社会生活論	1①	1			○			1						
	データサイエンス基礎	1①	1			○			1						
	地域概論	1②	1			○			1						
	小計 (3科目)	—	3	0	0	—	—	—	3	0	0	0	0	—	—
共通教育科目 GS科目	1群(自己の立ち位置を知る)	現代世界への歴史的アプローチ	1①・②・③・④		1		○								兼1
		グローバル時代の政治経済学	1①・②・③・④		1		○								兼1
		グローバル時代の社会学	1①・②・③・④		1		○								兼1
		ケーススタディによる応用倫理学	1①・②・③・④		1		○								兼1
		地球生物圏と人間	1①・②・③・④		1		○								兼1
	2群(自己を鍛える)	哲学(自我論)	1①・②・③・④		1		○								兼1
		パーソナリティ心理学	1①・②・③・④		1		○								兼1
		グローバル時代の文学	1①・②・③・④		1		○								兼1
		健康科学	1①・②・③・④		1		○								兼1
		細胞・分子生物学	1①・②・③・④		1		○								兼2 共同
	エクササイズ&スポーツ 実技	1①・②・③・④		1				○						兼2	
	3群(価値観を表現・する)	クリティカル・シンキング	1①・②・③・④		1		○								兼1
		価値と情動の認知科学	1①・②・③・④		1		○								兼1
		芸術と自己表現	1①・②・③・④		1		○								兼1
		スポーツ科学	1①・②・③・④		1		○								兼1
	4群(世界とつながる)	金沢・能登と世界の地域文化	1②・③・④		1		○								兼1
		日本史・日本文化	1②・③・④		1		○								兼3
		異文化間コミュニケーション	1①・②・③・④		1		○								兼1
		異文化体験A	1②・④		1				○						兼1 集中
		異文化体験B	1②・④		2				○						兼1 集中
		異文化体験C	1②・④		3				○						兼1 集中
		異文化体験D	1②・④		4				○						兼1 集中
		異文化体験E	1②・④		5				○						兼1 集中
		異文化体験F	1②・④		6				○						兼1 集中
		異文化体験G	1②・④		7				○						兼1 集中
		異文化体験H	1②・④		8				○						兼1 集中
	グローバル時代の国際協力	1①・②・③・④		1			○							兼1	
	グローバル社会と地域の課題	1①・②・③・④		1			○							兼1	
	5群(未来に取り組む)	科学技術と科学方法論	1①・②・③・④		1			○							兼1
		統計学から未来を見る	1①・②・③・④		1			○							兼1
		環境学とESD	1①・②・③・④		1			○							兼1
		生活と社会保障	1①・②・③・④		1			○							兼1
		現代社会と人権	1①・②・③・④		1			○							兼1
	6群(新しい社会を生きる)	インテグレートド科学	1①・②・③・④		1			○							兼1
		AI入門	1①・②・③・④		1			○							兼1
		情報の科学	1①・②・③・④		1			○							兼1
		デザイン思考入門	1①・②・③・④		1			○							兼2 共同
		論理学と数学の基礎	1①・②・③・④		1			○							兼1
小計 (38科目)	—	0	66	0	—	—	—	0	0	0	0	0	兼34	—	
GS言語科目(英語)	TOEIC準備 I	1①	1			○								兼1	
	TOEIC準備 II	1②	1			○								兼1	
	TOEIC準備 III	1③	1			○								兼1	
	TOEIC準備 IV	1④	1			○								兼1	
	TOEIC準備 (演習)	2①・②・③・④		1		○								兼1	
	English for Academic Purposes I	1①	1			○								兼1	
	English for Academic Purposes II	1②	1			○								兼1	
	English for Academic Purposes III	1③	1			○								兼1	
	English for Academic Purposes IV	1④	1			○								兼1	
	English for Academic Purposes (Retake)	2①・②・③・④		1			○							兼1	

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考			
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手				
G S 言語科目 (日本語)	アカデミック基礎日本語A	1①	1			○									兼1		
	アカデミック基礎日本語B	1②	1			○									兼1		
	講義の聴解A	1①・③		1		○									兼1		
	講義の聴解B	1②・④		1		○									兼1		
	口頭発表A	1①・③		1		○									兼1		
	口頭発表B	1②・④		1		○									兼1		
	上級読解I A	1①		1		○									兼1		
	上級読解I B	1②		1		○									兼1		
	上級読解II A	1③		1		○									兼1		
	上級読解II B	1④		1		○									兼1		
	日本語で学ぶ論理A	1①・③		1		○									兼1		
	日本語で学ぶ論理B	1②・④		1		○									兼1		
	日本事情A	1①・③		1		○									兼1		
	日本事情B	1②・④		1		○									兼1		
	アカデミック・ライティングA	1①・③		1		○									兼1		
	アカデミック・ライティングB	1②・④		1		○									兼1		
	小計 (26科目)	—	—	10	16	0	—	—	—	0	0	0	0	0	0	兼8	—
	共通教育科目	基礎科目	微分積分学I A	1①	1		○									兼1	
			微分積分学I B	1②	1		○									兼1	
			微分積分学II A	1③	1		○									兼1	
微分積分学II B			1④	1		○									兼1		
線形代数I A			1①	1		○									兼1		
線形代数I B			1②	1		○									兼1		
線形代数II A			1③	1		○									兼1		
線形代数II B			1④	1		○									兼1		
統計数学A			1③	1		○									兼1		
統計数学B			1④	1		○									兼1		
物理学実験			1③~④, 2①~②	2					○							兼1	
物理学I A			1①	1		○									兼1		
物理学I B			1②	1		○									兼1		
物理学II A			1③	1		○									兼1		
物理学II B			1④	1		○									兼1		
化学実験			1③~④, 2①~②	2					○							兼1	
化学I A			1①	1		○									兼1		
化学I B			1②	1		○									兼1		
化学II A			1③	1		○									兼1		
化学II B			1④	1		○									兼1		
地学I A	1①	1		○									兼1				
地学I B	1②	1		○									兼1				
地学II A	1③	1		○									兼1				
地学II B	1④	1		○									兼1				
小計 (24科目)	—	—	0	26	0	—	—	—	0	0	0	0	0	0	兼11	—	
初習言語科目	ドイツ語A 1-1	1①・③		1			○								兼1		
	ドイツ語A 1-2	1②・④		1			○								兼1		
	ドイツ語A 2-1	1①・③		1			○								兼1		
	ドイツ語A 2-2	1②・④		1			○								兼1		
	ドイツ語A 3-1	1①・③		1			○								兼1		
	ドイツ語A 3-2	1②・④		1			○								兼1		
	ドイツ語A 4-1	1①・③		1			○								兼1		
	ドイツ語A 4-2	1②・④		1			○								兼1		
	ドイツ語B-1	2①		1			○								兼1		
	ドイツ語B-2	2②		1			○								兼1		
	ドイツ語C-1	2①・③		1			○								兼1		
	ドイツ語C-2	2②・④		1			○								兼1		
	フランス語A 1-1	1①		1			○								兼1		
	フランス語A 1-2	1②		1			○								兼1		
	フランス語A 2-1	1①		1			○								兼1		
	フランス語A 2-2	1②		1			○								兼1		
	フランス語A 3-1	1③		1			○								兼1		
	フランス語A 3-2	1④		1			○								兼1		

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
共通教育科目 初習言語科目	フランス語A4-1	1③		1				○							兼1
	フランス語A4-2	1④		1				○							兼1
	フランス語B-1	2①・③		1				○							兼1
	フランス語B-2	2②・④		1				○							兼1
	フランス語C-1	2③		1				○							兼1
	フランス語C-2	2④		1				○							兼1
	ロシア語A1-1	1①		1				○							兼1
	ロシア語A1-2	1②		1				○							兼1
	ロシア語A2-1	1①		1				○							兼1
	ロシア語A2-2	1②		1				○							兼1
	ロシア語A3-1	1③		1				○							兼1
	ロシア語A3-2	1④		1				○							兼1
	ロシア語A4-1	1③		1				○							兼1
	ロシア語A4-2	1④		1				○							兼1
	ロシア語B-1	2①・③		1				○							兼1
	ロシア語B-2	2②・④		1				○							兼1
	ロシア語C-1	2①・③		1				○							兼1
	ロシア語C-2	2②・④		1				○							兼1
	中国語A1-1	1①		1				○							兼1
	中国語A1-2	1②		1				○							兼1
	中国語A2-1	1①		1				○							兼1
	中国語A2-2	1②		1				○							兼1
	中国語A3-1	1③		1				○							兼1
	中国語A3-2	1④		1				○							兼1
	中国語A4-1	1③		1				○							兼1
	中国語A4-2	1④		1				○							兼1
	中国語B-1	2①・③		1				○							兼1
	中国語B-2	2②・④		1				○							兼1
	中国語C-1	2③		1				○							兼1
	中国語C-2	2④		1				○							兼1
	朝鮮語A1-1	1①		1				○							兼1
	朝鮮語A1-2	1②		1				○							兼1
	朝鮮語A2-1	1①		1				○							兼1
	朝鮮語A2-2	1②		1				○							兼1
	朝鮮語A3-1	1③		1				○							兼1
	朝鮮語A3-2	1④		1				○							兼1
	朝鮮語A4-1	1③		1				○							兼1
	朝鮮語A4-2	1④		1				○							兼1
	朝鮮語B-1	2①・③		1				○							兼1
	朝鮮語B-2	2②・④		1				○							兼1
	朝鮮語C-1	2①・③		1				○							兼1
	朝鮮語C-2	2②・④		1				○							兼1
	ギリシア語A1-1	1①		1				○							兼1
	ギリシア語A1-2	1②		1				○							兼1
	ギリシア語A2-1	1③		1				○							兼1
	ギリシア語A2-2	1④		1				○							兼1
	ギリシア語A3-1	2①		1				○							兼1
	ギリシア語A3-2	2②		1				○							兼1
	ギリシア語A4-1	2③		1				○							兼1
	ギリシア語A4-2	2④		1				○							兼1
ギリシア語B-1	3①		1				○							兼1	
ギリシア語B-2	3②		1				○							兼1	
ギリシア語C-1	3③		1				○							兼1	
ギリシア語C-2	3④		1				○							兼1	
ラテン語A1-1	1①		1				○							兼1	
ラテン語A1-2	1②		1				○							兼1	
ラテン語A2-1	1③		1				○							兼1	
ラテン語A2-2	1④		1				○							兼1	
ラテン語A3-1	2①		1				○							兼1	
ラテン語A3-2	2②		1				○							兼1	

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
初習言語科目	ラテン語A4-1	2③		1			○								兼1	
	ラテン語A4-2	2④		1			○								兼1	
	ラテン語B-1	3①		1			○								兼1	
	ラテン語B-2	3②		1			○								兼1	
	ラテン語C-1	3③		1			○								兼1	
	ラテン語C-2	3④		1			○								兼1	
	スペイン語A1-1	1①		1			○								兼1	
	スペイン語A1-2	1②		1			○								兼1	
	スペイン語A2-1	1①		1			○								兼1	
	スペイン語A2-2	1②		1			○								兼1	
	スペイン語A3-1	1③		1			○								兼1	
	スペイン語A3-2	1④		1			○								兼1	
	スペイン語A4-1	1③		1			○								兼1	
	スペイン語A4-2	1④		1			○								兼1	
	スペイン語B-1	2①		1			○								兼1	
	スペイン語B-2	2②		1			○								兼1	
	スペイン語C-1	2③		1			○								兼1	
スペイン語C-2	2④		1			○								兼1		
小計 (96科目)		—	0	96	0	—			0	0	0	0	0	0	兼11	—
共通教育科目	自由履修科目	石川県の行政	1③～④	2			○								兼1	
		石川県の市町	1①～②	2			○								兼1	
		健康論実践D	1④	1					○						兼1	
		健康論実践E	1④	1					○						兼1	
		現代社会における保険の制度と役割Ⅰ	1③	1			○								兼1	
		現代社会における保険の制度と役割Ⅱ	1④	1			○								兼1	
		クラウド時代の「ものグラミング」概論	1③～④	2			○								兼1	
		シェルスクリプト言語論1	1①～②	2			○								兼1	
		シェルスクリプト言語論2	1③～④	2			○								兼1	
		地元学A (地域資源調査)	1①	1			○								兼1	
		地元学B (聞き書き)	1②	1			○								兼1	
		シェルスクリプトを用いた「ものグラミング」演習	1①	1				○							兼1	
		イノベーションを起こして、起業家になろう1	1①	1			○								兼1	
		イノベーションを起こして、起業家になろう2	1②	1			○								兼1	
		イノベーションを起こして、起業家になろう3	1③	1			○								兼1	
		イノベーションを起こして、起業家になろう4	1④	1			○								兼1	
		香りと日本文化	1③	1			○									兼1
	心と体の健康A	1③	1			○									兼1	
	心と体の健康B	1④	1			○									兼1	
	未来デザインプラクティス	1①・②・④	1					○							兼1	
	道徳教育および宗教教育をグローバルに考える	1④	1			○									兼1	
	金沢の歴史と文化	1③～④	2			○									兼1	
	日本の伝統芸能	1②	1			○									兼1	
	地域創造学特別講義C	1③	1			○									兼1	
	地域創造学特別講義D	1④	1			○									兼1	
	日本国憲法概説	1③	2			○									兼1	
	日本史要説	2①～②	2			○									兼1	
	東洋史要説	2③～④	2			○									兼1	
	ソーシャルビジネス概論	1①	1			○									兼1	
	行政学の基礎	1①	2			○									兼1	
	ゼミ/角間の里山づくり 春編	1①	1				○								兼1	
	ゼミ/角間の里山づくり 秋編	1③	1				○								兼1	
	コーヒーと社会	1③	1			○									兼1	
	コーヒーと科学	1④	1			○									兼1	
能登・地域活性化演習Ⅰ	1②	1			○									兼1		
能登・地域活性化演習Ⅱ	1②	1			○									兼1		
地学実験	1②～③	2					○							兼1		
生物学実験	1①～②	2					○							兼1		
海洋生化学演習	1①	2				○								兼1		
地域のトップリーダーを繋ぐⅠ	1①	1				○								兼1		

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考					
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手						
共通教育科目	自由履修科目	地域のトップリーダーを繋ぐⅡ		1		○										兼1			
		ローカルキャリアデザインⅠ		1		○											兼1		
		ローカルキャリアデザインⅡ		1		○											兼1		
		環境動態学概説Ⅰ		1		○											兼1		
		環境動態学概説Ⅱ		1		○											兼1		
		Pythonデータ分析入門		1		○											兼1		
		プレゼンテーション演習A		1		○											兼1		
		プレゼンテーション演習B		1		○											兼1		
		コンピュータグラフィクス演習Ⅰ		1					○								兼1		
		コンピュータグラフィクス演習Ⅱ		1					○								兼1		
		動画配信サービスを用いた情報発信演習A		1			○										兼1		
		動画配信サービスを用いた情報発信演習B		1			○										兼1		
		Society 5.0 概論A		1			○										兼1		
		Society 5.0 概論B		1			○										兼1		
		英語セミナー	1①・②・③・④	1			○										兼1		
		ゼミ/アフリカ系人の音楽を通じて知る現代の世界1	1③	1					○								兼1		
		ゼミ/アフリカ系人の音楽を通じて知る現代の世界2	1④	1					○								兼1		
		ドイツ語A(充実クラスⅠ-1)	1③	1					○								兼1		
		ドイツ語A(充実クラスⅠ-2)	1④	1					○								兼1		
		ドイツ語A(充実クラスⅡ-1)	1③	1					○								兼1		
		ドイツ語A(充実クラスⅡ-2)	1④	1					○								兼1		
		フランス語A(充実クラスⅠ-1)	1③	1					○								兼1		
		フランス語A(充実クラスⅠ-2)	1④	1					○								兼1		
		フランス語A(充実クラスⅡ-1)	1③	1					○								兼1		
		フランス語A(充実クラスⅡ-2)	1④	1					○								兼1		
		中国語A(充実クラスⅡ-1)	1③	1					○								兼1		
		中国語A(充実クラスⅡ-2)	1④	1					○								兼1		
小計(67科目)		—	0	80	0	—				0	0	0	0	0	0	兼33	—		
共通教育科目計(254科目)		—	13	284	0	—				3	0	0	0	0	0	兼83	—		
専門教育科目	学域俯瞰科目	アントレプレナーシップ論	1①~④	1			○												
		数学物理学基礎演習A	1③	1				○									兼3	共同	
		数学物理学基礎演習B	1④	1					○								兼3	共同	
		物質化学概論A	2①	1				○									兼4	共同	
		物質化学概論B	2②	1				○									兼4	共同	
		先端テクノロジー概論A	1③	1				○				7						オムニバス	
		先端テクノロジー概論B	1④	1				○				3	1					オムニバス	
		数学物理基礎リテラシー	2①~②	1				○									兼5	オムニバス	
		インフラストラクチャー概論	2①	1				○									兼8	共同	
		地球の科学	2②	1				○									兼8	共同	
		生物科学概論A	1①	1				○									兼14	オムニバス	
		生物科学概論B	1②	1				○									兼7	オムニバス	
		学域GS科目	データサイエンス応用系科目	情報・計算科学基礎	1③	2			○									兼4	オムニバス
	データサイエンス演習			2②	1					○							兼3	共同	
	ケモインフォマティクス演習			1③	1						○						兼1		
	確率・統計解析A			3③	1				○								兼1		
	確率・統計解析B			3④	1				○								兼1		
	信頼性工学A			2③	1				○								兼1		
	信頼性工学B			2④	1				○								兼1		
	プログラミング演習			2①~②	1						○						兼1		
	確率・統計及び演習			2③~④	1							○			1				
	確率論基礎			2③	1				○								兼1		
	実験・調査分析法			2④	1				○								兼1		
	地球惑星データ解析A			2③	1				○								兼1		
	地球惑星データ解析B			2④	1				○								兼1		
	バイオ統計学演習A			2①	1							○					兼1		
	バイオ統計学演習B	2②	1							○					兼1				
バイオデータベース演習A	2①	1							○					兼1					
バイオデータベース演習B	2②	1							○					兼1					

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
学域G S 初學者	アカデミックスキル	1①	1					○			1					
	プレゼン・ディベート論	1②	1					○				1				
	小計 (31科目)	—	3	29	0			—			10	3	0	1	0	兼50
学域G S 言語科目	学域G S 言語科目 I (理工系英語 I)	2①	1				○					1				
	学域G S 言語科目 II (理工系英語 II)	2②	1				○					1				
	小計 (2科目)	—	2	0	0			—			0	1	0	0	0	
専門基礎科目	情報・計算科学基礎	1③		2			○									兼3 共同
	計算科学	1④		2			○									兼2 共同
	データサイエンス演習	1③~④		1				○								兼2 共同
	工業力学	2①		2			○									兼4 共同
	計算機リテラシーA	2①	1				○				1	1				兼2 共同
	計算機リテラシーB	2②	1				○				1	1				兼2 共同
	インフラストラクチャー概論	2①		1			○									兼28 共同
	地球の科学	2②		1			○									兼28 共同
	生命理工学概論A	1③		1			○									兼14 オムニバス
	生命理工学概論B	1④		1			○									兼7 オムニバス
	国際研修A	1・2・3・4①②③④		1					○		1					集中
	国際研修B	1・2・3・4①②③④		2					○		1					集中
	小計 (12科目)	—	2	14	0			—			2	1	0	0	0	兼55
(学類共通基礎)	微分方程式及び演習	1③~④		2			○				1					
	フーリエ解析及び演習	2①~②		2			○					1				
	ベクトル解析及び演習	2①~②		2			○				1					
	複素解析及び演習	2③~④		2			○				1					
	小計 (4科目)	—	0	8	0			—			3	1	0	0	0	
専門教育科目	アルゴリズムとデータ構造A	2①	1				○					1				
	アルゴリズムとデータ構造B	2②	1				○					1				
	Cプログラミング序論A	2①	1				○									兼2 共同
	Cプログラミング序論B	2②	1				○									兼2 共同
	電気回路及び演習A	2①	1				○				1	1				共同
	電気回路及び演習B	2②	1				○				1	1				共同
	電気磁気学及び演習A	2①	1				○					1				共同
	電気磁気学及び演習B	2②	1				○					1				共同
	論理回路A	2①	1				○				1	1				共同
	論理回路B	2②	1				○				1	1				共同
	情報ネットワークA	2①		1			○				1					共同
	情報ネットワークB	2②		1			○				1					共同
	Cプログラミング演習A	2③	1					○				1	1			共同
	Cプログラミング演習B	2④	1					○				1	1			共同
	情報理論A (電気電子コース)	2③		1			○				1	1				共同
	情報理論B (電気電子コース)	2④		1			○				1	1				共同
	情報理論A (情報通信コース)	2③	1				○				1	1				共同
	情報理論B (情報通信コース)	2④	1				○				1	1				共同
	計算機システムA	2③		1			○					1				共同
	計算機システムB	2④		1			○					1				共同
	数値シミュレーションA	3①		1			○						1			共同
	数値シミュレーションB	3②		1			○						1			共同
	情報通信方式A	3①		1			○					1				共同
	情報通信方式B	3②		1			○					1				共同
	電磁波工学A	3①		1			○					1				共同
	電磁波工学B	3②		1			○				1					共同
信号処理A	3①		1			○						1			共同	
信号処理B	3②		1			○						1			共同	
集積回路工学A	3①		1			○				1					共同	
集積回路工学B	3②		1			○				1					共同	
集積回路工学C	3③		1			○				1					共同	
集積回路工学D	3④		1			○				1					共同	
デジタル通信A	3③		1			○									兼1	
デジタル通信B	3④		1			○									兼1	

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
学類共通科目	無線通信システムA	3③		1		○			1							
	無線通信システムB	3④		1		○			1							
	音声音響工学A	3③		1		○			1							
	音声音響工学B	3④		1		○			1							
	小計 (38科目)	—	14	24	0	—	—	—	10	10	0	1	0		兼3	
実践科目	電気電子工学実験第1 (電気電子コース)	2③・④	2					○	3	2						共同
	電気電子工学実験第2 (電気電子コース)	3①・②	2					○	3	1						共同
	電気電子工学実験第3 (電気電子コース)	3③・④	2					○	2	2						共同
	情報通信工学実験第1 (情報通信コース)	2③・④	2					○	1	2						兼1 共同
	情報通信工学実験第2 (情報通信コース)	3①・②	2					○		2		1				共同
	情報通信工学実験第3 (情報通信コース)	3③・④	2					○		2		1				共同
	自主課題研究 (情報通信コース)	3③・④	2					○	4	4	1					兼1 共同
	小計 (7科目)	—	14	0	0	—	—	—	13	15	1	2	0		兼2	
総合科目	学外技術体験実習A	3①・②・③・④		1				○	1							
	学外技術体験実習B	3①・②・③・④		2				○	1							
	工学における倫理と法(電気電子コース)	3①・②	2				○									兼3 オムニバス
	工学における倫理と法 (情報通信コース)	4①・②		2			○									兼3 オムニバス
	卒業研究	4通	8					○	15	16	1	2				兼1 共同
	工業概論	4①・②		2			○		2	1						兼12 オムニバス
	職業指導第1	3③・④		2			○									兼1
	職業指導第2	4①・②		2			○									兼1
	小計 (8科目)	—	10	11	0	—	—	—	15	16	1	2	0		兼17	
専門教育科目	電気回路及び演習C	2③	1				○						1			
	電気回路及び演習D	2④	1				○						1			
	電子回路及び演習A	2③	1				○		1							
	電子回路及び演習B	2④	1				○		1							
	電気磁気学及び演習C	2③	1				○			1						
	電気磁気学及び演習D	2④	1				○			1						
	半導体工学A	2③		1			○		1							
	半導体工学B	2④		1			○		1							
	電気エネルギー変換工学A	2③		1			○		1							
	電気エネルギー変換工学B	2④		1			○		1							
	システム制御基礎A	2③		1			○									兼1
	システム制御基礎B	2④		1			○									兼1
	電子回路及び演習C	3①	1				○		1							
	電子回路及び演習D	3②	1				○		1							
	電気エネルギー伝送工学A	3①		1			○		1							
	電気エネルギー伝送工学B	3②		1			○		1							
	電気機器学A	3①		1			○		1							
	電気機器学B	3②		1			○		1							
	量子力学A	3①		1			○		1							
	量子力学B	3②		1			○		1							
	電子デバイスA	3①		1			○		1							
	電子デバイスB	3②		1			○		1							
	電気電子計測A	3①		1			○									兼1
	電気電子計測B	3②		1			○									兼1
	システム制御A	3①		1			○									兼1
	システム制御B	3②		1			○									兼1
	自動設計・製図A	3①		1			○		1							
	自動設計・製図B	3②		1			○		1							
	システム制御C	3③		1			○									兼1
	システム制御D	3④		1			○									兼1
	伝送回路A	3③		1			○				1					
	伝送回路B	3④		1			○				1					
光エレクトロニクスA	3③		1			○				1						
光エレクトロニクスB	3④		1			○				1						
パワーエレクトロニクスA	3③		1			○			1							
パワーエレクトロニクスB	3④		1			○			1							
高電圧プラズマ工学A	3③		1			○			1							
高電圧プラズマ工学B	3④		1			○			1							

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
専門科目 ／ 電気電子コース	電子物性A	3③		1		○			1							
	電子物性B	3④		1		○			1							
	電気電子材料A	3③		1		○				1						
	電気電子材料B	3④		1		○				1						
	熱・統計力学A	3③		1		○			1							
	熱・統計力学B	3④		1		○			1							
	電気エネルギー発生工学A	3③		1		○										兼1
	電気エネルギー発生工学B	3④		1		○										兼1
	電気法令	4③		1		○										兼1
	小計 (47科目)	—	8	39	0	—			13	4	0	2	0			兼6
専門教育科目 ／ 情報通信コース	情報基礎A	2③		1		○			1							
	情報基礎B	2④		1		○			1							
	形式言語論とオートマトンA	2③		1		○				1						
	形式言語論とオートマトンB	2④		1		○				1						
	電気・電子回路A	2③		1		○			1							
	電気・電子回路B	2④		1		○			1							
	電気磁気学及び演習C	2③		1		○			1	1						
	電気磁気学及び演習D	2④		1		○			1	1						
	コンパイラA	3①		1		○			1							
	コンパイラB	3②		1		○			1							
	オペレーティングシステムA	3①		1		○			1							
	オペレーティングシステムB	3②		1		○			1							
	オブジェクト指向プログラミングA	3①		1		○						1				
	オブジェクト指向プログラミングB	3②		1		○						1				
	システム最適化A	3①		1		○										兼1
	システム最適化B	3②		1		○										兼1
	情報セキュリティA	3①		1		○			1	1						
	情報セキュリティB	3②		1		○			1	1						
	先端情報通信技術論A	3③	1			○			4		1					
	先端情報通信技術論B	3④	1			○			2	4		1				
	情報セキュリティC	3③		1		○			1	1						
	情報セキュリティD	3④		1		○			1	1						
	機械学習A	3③		1		○										兼1
	機械学習B	3④		1		○										兼1
	分散システムA	3③		1		○			1							
	分散システムB	3④		1		○			1							
	データベース論A	3③		1		○				1						
	データベース論B	3④		1		○				1						
	画像情報処理A	3③		1		○				1						
	画像情報処理B	3④		1		○				1						
	情報解析の数理A	3③		1		○				1						
	情報解析の数理B	3④		1		○				1						
	小計 (32科目)	—	2	30	0	—			14	11	1	2	0			兼2
	専門教育科目計 (181科目)	—	55	154	0	—			15	16	1	2	0			兼132
	合計 (435科目)	—	68	435	0	—			15	16	1	2	0			兼210

学位又は称号	学士 (工学)	学位又は学科の分野	工学関係
卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業に必要な単位数124単位以上		1 学年の学期区分	4 期
共通教育科目である導入科目、GS科目 (6群)、GS言語科目、自由履修科目、基礎科目、初習言語科目から44単位以上と、専門教育科目である学域GS科目、学域GS言語科目、専門基礎科目、専門科目から80単位以上を含む、合計124単位以上を修得しなければならない。ただし、共通教育科目は、導入科目の大学・社会生活論、データサイエンス基礎、地域概論のそれぞれ1単位とGS科目 (6群) から計15単位とGS言語科目のTOEIC準備コースとEAPコースのそれぞれ4単位と自由履修科目から2単位以上を含む計28単位以上、及び、基礎科目から16単位以上を含まなければならない。また、専門教育科目は、すべての必修科目の単位と、学域GS科目 (選択必修科目) から2単位以上、専門基礎科目の学類共通科目 (専門基礎) から4単位以上を含まなければならない。		1 学期の授業期間	8 週
各クォーターにおける履修登録許可単位数の上限は12単位を上限とする。ただし、直前2つのクォーターのGPAが2.5以上の場合、その上限は撤廃される。		1 時限の授業時間	90 分
履修科目の登録の上限：12単位 (クォーター)			

授 業 科 目 の 概 要			
(自然科学研究科博士後期課程電子情報通信学専攻)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
大学院GS発展科目	次世代研究者倫理	社会で信頼される研究を遂行するため、研究者には分野を問わず、研究倫理を守ることが求められる。また、科学そのものにも社会的責任を果たすことが求められるようになっている。本授業では、研究者として自立するための倫理、規範意識、科学の社会的責任、研究費について取り扱う。	
	次世代エッセンシャル実践	普段接する機会のない学生同士が分野を超え協働 (communicate) する。互いの研究内容に触れる場と機会 (リトリート) の提供を目的とする。異分野の学生に自身の研究内容を理解できるようプレゼンテーションするトレーニングを行う。	
	次世代イノベーション開拓	本演習は大学院GS科目として、博士の学位を持つ者に必要不可欠となる、イノベーションの遂行、すなわち「システムメーカー」の育成を行うプログラムである。なぜ日本にはGAFAMやBATHが誕生しないのか? その理由はひとえにシステムメイキング (仕組み創り) ができないことにあるのではないか。製品やサービス、或いは技術やノウハウ、知識では優れても社会では役立たない。これらを「モードII」(バックキャストする大学) の発想から、ユニコーン企業群としての新産業化を目指す演習を行う。	
	数理・データサイエンス・AI発展	「数理・データサイエンス・AI」の知識及びデータ分析技術は、この知識集約型社会においては「読み・書き・そろばん」に例えられる必須技能となる。この授業では、授業担当教員による指導を受けながら、AIの仕組み・歴史、機械学習との関係やAI事例、AIプロジェクトの成功確率を高めるための、テーマ選定に関する考え方、AIソフトウェア開発とその関連法律について講義を受ける。その上で、学生は、Excelなどのツールを利用した、ノーコードによるデータ分析、または、Pythonを利用したデータ処理方法及びその分析法のいずれかを選択し、実際のデータ分析の手法について身につける。	
	国際研究実践	海外の大学・研究機関のラボでの実践的体験、もしくは、世界の研究者が集う新産学協働拠点やグローバル企業でのインターンシップをとおり、協働実践と課題突破を学ぶ。	
専門科目	記号力学系とその応用	理工学・計算機科学のあらゆる分野において離散力学系の現象を見ることが出来る。記号力学系と符号化という離散力学系の解析手法を身につけ、記号力学系におけるスライディング・ブロック符号、グラフ表示、状態分裂などの技法を情報理論、計算機科学へ応用できるようにする。	
	超離散数学とトロピカル・ネバリンナ理論	超離散数学は実数体で加法と乗法をmaxと+の二項演算で置き換えて展開する。有理関数や無限級数もこの置換で同様に構成され、複素解析学における諸結果は超離散化で翻訳が可能になる。本講義では、超越有理型関数の取り扱いに必須なR. Nevanlinnaによる値分布理論を超離散化した理論について学ぶ。一変数超離散化有理型関数のグラフは連続な折れ線であり、超越的なものはそこに無限個の山・谷を持つ。この山・谷が複素一変数有理型関数の極零点に対応する。複素解析の豊饒な成果がこの単純な対象に移植し得ること、情深層学習の活性化関数の一つであるReLU関数をmax-plusの意味で線形結合すれば超離散有理関数を得ることなどの学びを通して、履修者が情報工学、特に学習理論への応用可能性を実感できるようになることを目指す。	

授 業 科 目 の 概 要			
(自然科学研究科博士後期課程電子情報通信学専攻)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専 門 科 目	発展方程式特論	授業形態は、本を輪読するセミナー型講義。目標は、抽象的微分方程式である発展方程式の基礎的理論を知り、自然現象や工学に現れる偏微分方程式にどのように応用されるのかを知ることである。授業計画では、まず、Hilbert空間における線形単調作用素とHille-吉田の定理について学び、作用素半群及び発展方程式の関係について学ぶ。その後、Banach空間におけるHille-吉田の定理と線形発展方程式の理論を学ぶ。さらにHilbert空間における非線形発展方程式の高村理論と、それに続くCrandall-Liggettの非線形半群の生成定理とBanach空間における非線形発展方程式理論についても学ぶ。次に自然現象や工学に現れるさまざまな偏微分方程式について学び、それらに発展方程式の理論をどのように適用させるかを学ぶ。	
	代数関数論	代数関数とは代数的多様体上の有理関数を指す。特に代数曲線に関わる代数関数は非線形偏微分方程式の解、代数的暗号・符号法の基礎をなす。本講義では、工学系教育では学び残している集合論、位相幾何、代数学の基礎を学び直し、複素数体上の超楕円曲線に関する閉リーマン面上の有理関数の特徴を学ぶ。特に、種数1の閉リーマン面である楕円曲線上の有理関数の加法性および線形同値の概念がアーベル・ヤコビの定理を通して高次種数の閉リーマン面上の有理関数にどのように一般化されるかを理解する。この加法性および線形同値の概念は、楕円暗号や代数的符号理論の基礎となったものであり、また、1次元非線形格子の支配方程式である戸田格子方程式の超楕円関数解に関わるものである。履修者の専門に応じ、現代科学技術における代数関数の役割が理解できるようになることを目指す。	
	データマイニング特論	機械学習、データサイエンスの発達と普及により、データを分析、応用するための知識と技術力の重要性が増している。本講義では、機械学習やデータ分析の手法として利用される、大量のデータから有用な知識・情報を抽出するデータマイニング手法について解説する。データマイニングの基本的なアルゴリズムを踏まえ、さらに、より高度なデータマイニング手法に関して、その理論とアルゴリズムの詳細を学び、機械学習やデータ分析に必要な知識と技術力の養成を図る。	
	脳神経計算特論	極めて優れた情報処理装置である脳の高次機能の理解は明らかに21世紀科学の中心課題の一つである。高次脳機能を実現している「メカニズム」を明らかにするためには脳の細胞、神経回路、脳領域間のネットワークなどを理解することが重要である。本講義は、学生が ・脳神経計算の背景と必要性を明確に説明でき、 ・脳神経計算の概念を理解し、脳神経計算での問題の解き方について説明でき、 ・更に、脳神経計算システムの概念を理解し、他分野への応用システムを設計できることを目標とする。	
	ネットワーク計算論	本講義では複数のプロセッサを用いて1つの問題を解く並列計算モデルのうち、多数のプロセッサをネットワークで結合したネットワーク計算モデルと呼ばれるモデルを主題として、 ・ネットワーク計算モデルの定義と意義の理解、 ・様々なネットワークトポロジーの定義の理解と、それぞれの特徴に基づくネットワーク計算アルゴリズムの設計と解析、 ・様々なネットワークトポロジー上で基本的な問題を解くアルゴリズムの理解とその性能の解析、 について履修者が修得することを目指す。	
	新機能集積回路設計特論	半導体テクノロジーのおよびCMOS (Complementary Metal-Oxide-Semiconductor)回路技術の著しい進歩を背景として、無線ネットワーク、RF-ID (Radio-Frequency Identification) 技術および電子マネー、AI、新機能センサ、環境発電などの新技術が次々と生み出されている。情報化社会を質的に変革する原動力となっているこれらの新技術において、ブレイクスルーの基になったLSI技術に関する研究が何か、なぜこれまで実現できなかったのか、今後の発展の余地はあるのかといった議論を通して、新技術に関する技術動向や技術評価に関する洞察力の養成を図る。	

授 業 科 目 の 概 要			
(自然科学研究科博士後期課程電子情報通信学専攻)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専 門 科 目	インタフェースデバイス特論	人間と機械との接点であるユーザインタフェースは、コンピュータの中と外をつなぐ技術が重要であり、また携帯性などの観点から、小型の実装が重要となる場面が多い。本講義では、そのようなユーザインタフェースのためのデバイスについて概観し、実際に実装・評価することを通して理解を深める。	
	デジタル映像処理論	大きな情報量を持つ動画情報よりも少ないデータ量で効率よく伝送するための技術が動画画像符号化である。動画画像符号化技術は圧縮性能向上だけでなく、関連する機能的な拡張も求められている。ここでは高能率な映像圧縮技術と応用的な画像処理アルゴリズムを学び、計算機シミュレーション実験による解析・評価を通してアルゴリズム設計と評価技術を習得する。	
	適応信号処理特論	デジタル信号処理において用いられる適応フィルタは広範で実用的である重要なトピックの一つである。適応フィルタ理論の一つである確率的勾配法は機械学習分野においても重要な手法として用いられている。本講義では、近年の適応信号処理において用いられている基本的な適応フィルタから分散ネットワークでの利用等を踏まえ、その線形及び非線形理論と各種アルゴリズムの詳細を学び、最近の適応信号処理に必要な知識と能力の養成を図る。	
	画像LSI特論	画像符号化、コンピュータビジョン、画像認識といった画像処理は通信や放送、車載やロボット、医療や監視、娯楽やマンマシンインタフェースなどの分野で広く身近に使われている。これらの大演算量の画像処理を実時間かつ低電力で行うためのVLSI向けアルゴリズムやVLSIアーキテクチャに関する、画像符号化・復号化LSI、コンピュータビジョンLSI、画像認識LSI及びニューラルネットワークLSIについて講義するとともに、自主課題研究を行う。	
	波動信号処理	複数のアンテナを並べてアレイを構築し、各々のアンテナで送受信される信号の振幅及び位相を制御すると、特定の方向から到来する電波のみを受信する、また特定の方向にだけ電波を放射することが可能である。アレイアンテナによる指向性制御の原理を学び、電波の伝搬環境が時々刻々変化する場合でも常に所望の方向に電波を送受信できる各種信号処理手法を紹介する。また超高分解能到来方向推定手法についても学ぶ。	
	プラズマ波動工学	人類の生存圏を宇宙圏に拡大していく中で、希薄なプラズマで満たされる地球周辺の電磁環境の理解が重要である。プラズマ中の電磁波は、荷電粒子との相互作用により伝搬モードが変化し、反射、屈折、共鳴などが生じる。このため、プラズマ中の電磁波伝搬理論を学び、実際の宇宙環境での電磁波伝搬や衛星通信などにおける宇宙プラズマの影響について理解する力を養成する。そして、プラズマ中での電磁波に関する振る舞い、計測技術について理解し、目的に応じた計測システムを設計、開発できる基礎能力を身につけることを目指す。	
	インテリジェント情報処理	人間の処理能力を超えて増大する情報を効率良く処理・伝達するデータ通信や、各所に分散する情報を検索・相互参照するため、データに内在する意味(ルール)や重要な情報を選択的に抽出・伝送し、人間にわかりやすく示す情報処理・データ通信・大規模データベース・データウェアハウス等の、最先端技術のしくみと次世代を見据えた技術動向を学ぶ。	
	先端セキュリティ技術論	情報のセキュリティを確立するための先進的な技術について学習する。特に現代暗号理論などのセキュリティ基礎技術から応用技術へと、先進的な情報セキュリティ技術が機能する理論とその応用について深く理解する。暗号、デジタル署名、認証、情報ハイディング、量子暗号などのセキュリティ基礎、先端ネットワークセキュリティ、プライバシー向上、匿名性などのネットワークシステムにおけるセキュリティ、その他の実社会でのセキュリティなどについて議論する。	
	電気磁気機械エネルギー変換工学	磁歪振動発電デバイスは振動を磁気現象を介し電力に変換する技術である。このデバイスの電気-磁気-機械の連成モデルの考え方を学修する。また磁歪振動発電のコア材料となる磁歪材料や逆磁歪効果を考慮した磁気回路、振動発電技術を活用するための共振現象、エネルギー変換効率を最大化する回路や条件について文献などを調査し学修する。	

授 業 科 目 の 概 要			
(自然科学研究科博士後期課程電子情報通信学専攻)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専 門 科 目	プラズマ解析学	プラズマは、様々な産業で応用されている。プラズマを理解するにはプラズマ現象・諸特性を予測し、さらには産業応用に必要なプラズマを生み出すことが重要になってきている。プラズマ現象は非常に複雑であるため、その理解には、支配方程式の理解と数値解析によって挙動を予測することが重要である。本講義では、プラズマ解析に関する最新の文献を元に、プラズマ支配方程式を理解し、数値解析により方程式を解いて、プラズマ現象の記述と予測とを可能とすることを目的とする。	
	光集積回路論	光エレクトロニクスは、高度情報化社会を支える重要な基盤技術である。これらの技術には各種の光デバイスが利用されている。そこで、基本法則から出発して主要な光デバイスや光制御の基本原理等を理解することを授業の主題とする。具体的には、自由空間や光導波路内での電磁波の伝搬解析、光の吸収や発光現象の量子論的解析、半導体物性とPNダイオードの理解、レーザ共振と半導体レーザの静的および動的解析、受光素子および太陽電池の解析をする。	
	非平衡プラズマ工学	非平衡プラズマ工学では、ガス温度が電子温度に比べて1~2桁程度低い状態のプラズマを用いた取り扱う。非平衡プラズマを生成する手法として、誘電体バリア放電、容量結合型放電、誘導結合型放電、マイクロ波放電などのプラズマ生成の原理および装置構成を学修する。非平衡プラズマの電子密度、電子温度、化学活性種密度などの内部状態を診断するための様々な手法を学び、非平衡プラズマと固体・液体・気体との化学反応や物理現象を理解するための知識を修得する。	
	薄膜電子工学	半導体や誘電体等種々の薄膜電子材料を用いて作製される薄膜素子の動作原理と設計手法について専門的知識を得ると共に、各種薄膜素子における薄膜素子の利用形態と実装技術について基本的知識を修得し、さらに課題研究を通して実践的知識を修得することを目標とする。薄膜素子に関連した薄膜材料の作製方法、薄膜電子材料の物性評価手法、薄膜素子の動作原理、薄膜素子の構造と作製プロセス等のテーマに関する課題研究を主体とし、文献調査、レポート提出、プレゼンテーションや質疑応答などを行う。	
	酸化物デバイスプロセス論	酸化物デバイスプロセス論では、Siデバイスに対するトレードオフな技術を基軸とする金属酸化物を対象としたデバイスプロセス構築を学ぶ。対象とするプロセス技術として、単結晶育成、薄膜堆積、エッチングなどの基本的なプロセスの原理および装置構成を学習する。酸素不定比性、組成制御などの金属酸化物に固有の原理的制約やそれらに対処する概念・アプローチを学び、酸化物デバイスプロセスの構築を資する知識を修得する。	
	表面制御工学	あらゆる物には必ず表面・界面が存在し、それは材料そのものの性質にも大きく影響を与える。本講義では、表面・界面制御の応用について学ぶ。本講義では、表面・界面構造、表面計測・観察技術、結晶性評価・組成・構造評価技術、そして半導体エレクトロニクスにおける表面・界面技術の理解を深めることを目的とする。	
	通信用二次電池工学	普段意識することなく利用している通信は、日々の生活だけでなく、激甚災害時のライフラインとしても大きな役割をはたしている。通信網を構成する基地局は、災害等の停電時にも電力を供給し通信を確保し続けるために多くの定置用二次電池を備えている。また、その通信を利用するモバイル通信端末は、動力源としてリチウムイオン電池に代表される二次電池を用いており、電池の発展とともに機能を向上させてきた。本講義では、大きさや用途が異なる様々な通信用二次電池の役割や歴史を紐解き、これからの世界で求められる二次電池のあり方やその実現可能性について考察する。	
	グリーンテクノロジー学	サステナブルな社会実現に向けて、省エネルギー、資源の有効利用、環境破壊の防止は現在の大きな課題である。日本では「2050年カーボンニュートラル宣言」において、2050年までに脱炭素社会を実現し、温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目標としている。本講義では、環境負荷低減に向けた世の中の動向・最新の技術について紹介し、「カーボンニュートラル」と「経済成長」を両立させる新しい考え方・価値観について考察する。	

授 業 科 目 の 概 要			
(自然科学研究科博士後期課程電子情報通信学専攻)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専 門 科 目	IoTシステム最適化学	Internet of Things (IoT) システムの構成要素(デバイス、通信ネットワーク、サーバ)と、目的を実現する上で最適なIoTシステムを構築する上で考慮すべき事項を説明する。また、IoTシステムの試作を通して受講者の理解を深める。	
	LSIアーキテクチャ設計工学	組込ハードウェアで技術の差別化(機能・性能・コスト)要素を実現する重要な手段の一つであるLSIアーキテクチャ設計技術を教示する。具体的には、手法としてC言語によるLSI設計手法(高位LSI設計技術)を選択し、システム設計からSoCやマイコン搭載FPGAなどで差別化要素を実現する技術を教示する。	
	宇宙機の動力学特論	宇宙機の姿勢制御、軌道計画は宇宙技術の重要な要素であり、宇宙利用の多様化や高度化を背景に現在も様々な研究が進められている。一方、これらの要素は宇宙機に特有の環境条件(無重力、中心力場、低外乱)を前提としていることから地上での感覚とは異なり、これらの研究に取り組むには専門的な背景知識が必要となる。本科目では姿勢推定、姿勢制御、軌道計画などのトピックスから一つを学生が選び、教員が指定する専門書または学術論文をもとに背景知識を獲得する。さらに激動する宇宙産業のトレンドから、宇宙技術要素の将来の発展の方向性について議論する。	
	科学衛星情報処理特論	科学衛星による宇宙環境計測は、人類の宇宙進出や我々の安全な生活を支える重要な基盤技術である。本講義では、科学衛星の通信システム、機上データ処理技術、地上における科学衛星運用・科学データ処理システム等に注目し、近年高度化する科学衛星開発と運用に関わる諸技術を理解することを目的とする。	
	次世代ネットワーク特論	次世代ネットワーク技術の著しい進歩を背景として、メタバース、情報指向ネットワーク、量子ネットワーク、人工知能とネットワーク、5G/6G、モノのインターネット、ソフトウェア定義ネットワーク、モビリティ、未来ネットワークセキュリティ、ブロックチェーン、レジリエントネットワークなどの新技術が次々と生み出されている。未来社会を支える情報基盤技術であるネットワーク技術が何か必要なのか、なぜ必要なのか、何を研究しているか、何か重要な課題があるかといった議論を通して、未来ネットワークアーキテクチャの設計思想と設計理念と最前線の研究最中の各種の次世代ネットワークを集中講義で理解させる。	
	ワイドギャップ半導体特論	エネルギー的に持続的発展可能な社会実現のため、電力の高効率利用を可能にするワイドギャップ半導体を用いたパワーデバイス、電子デバイスが研究されている。このワイドギャップ半導体に関する要素技術として、ワイドギャップ半導体の成膜技術、酸化膜成膜技術、金属堆積技術、表面・界面制御技術、そして、それらを組み合わせたデバイス応用技術の理解を深め、課題抽出とその解決に必要な能力の養成を図る。	
	衛星設計開発特論	小型人工衛星の設計・開発および運用について、実践的な知識を習得する。衛星機上システムにおけるバスシステム(電源、構造、通信等、衛星の稼働を継続させるのに必要なシステム)に加え、地上局の構成・運用および、衛星に送信するコマンドの設計、衛星から受信するデータの蓄積・処理等について統合的に学習する。	
専 攻 共 通 科 目	自然科学特別研究	この授業科目において履修者は、正規の修業年限内に学位(博士)を取得するために必要な研究指導を担当教員から受け、学位論文の作成をする。 1. 研究課題の立案と遂行 2. 学位論文をまとめ、提出 3. 学位論文の内容の口頭発表と討論 (1 秋田 純一) インタフェースデバイスに関する研究指導と論文指導を行う。 (2 石島 達夫) 低温プラズマの生成、評価、応用に関する研究指導と論文指導を行う。 (3 猪熊 孝夫) 機能性薄膜の成膜とデバイス応用に関する研究指導と論文指導を行う。	

授 業 科 目 の 概 要			
(自然科学研究科博士後期課程電子情報通信学専攻)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専門共通科目	自然科学特別研究	(4 上野 敏幸) 振動発電とエネルギーハーベスティングに関する研究指導と論文指導を行う。 (5 笠原 禎也) 計測データの高速信号処理、電波を利用した逆問題解析、学術データ利活用システムに関する研究指導と論文指導を行う。 (6 蚊戸 宣幸) 構造化個体群変動モデルと関連する最適制御問題に関する研究指導と論文指導を行う。 (7 北川 章夫) 新機能LSI、センサネットワーク、エネルギーハーベスティングに関する研究指導と論文指導を行う。 (8 田中 康規) 高気圧熱プラズマ、アークプラズマの基礎応用に関する研究指導と論文指導を行う。 (9 藤解 和也) 古典的及び超離散的有理型関数の値分布理論とその応用に関する研究指導と論文指導を行う。 (10 徳田 規夫) ダイヤモンド半導体に関する研究指導と論文指導を行う。 (11 松谷 茂樹) 代数関数、量子ウォーク、非線形現象などの数理学に関する研究指導と論文指導を行う。 (12 満保 雅浩) セキュアシステム、暗号技術、新分野でのセキュリティ・プライバシーに関する研究指導と論文指導を行う。 (13 八木谷 聡) 電磁界計測に関する研究指導と論文指導を行う。 (14 井町 智彦) 科学衛星の設計開発および電磁界観測に関する研究指導と論文指導を行う。 (15 今村 幸祐) 画像・映像処理技術に関する研究指導と論文指導を行う。 (16 尾崎 光紀) プラズマ波動工学、電磁界センサ開発、宇宙用ASICに関する研究指導と論文指導を行う。 (17 川江 健) 機能材料とプロセスに関する研究指導と論文指導を行う。 (18 莊司 泰弘) 宇宙機の姿勢運動、計測、制御に関する研究指導と論文指導を行う。 (19 唐堂由其) ニューラルネットワーク、深層学習、人工知能とその応用に関する研究指導と論文指導を行う。 (20 南保 英孝) 人工知能、機械学習、深層学習とその応用に関する研究指導と論文指導を行う。 (21 藤崎 礼志) 離散力学システムに関する研究指導を論文指導を行う。 (22 松田 昇也) 高分解能な計測データの処理に関する研究指導を論文指導を行う。 (23 松林 昭) ネットワークと並列計算に関する研究指導を論文指導を行う。 (24 松本翼) ダイヤモンド電子デバイスに関連する研究指導と論文指導を行う。 (25 丸山 武男) 光エレクトロニクス、光給電、量子センサに関する研究指導と論文指導を行う。 (26 深山 正幸) 画像・周囲環境認識用VLSIに関する研究と論文作成を指導する。	

授 業 科 目 の 概 要			
(自然科学研究科博士後期課程電子情報通信学専攻)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専攻共通科目	自然科学特別研究	(27 李 睿棟) 未来ネットワーク(情報指向ネットワーク、量子ネットワーク、メタバース、人工知能とネットワーク、IoT、Web3.0等)と未来モバイルネットワーク(5G/6G、モビリティ等)に関する研究指導と論文指導を行う。 (41 荒武 淳) 二次電池とその応用技術に関する研究指導と論文指導を行う。 (42 蓑輪 浩伸) グリーンテクノロジーに関する研究指導と論文指導を行う。 (43 峯岸 孝行) SoC(Sysyem on a Chip)の設計技術に関する研究指導と論文指導を行う。 (44 松田 哲史) IoTシステムの構成法、設計技術、評価技術、応用技術に関する研究指導と論文指導を行う。	
	ジョブ型研究インターンシップ	長期かつ有給の研究インターンシップに参加することにより、自身の研究力向上と実践力養成を図る。	
サステナブル理工学プログラム	プログラム共通科目	異分野研究	所属する研究室を異にする研究室で1か月滞在し、当該研究室で自らの研究と関連する最新の科学技術や産業界の動向などを学び、実際に実験研究・理論研究を行い、自らの専門分野にとらわれない幅広い知識やスキルを得る。
		国際コミュニケーション演習	英語による授業履修、英語論文作成能力、英語による発表能力、討論能力を高めることを目的として、高度に実践的な技術英語教育を行う。この授業は本コース外国人教員が担当する。英語能力としてTOEIC750点以上を目標とする。
		国際プレゼンテーション演習	本演習では、受講者は実験/研究を行った上でプレゼンテーション資料を作成し、使用言語を英語とする「金沢大学理工学際フォーラム」で研究発表を行う。大学院担当教員、海外からの客員教員、研究員、自然科学研究科の一般コース学生、金沢大学短期留学プログラムの留学生の参加を得て、プログラム外の学生・教員との相互交流を促進する。
		国際プロジェクト演習	海外の研究機関等に留学したり国際会議で発表する演習を通して、主たる研究分野の深化、または主たる研究分野の守備範囲を広げ周辺の学際的な研究を推進するための研究情報交換などを行うスキルを得る。さらに英語による研究議論を行うことで、国際的に活躍するための実践力を身につけることも目指す。
		長期インターンシップ	海外の民間企業、公的研究機関などにおいて長期インターンシップを行う。受講生は、企業における研究・開発活動に携わり、企業マインド、グローバルな事業の展開、業務上の時間管理、コスト意識など、大学での研究活動では実感できない実践的研究を体験する。
		海外フィールドワーク	指導教員の指導の下で、地域情報収集、専門的研究方法、コミュニケーション力などの高度なフィールドワーク方法を習得する。各科学的アプローチに対応したフィールドワーク(科学実験を含む)を海外において実習する。フィールドワークの内容やスケジュールについては、受講生の専門分野や派遣先の事情に応じて、オーダーメイドの計画を設定する。

授 業 科 目 の 概 要				
(自然科学研究科博士後期課程電子情報通信学専攻)				
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考	
サ ス テ ナ ブ ル 理 工 学 プ ロ グ ラ ム	プ ロ グ ラ ム 専 門 科 目	プロジェクトマネジメント	人工衛星を題材とし、プロジェクトマネジメントについて学ぶ。プロジェクトマネジメントの基本を学び、人工衛星プロジェクトを例題として実習を行う。プロジェクトの基本から始めて、テーマ・目標設定、立ち上げ・計画、実行・管理、リスク・問題管理、プレゼンの一連の流れを実習する。	
		宇宙ミッション創出概論	宇宙ミッションを創出する際に必要な過程を理解し、それに必要なスキルを身につける。実際の宇宙ミッションに関する提案書を参考に、ミッションを創出する際に検討すべき事項を把握する。それに基づいて、自らが考案したミッションを提案する。	
		衛星機器開発特論	金沢大学衛星の開発に実際に携わり、「設計、製作、評価」の一連の流れを経験することで、宇宙用機器レベルの高度な技術的ノウハウと、大型プロジェクトにおける開発の進め方を習得する。人工衛星の仕組み、基本構造を理解し、設計、製作、評価の基本的な流れに習熟する。高い水準での組み立て・試験等作業のノウハウを身につけ、大型プロジェクトの推進方法や、その中での責任分担者としての姿勢を学習する。	
		宇宙物理学特論	宇宙物理学に関する教科書やレビュー論文を通じて、最新の研究動向を理解する。宇宙物理学に関するレビュー論文等を用いたゼミを行い、学生の担当者は、課題とそれに関連する物理過程について発表する。ゼミにおける議論を行う中で最新の宇宙物理学を理解する。	
		太陽地球系科学特論	太陽地球系科学における基本原理と最新の研究動向を、テキストやタイムリーな話題を紹介する論文を素材に、担当教員とのディスカッションや文献調査等を通じて学ぶ。文献調査に基づき学習した内容をベースに、学生自身が興味を持った課題について掘り下げ、その調査・解析結果等をレポートにまとめる。	
	環 境 ・ エ ネ ル ギ ー 理 工 学 分 野	環境・エネルギー理工学特論	環境およびエネルギー分野における技術と工学の概要に関して、最新の話題を紹介する。SDGsなどの社会科学的な視点も含め、分野横断型の環境エネルギー領域において基盤となる知識を理解するとともに、各自が行う博士研究への波及を意識した講義を実施する。具体的には、下水処理・水環境、浄水場・廃棄物物理立場見学、大気環境保全技術、環境計画、環境材料、電気電子エネルギー・有機薄膜太陽電池、風力エネルギー、SDGsについて講義を行う。	
		技術経営論	本講義は、技術経営（MOT）とは何か、その必要性、その背景、構成する基礎分野、応用など事例紹介も交えて興味深く紹介し、技術経営学を学ぶ動機付けになるよう、科学技術政策、技術動向、技術史、開発計画、品質評価、危機管理に重点を置いた講義を展開する。この講義の目的は、技術経営（MOT）の概念、必要性、その背景及び構成する基礎分野の理解、課された課題に対してMOTの観点から適切な解決策を検討、個別専門分野から少し離れた俯瞰的視野から技術を検討できること、自らの長期的なキャリアを設計できることである。	
		イノベーション方法論	産業のグローバル化や国際分業が進行する中、地域に根ざした企業や高度な専門知識を基盤とする企業が、どのようにして市場環境の変化に対応し、革新的で競争力のある製品やサービスを生み出しているのか、事例により学ぶ。また、日常のアイデア、専門知識、研究・開発成果から商品やサービスを考え、具体化するための方法について、演習やグループ討論による疑似体験を通して学ぶ。本科目には、ベンチャー企業の創業者や新事業のリーダーによる、起業体験や新しい産業の動向に関する講義が多数含まれている。	

授 業 科 目 の 概 要				
(自然科学研究科博士後期課程電子情報通信学専攻)				
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考	
サステナブル理工学プログラム プログラム専攻科目	数理・ナノ物質理工学分野	数理・ナノ物質理工学特論1	数物科学分野において、物質化学分野または電子情報通信学分野との融合・学際領域に重点をおいた先端的な研究内容の講義を行い、学問分野の魅力を一瞥するとともに、異分野融合や学際科学の重要性を理解させる講義を行う。この授業では、固体物質または表面・界面物質等について、先端的数理科学手法、あるいは新規物性研究手法といった数物科学的手法に基づいた研究手法を学んだ上で、ナノ化学物質または新マテリアル物質と関連する先端的な総合研究報告論文、原著研究論文または解説論文について詳細に学習し、履修者の研究へ関係づける訓練を行う。	
		数理・ナノ物質理工学特論2	物質化学分野または電子情報通信学分野に重点をおいた先端的な研究内容の講義を行い、学問分野の魅力を一瞥するとともに、異分野融合や学際科学の重要性を理解させる講義を行う。本授業では、ナノ化学分野またはマテリアル物質分野の先端的な研究手法について学んだ上で、物理学や計算科学、シミュレーション科学分野を含む、関連する先端的な総合報告論文、原著論文または解説論文について学習し、履修者の研究へ関係づける訓練を行う。	
	超スマート社会理工学分野	超スマート社会理工学領域探索1	この授業の主題は、学生自身が取り組んでいる研究課題に関連する、超スマート社会理工学の領域における問題を探索し、自身の研究との融合の可能性を探る。これにより、融合研究の手法について学ぶことである。学生自身が取り組んでいる研究課題に関連する、超スマート社会理工学の領域における問題を探索し、異分野融合研究の手法について学ぶ。この授業では、学生自身が取り組んでいる研究課題に関連する、超スマート社会理工学の領域における問題の探索と融合研究の立案を行う。	
		超スマート社会理工学領域探索2	この授業の主題は、学生自身が取り組んでいる研究課題に関連する、超スマート社会理工学の領域における問題を探索し、自身の研究との融合の可能性を探る。これにより、融合研究の手法について学ぶことである。学生自身が取り組んでいる研究課題に関連する、超スマート社会理工学の領域における問題を探索し、異分野融合研究の手法について学ぶ。この授業では、立案した融合研究の評価及び評価結果に基づいた融合研究方法の修正と再評価を行う。	
	生命・フィールド理工学分野	フィールド生物学特論	生態学、水産増養殖学などフィールドに関係した現在の研究内容や研究の面白さ、フィールド研究におけるポイントについて講義を行う。現代社会を取り巻く生命や地球環境に関わる課題について、博士前期課程で履修したフィールド生物学の内容を発展させ、生態学、農地再生、微生物、DNA解析、海洋生物学、養殖技術のフィールドにおいて、調査やデータ分析を様々な視点で行い、様々な生命現象に対して包括的かつ高度な課題解決を立案し、実施できる能力を身につける。	
		地球惑星科学特論	本授業では、地球惑星科学における各分野、すなわち地質・古生物学、岩石学、鉱物学、地球物理学、表層地球科学、地球年代学、環境科学の各分野における最新の研究テーマや研究成果について、その背景となる既往研究と合わせて概観する講義を行う。本講義で学んだ知識を自身の博士研究における新たな研究課題や分野横断型の研究テーマ構築へのヒントを得ることを目標とする。	
		社会基盤工学特論	社会基盤工学特論では、安全・安心な社会の実現とその持続可能な発展を支える社会インフラの整備と技術革新を対象に、最新の知見や研究動向およびその基盤技術を学ぶ。その目標は、土木・防災分野におけるフィールド研究やプロジェクトを題材に社会基盤工学に関わる先端技術な研究動向を把握し、多角的な専門知識を修得させることである。本授業では、構造物、建設材料、地盤、河川、海岸に関する多様な視点から、社会インフラの課題解決に向けた取り組みについて講義を行う。	

(1) 都道府県内における位置関係の図面

キャンパス位置図

石川県・金沢市の位置 Location of Ishikawa Pref. and Kanazawa

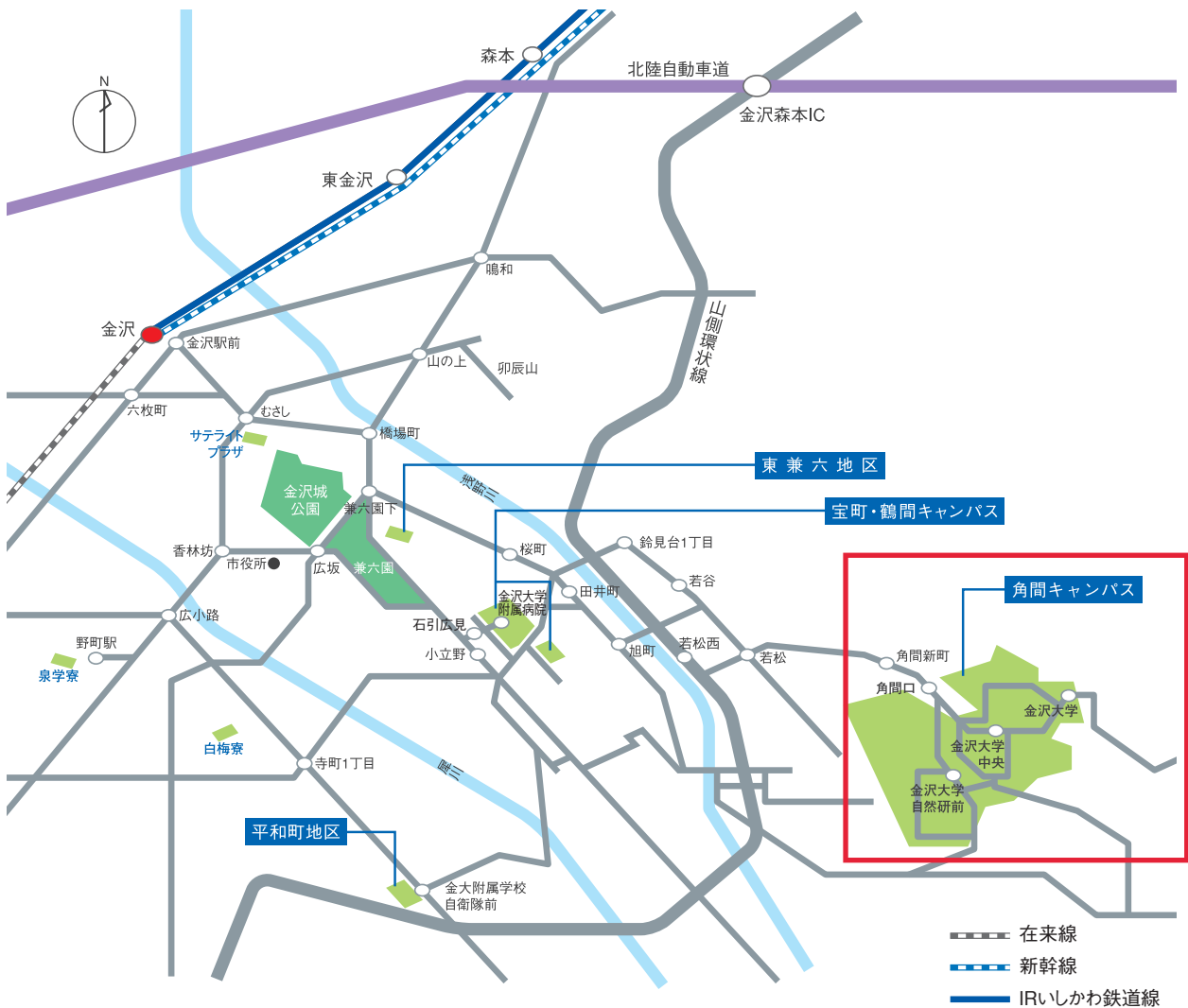


図面 - 1

(2) 最寄り駅からの距離, 交通機関及び所要時間がわかる図面

キャンパス位置図

金沢市内



東京方面から金沢へのアクセス

- 航空機利用
羽田空港→小松空港 所要約1時間
(小松空港→金沢駅は北陸鉄道バスで約1時間)
- JR利用
東京→金沢 新幹線かがやき 所要約2時間30分
新幹線はくたか 所要約3時間

名古屋方面から金沢へのアクセス

- JR利用
名古屋→金沢 新幹線,特急しらさぎ 所要約2時間40分

大阪・京都方面から金沢へのアクセス

- JR利用
大阪→京都→金沢 特急サンダーバード 所要約2時間40分

金沢駅から主要キャンパスへのアクセス (北陸鉄道バス利用の場合)



- 角間キャンパス
<「金沢大学自然研前」,「金沢大学中央」,「金沢大学(角間)」>まで
所要約35分
金沢駅兼六園口(東口)⑦乗場→93,94,97「金沢大学(角間)」行
- 宝町・鶴間キャンパス<「小立野」バス停下車>まで 所要約20分
金沢駅兼六園口(東口)⑥乗場→⑪「東部車庫」行など
金沢駅兼六園口(東口)⑦乗場→⑬「湯谷原・医王山」行など
金沢駅金沢港口(西口)⑤乗場→⑩「東部車庫」行など

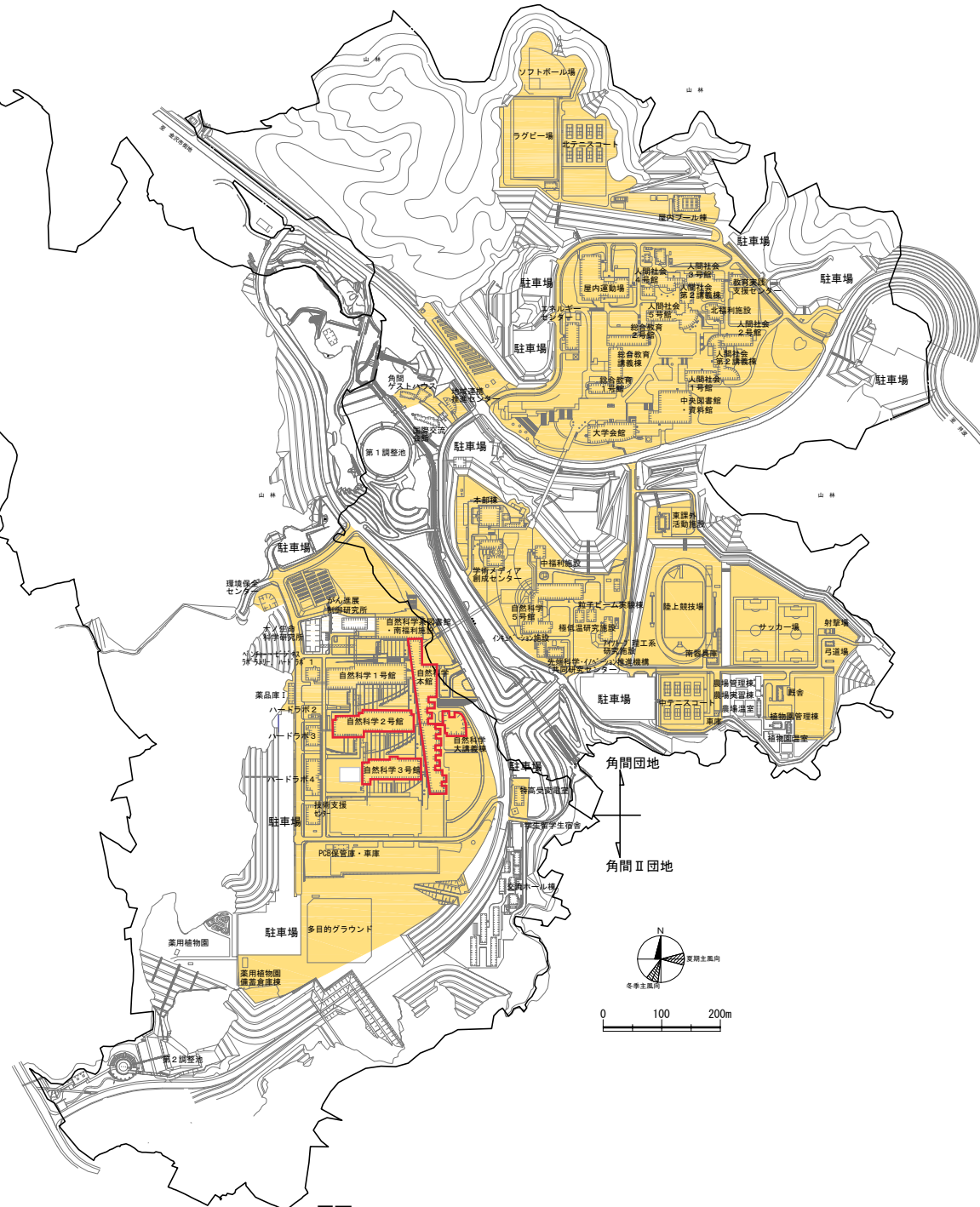


(3) 校舎, 運動場等の配置図

金沢大学角間キャンパス配置図

凡例

	申請建物 校舎面積： 66,383㎡
	校地面積： 537,407㎡



図面 - 3

○金沢大学学則（案）

（平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号）

改正

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)

第 2 章 組織

第 1 節 教育研究組織(第 5 条—第 18 条)

第 2 節 職員等(第 19 条—第 26 条)

第 3 節 教授会等(第 27 条—第 34 条)

第 4 節 事務組織(第 35 条)

第 5 節 技術支援組織(第 35 条の 2)

第 3 章 学生

第 1 節 学年等及び休業日(第 36 条・第 37 条)

第 2 節 修業年限及び在学年限(第 38 条—第 40 条)

第 3 節 入学(第 41 条—第 47 条)

第 4 節 教育課程, 履修方法等(第 48 条—第 58 条)

第 5 節 卒業要件及び学位授与(第 59 条—第 61 条)

第 6 節 休学, 復学, 転学, 留学, 退学及び除籍(第 62 条—第 68 条)

第 7 節 賞罰(第 69 条・第 70 条)

第 8 節 検定料, 入学料及び授業料(第 71 条—第 82 条)

第 4 章 研究生, 科目等履修生, 特別聴講学生及び外国人留学生(第 83 条—第 87 条)

第 5 章 学生寄宿舍(第 88 条)

第 6 章 共同教育課程(第 89 条)

第 7 章 特別の課程(第 90 条)

第 8 章 公開講座(第 91 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第1条 金沢大学(以下「本学」という。)は、教育、研究及び社会貢献に対する国民の要請にこたえるため、総合大学として教育研究活動等を行い、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この学則において「学域」とは、学校教育法第85条ただし書の規定に基づく、教育上の目的を達成するための組織をいう。

2 この学則において「学類」とは、学域において学生の受入れと専門教育実施の基本的な単位をいう。

3 この学則において「コース」とは、学類において個別の学問領域に基礎を置く専門教育に係るカリキュラムの基本単位及びその履修の体系をいう。

4 この学則において「研究域」とは、研究上の目的を達成するための組織をいう。

5 この学則において「系」とは、研究域及び第5条の3に定める国際基幹教育院に所属する教員の専門領域に基づいて分類した所属の単位をいう。

6 この学則において「附属教育研究施設」とは、特定の学類の教育及び当該分野の研究に必要な施設をいう。

7 この学則において「学内共同教育研究施設」とは、教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行う施設又は教育若しくは研究のため共用する施設をいう。

8 この学則において「学内共同利用施設」とは、教員その他の者が共同して利用する施設をいう。

9 この学則において「部局」とは、教員が所属又は関与し、教育、研究、診療その他の大学運営に重要な事項を実施するための組織をいう。

(自己点検評価及び研修等)

第3条 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価(以下「自己点検評価」という。)並びに授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行うものとする。

2 自己点検評価及び研修等については、別に定める。

(情報の積極的な提供)

第4条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他によって、積極的に情報を提供するものとする。

第2章 組織

第1節 教育研究組織

(未来創成教育環)

第5条 本学に、未来創成教育環を置く。

2 未来創成教育環に関し必要な事項は、別に定める。

(学域、学類並びに課程、コース及び専攻)

第5条の2 本学に、次に掲げる学域、学類並びに課程、コース及び専攻を置く。

融合学域

先導学類

観光デザイン学類

スマート創成科学類

人間社会学域

人文学類

法学類 公共法政策コース，企業関係法コース，総合法学コース

経済学類 エコノミクスコース，グローバル・マネジメントコース

学校教育学類 共同教員養成課程

地域創造学類

国際学類

理工学域

数物科学類

物質化学類

機械工学類 機械創造コース，機械数理コース，エネルギー機械コース

フロンティア工学類

電子情報通信学類 電気電子コース，情報通信コース

地球社会基盤学類 地球惑星科学コース，土木防災コース，環境都市コース

生命理工学類 生物科学コース，海洋生物資源コース，バイオ工学コース

医薬保健学域

医学類

薬学類

医薬科学類 生命医科学コース，創薬科学コース

保健学類 看護学専攻，診療放射線技術学専攻，検査技術科学専攻，理学療法学専攻，作業療法学専攻

2 各学域の入学定員及び収容定員は、別表第一のとおりとする。

3 学域及び学類の人材の養成に関する目的その他の教育上の目的並びに運営に必要な事項は、別に定める。

4 次の学類に、次に掲げる附属教育研究施設を置く。

人間社会学域学校教育学類

附属幼稚園，附属小学校，附属中学校，附属高等学校及び附属特別支援学校(以下「附属学校」という。)

医薬保健学域薬学類

附属薬用植物園

5 附属特別支援学校は、知的障害者に対する教育を行うことを目的とする。

6 附属教育研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

(国際基幹教育院)

第5条の3 本学に、国際基幹教育院を置く。

2 国際基幹教育院に、次に掲げる部及び系を置く。

総合教育部

GS教育系、外国語教育系

3 前条第2項の規定にかかわらず、前項の総合教育部に、文系又は理系の区分のみを定めて行う本学の入学者を選抜するための試験により入学した者を学類へ移行するまでの間、所属させる。

4 国際基幹教育院に関し必要な事項は、別に定める。

(大学院)

第6条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に、次に掲げる研究科及び専攻を置く。

人間社会環境研究科

(前期2年の博士課程)

人文学専攻、経済学専攻、地域創造学専攻、国際学専攻

(後期3年の博士課程)

人間社会環境学専攻

自然科学研究科

(前期2年の博士課程)

数物科学専攻、物質化学専攻、機械科学専攻、フロンティア工学専攻、電子情報通信学専攻、地球社会基盤学専攻、生命理工学専攻

(後期3年の博士課程)

数物科学専攻、物質化学専攻、機械科学専攻、フロンティア工学専攻、電子情報通信学専攻、地球社会基盤学専攻、生命理工学専攻

医薬保健学総合研究科

(修士課程)

医科学専攻

(博士課程)

医学専攻、薬学専攻

(前期2年の博士課程)

創薬科学専攻、保健学専攻

(後期3年の博士課程)

創薬科学専攻、保健学専攻

先進予防医学研究科

(博士課程)

先進予防医学共同専攻

新学術創成研究科

(前期2年の博士課程)

融合科学共同専攻, ナノ生命科学専攻

(後期3年の博士課程)

融合科学共同専攻, ナノ生命科学専攻

法学研究科

(修士課程)

法学・政治学専攻

(専門職学位課程)

法務専攻

教職実践研究科

(専門職学位課程)

教職実践高度化専攻

3 大学院(連合大学院を含む。)に関し必要な事項は, 別に定める。

第6条の2 削除

(別科)

第7条 本学に, 養護教諭特別別科を置く。

2 別科に関し必要な事項は, 別に定める。

(研究域及び系)

第8条 本学に, 次に掲げる研究域及び系を置く。

融合研究域

融合科学系

人間社会研究域

人文学系, 法学系, 経済学経営学系, 学校教育系, 地域創造学系, 国際学系

理工研究域

数物科学系, 物質化学系, 機械工学系, フロンティア工学系, 電子情報通信学系,
地球社会基盤学系, 生命理工学系

医薬保健研究域

医学系, 薬学系, 保健学系

2 研究域に附属研究センターを置くことができる。

3 研究域, 研究域に置く系及び附属研究センターに関し必要な事項は, 別に定める。

(附属病院)

第9条 本学に, 附属病院を置く。

2 附属病院は, 医薬保健学域のための教育研究施設とする。

3 附属病院に関し必要な事項は, 別に定める。

(統合創成研究環)

第10条 本学に, 統合創成研究環を置く。

2 統合創成研究環に関し必要な事項は別に定める。

(附置研究所等)

第10条の2 本学に、次に掲げる附置研究所等を置く。

がん進展制御研究所
ナノ生命科学研究所
ナノマテリアル研究所
設計製造技術研究所
高度モビリティ研究所
古代文明・文化資源学研究所
先端観光科学研究所

2 附置研究所等に関し必要な事項は、別に定める。ただし、ナノ生命科学研究所については、自主独立した拠点形成の推進を図るため、その運営に関して特例措置を適用することができるものとする。

(附属図書館)

第11条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に、中央図書館(自然科学系図書館を含む。)及び医学系分館を置く。
3 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(学内共同教育研究施設)

第12条 本学に、次に掲げる学内共同教育研究施設を置く。

学術メディア創成センター
環日本海域環境研究センター
疾患モデル総合研究センター
子どものこころの発達研究センター
先進予防医学研究センター
環境保全センター
未来知実証センター

2 学内共同教育研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

(保健管理センター)

第13条 本学に、保健管理センターを置く。

2 保健管理センターに関し必要な事項は、別に定める。

(グローバル人材育成推進機構、新学術創成研究機構、先端科学・社会共創推進機構、国際機構及びダイバーシティ推進機構)

第14条 本学に、グローバル人材育成推進機構、新学術創成研究機構、先端科学・社会共創推進機構、国際機構及びダイバーシティ推進機構を置く。

2 グローバル人材育成推進機構、新学術創成研究機構、先端科学・社会共創推進機構、国際機構及びダイバーシティ推進機構に関し必要な事項は、別に定める。

(学内共同利用施設)

第15条 本学に、次に掲げる学内共同利用施設を置く。

極低温研究室

資料館

技術支援センター

2 学内共同利用施設に関し必要な事項は、別に定める。

(その他の組織)

第16条 本学に、前条までに定めるもののほか、別に定めるところによりその他の組織を置くことができる。

(研究プログラム等)

第17条 がん進展制御研究所に、研究プログラムを置く。

2 ナノ生命科学研究所、ナノマテリアル研究所、設計製造技術研究所、高度モビリティ研究所、古代文明・文化資源学研究所、先端観光科学研究所、学内共同教育研究施設、保健管理センター及び先端科学・社会共創推進機構に、研究部門を置くことができる。

3 研究プログラム及び研究部門に関し必要な事項は、別に定める。

(連携講座等)

第18条 大学院に、連携講座、寄附講座及び共同研究講座を置くことができる。

2 国際基幹教育院、附置研究所等、学内共同教育研究施設、保健管理センター、新学術創成研究機構、先端科学・社会共創推進機構及び国際機構に、寄附研究部門を置くことができる。

3 国際基幹教育院、附属病院、附置研究所等、学内共同教育研究施設、保健管理センター、新学術創成研究機構、先端科学・社会共創推進機構及び国際機構に、共同研究部門を置くことができる。

4 連携講座、寄附講座及び寄附研究部門並びに共同研究講座及び共同研究部門に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 職員等

(学長及び副学長)

第19条 本学に、学長を置く。

2 本学に、別に定めるところにより副学長を置く。

(教授、准教授等)

第20条 本学に、教授、准教授、講師、助教及び助手(以下「教員」という。)を置く。

2 本学に、事務職員、技術職員、医療職員その他の職員を置く。

3 附属学校に、校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭その他の職員を置く。

4 附属学校に、副校長、副園長、主幹教諭及び指導教諭を置くことができる。

5 職員に関し必要な事項は、別に定める。

(顧問、学長特別補佐及び学長補佐)

第21条 本学に、本学の業務の運営に関する事項について、学長の諮問に応じて意見を述べ、又は助言を行うため、別に定めるところにより顧問を若干人置くことができる。

2 本学に、学長の職務のうち特に必要と認める事項に関し、学長を補佐するため、別に定めるところにより学長補佐及び学長特別補佐を若干人置くことができる。

(部局及び部局長等)

第22条 学域、国際基幹教育院、研究科、研究域、附属病院、附置研究所等、附属図書館、学内共同教育研究施設、保健管理センター、グローバル人材育成推進機構、新学術創成研究機構、先端科学・社会共創推進機構、国際機構及びダイバーシティ推進機構を部局とし、それぞれ学域長、国際基幹教育院長、研究科長、研究域長、附属病院長、附置研究所等の長、附属図書館長、学内共同教育研究施設の長、保健管理センター長、グローバル人材育成推進機構長、新学術創成研究機構長、先端科学・社会共創推進機構長、国際機構長及びダイバーシティ推進機構長(以下「部局長」という。)を置く。

2 研究域長は対応する学域の学域長を兼ねるものとする。

3 学域に置く学類及び研究域に置く系に、それぞれ学類長及び系長を置き、国際基幹教育院に置く系に系長を置く。ただし、研究域長は学類長又は系長を、国際基幹教育院長は系長を兼ねることができない。

4 附属薬用植物園に、附属薬用植物園長を置く。

5 附属図書館に置かれる医学系分館に、分館長を置く。

6 学内共同利用施設に、学内共同利用施設の長を置く。

7 人間社会環境研究科、自然科学研究科、医薬保健学総合研究科、新学術創成研究科及び法学研究科の各専攻に、専攻長を置く。

8 第1項に定める部局に、部局長を補佐するため、副部局長を置くことができる。

9 第1項から前項までに定める部局長等(以下「部局長等」という。)の任期は、2年とする。ただし、補欠の部局長等の任期は、前任者の残任期間とする。

10 部局長等は、再任されることができる。

11 部局長等は、教授(常勤の特任教授を含む。以下この項において同じ。)をもって充てる。ただし、学長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

12 部局長等の選考に関し必要な事項は、学長又は部局長が別に定める。

(部局長の解任)

第23条 学長は、部局長(学類長及び系長を含み、附属図書館長を除く。以下この条において同じ。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、解任することができる。この場合において、学長は、第27条に定める会議(第31条の5に定めるナノマテリアル研究所会議、第31条の6に定める設計製造技術研究所会議、第31条の7に定める高度モビリティ研究所会議、第31条の8に定める古代文明・文化資源学研究所会議、第31条

の9に定める先端観光科学研究所会議，第32条第1項に定める教員会議及び第33条に定めるセンター会議等を含む。)の申出に基づき行うものとする。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。
- (3) その他部局長たるに適しないと認められるとき。

2 前項に定めるもののほか，学長は，部局長の職務の執行が適当でないため当該部局の業務の実績が悪化した場合であって，当該部局長に引き続き職務を行わせることが適当でないとき，解任することができる。

3 前項の規定により，研究科長，国際基幹教育院長，研究域長，附属病院長，がん進展制御研究所長，学類長及び系長を解任するときは，第27条に定める会議の申出に基づき行うものとする。

(附属学校統括長)

第24条 本学に，附属学校の運営及び改革を統括するため，附属学校統括長を置く。

- 2 附属学校統括長は，学長が指名する者をもって充てる。
- 3 附属学校統括長の任期は2年とする。ただし，補欠の附属学校統括長の任期は，前任者の残任期間とする。
- 4 附属学校統括長は，再任されることができる。

(名誉教授，客員教授等)

第25条 本学の学長，副学長又は教授として勤務した者に，名誉教授の称号を付与することができる。

- 2 本学の常時勤務の教員以外の職員に，客員教授又は客員准教授の称号を付与することができる。
- 3 名誉教授，客員教授等に関し必要な事項は，別に定める。

第26条 削除

第3節 教授会等

(教育研究会議，学類会議，研究科会議及び系会議並びに教授会議)

第27条 教授会として，融合学域及び融合研究域の教育及び研究に関する重要事項を審議するため，融合系教育研究会議を置き，その下に，学類会議及び系会議を置く。

- 2 教授会として，人間社会学域，人間社会環境研究科，法学研究科，教職実践研究科及び人間社会研究域の教育及び研究に関する重要事項を審議するため，人間社会系教育研究会議を置き，その下に，学類会議，研究科会議，系会議を置く。
- 3 教授会として，理工学域，自然科学研究科及び理工研究域の教育及び研究に関する重要事項を審議するため，理工系教育研究会議を置き，その下に，学類会議，研究科会議，系会議を置く。

- 4 教授会として、医薬保健学域、医薬保健学総合研究科、先進予防医学研究科及び医薬保健研究域の教育及び研究に関する重要事項を審議するため、医薬保健系教育研究会議を置き、その下に、学類会議、研究科会議、系会議を置く。
- 5 教授会として、国際基幹教育院の教育及び研究に関する重要事項を審議するため、国際基幹教育院教授会議を置き、その下に系会議を置く。
- 6 教授会として、がん進展制御研究所の研究に関する重要事項を審議するため、がん進展制御研究所教授会議を置く。
- 7 教授会として、ナノ生命科学研究soの研究に関する重要事項を審議するため、ナノ生命科学研究so教授会議を置く。

(組織)

第 28 条 教育研究会議、国際基幹教育院教授会議、がん進展制御研究所教授会議及びナノ生命科学研究so教授会議は、当該研究域、国際基幹教育院、がん進展制御研究所及びナノ生命科学研究soの教授をもって組織する。

- 2 教育研究会議、国際基幹教育院教授会議、がん進展制御研究所教授会議及びナノ生命科学研究so教授会議には、当該研究域、国際基幹教育院、がん進展制御研究所及びナノ生命科学研究soの准教授、講師(常時勤務の者に限る。)及び助教並びに常勤の特任教員を加えることができる。
- 3 医薬保健系教育研究会議には、附属病院長(第 1 項に該当しない者に限る。)、附属病院の教授、准教授、講師(常時勤務の者に限る。)及び助教並びに常勤の特任教員を加えることができる。
- 4 ナノ生命科学研究so教授会議には、ナノ生命科学研究soリサーチプロフェッサー(極めて顕著な研究業績を有する国内外の教育機関から招へいする教員に限る。)を加えることができる。ただし、学長が特に必要と認めた場合、ナノ生命科学研究so以外の教授を加えることができる。

(議長)

第 29 条 教育研究会議、国際基幹教育院教授会議、がん進展制御研究所教授会議及びナノ生命科学研究so教授会議に議長を置き、当該研究域、国際基幹教育院、がん進展制御研究所及びナノ生命科学研究soの長をもって充てる。

- 2 議長は、会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者が、議長の職務を行う。

(審議事項)

第 30 条 教育研究会議、国際基幹教育院教授会議、がん進展制御研究所教授会議及びナノ生命科学研究so教授会議は、学校教育法第 93 条第 2 項及び第 3 項に基づき、次に掲げる事項を審議し、学長又は教授会を置く組織の長に意見を述べるものとする。

- (1) 当該研究域長、国際基幹教育院長、がん進展制御研究所長及びナノ生命科学研究so所長の候補者の選考に関する事項

- (2) 教員の人事及び選考に関する事項
 - (3) 中期目標・中期計画(法人の経営に関するものを除く。)に関する事項
 - (4) 規程(法人の経営に関する部分を除く。)その他の教育及び研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
 - (5) 教育及び研究に係る予算の執行に関する事項
 - (6) 教育課程の編成に関する事項
 - (7) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
 - (8) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
 - (9) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
 - (10) 授業の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究の実施に関する事項
 - (11) その他当該部局の教育及び研究に関する重要事項
- 2 学類会議、研究科会議及び系会議は、前項の事項のうち、教育研究会議が付託した事項を審議する。
 - 3 教育研究会議は、学類会議、研究科会議及び系会議の議決をもって、教育研究会議の議決とすることができる。

(代議員会等)

第31条 教育研究会議、国際基幹教育院教授会議、がん進展制御研究所教授会議及びナノ生命科学研究所教授会議は、構成員のうちの一部の者をもって組織する代議員会、専門委員会等(以下「代議員会等」という。)を置くことができる。

- 2 教育研究会議、国際基幹教育院教授会議、がん進展制御研究所教授会議及びナノ生命科学研究所教授会議は、代議員会等の議決をもって、教育研究会議、国際基幹教育院教授会議、がん進展制御研究所教授会議及びナノ生命科学研究所教授会議の議決とすることができる。

(基幹教育管理運営委員会)

第31条の2 本学に、「金沢大学<グローバル>スタンダード」を基軸とした、全学的な基幹教育(学士課程、修士課程及び博士課程それぞれの教育の基盤をなす教養的教育をいう。)について、基本的な方針を審議し決定するため、基幹教育管理運営委員会を置く。

(附属学校運営協議会)

第31条の3 本学に、附属学校の将来構想、学校教育学類及び大学院教職実践研究科との連携について、基本的な方針を審議し決定するため、附属学校運営協議会を置く。

(新学術創成研究科会議)

第31条の4 新学術創成研究科の教育に関する重要事項を審議するため、新学術創成研究科会議を置く。

2 新学術創成研究科会議は、学校教育法第93条第2項及び第3項に基づき、教育研究会議に準じて、別に定める事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。

(ナノマテリアル研究所会議)

第31条の5 ナノマテリアル研究所に、ナノマテリアル研究所会議を置く。

(設計製造技術研究所会議)

第31条の6 設計製造技術研究所に、設計製造技術研究所会議を置く。

(高度モビリティ研究所会議)

第31条の7 高度モビリティ研究所に、高度モビリティ研究所会議を置く。

(古代文明・文化資源学研究所会議)

第31条の8 古代文明・文化資源学研究所に、古代文明・文化資源学研究所会議を置く。

(先端観光科学研究所会議)

第31条の9 先端観光科学研究所に、先端観光科学研究所会議を置く。

(教員会議等)

第32条 学術メディア創成センター、環日本海域環境研究センター、疾患モデル総合研究センター、子どものこころの発達研究センター、保健管理センター及び新学術創成研究機構に、教員会議を置く。

2 前項に定めるもののほか、未来知実証センター及び新学術創成研究機構に運営委員会を置く。

(センター会議等)

第33条 先進予防医学研究センター、環境保全センター、未来知実証センター、グローバル人材育成推進機構、先端科学・社会共創推進機構、国際機構及びダイバーシティ推進機構に、必要に応じて、センター会議(グローバル人材育成推進機構、先端科学・社会共創推進機構、国際機構及びダイバーシティ推進機構にあつては機構運営会議、以下「センター会議等」という。)を置く。

(組織及び運営等)

第34条 第28条から前条までに定めるもののほか、教育研究会議、国際基幹教育院教授会議、がん進展制御研究所教授会議、ナノ生命科学研究所教授会議、学類会議、研究科会議、系会議、基幹教育管理運営委員会、附属学校運営協議会、新学術創成研究科会議、ナノマテリアル研究所会議、設計製造技術研究所会議、高度モビリティ研究所会議、古代文明・文化資源学研究所会議、先端観光科学研究所会議、教員会議、運営委員会及びセンター会議等の組織及び運営等に関し必要な事項は別に定める。

第4節 事務組織

(事務局)

第35条 本学に、事務局を置き、その事務を分掌させるため、次に掲げる部を置く。

(1) 総務部

- (2) 財務部
- (3) 施設部
- (4) 研究・社会共創推進部
- (5) 学務部
- (6) 国際部
- (7) 情報部
- (8) 融合系事務部
- (9) 人間社会系事務部
- (10) 理工系事務部
- (11) 医薬保健系事務部
- (12) 病院部

2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 技術支援組織

(総合技術部)

第35条の2 本学に、総合技術部を置く。

2 総合技術部に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 学生

第1節 学年等及び休業日

(学年等)

第36条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 学年を次の2学期4クォーターに分ける。

学期	クォーター	期 間
前期	第1クォーター	4月1日から9月30日までの間で別に定める。
	第2クォーター	
後期	第3クォーター	10月1日から翌年3月31日までの間で別に定める。
	第4クォーター	

3 各学期の授業実施日等は、別に定める。

(休業日)

第37条 休業日は、次のとおりとする。ただし、休業日にも登学を課することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日
- (3) 別に定める夏季休業、冬季休業及び春季休業

2 前項に定めるもののほか、臨時に休業日を定めることができる。

第2節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第38条 修業年限は、4年とする。ただし、医薬保健学域の医学類及び薬学類にあっては、6年とする。

(修業年限の通算)

第39条 第84条に定める科目等履修生として、本学において一定の単位を修得した者が、本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して、修業年限の2分の1を超えない範囲内の期間を修業年限に通算することができる。

(在学年限)

第40条 在学年限は、8年とする。ただし、医薬保健学域の医学類及び薬学類にあっては、12年の範囲内で医薬保健学域において別に定める。

第3節 入学

(入学時期)

第41条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第42条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修学年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により他の大学に入学した者であって、その後、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第43条 本学に入学を志願する者は、所定の出願書類に別表第二に定める検定料及び別に定める書類を添えて、願い出なければならない。

(入学者の選抜)

第44条 前条の入学を志願する者については、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第165条の2第1項第3号の規定により定める方針に基づき、別に定めるところにより選抜を行う。

(入学手続及び入学許可)

第45条 前条の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、別表第二に定める入学料を納付しなければならない。ただし、入学料の免除又は徴収猶予を受けようとする者は、入学料に代えてその免除又は徴収猶予の申請書を提出しなければならない。

2 学長は、入学の手続を完了した者(入学料に関しては、その免除又は徴収猶予の申請書を受理された者を含む。)に、入学を許可する。

(再入学、転入学及び編入学)

第46条 次の各号のいずれかに該当する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

(1) 本学を退学した者(第70条に定める退学者を除く。)又は除籍された者で、再び同一の学域又は国際基幹教育院総合教育部へ再入学を志願するもの

(2) 他大学に在学している者で、本学(国際基幹教育院総合教育部を除く。以下第3号から第7号において同じ。)へ転入学を志願するもの

(3) 他大学を卒業した者又は退学した者で、本学へ編入学を志願するもの

(4) 短期大学、高等専門学校、旧国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者で、本学へ編入学を志願するもの

(5) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。)を修了した者(学校教育法第90条第1項に定めるものに限る。)で、本学へ編入学を志願するもの

(6) 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科の課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第90条第1項に定めるものに限る。)で、本学へ編入学を志願するもの

(7) 学校教育法施行規則附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者で、本学へ編入学を志願するもの

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教育研究会議又は国際基幹教育院教授会議の議を経て、学域長又は国際基幹教育院長が決定する。

3 第1項の規定により入学した者の在学年限は、その者が属する年次に対応する残余の修業年限の2倍の年数を超えることができない。

4 前3条の規定は、第1項の規定により入学する場合に準用する。

5 再入学、転入学及び編入学に関し必要な事項は、学域及び国際基幹教育院において別に定める。

(宣誓)

第47条 入学を許可された者は、別に定めるところにより、宣誓をしなければならない。

第4節 教育課程、履修方法等

(教育課程の編成方針等)

第48条 教育課程は、学校教育法施行規則第165条の2第1項第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学域、学類並びに課程、コース及び専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

3 授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画を学生に対してあらかじめ明示するものとする。

4 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育課程の編成及び履修方法等)

第49条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

2 教育課程については、金沢大学共通教育科目に関する規程及び各学域において別に定める。

3 授業科目の履修に関する事項については、金沢大学履修規程において別に定める。

(単位の計算方法)

第50条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、原則として次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、別に定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して学域が定める時間の授業をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(授業の方法)

第51条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 第1項の授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位の授与)

第52条 授業科目を履修した者に対しては、試験その他の別に定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。ただし、第50条第2項に定める授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(成績の評価)

第53条 成績の評価については、金沢大学履修規程において別に定める。

(履修科目の登録の上限)

第54条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位数について、1学期又は1クォーターに履修科目として登録することができる単位数の上限を学域及び国際基幹教育院において定めるものとする。

(大学院授業科目の履修)

第54条の2 学生は、本学大学院へ入学を希望するときは、所属の学域長及び希望する大学院の研究科長の許可を得て、当該研究科の授業科目を履修することができる。

- 2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第55条 学生は、学域長又は国際基幹教育院長の許可を得て、本学が定める他の大学又は短期大学において、当該大学又は短期大学の所定の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目についての修得した単位は、学域又は国際基幹教育院の定めるところに基づき、合計60単位を超えない範囲で、これを本学の単位として認定する。

3 前項の規定は、第 66 条の規定による留学及び外国の大学又は外国の短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 56 条 本学が教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学域又は国際基幹教育院の定めるところに基づき、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条第 2 項及び第 3 項により本学の単位として認定する単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(休学期間中の他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学における学修)

第 56 条の 2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に他の大学若しくは短期大学(以下「大学等」という。)又は外国の大学等において学修した成果について、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、学域又は国際基幹教育院の定めるところに基づき、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、第 55 条第 2 項及び第 3 項並びに前条第 1 項により本学の単位として認定する単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 57 条 本学が教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に大学等又は外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生及び第 90 条に規定する特別の課程を修了した者として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に行った前条第 1 項に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学域又は国際基幹教育院の定めるところに基づき、単位を与えることができる。

3 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、再入学、転入学及び編入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 55 条第 2 項及び第 3 項、第 56 条第 1 項並びに前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 58 条 学生が職業を有している等の事情により、当該学生に係る修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教育研究会議の議を経て、学長は、その計画的な履修を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

第 5 節 卒業要件及び学位授与

(卒業要件)

第 59 条 第 38 条に定める修業年限以上在学し、学域ごとに定める授業科目を履修し、124 単位以上(医薬保健学域の医学類にあつては 188 単位以上、薬学類にあつては 186 単位以上)で学域の定める単位数を修得し、かつ、本学が別に定める英語能力の基準を満たす学生については、当該教育研究会議の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 前項の規定により卒業要件として修得すべき単位のうち、第 51 条第 2 項に定める授業の方法により修得する単位数は、60 単位を超えないものとする。ただし、学域において 124 単位を超える単位数を卒業要件として定める場合において、同条第 1 項に定める授業の方法により 64 単位以上を修得しているときは、60 単位を超えることができるものとする。

(早期卒業)

第 60 条 第 38 条の規定にかかわらず、本学に 3 年以上在学し、前条の規定により卒業要件として修得すべき単位を優秀な成績で修得し、かつ、本学が別に定める英語能力の基準を満たす学生が、学校教育法第 89 条に定める卒業を希望する場合は、当該教育研究会議の議を経て、学長はこれを認定することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する学生は在学期間を短縮することができない。ただし、学長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 金沢大学学生懲戒規程第 4 条に規定する懲戒処分を受けた者
- (2) 休学期間を有する者

3 早期卒業に関し必要な事項は、別に定める。

(学位の授与)

第 61 条 本学を卒業した者には、金沢大学学位規程の定めるところにより学士の学位を授与する。

第 6 節 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学等)

第 62 条 疾病又はその他の事由により、1 月以上修学を中止しようとする者は、学域長又は国際基幹教育院長に届け出て、休学することができる。

2 前項に定める休学のほか、学域長又は国際基幹教育院長は、疾病その他の事由により修学に適しないと認められる者に対しては、学長の承認を得て、休学を命じ、又は登学を停止させることができる。

3 休学の期間は、休学の開始日から、その年次の各クォーター、各学期又は学年の終わりまでとする。ただし、前項の休学の期間は、この限りでない。

4 休学期間は、在学年限に算入しない。

5 休学期間は、通算 4 年(国際基幹教育院総合教育部に所属する期間においては通算 2 年とする。)を超えることができない。ただし、第 2 項の休学の期間は、この限りでない。

(復学)

第 63 条 休学期間中に復学しようとする者(前条第 2 項により休学を命じられた者を除く。)は、事由を記し、学域長又は国際基幹教育院長に届け出るものとする。

2 復学の時期は、クォーター又は学期の始めとする。

(転学類)

第 64 条 転学類(学生が所属する学域以外への転学類も含む。)を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考の上、転学類を許可することができる。

2 転学類を志願する者は、所定の出願書類に志望の学類(保健学類にあつては専攻も含む。)及び志望の事由を記し、所属の学域長に願い出なければならない。

3 第 1 項の規定により転学類を許可された者の在学年限の取扱いについては、別に定める。

4 第 1 項の規定により転学類を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱いについては、学域において決する。

(転学)

第 65 条 他の大学へ転学を志願する者(懲戒対象行為を行った者は除く。)は、所定の願書に志望の大学、学部、学科及び志望の事由を記し、学域長又は国際基幹教育院長を経て、学長に届け出るものとする。

(留学)

第 66 条 学生は、外国の大学等で学修するため、学長に届け出て、留学することができる。

2 前項の留学期間は、修業年限に含まれるものとする。

(退学)

第 67 条 退学しようとする者は、事由を記し、学域長又は国際基幹教育院長を経て、学長に届け出るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、懲戒対象行為を行った者が当該処分の決定前に退学を届け出た場合等、特別の事由がある場合については、別に定めるところにより学長、学域長又は国際基幹教育院長は当該届出を受理しないことがある。

(除籍)

第 68 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、これを除籍する。

(1) 納付すべき入学料を所定の期日までに納付しない者

(2) 所定の年限に達して、なお卒業の認定を得られない者

(3) 授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない者

(4) 疾病その他の事由により、成業の見込がないと認められる者

2 前項第 1 号及び第 3 号の規定により除籍した者については、除籍となった日の属する学期の成績を無効とする。

第 7 節 賞罰

(表彰)

第 69 条 学長は、本学在学中の学業の成績、課外活動等の成績に優れた者又は本学の名誉を著しく高めたと認められる者に対して、卒業時又はその都度、表彰を行うことができる。

2 表彰については、別に定める。

(懲戒)

第 70 条 学生が本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した行為をなしたときは、学長は、教育研究評議会の議を経て懲戒する。

2 懲戒は、学長の命を受け、学域長又は国際基幹教育院長が行う。

3 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

第 8 節 検定料、入学料及び授業料

(検定料等)

第 71 条 検定料、入学料及び授業料(以下「検定料等」という。)の額は、別表第二のとおりとする。

(入学料の免除又は徴収猶予)

第 72 条 学長は、特別の事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる者に対しては、別に定めるところにより、入学料を免除し、又は徴収猶予することができる。

2 前項に定めるもののほか、学長が特に必要があると認める者に対しては、別に定めるところにより、入学料を免除することができる。

(入学料及び検定料の不返付)

第 73 条 既納の入学料及び検定料は、返付しない。ただし、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第 8 号。以下「修学支援法」という。)及び関係法令に基づき、別に定めるところにより入学料の全額及び一部を返付することがある。

2 前項の規定にかかわらず、検定料について、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者の申出により次項に定める額を返付する。

(1) 入学者選抜における第 2 次の学力検査等を 2 段階の選抜方法で実施する場合において、第 1 段階目の選抜に合格しなかった者(推薦入学及び A0 入試等において第 1 次選考として書類選考を行う場合における不合格者を含む。)

(2) 個別学力検査出願受付後に大学入学共通テスト試験受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した者

(3) 学長が特に必要があると認めた者

3 前項の規定により返付する額は、前項第 1 号の場合における第 2 段階目の選抜に係る額に相当する額とする。

(授業料の徴収方法等)

第74条 授業料の徴収は、各年度に係る授業料について、第1クォーター、第2クォーター、第3クォーター及び第4クォーターの4クォーターに区分して行うものとし、それぞれのクォーターにおいて徴収する額は、年額の4分の1に相当する額とする。

2 前項の授業料は、本学が指定する方法により、第1クォーター及び第2クォーターにあつては5月、第3クォーター及び第4クォーターにあつては11月に徴収するものとし、納付期限はそれぞれ当該月末日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、学生から申し出があつたときは、第1クォーター及び第2クォーターに係る授業料を徴収するときに、当該年度の第3クォーター及び第4クォーターに係る授業料を併せて徴収するものとする。

4 第2項の納付期限後に入学した者は、入学の日の属する月に、そのクォーターに属する授業料を納付しなければならない。

(既納の授業料)

第75条 既納の授業料は返付しない。

2 前項の規定にかかわらず、既納の授業料のうち、休学又は退学したクォーターに係るもの並びに修学支援法及び関係法令に基づき減免されたものは、別に定めるところにより、当該授業料の全額又は一部を返付することがある。

(授業料の免除、月割分納及び徴収猶予)

第76条 学長は、学費の支弁が困難な学生に対しては、別に定めるところにより授業料を免除し、又は月割分納若しくは徴収猶予を認めることができる。

2 前項に定めるもののほか、学長が特に必要があると認める学生に対しては、別に定めるところにより、授業料を免除することができる。

3 授業料の免除又は月割分納若しくは徴収猶予(以下「免除等」という。)は、各期ごとにこれを認める。

4 免除等を認められた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、別に定めるところにより免除等を取り消すことができる。

(1) 申請に係る事由が消滅したと認められるとき。

(2) 申請について虚偽の事実が判明したとき。

(3) 第70条の規定により懲戒を受けたとき。

(休学中及び復学の場合の授業料)

第77条 休学の場合には、別に定めるところにより、休学中の授業料は、これを徴収しない(第75条第2項に定める既納の授業料の全額又は一部の返付を含む。)ことがある。

2 復学したときは、復学した日の属するクォーターから授業料を徴収する。この場合において、第2クォーター又は第4クォーターから復学したときは、復学日の属する月に当該クォーターに係る授業料を、第3クォーターから復学したときは、11月に第3クォーター及び第4クォーターに係る授業料を、それぞれ徴収する。

(免除等の取消しの場合の授業料)

第78条 第76条第4項第1号の規定に該当し授業料の免除を取り消されたとき、その期の授業料は、その月分から月割額(年額の12分の1)により、免除を取り消された日の属する月に徴収する。

2 第76条第4項第2号及び第3号の規定に該当し免除等を取り消されたときは、免除等に係る授業料の金額をその月に徴収する。

(再入学等の場合の授業料)

第79条 学期の途中において、再入学、転入学又は編入学した場合には、再入学、転入学又は編入学した日の属するクォーターから次の徴収の時期前までの期間に応じた額を本学の指定する月に徴収する。

(退学等の場合の授業料)

第80条 クォーターの途中において、退学又は他大学へ転学した場合には、当該クォーターの授業料はこれを徴収する。

2 停学中の授業料は徴収する。

(死亡等の場合の授業料)

第81条 死亡又は行方不明により除籍した場合には、未納の授業料の全額を免除することができる。

(学年中途の卒業等の場合の授業料)

第82条 学年の中途において、卒業又は修了する場合には、月割計算により在学予定期間に応じた額を徴収する。

第4章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第83条 本学の学生以外の者で、特定の研究課題について研究することを志願する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生の入学資格、選考方法等については、学域において別に定める。

3 研究生の入学の時期は、月の初めとする。ただし、学長が特別の事情があると判断した場合は、この限りではない。

4 研究生の研究期間は、1年以内とする。ただし、必要があると認められるときは、その期間を更新することができる。

5 研究生の授業料の徴収は、本学が指定する方法により、前期及び後期の2学期に区分して行うものとする。

6 前項の授業料は、前期にあつては5月、後期にあつては11月に徴収するものとし、納付期限はそれぞれ当該月末日とする。

7 前項の規定にかかわらず、納付期限後に入学した者又は在学期間が2か月未満の者にあつては、入学の日の属する月に、その学期に属する授業料を納付しなければならない。

- 8 既納の授業料は返付しない。
- 9 前項の規定にかかわらず、学期の途中において、退学した場合には、既納の授業料のうち、退学の日属する月の翌月以降に係る授業料を返付する。
- 10 第37条、第43条、第44条、第45条、第67条、第68条、第70条、第73条及び第81条の規定は、研究生に準用する。

(科目等履修生)

第84条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を選んで履修することを志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生の入学資格、選考方法等については、学域及び国際基幹教育院において別に定める。
- 3 授業科目を履修し、その試験に合格した科目等履修生に対し単位を与える。
- 4 第36条、第37条、第41条、第43条、第44条、第45条、第49条第2項、第68条、第70条、第73条、第74条、第75条及び第81条の規定は、科目等履修生に準用する。

(特別聴講学生)

第85条 本学において、特定の授業科目を履修することを希望する他の大学等又は外国の大学等の学生があるときは、学域又は国際基幹教育院の定めるところにより、当該他の大学等又は外国の大学等との協議に基づき、所定の手続を経て特別聴講学生として入学を許可することができる。

- 2 授業科目を履修し、その試験に合格した特別聴講学生に対し単位を与える。
- 3 第36条、第37条、第44条、第68条、第70条、第74条、第75条及び第81条の規定は、特別聴講学生に準用する。
- 4 特別聴講学生の入学の時期は、学期の始めとする。ただし、学域又は国際基幹教育院の定めるところにより、特別の事情があると判断される場合は、この限りでない。

(外国人留学生)

第86条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、特別に選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料等)

第87条 研究生、科目等履修生及び特別聴講学生に係る授業料等の額は、別表第二のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別聴講学生が、国立大学の学生、単位互換協定に基づく公立若しくは私立の大学の学生、交流協定に基づく外国人留学生又は教育研究評議会の議を経て学長が特に必要と認める学生であるときは、授業料を徴収しない。
- 3 科目等履修生の授業料等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第5章 学生寄宿舍

(学生寄宿舍)

第88条 本学に、学生寄宿舍として国際交流会館及び学生留学生宿舍を置く。

2 学生寄宿舍に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 共同教育課程

(共同教育課程)

第89条 本学及び富山大学を構成大学とする共同教員養成課程の教育の実施について、本学は、富山大学と協力するものとする。

第7章 特別の課程

(特別の課程)

第90条 本学の学生以外の者を対象として、学校教育法第105条に規定する特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 前項の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

第8章 公開講座

(公開講座)

第91条 本学に、公開講座を設ける。

2 公開講座の受講料の額は、別表第三のとおりとする。

3 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この学則の施行の際現に旧国立学校設置法第3条第1項の表に掲げる金沢大学の学生である者は、この学則の施行の日に国立大学法人金沢大学が設置する金沢大学の学生の身分を取得するものとする。

3 第4条第1項の規定にかかわらず、旧金沢大学通則による法学部法学科及び公共システム学科、薬学部薬学科及び製薬化学科並びに工学部電気・情報工学科は、平成16年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

4 別表第一の規定にかかわらず、法学部、理学部、薬学部及び工学部並びに合計欄の収容定員については、平成16年度から平成18年度までは、次の表のとおりとする。

学部	学科等	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
		収容定員(人)	収容定員(人)	収容定員(人)	
法学部	法政学科	180	360	540	
	従前の学科	法学科	480	320	160
		公共システム学科	165	110	55

	(学科共通)	20	20	20	
	計	845	810	775	
理学部	数学科	99	98	97	
	物理学科	131	130	129	
	化学科	154	152	150	
	生物学科	98	96	94	
	地球学科	110	108	106	
	計算科学科	118	116	114	
	(学科共通)	20	20	20	
	計	730	720	710	
薬学部	総合薬学科	235	310	305	
	従前の学科	薬学科	40	—	—
		製薬化学科	40	—	—
	計	315	310	305	
工学部	土木建設工学科	331	318	313	
	機能機械工学科	304	296	292	
	物質化学工学科	382	372	366	
	電気電子システム工学科	197	194	191	
	人間・機械工学科	304	296	292	
	情報システム工学科	256	252	248	
	(学科共通)	60	60	60	
	計	1,834	1,788	1,762	
合計		7,454	7,358	7,282	

- 5 この規程の施行の日の前日に部局長である者のうち、施行の日以後において任期を有するものは、施行の日に部局長に選任されたものとみなし、その任期については、第20条第7項の規定にかかわらず、施行の日以後において当該部局長の有する任期と同一の期間とする。
- 6 前項に規定する者の次期部局長に係る任期については、第20条第7項の規定にかかわらず、当該部局の定めるところによる。
- 7 平成10年度以前の入学者に係る授業料の額については、第71条の規定にかかわらず、なお、従前の額とする。

附 則

この学則は、平成17年2月3日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 10 年度以前の入学者に係る授業料の額については、改正後の別表第二の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この規則は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、薬学部総合薬学科は、平成 18 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 別表第一の規定にかかわらず、薬学部の合計欄の収容定員については、平成 18 年度から平成 23 年度までは、次の表のとおりとする。

学部	学科等	平成 18 年 度	平成 19 年 度	平成 20 年 度	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度
		収容定員 (人)	収容定員 (人)	収容定員 (人)	収容定員 (人)	収容定員 (人)	収容定員 (人)
薬学 部	薬学科	35	70	105	140	175	210
	創薬科学科	40	80	120	160	160	160
	従前の 学科	230	150	75			
	総合薬 学科						
	計	305	300	300	300	335	370

附 則

この学則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、次の表に記載する学部、学科等は、平成20年3月31日に在学する者が在学なくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 学域・学類の収容定員、存続する学部及び学科等に係る第30条に規定する事項を審議する教授会並びにその収容定員については、第27条及び別表第一の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。
- 4 存続する学部及び学科(法学部及び経済学部を除く。)の長については、前項に規定する教授会が別に定めるものとする。
- 5 平成20年3月31日に在学する者(平成20年4月1日以降に従前の学部、学科等編入学する者を含む。)については、別表第二の規定を除き、なお、従前の例による。
- 6 前項に規定する者については、別表第二中「学域」とあるのは「学部」とする。

学域・学類の収容定員

学域	学類	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
		収容定員(人)	収容定員(人)	収容定員(人)	収容定員(人)	収容定員(人)
人間社会学域	人文学類	145	290	435	580	580
	法学類	170	340	510	680	680
	(編入学定員 10)			10	20	20
	経済学類	185	370	555	740	740
	学校教育学類	100	200	300	400	400
	地域創造学類	80	160	240	320	320
	国際学類	70	140	210	280	280
	計	750	1500	2260	3020	3020
理工学域	数物科学類	84	168	252	336	336
	物質化学類	81	162	243	324	324
	機械工学類	140	280	420	560	560
	電子情報学類	108	216	324	432	432
	環境デザイン学類	74	148	222	296	296
	自然システム学類	102	204	306	408	408
	(学域共通編入学定員40)			40	80	80
	計	589	1178	1807	2436	2436
医薬保健学域	医学類	95	190	285	380	475
	(編入学定員 5)			5	10	15
	薬学類	35	70	105	140	175
	創薬科学類	40	80	120	160	160

	保健学 類	看護学専攻	80	160	240	320	320
		(編入学定員 10)			10	20	20
		放射線技術科学専攻	40	80	120	160	160
		(編入学定員 5)			5	10	10
		検査技術科学専攻	40	80	120	160	160
		(編入学定員 5)			5	10	10
		理学療法学専攻	20	40	60	80	80
		(編入学定員 5)			5	10	10
		作業療法学専攻	20	40	60	80	80
		(編入学定員 5)			5	10	10
		小計	200	400	630	860	860
計		370	740	1145	1550	1685	
合計		1709	3418	5212	7006	7141	

存続する学部・学科等の収容定員

学部	学科等	教授会	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
			収容定員 (人)	収容定員 (人)	収容定員 (人)	収容定員 (人)	収容定員 (人)
文学 部	人間学科	人間社会系教 育研究会議	165	110	55		
	史学科		150	100	50		
	文学科		195	130	65		
	計		510	340	170		
教育 学部	学校教育教員養成 課程		240	160	80		
	障害児教育教員養成 課程		60	40	20		
	人間環境課程		180	120	60		
	スポーツ科学課程		105	70	35		
	計		585	390	195		
法学 部	法政学科		540	360	180		
	(編入学定員 10)		20	20	10		
	計		560	380	190		

経済学部	経済学科		615	410	205			
	計		615	410	205			
理学部	数学科	理工系教育研究会議	72	48	24			
	物理学科		96	64	32			
	化学科		111	74	37			
	生物学科		69	46	23			
	地球学科		78	52	26			
	計算科学科		84	56	28			
	(学科共通編入学定員 10)		20	20	10			
	計		530	360	180			
医学部	医学科	医薬保健系教育研究会議	475	380	285	190	95	
	(編入学定員 5)		20	20	15	10	5	
	(小計)		495	400	300	200	100	
	保健学科		看護学専攻	240	160	80		
			(編入学定員 10)	20	20	10		
			放射線技術科学専攻	120	80	40		
			(編入学定員 5)	10	10	5		
			検査技術科学専攻	120	80	40		
			(編入学定員 5)	10	10	5		
			理学療法学専攻	60	40	20		
			(編入学定員 5)	10	10	5		
			作業療法学専攻	60	40	20		
			(編入学定員 5)	10	10	5		
	(小計)		660	460	230			
計	1155	860	530	200	100			
薬学部	薬学科		70	70	70	70	35	
	創薬科学科		80	80	40			
	従前の総合薬科学科		75					

	計		225	150	110	70	35
工学部	土木建設工学科	理工系教育研究会議	231	154	77		
	機能機械工学科		216	144	72		
	物質化学工学科		270	180	90		
	電気電子システム工学科		141	94	47		
	人間・機械工学科		216	144	72		
	情報システム工学科		183	122	61		
	(学科共通編入学定員 30)		60	60	30		
	計		1317	898	449		
合計		5497	3788	2029	270	135	

附 則

- この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 別表第一の規定にかかわらず、医薬保健学域医学類における、平成 21 年度から平成 29 年度の入学定員については 105 人とし、その収容定員については、平成 21 年度から平成 34 年度までは、次の表のとおりとする。

学域	学類	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
		入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)
医薬保健学域	医学類	105	200	105	305	105	410	105	515	105	620	105	630	105	630
	(編入学定員 5)	—	—	—	5	—	10	—	15	—	20	—	20	—	20
	計	380	750	380	1165	380	1580	380	1725	380	1870	380	1880	380	1880
	大学合計	1719	3428	1719	5232	1719	7036	1719	7181	1719	7326	1719	7336	1719	7336

学域	学類	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
----	----	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

		入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)
医薬保健学域	医学類	105	630	105	630	100	625	100	620	100	615	100	610	100	605
	(編入学定員5)	—	20	—	20	—	20	—	20	—	20	—	20	—	20
	計	380	1880	380	1880	375	1875	375	1870	375	1865	375	1860	375	1855
	大学合計	1719	7336	1719	7336	1714	7331	1714	7326	1714	7321	1714	7316	1714	7311

附 則

この学則は、平成21年11月20日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 別表第一の規定にかかわらず、医薬保健学域医学類における、平成22年度から平成36年度の入学定員及び収容定員については、次の表のとおりとする。

学域	学類	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)
医薬保健学域	医学類	112	312	112	424	112	536	112	648	112	665
	(編入学定員5)	—	5	—	10	—	15	—	20	—	20
	計	387	1172	387	1594	387	1746	387	1898	387	1915
	大学合計	1726	5239	1726	7050	1726	7202	1726	7354	1726	7371

学域	学類	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
		入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)
医薬保健学域	医学類	112	672	112	672	112	672	107	667	107	662
	(編入学定員5)	—	20	—	20	—	20	—	20	—	20

	計	387	1922	387	1922	387	1922	382	1917	382	1912
	大学合計	1726	7378	1726	7378	1726	7378	1721	7373	1721	7368

学域	学類	平成 32 年度		平成 33 年度		平成 34 年度		平成 35 年度		平成 36 年度	
		入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)
医薬保健学域	医学類	100	650	100	638	100	626	100	614	100	607
	(編入学定員5)	—	20	—	20	—	20	—	20	—	20
	計	375	1900	375	1888	375	1876	375	1864	375	1857
	大学合計	1714	7356	1714	7344	1714	7332	1714	7320	1714	7313

附 則

この学則は、平成 22 年 7 月 16 日から施行する。

附 則

- この学則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。
- 平成 23 年 4 月 1 日に選任される自然科学研究科長及び自然科学研究科副研究科長の任期は、第 22 条第 9 項の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の別表第一の規定にかかわらず、平成 23 年度における医薬保健学域医学類の編入学定員は、第 2 年次編入学 5 人、第 3 年次編入学 5 人とし、平成 23 年度から令和 8 年度の入学定員及び収容定員については、次の表のとおりとする。

学域	学類	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
		入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)
	医学類	112	424	112	536	112	648	112	665	112	672

医薬保健 学域	(編入 学)	—	15	—	20	—	25	—	25	—	25
	計	387	1599	387	1751	387	1903	387	1920	387	1927
	大学 合計	1726	7055	1726	7207	1726	7359	1726	7376	1726	7383

学域	学類	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		入学定 員(人)	収容定 員(人)	入学定 員(人)	収容定 員(人)	入学定 員(人)	収容定 員(人)	入学定 員(人)	収容定 員(人)	入学定 員(人)	収容定 員(人)
医薬保健 学域	医学 類	112	672	112	672	112	672	112	672	112	672
	(編入 学)	—	25	—	25	—	25	—	25	—	25
	計	387	1927	387	1927	387	1927	387	1927	387	1927
	大学 合計	1726	7383	1726	7383	1726	7383	1726	7383	1726	7383

学域	学類	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
		入学定 員(人)	収容定 員(人)	入学定 員(人)	収容定 員(人)	入学定 員(人)	収容定 員(人)	入学定 員(人)	収容定 員(人)
医薬保 健学域	医学 類	112	672	100	660	100	648	100	636
	(編入 学)	—	25	—	25	—	25	—	25
	計	384	1924	372	1909	372	1884	372	1859
	大学 合計	1726	7383	1714	7371	1714	7369	1714	7367

学域	学類	令和 7 年度		令和 8 年度	
		入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)
医薬保健学 域	医学類	100	624	100	612
	(編入 学)	—	25	—	25
	計	372	1877	372	1895
	大学合計	1714	7385	1714	7403

附 則

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、人間社会環境研究科人間文化専攻、社会システム専攻及び公共経営政策専攻、自然科学研究科電子情報工学専攻、機能機械科学専攻、人間・機械科学専攻、物質工学専攻、地球環境学専攻、社会基盤工学専攻、及び生物科学専攻並びに医学系研究科医科学専攻、脳医科学専攻、がん医科学専攻、循環医科学専攻、環境医科学専攻、創薬科学専攻及び保健学専攻は、平成 24 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 存続する研究科及び専攻に係る第 30 条に規定する事項を審議する教授会については、第 27 条の規定にかかわらず、従前のおりとする。
- 4 存続する研究科及び専攻の長については、前項に規定する教授会が別に定めるものとする。
- 5 平成 24 年 3 月 31 日に在学する者については、別表第二の規定を除き、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年 3 月 31 日に国際交流会館に入居している者の寄宿料については、別表第三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、自然科学研究科システム創成科学専攻、物質科学専攻、環境科学専攻及び生命科学専攻は、平成 26 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 存続する専攻に係る第 30 条に規定する事項を審議する教授会については、第 27 条の規定にかかわらず、従前のおりとする。
- 4 存続する専攻の長については、前項に規定する教授会が別に定めるものとする。
- 5 平成 26 年 3 月 31 日に在学する者については、別表第二の規定を除き、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成 26 年 9 月 25 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 27 年 11 月 20 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、教育学研究科教育実践高度化専攻並びに医薬保健学総合研究科脳医科学専攻、がん医科学専攻、循環医科学専攻及び環境医科学専攻は、平成 28 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 存続する専攻に係る第 30 条に規定する事項を審議する教授会については、第 27 条の規定にかかわらず、従前のおりとする。
- 4 存続する専攻の長については、前項に規定する教授会が別に定めるものとする。
- 5 平成 28 年 3 月 31 日に在学する者については、第 63 条第 1 項、第 74 条第 2 項に規定する納付期限及び別表第二の規定を除き、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成 28 年 8 月 9 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 11 月 29 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 10 月 6 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、人間社会学域経済学類経済理論・経済政策コース、経営・情報コース及び比較社会経済コース並びに地域創造学類健康スポーツコース並びに理工学域電子情報学類、環境デザイン学類及び自然システム学類は、平成 30 年 3 月 31 日に当該学類に在学する者が当該学類に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 別表第一の規定にかかわらず、人間社会学域及び理工学域における平成 30 年度から令和 2 年度の入学定員及び収容定員については、次の表のとおりとする。

学域	学類	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)
人間 社会 学域	経済学類	135	690	135	640	135	590
	地域創造学類	90	330	90	340	90	350
	国際学類	85	295	85	310	85	325
	計	725	2995	725	2970	725	2945
理工 学域	数物科学類	84	336	84	336	84	336
	(編入学定員 5)	-		-		-	5
	物質化学類	81	324	81	324	81	324
	(編入学定員 4)	-		-		-	4
	機械工学類	100	100	100	200	100	300
	(編入学定員 1 0)	-		-		-	10
	フロンティア工学 類	110	110	110	220	110	330
	(編入学定員 5)	-		-		-	5
	電子情報通信学類	80	80	80	160	80	240
	(編入学定員 7)	-		-		-	7
	地球社会基盤学類	100	100	100	200	100	300
	(編入学定員 7)	-		-		-	7
	生命理工学類	59	59	59	118	59	177
	(編入学定員 2)	-		-		-	2

従前の学類	機械工学類		420		280		140
	電子情報学類		324		216		108
	環境デザイン学類		222		148		74
	自然システム学類		306		204		102
	(学域共通編入学定員40)	-	80	-	80	-	40
計		614	2461	614	2486	614	2511

- 4 存続する学類に係る第30条に規定する事項を審議する教授会については、第27条の規定にかかわらず、従前のおりとする。
- 5 存続する学類の長については、前項に規定する教授会が別に定める。
- 6 平成30年3月31日に在学する者(平成30年4月1日以降に従前の学類に編入学する者を含む。)については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年2月1日から施行する。ただし、第12条及び第33条の地域連携推進センターに係る改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際、現に附属学校統括長である者の任期については、第24条第3項の規定にかかわらず、2020年3月31日までとする。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第6条第2項の規定にかかわらず、人間社会環境研究科法学・政治学専攻は、令和2年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 存続する専攻に係る第30条に規定する事項を審議する教授会については、第27条の規定にかかわらず、従前のおりとする。
- 4 存続する専攻の長については、前項に規定する教授会が別に定めるものとする。
- 5 令和2年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。この場合において、「法務研究科」とあるのは「法学研究科」と読み替えるものとする。
- 6 第22条の規定にかかわらず、当分の間、融合研究域長については、学長が指名する理事をもって充て、融合科学系長については、当該系に所属する教授のうち、学長が指名する者をもって充てるものとする。
- 7 前項に定めるもののほか、融合研究域に係る特例については、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、医薬保健学域創薬科学類は、令和3年3月31日に当該学類に在学する者が当該学類に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 別表第一の規定にかかわらず、学域・学類（医薬保健学域医学類を除く。）における令和3年度から令和8年度の入学定員及び収容定員については、次の表のとおりとする。

学域	学類	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)
融合学 域	先導学類	55	55	55	110	55	165
	(編入学定員2 5)	—		—		—	25
	計	55	55	55	110	55	190
人間社 会学域	人文学類	141	576	141	572	141	568
	法学類	160	670	160	660	160	650
	(編入学定員 5)	—	20	—	20	—	15
	経済学類	131	536	131	532	131	528
	学校教育学類	85	385	85	370	85	355
	地域創造学類	88	358	88	356	88	354
	国際学類	83	338	83	336	83	334

	計	688	2883	688	2846	688	2804	
理工学域	数物科学類	82	334	82	332	82	330	
	(編入学定員 5)	—	10	—	10	—	10	
	物質化学類	79	322	79	320	79	318	
	(編入学定員 4)	—	8	—	8	—	8	
	機械工学類	97	397	97	394	97	391	
	(編入学定員 1 0)	—	20	—	20	—	20	
	フロンティア工 学類	107	437	107	434	107	431	
	(編入学定員 5)	—	10	—	10	—	10	
	電子情報通信学 類	78	318	78	316	78	314	
	(編入学定員 7)	—	14	—	14	—	14	
	地球社会基盤学 類	98	398	98	396	98	394	
	(編入学定員 7)	—	14	—	14	—	14	
	生命理工学類	58	235	58	234	58	233	
	(編入学定員 2)	—	4	—	4	—	4	
計	599	2521	599	2506	599	2491		
医薬保 健学域	薬学類	65	240	65	270	65	300	
	医薬科学類	18	18	18	36	18	54	
	保健 学類	看護学専 攻	79	319	79	318	79	317
		(編入学定 員 4)	—	20	—	20	—	14
		放射線技 術科学専 攻	40	160	40	160	40	160
		(編入学定 員 3)	—	10	—	10	—	8
検査技術 科学専攻	40	160	40	160	40	160		

		(編入学定員 3)	—	10	—	10	—	8
		理学療法 学専攻	15	75	15	70	15	65
		(編入学定員 5)	—	10	—	10	—	10
		作業療法 学専攻	15	75	15	70	15	65
		(編入学定員 5)	—	10	—	10	—	10
	従前 の学 類	創薬科学 類		120		80		40
	計		384	1924	372	1909	372	1884
学域	学類	令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度		
		入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	
融合学 域	先導学類	55	220	55	220	55	220	
	(編入学定員 2 5)	—	50	—	50	—	50	
	計	55	270	55	270	55	270	
人間社 会学域	人文学類	141	564	141	564	141	564	
	法学類	160	640	160	640	160	640	
	(編入学定員 5)	—	10	—	10	—	10	
	経済学類	131	524	131	524	131	524	
	学校教育学類	85	340	85	340	85	340	
	地域創造学類	88	352	88	352	88	352	
	国際学類	83	332	83	332	83	332	
	計	688	2762	688	2762	688	2762	
理工学 域	数物科学類	82	328	82	328	82	328	
	(編入学定員 5)	—	10	—	10	—	10	
	物質化学類	79	316	79	316	79	316	
	(編入学定員 4)	—	8	—	8	—	8	
	機械工学類	97	388	97	388	97	388	
	(編入学定員 1 0)	—	20	—	20	—	20	

	フロンティア工学類	107	428	107	428	107	428	
	(編入学定員5)	—	10	—	10	—	10	
	電子情報通信学類	78	312	78	312	78	312	
	(編入学定員7)	—	14	—	14	—	14	
	地球社会基盤学類	98	392	98	392	98	392	
	(編入学定員7)	—	14	—	14	—	14	
	生命理工学類	58	232	58	232	58	232	
	(編入学定員2)	—	4	—	4	—	4	
	計	599	2476	599	2476	599	2476	
医薬保健学域	薬学類	65	330	65	360	65	390	
	医薬科学類	18	72	18	72	18	72	
	保健学類	看護学専攻	79	316	79	316	79	316
		(編入学定員4)	—	8	—	8	—	8
		放射線技術科学専攻	40	160	40	160	40	160
		(編入学定員3)	—	6	—	6	—	6
		検査技術科学専攻	40	160	40	160	40	160
		(編入学定員3)	—	6	—	6	—	6
		理学療法学専攻	15	60	15	60	15	60
		(編入学定員5)	—	10	—	10	—	10
		作業療法学専攻	15	60	15	60	15	60
(編入学定員5)		—	10	—	10	—	10	

	従前の学類	創薬科学類						
	計		372	1859	372	1877	372	1895

- 4 存続する学類に係る第 30 条に規定する事項を審議する教授会については、第 27 条の規定にかかわらず、従前のおりとする。
- 5 存続する学類の長については、前項に規定する教授会が別に定める。
- 6 令和 3 年 3 月 31 日に在学する者(令和 3 年 4 月 1 日以降に従前の学類に編入学する者を含む。)については、第 68 条第 2 項、第 74 条第 2 項及び第 4 項並びに第 83 条第 5 項から第 10 項までの規定を除き、なお、従前の例による。
- 7 第 22 条の規定にかかわらず、令和 3 年 4 月 1 日に選任される融合学域先導学類長については、当該学類を担当する教授のうち、学長が指名する者をもって充てるものとする。
- 8 令和 3 年 4 月 1 日に選任される融合学域先導学類長及び医薬保健学域医薬科学類長の任期は、第 22 条第 9 項の規定にかかわらず、令和 6 年 3 月 31 日までとし、再任を妨げない。

附 則

- 1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 64 条第 3 項の改正規定は、令和 4 年 3 月 31 日までに転学類を許可され、令和 4 年 4 月 1 日以後に転学類をした者にも適用する。
- 2 第 5 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、人間社会学域学校教育学類教育科学コース及び教科教育学コース並びに理工学域生命理工学類生命システムコースは、令和 4 年 3 月 31 日に当該学類に在学する者が当該学類に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 別表第一の規定にかかわらず、融合学域、人間社会学域及び医薬保健学域における令和 4 年度から令和 9 年度の入学定員及び収容定員については、次の表のとおりとする。

学域	学類	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
		入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)
融合学域	観光デザイン学類	15	15	15	30	15	45
	(編入学定員 15)	-		-		-	15
	計	70	125	70	220	70	330
人間社会学域	人文学類	138	569	138	562	138	555
	法学類	150	650	150	630	150	610

	(編入学 定員 0)	-	20	-	15	-	5
	国際学類	81	334	81	330	81	326
	計	673	2831	673	2774	673	2712
医薬保 健学域	医学類	112	672	100	660	100	648
	(編入学 定員 5)	-	25	-	25	-	25
	計	384	1921	372	1896	372	1871
学域	学類	令和 7 年度		令和 8 年度		令和 9 年度	
		入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)
融合学 域	観光デザ イン学類	15	60	15	60	15	60
	(編入学 定員 15)	-	30	-	30	-	30
	計	70	360	70	360	70	360
人間社 会学域	人文学類	138	552	138	552	138	552
	法学類	150	600	150	600	150	600
	(編入学 定員 0)	-	-	-	-	-	-
	国際学類	81	324	81	324	81	324
	計	673	2692	673	2692	673	2692
医薬保 健学域	医学類	100	636	100	624	100	612
	(編入学 定員 5)	-	25	-	25	-	25
	計	372	1889	372	1907	372	1895

- 4 第 6 条第 2 項の規定にかかわらず，自然科学研究科（博士前期課程に限る。）電子情報科学専攻，環境デザイン学専攻及び自然システム学専攻は，令和 4 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。
- 5 存続する専攻の長については，第 30 条に規定する教授会が別に定めるものとする。
- 6 第 22 条の規定にかかわらず，令和 4 年 4 月 1 日に選任される融合学域観光デザイン学類長については，当該学類を担当する教授のうち，学長が指名する者をもって充てるものとする。
- 7 令和 4 年 3 月 31 日に在学する者(令和 4 年 4 月 1 日以降に従前の学類に編入学する者を含む。)については，なお，従前の例による。この場合において，「放射線技術科学専攻」とあるのは「診療放射線技術学専攻」と読み替えるものとする。

附 則

- この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 別表第一の規定にかかわらず、学域・学類における令和5年度から令和10年度の入学定員及び収容定員については、次の表のとおりとする。

学域	学類	令和5年度		令和6年度		令和7年度		
		入学定員 （人）	収容定員 （人）	入学定員 （人）	収容定員 （人）	入学定員 （人）	収容定員 （人）	
融合学域	観光デザイン学類	20	35	20	55	20	75	
	（編入学定員 15）	-		-	15	-	30	
	スマート創成科学類	20	20	20	40	20	60	
	（編入学定員 20）	-		-		-	20	
	計	95	245	95	380	95	455	
人間社会学域	地域創造学類	83	349	83	342	83	337	
	計	668	2769	668	2702	668	2677	
理工学域	数物科学類	78	326	78	320	78	316	
	（編入学定員 5）	-	10	-	10	-	10	
	物質化学類	78	317	78	314	78	313	
	（編入学定員 4）	-	8	-	8	-	8	
	機械工学類	94	388	94	382	94	379	
	（編入学定員 10）	-	20	-	20	-	20	
	フロンティア工学類	103	427	103	420	103	416	
	（編入学定員 5）	-	10	-	10	-	10	
	電子情報通信学類	76	312	76	308	76	306	
	（編入学定員 7）	-	14	-	14	-	14	
	地球社会基盤学類	94	390	94	384	94	380	
	（編入学定員 7）	-	14	-	14	-	14	
	生命理工学類	56	231	56	228	56	226	
	（編入学定員 2）	-	4	-	4	-	4	
	計	579	2471	579	2436	579	2416	
医薬保健学域	医学類	112	672	100	660	100	648	
	（編入学定員 5）	-	25	-	25	-	25	
	保健学類	看護学専攻	79	317	79	316	79	316
		（編入学定員 0）	-	14	-	8	-	4
		診療放射線技術科学専攻	40	160	40	160	40	160
		（編入学定員 0）	-	8	-	6	-	3
検査技術科学専攻	40	160	40	160	40	160		

		(編入学定員 0)	-	8	-	6	-	3
	計		384	1908	372	1883	372	1891
学域	学類	令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		
		入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	
融合学域	観光デザイン学類		20	110	20	110	20	110
	(編入学定員 15)		-	30	-	30	-	30
	スマート創成科学類		20	120	20	120	20	120
	(編入学定員 20)		-	40	-	40	-	40
	計		95	500	95	500	95	500
人間社会学域	地域創造学類		83	332	83	332	83	332
	計		668	2672	668	2672	668	2672
理工学域	数物科学類		78	312	78	312	78	312
	(編入学定員 5)		-	10	-	10	-	10
	物質化学類		78	312	78	312	78	312
	(編入学定員 4)		-	8	-	8	-	8
	機械工学類		94	376	94	376	94	376
	(編入学定員 10)		-	20	-	20	-	20
	フロンティア工学類		103	412	103	412	103	412
	(編入学定員 5)		-	10	-	10	-	10
	電子情報通信学類		76	304	76	304	76	304
	(編入学定員 7)		-	14	-	14	-	14
	地球社会基盤学類		94	376	94	376	94	376
	(編入学定員 7)		-	14	-	14	-	14
	生命理工学類		56	224	56	224	56	224
	(編入学定員 2)		-	4	-	4	-	4
	計		579	2396	579	2396	579	2396
医薬保健学域	医学類		100	636	100	624	100	612
	(編入学定員 5)		-	25	-	25	-	25
	保健学類	看護学専攻	79	316	79	316	79	316
		(編入学定員 0)	-	0	-	0	-	0
		診療放射線技術科学専攻	40	160	40	160	40	160
		(編入学定員 0)	-	0	-	0	-	0
		検査技術科学専攻	40	160	40	160	40	160
		(編入学定員 0)	-	0	-	0	-	0
	計		372	1899	372	1887	372	1875

- 3 第22条の規定にかかわらず、令和5年4月1日に選任される融合学域スマート創成科学類長については、当該学類を担当する教授のうち、学長が指名する者をもって充てるものとする。
- 4 令和5年4月1日に選任される融合学域スマート創成科学類長、人間社会研究域人文科学系長、人間社会研究域地域創造学系長及び人間社会研究域国際学系長の任期は、第22条第9項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとし、再任を妨げない。

附 則

この学則は、令和5年6月16日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第6条第2項の規定にかかわらず、自然科学研究科（博士後期課程に限る。）電子情報科学専攻、環境デザイン学専攻及び自然システム学専攻は、令和6年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 存続する専攻に係る第30条に規定する事項を審議する教授会については、第27条の規定にかかわらず、従前のおりとする。
- 4 存続する専攻の長については、前項に規定する教授会が別に定める。
- 5 別表第一の規定にかかわらず、学域・学類における令和6年度から令和11年度の入学定員及び収容定員については、次の表のおりとする。

学域	学類	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)
融合学域	観光デザイン学類	55	90	55	145	55	185
	(編入学定員15)	-	15	-	30	-	30
	スマート創成科学類	55	75	55	130	55	185
	(編入学定員20)	-		-	20	-	40
	計	165	450	165	595	165	710
理工学域	電子情報通信学類	116	362	116	386	116	424
	(編入学定員7)	-	14	-	14	-	14
	計	619	2476	619	2496	619	2516
	医学類	<u>112</u>	<u>672</u>	<u>100</u>	<u>660</u>	<u>100</u>	<u>648</u>

医薬保健学域	(編入学定員 5)	-	25	-	25	-	25
	計	384	1895	372	1903	372	1911
学域	学類	令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
		入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)
融合学域	観光デザイン学類	55	220	55	220	55	220
	(編入学定員 15)	-	30	-	30	-	30
	スマート創成科学類	55	220	55	220	55	220
	(編入学定員 20)	-	40	-	40	-	40
	計	165	780	165	780	165	780
理工学域	電子情報通信学類	116	464	116	464	116	464
	(編入学定員 7)	-	14	-	14	-	14
	計	619	2556	619	2556	619	2556
医薬保健学域	医学類	100	636	100	624	100	612
	(編入学定員 5)	-	25	-	25	-	25
	計	372	1899	372	1887	372	1875

別表第一入学定員及び収容定員

学域	学類	入学定員 (人)	第 2 年次編入学定員 (人)	第 3 年次編入学定員 (人)	収容定員 (人)
融合学域	先導学類	55		25	270
	観光デザイン学類	55		15	250
	スマート創成科学類	55		20	260
	計	165		60	780
人間社会学域	人文学類	138			552
	法学類	150			600
	経済学類	131			524
	学校教育学類	85			340
	地域創造学類	83			332

	国際学類	81			324	
	計	668			2672	
理工学域	数物科学類	78		5	322	
	物質化学類	78		4	320	
	機械工学類	94		10	396	
	フロンティア工学類	103		5	422	
	電子情報通信学類	116		7	478	
	地球社会基盤学類	94		7	390	
	生命理工学類	56		2	228	
	計	619		40	2556	
医薬保健学域	医学類	100	5		625	
	薬学類	65			390	
	医薬科学類	18			72	
	保健学類	看護学専攻	79			316
		診療放射線技術学専攻	40			160
		検査技術科学専攻	40			160
		理学療法学専攻	15		5	70
		作業療法学専攻	15		5	70
		小計	189		10	776
計	372	5	10	1863		
	合計	1824	5	110	7871	

別表第二

検定料等の額

区分	検定料(円)	入学料(円)	授業料(円)
学域・国際基幹教育院総合教育部	17,000	282,000	年額 535,800
	再入学, 転入学, 編入学に係るもの 30,000		
研究生	9,800	84,600	月額 29,700
科目等履修生	9,800	28,200	1単位 14,800

特別聴講学生	/	/	1 単位 14,800
--------	---	---	-------------

備考 第73条第3項に規定する第1段階目の選抜及び第2段階目の選抜に係る検定料の額は、第1段階目の選抜にあつては4,000円、第2段階目の選抜にあつては13,000円とする。

別表第三

公開講座受講料の額

区分	受講料(円)
一般	1 時間 500
高校生以下	1 時間 200
別に定める公開講座の受講料については、別に定める額とする。	

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
 - 第2章 学年等及び休業日(第5条)
 - 第3章 修業年限及び在学年限(第6条・第7条)
 - 第4章 入学(第8条—第18条)
 - 第5章 教育方法等(第19条—第27条)
 - 第6章 課程の修了及び学位授与(第28条—第32条)
 - 第7章 休学, 復学, 転学, 留学, 退学及び除籍(第33条—第39条)
 - 第8章 賞罰(第40条・第41条)
 - 第9章 検定料, 入学料及び授業料(第42条)
 - 第10章 研究生, 科目等履修生, 特別聴講学生, 外国人留学生及び特別研究学生(第43条—第45条)
 - 第11章 教員組織(第46条)
 - 第12章 運営組織(第47条)
 - 第13章 共同大学院(第48条)
 - 第14章 連合大学院(第49条)
 - 第15章 特別の課程(第50条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

- 第1条 金沢大学大学院(以下「本学大学院」という。)は, 学術の理論及び応用を教授研究し, その深奥をきわめ, 又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い, 文化の進展に寄与することを目的とする。
- 2 本学大学院のうち, 専門職大学院は, 学術の理論及び応用を教授研究し, 高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。
- 3 本学大学院の課程は, 修士課程, 博士課程及び専門職学位課程とし, その目的は次のとおりとする。

- (1) 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。
 - (2) 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
 - (3) 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。
- 4 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、研究科、専攻及び課程において別に定める。

(研究科の種類及び講座)

第2条 本学大学院に、次の研究科を置く。

人間社会環境研究科
 自然科学研究科
 医薬保健学総合研究科
 先進予防医学研究科
 新学術創成研究科
 法学研究科
 教職実践研究科

- 2 法学研究科法務専攻及び教職実践研究科は、専門職大学院とする。
- 3 研究科に、講座を置くことができる。

(研究科の専攻及び課程)

第3条 研究科に置く専攻及びその課程の別は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別
人間社会環境研究科	人文学専攻，経済学専攻，地域創造学専攻，国際学専攻	博士課程(前期2年)
	人間社会環境学専攻	博士課程(後期3年)
自然科学研究科	数物科学専攻，物質化学専攻，機械科学専攻，フロンティア工学専攻，電子情報通信学専攻，地球社会基盤学専攻，生命理工学専攻	博士課程(前期2年)
	数物科学専攻，物質化学専攻，機械科学専攻，フロンティア工学専攻，電子情報通信学専攻，地球社会基盤学専攻，生命理工学専攻	博士課程(後期3年)
医薬保健学総合研究科	医科学専攻	修士課程
	医学専攻，薬学専攻	博士課程
	創薬科学専攻，保健学専攻	博士課程(前期)

		2年)
	創薬科学専攻, 保健学専攻	博士課程(後期3年)
先進予防医学研究科	先進予防医学共同専攻	博士課程
新学術創成研究科	融合科学共同専攻, ナノ生命科学専攻	博士課程(前期2年)
	融合科学共同専攻, ナノ生命科学専攻	博士課程(後期3年)
法学研究科	法学・政治学専攻	修士課程
	法務専攻	専門職学位課程(法科大学院)
教職実践研究科	教職実践高度化専攻	専門職学位課程(教職大学院)

- 2 医薬保健学総合研究科医学専攻及び先進予防医学研究科先進予防医学共同専攻は、医学を履修する4年の博士課程(以下「医学博士課程」という。), 医薬保健学総合研究科薬学専攻は、薬学を履修する4年の博士課程(以下「薬学博士課程」という。)とし、医薬保健学総合研究科の創薬科学専攻及び保健学専攻, 人間社会環境研究科, 自然科学研究科並びに新学術創成研究科は、5年の博士課程とし、前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分する。
- 3 法学研究科法務専攻は、専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする専門職学位課程を置く法科大学院とする。
- 4 教職実践研究科は、専ら実践的指導能力を備えた教員養成のための教育を行うことを目的とする専門職学位課程を置く教職大学院とする。

(研究科の入学定員等)

第4条 各研究科における専攻別の入学定員及び収容定員は、別表第一のとおりとする。

第2章 学年等及び休業日

(学年等及び休業日)

第5条 学年, 学期, クォーター及び休業日については、金沢大学学則(以下「学則」という。)第36条及び第37条の規定による。

第3章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第6条 修士課程及び専門職学位課程(教職大学院)の標準修業年限は、2年とする。ただし、法学研究科修士課程法学・政治学専攻について、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第3条第3項の規定に基づく1年以上2年未満の標準修業年限である履修制度(以下「短期(1年)在学型制度」という。)の標準修業年限は、1年とする。

- 2 博士課程の標準修業年限は、5年とする。(博士前期課程は2年とし、博士後期課程は3年とする。)ただし、人間社会環境研究科博士前期課程経済学専攻及び地域創造学専攻について、短期(1年)在学型制度の標準修業年限は、1年とする。
- 3 医学博士課程及び薬学博士課程の標準修業年限は、4年とする。
- 4 専門職学位課程(法科大学院)の標準修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第7条 修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程(教職大学院)には、4年を超えて在学することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、短期(1年)在学型制度においては、2年を超えて在学することができない。
- 3 医学博士課程及び薬学博士課程には、8年を超えて在学することができない。
- 4 博士後期課程及び専門職学位課程(法科大学院)には、6年を超えて在学することができない。

第4章 入学

(入学時期)

第8条 入学の時期は、学則第41条の規定による。

(入学資格)

第9条 修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程(法科大学院)に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定する当該課程を修了した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が三年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 文部科学大臣の指定した者

- (8) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
 - (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学の大学院に入学した者であって、当該者を金沢大学(以下「本学」という。)の研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (10) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者、我が国において、外国の大学における15年の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定する当該課程を修了した者、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であって、本学の研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めたもの
 - (11) 本学の研究科において、個別の入学資格審査により、第1号に定める者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 専門職学位課程(教職大学院)に入学することができる者は、前項各号のいずれかに該当し、かつ、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に定める一種免許状を有する者とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、学校教育法第83条に定める大学に3年以上在学した者であって、本学の研究科が定める単位を優秀な成績で修得したと認めたものは、修士課程、博士前期課程又は専門職学位課程に入学することができる。
- 第10条 医学博士課程及び薬学博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 学校教育法第83条に定める大学(医学、歯学、薬学(修業年限が6年である課程に限る。(以下「6年制」という。))又は獣医学の課程に限る。)を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者(医学、歯学、薬学(6年制)又は獣医学を履修した者に限る。)
 - (3) 外国において学校教育における18年の課程(最終の課程が医学、歯学、薬学(6年制)又は獣医学に限る。)を修了した者
 - (4) 我が国において、外国の大学における18年の課程(最終の課程が医学、歯学、薬学(6年制)又は獣医学に限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定する当該課程を修了した者
 - (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程が医学、歯学、薬学(6年制)又は獣医学に限る。)を修了した者

- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が五年以上である課程（最終の課程が医学，歯学，薬学又は獣医学に限る）を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により他の大学の大学院(医学，歯学，薬学(6 年制)又は獣医学を履修する博士課程に限る。)に入学した者であって、当該者を本学の研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
 - (9) 外国において学校教育における 16 年の課程(最終の課程が医学，歯学，薬学(6 年制)又は獣医学に限る。)を修了した者、我が国において、外国の大学における 16 年の課程(最終の課程が医学，歯学，薬学(6 年制)又は獣医学に限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定する当該課程を修了した者、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程(最終の課程が医学，歯学，薬学(6 年制)又は獣医学に限る。)を修了した者であって、本学の研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められたもの
 - (10) 本学の研究科において、個別の入学資格審査により、第 1 号に定める者と同等以上の学力があると認められた者で、24 歳に達したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、学校教育法第 83 条に定める大学の医学，歯学，薬学(6 年制)又は獣医学を履修する課程に 4 年以上在学した者であって、本学の研究科が定める単位を優秀な成績で修得したと認められたものは、医学博士課程又は薬学博士課程に入学することができる。
- 第 11 条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定する当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 本学の研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの
- (8) 外国の学校、第3号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第12条 本学大学院に入学を志願する者は、入学願書に別表第二に定める検定料及び別に定める書類を添えて、願い出なければならない。

(入学者の選抜)

第13条 前条の入学を志願する者については、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第165条の2第1項第3号の規定により定める方針に基づき、別に定めるところにより選抜を行う。

- 2 法学研究科法務専攻の入学者の選抜に当たっては、入学者の適性を適確かつ客観的に評価し、法学研究科法務専攻が別に定めるところにより、多様な知識又は経験を有する者を入学させるものとする。

(入学手続及び入学許可)

第14条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、別表第二に定める入学料を納付しなければならない。ただし、入学料の免除又は徴収猶予を受けようとする者は、入学料に代えてその免除又は徴収猶予の申請書を提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者(入学料に関しては、その免除又は徴収猶予の申請書を受理された者を含む。)に、入学を許可する。

(再入学、転入学及び編入学)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 本学大学院を退学した者(第41条に定める退学者を除く。)又は除籍された者で、再び同一の研究科に再入学を志願するもの
- (2) 他の大学の大学院に在学している者で、本学大学院へ転入学を志願するもの

(3) 他の大学の大学院を修了した者又は退学した者で、本学大学院へ編入学を志願するもの

2 前項の規定により入学した者の在学年限は、その者が属する年次に対応する残余の標準修業年限の2倍の年数を超えることができない。

3 第12条、第13条第1項及び前条の規定は、第1項の規定により入学する場合に準用する。

4 再入学、転入学及び編入学に関し必要な事項は、研究科において別に定める。

(転研究科及び転専攻)

第16条 学生が本学大学院の他の研究科に転研究科を志願するときは、所定の出願書類に志望の研究科、専攻及び志望の事由を記し、所属の研究科長を経て志望先の研究科長に願い出て、その許可を得なければならない。

2 学生が所属研究科内の他の専攻に転専攻を志願するときは、当該研究科の定めるところにより、研究科長の許可を得なければならない。

3 前2項の規定による許可を得た者の在学年限の取扱いについては、別に定める。

(再入学等の既に履修した授業科目等の取扱い)

第17条 前2条の規定により、入学等を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱いについては、研究科において決する。

(宣誓)

第18条 入学を許可された者は、別に定めるところにより、宣誓をしなければならない。

第5章 教育方法等

(教育課程の編成方針及び教育方法)

第19条 研究科は、学校教育法施行規則第165条の2第1項第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、研究科における専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう配慮するものとする。

3 研究科(法学研究科法務専攻及び教職実践研究科を除く。)の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

4 法学研究科法務専攻の教育は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目の授業によって行うものとする。

5 教職実践研究科の教育は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目の授業によって行うものとする。

(博士課程教育リーディングプログラム)

第19条の2 本学大学院に、学生を産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーへと導くため、専門分野の枠を超えて博士課程前期・後期一貫した、世界に通用する質の保証された学位プログラムとして博士課程教育リーディングプログラムを開設する。

2 博士課程教育リーディングプログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(卓越大学院プログラム)

第19条の3 本学大学院に、新たな知の創造と活用を主導し、次代を牽引する価値を創造するとともに、社会的課題の解決に挑戦して、社会にイノベーションをもたらすことができる博士人材の育成を目的とする卓越大学院プログラムを開設する。

2 卓越大学院プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業科目、単位数、履修方法等)

第20条 授業科目の内容、単位数及び研究指導の内容並びにこれらの履修方法は、研究科において別に定める。

2 授業科目の単位の計算方法については、学則第50条の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「卒業論文、卒業研究等」とあるのは「学位論文、特定の課題についての研究の成果等」と、読み替えるものとする。

(授業の方法等)

第21条 授業の方法については、学則第51条の規定を準用する。

2 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前条により準用する学則第50条第1項に規定する基準を考慮して、研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。

3 授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

4 研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

5 研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(単位の授与)

第22条 授業科目を履修した者に対しては、試験その他の別に定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

2 試験等の成績は、「S」、「A」、「B」、「C」及び「不可」の評語をもって表し、S、A、B及びCを合格とし、不可を不合格とする。ただし、授業科目又は履修形態等によっては、合格を「合」又は「認定」の評語とすることがある。

(教育方法の特例)

第23条 教育上特別の必要があると認められる場合には、研究科は、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(他の研究科及び学域の授業科目の履修等)

第23条の2 教育研究上有益と認められるときは、研究科は、学生に他の研究科及び学域における授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、15単位を超えない範囲で、本学の研究科における授業科目の履修により修得したものとみなし、修了に必要な単位に含めることができる。

(他の大学の大学院における授業科目の履修等)

第24条 教育研究上有益と認められるときは、研究科は、他の大学の大学院と協議の上、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定に基づき修得した単位は、前条第2項により本学の単位として認定する単位数と合わせて15単位を超えない範囲で、本学の研究科における授業科目の履修により修得したものとみなし、修了に必要な単位に含めることができる。

3 前項の規定にかかわらず、法学研究科法務専攻にあっては、第1項の規定により修得した他の大学の大学院における授業科目の単位については、30単位を超えない範囲で、法学研究科法務専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合にあっては、その超える部分の単位に限り30単位を超えてみなすことができる。

4 前3項の規定は、学生が、外国の大学の大学院に留学する場合、外国の大学の大学院が行う通信教育による授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

(休学期間中の他の大学の大学院又は外国の大学の大学院における学修)

第24条の2 教育研究上有益と認められるときは、学生が休学期間中に他の大学の大学院又は外国の大学の大学院において学修した成果について、本学の研究科における授業科目の履修により修得したものとみなし、修了に必要な単位に含めることができる。

2 前項の規定により修得したとみなすことができる単位については、第23条の2第2項及び前条第2項により本学の単位として認定する単位数と合わせて15単位を超えないものとする。

(他大学院等における研究指導)

第25条 教育研究上有益と認められるときは、研究科(法学研究科法務専攻及び教職実践研究科を除く。)は、他の大学の大学院又は研究所等(以下「他大学院等」という。)と協議の上、学生に当該他大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

- 2 前項の規定により学生が受けた研究指導は、本学の研究科で受けた研究指導とみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第26条 教育研究上有益と認められるときは、学生が本学大学院に入学する前に本学大学院、他の大学の大学院又は外国の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生及び第50条に規定する特別の課程を修了した者として修得した単位を含む。)を、本学の研究科における授業科目の履修により修得したものとみなし、修了に必要な単位に含めることができる。

- 2 前項の規定により修得したとみなすことができる単位については、転入学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとし、また、第23条の2、第24条及び第24条の2により当該研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、法学研究科法務専攻にあつては、第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転入学等の場合を除き、当該研究科において修得した単位以外のものについては、第24条第3項及び第4項の規定により当該研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位(第24条第3項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。
- 4 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成14年法律第139号)第6条第1項の認定を受けた同項の法曹養成連携協定の目的となる法科大学院(以下「認定連携法科大学院」という。)における教育との円滑な接続を図るための大学の課程(以下「認定連携法曹基礎課程」という。)を修了して法学研究科法務専攻に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると法学研究科法務専攻が認める者がその入学前に法学研究科法務専攻以外の認定連携法科大学院において履修した授業科目について修得した単位については、第24条第3項及び第4項の規定により当該研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて46単位(第24条第3項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。

(在学期間の短縮)

第26条の2 研究科(法学研究科法務専攻及び教職実践研究科を除く。)は、前条の規定により、本学大学院に入学する前に修得した単位を本学の研究科において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により研究科の修士課程(博士前期課程を含む。以下この条において同じ。)又は博士課程(博士後期課程を除く。)の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で当該研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 27 条 学生(短期(1 年)在学型制度に在学する学生を除く。)が職業を有している等の事情により、当該学生に係る標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、当該研究科の教授会等の議を経て、学長は、その計画的な履修を許可することがある。

2 前項に定めるもののほか、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

第 6 章 課程の修了及び学位授与

(修了要件)

第 28 条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、当該課程に 2 年以上在学し、30 単位以上で研究科の定める単位数を修得し、本学が別に定める英語能力の基準を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士前期課程の修了要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、研究科の定めるところにより、前項に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、研究科等が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期課程において修得すべきものについての審査

3 博士後期課程の修了要件は、当該課程に 3 年(法科大学院の課程を修了した者にあつては、2 年)以上在学し、10 単位以上で研究科の定める単位数を修得し、本学が別に定める英語能力の基準を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

4 前項の規定にかかわらず、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、次に掲げる年数以上在学すれば足りるものとする。

(1) 第 1 項本文の規定により修士課程及び博士前期課程を修了した者又は第 11 条(第 1 項を除く。)の規定により本学大学院の入学資格に関し、修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者にあつては、1 年(標準修業年限 1 年以上 2 年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3 年から当該 1 年以上 2 年未満の期間を減じた期間)以上

- (2) 短期(1年)在学型制度を修了した者及び第1項ただし書の規定により、優れた業績を上げた者として当該課程を修了した者にあつては、当該課程の在学期間を含めて3年以上
- 5 医学博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、30単位以上で研究科の定める単位数を修得し、本学が別に定める英語能力の基準を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。
- 6 薬学博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、34単位以上を修得し、本学が別に定める英語能力の基準を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。
- 7 専門職学位課程(法科大学院)の課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、93単位以上で研究科の定める単位数を修得することとする。
- 8 専門職学位課程(教職大学院)の課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、49単位以上で研究科の定める単位数を修得することとする。
- 9 第1項ただし書、第4項、第5項ただし書及び第6項ただし書の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する学生は在学期間を短縮することができない。ただし、学長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。
- (1) 金沢大学学生懲戒規程第4条に規定する懲戒処分を受けた者
- (2) 休学期間を有する者
- (法学研究科法務専攻における在学期間の短縮)

第29条 法学研究科法務専攻(本条及び次条において「専攻」という。)は、第26条第1項の規定により専攻に入学する前に修得した単位(第9条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を専攻において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により専攻の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で専攻が定める期間在学したものとみなすことができる。

(法学研究科法務専攻における法学既修者の取扱い)

第30条 専攻は、専攻において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関しては、第28条第7項に規定する在学期間については1年を超えない範囲で専攻が認める期間在学し、同条に規定する単位については30単位を超えない範囲で専攻が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合には、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- 2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。
- 3 第1項の規定により、法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、第24条第3項及び第4項並びに第26条第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位(第24条第3項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。
- 4 認定連携法曹基礎課程を修了して専攻に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると専攻が認める者に関する第1項及び前項の規定の適用については、第1項中「30単位」とあるのは「46単位」と、前項中「合わせて30単位」とあるのは「合わせて46単位」とする。

(学位授与)

第31条 本学大学院の課程を修了した者には、その課程に応じ、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

- 2 前項の学位の授与については、金沢大学学位規程(以下「学位規程」という。)の定めるところによる。

(博士課程によらない学位の授与)

第32条 前条に定めるもののほか、博士の学位は、博士課程を経ない者であっても、学位規程の定めるところにより、学位を授与することがある。

第7章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学等)

- 第33条 疾病又はその他の事由により、1月以上修学を中止しようとする者は、研究科長に届け出て、休学することができる。
- 2 前項に定める休学のほか、研究科長は、疾病その他の事由により修学に適しないと認められる者に対しては、学長の承認を得て、休学を命じ、又は登学を停止させることができる。
 - 3 休学の期間は、休学の開始日から、その年次の各クォーター、各学期又は学年の終わりまでとする。ただし、前項の休学の期間は、この限りでない。
 - 4 休学期間は、在学年限に算入しない。
 - 5 休学期間は、通算して当該課程の標準修業年限を超えることができない。ただし、第2項の休学の期間は、この限りではない。

(復学)

第34条 休学期間中に復学しようとする者(前条第2項により休学を命じられた者を除く。)は、事由を記し、研究科長に届け出るものとする。

- 2 復学の時期は、クォーター又は学期の始めとする。

(転学)

第 35 条 他の大学の大学院へ転学しようとする者(懲戒対象行為を行った者は除く。)は、所定の願書に志望の大学、研究科、専攻及び志望の事由を記し、研究科長を経て、学長に届け出るものとする。

(留学)

第 36 条 外国の大学の大学院で学修するため留学しようとする者は、研究科長を経由して、学長に届け出るものとする。

2 前項の規定により留学した期間は、第 28 条に定める在学期間に含まれることができる。

(退学)

第 37 条 退学しようとする者は、事由を記し、研究科長を経て、学長に届け出るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、懲戒対象行為を行った者が当該処分決定前に退学を届けた場合等、特別の事由がある場合については、別に定めるところにより、学長又は研究科長は当該届出を受理しないことがある。

(除籍)

第 38 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、これを除籍する。

(1) 納付すべき入学料を所定の期日までに納付しない者

(2) 所定の年限に達して、なお修了の認定を得られない者

(3) 授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない者

(4) 疾病その他の事故により、成業の見込がないと認められる者

2 前項第 1 号及び第 3 号の規定により除籍した者については、除籍となった日の属する学期の成績を無効とする。

(教育研究会議等)

第 39 条 研究科長は、第 33 条第 2 項及び前条の事項について、教育研究会議（ただし、新学術創成研究科に関するものは新学術創成研究科会議とする。以下同じ。）の長に諮り、実施するものとする。

第 8 章 賞罰

(表彰)

第 40 条 本学大学院在学中に学業の成績、課外活動等の成績に優れた者に対して修了時に表彰を行うことがある。

2 表彰については、別に定める。

(懲戒)

第 41 条 学生が本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した行為をなしたときは、学長は、教育研究会議及び教育研究評議会の議を経て懲戒する。

2 懲戒は、学長の命を受け、研究科長がこれを行う。

3 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

第 9 章 検定料、入学料及び授業料

(検定料等)

第 42 条 検定料，入学料及び授業料(以下「検定料等」という。)の額は，別表第二のとおりとする。

2 検定料等の徴収等に関しては，学則第 72 条から第 82 条までの規定による。

第 10 章 研究生，科目等履修生，特別聴講学生，外国人留学生及び特別研究学生
(研究生等)

第 43 条 研究生，科目等履修生，特別聴講学生及び外国人留学生については，学則第 83 条から第 86 条までの規定を準用する。この場合において，「学域」とあるのは「研究科」と読み替えるものとする。

(特別研究学生)

第 44 条 他の大学の大学院の学生で，研究科(法学研究科法務専攻及び教職実践研究科を除く。)において研究指導を受けようとするものがあるときは，当該大学院と協議の上，特別研究学生として研究指導を受けることを許可することがある。

(検定料等)

第 45 条 研究生，科目等履修生，特別聴講学生及び特別研究学生に係る検定料等の額は，別表第二のとおりとする。

2 特別聴講学生及び特別研究学生に係る検定料及び入学料は，徴収しない。

3 第 1 項の規定にかかわらず，特別聴講学生が，国立大学の大学院学生，単位互換協定に基づく公立若しくは私立の大学の大学院学生，交流協定に基づく外国人留学生又は教育研究評議会の議を経て学長が特に必要と認める大学院学生であるときは，授業料を徴収しない。

4 第 1 項の規定にかかわらず，特別研究学生が，国立大学の大学院学生，特別研究学生交流協定に基づく公立若しくは私立の大学の大学院学生又は交流協定に基づく外国人留学生であるときは，授業料を徴収しない。

5 科目等履修生に係る検定料等の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。

第 11 章 教員組織

(教員組織)

第 46 条 本学大学院の授業及び研究指導は，各研究科を担当する教授が行う。ただし，必要があるときは，准教授，講師又は助教が行うことができる。

第 12 章 運営組織

(運営組織)

第 47 条 本学大学院の運営については，学則第 27 条から第 31 条の規定により，教育研究評議会，教育研究会議及び研究科会議が審議する。

第 13 章 共同大学院

(共同大学院)

第 48 条 本学，千葉大学及び長崎大学を構成大学とする先進予防医学共同専攻（医学博士課程）の教育及び研究の実施について，本学は，千葉大学及び長崎大学と協力するものとする。

2 本学及び北陸先端科学技術大学院大学を構成大学とする融合科学共同専攻（博士課程）の教育及び研究の実施について，本学は，北陸先端科学技術大学院大学と協力するものとする。

第 14 章 連合大学院

（大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究所）

第 49 条 大阪大学大学院に設置される，大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究所小児発達学専攻（博士課程）の教育及び研究の実施について，本学は，大阪大学，浜松医科大学，千葉大学及び福井大学と協力するものとする。

第 15 章 特別の課程

（特別の課程）

第 50 条 研究科は，本学の学生以外の者を対象として，学校教育法第 105 条に規定する特別の課程を編成し，これを修了した者に対し，修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 前項の実施に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

1 この学則は，平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 3 条第 1 項の規定にかかわらず，旧金沢大学大学院規程による法学研究科法律学専攻及び公共システム専攻，医学系研究科生理系専攻，病理系専攻，社会医学系専攻，内科系専攻，外科系専攻及び分子情報医学系専攻並びに自然科学研究科機械科学専攻，生命・地球学専攻，環境基盤工学専攻，電子情報システム専攻，物質構造科学専攻，機能開発科学専攻，地球環境科学専攻及び数理情報科学専攻は，平成 16 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。

3 別表第一の規定にかかわらず，法学研究科，自然科学研究科及び法務研究科並びに合計欄の収容定員については，平成 16 年度及び平成 17 年度は，次の表のとおりとする。

4 平成 10 年度以前の入学者に係る授業料の額は，第 41 条第 1 項の規定にかかわらず，なお，従前の額とする。

研究科名	専攻名	平成 16 年度			平成 17 年度		
		修士課程及び博士前期課程	博士後期課程	専門職学位課程	修士課程及び博士前期課程	博士後期課程	専門職学位課程
法学研	法律・政策学専攻	15			30		

究科	従前の専攻	法律学専攻	15					
		公共システム専攻	5					
	計	35			30			
自然科学研究科 (博士前期課程)	数物科学専攻		121			112		
	電子情報工学専攻		67			134		
	機能機械科学専攻		51			102		
	人間・機械科学専攻		40			80		
	物質化学専攻		48			52		
	物質工学専攻		100			106		
	地球環境学専攻		19			38		
	社会基盤工学専攻		48			96		
	生物科学専攻		17			34		
	生命薬学専攻		87			96		
	医療薬学専攻		40			32		
	従前の専攻	機械科学専攻	82					
		生命・地球学専攻	39					
		環境基盤工学専攻	48					
		電子情報システム専攻	59					
計		866			882			
自然科学研究科 (博士後期課程)	数物科学専攻			13			26	
	電子情報科学専攻			15			30	
	システム創成科学専攻			48			56	
	物質科学専攻			17			34	
	環境科学専攻			22			44	
	生命科学専攻			70			80	
	従前の専攻	物質構造科学専攻		29			15	
		機能開発科学専攻		28			14	
地球環境科学専攻			26			13		

		数理情報科学専攻		32			16	
	計			300			328	
法務研究科	法務専攻				40			80
合計			1,225	791	40	1,236	819	80

附 則

- この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第一の規定にかかわらず、医学系研究科の収容定員並びに「修士課程及び博士前期課程」及び「医学博士課程、後期3年博士課程及び博士後期課程」の合計欄の収容定員は、平成17年度から平成19年度までは、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成17年度		平成18年度		平成19年度	
		修士課程及び博士前期課程	医学博士課程及び博士後期課程	修士課程及び博士前期課程	医学博士課程及び博士後期課程	修士課程及び博士前期課程	医学博士課程及び博士後期課程
医学系研究科	医科学専攻	15		30		30	
	脳医科学専攻		92		88		84
	がん医科学専攻		119		114		109
	循環医科学専攻		100		96		92
	環境医科学専攻		54		52		50
	保健学専攻	140	75	140	75	140	75
	計	155	440	170	425	170	410
合計		1,251	804	1,266	815	1,266	800

- 平成10年度以前の入学者に係る授業料の額については、改正後の別表第二の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第2条第1項の規定にかかわらず、文学研究科、法学研究科、経済学研究科及び社会環境科学研究科は、平成18年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 別表第一の規定にかかわらず、文学研究科、法学研究科、経済学研究科及び社会環境科学研究科の収容定員は、平成18年度から平成20年度までは、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成18年度		平成19年度		平成20年度		
		修士課程及び博士前期課程	医学博士課程及び博士後期課程	修士課程及び博士前期課程	医学博士課程及び博士後期課程	修士課程及び博士前期課程	医学博士課程及び博士後期課程	
人間社会環境研究科	人間文化専攻	25		50		50		
	社会システム専攻	18		36		36		
	公共経営政策専攻	12		24		24		
	人間社会環境学専攻		12		24		36	
従前の研究科	文学研究科	哲学専攻	6					
		史学専攻	7					
		文学専攻	15					
	法学研究科	法律・政策学専攻	15					
	経済学研究科	経済学専攻	9					
	社会環境科学研究科	地域社会環境学専攻		12		6		
		国際社会環境学専攻		12		6		

合計	1,269	815	1,272	800	1,272	785
----	-------	-----	-------	-----	-------	-----

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 別表第一の規定にかかわらず、教育学研究科及び合計欄の収容定員については、平成21年度は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成21年度	
教育学研究科	教育実践高度化専攻	35	
	従前の専攻	学校教育専攻	10
		国語教育専攻	4
		社会科教育専攻	4
		数学教育専攻	4
		理科教育専攻	4
		音楽教育専攻	3
		美術教育専攻	3
		保健体育専攻	5
		技術教育専攻	5
		家政教育専攻	5
		英語教育専攻	4
		障害児教育専攻	4
大学院合計		1252	

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、自然科学研究科生命薬学専攻及び医療薬学専攻は、平成22年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 改正後の第30条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

- 4 改正後の別表第一の規定にかかわらず，自然科学研究科生命薬学専攻，医療薬学専攻，医学系研究科創薬科学専攻，法務研究科法務専攻及び合計欄の収容定員については，平成22年度及び平成23年度は，次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成22年度		平成23年度
		修士課程及び博士前期課程	専門職学位課程	専門職学位課程
自然科学研究科	生命薬学専攻	48		
	医療薬学専攻	16		
医学系研究科	創薬科学専攻	38		
法務研究科	法務専攻		105	90
大学院合計		1206	105	90

附 則

この学則は，平成23年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は，平成24年4月1日から施行する。
- 改正後の第3条第1項の規定にかかわらず，人間社会環境研究科人間文化専攻，社会システム専攻及び公共経営政策専攻，自然科学研究科電子情報工学専攻，機能機械科学専攻，人間・機械科学専攻，物質工学専攻，地球環境学専攻，社会基盤工学専攻及び生物科学専攻並びに医学系研究科医科学専攻，脳医科学専攻，がん医科学専攻，循環医科学専攻，環境医科学専攻，創薬科学専攻及び保健学専攻は，平成24年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。
- 改正後の別表第一の規定にかかわらず，人間社会環境研究科博士前期課程，自然科学研究科物質化学専攻，機械科学専攻，電子情報科学専攻(博士前期課程に限る)，環境デザイン専攻，自然システム学専攻，電子情報工学専攻，機能機械科学専攻，人間・機械科学専攻，物質工学専攻，地球環境学専攻及び生物科学専攻，医薬保健学総合研究科並びに医学系研究科の収容定員については，平成24年度から平成26年度までは，次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		修士課程及び博士前期課程	医学博士課程，薬学博士課程及び博士後期課程	修士課程及び博士前期課程	医学博士課程，薬学博士課程及び博士後期課程	修士課程及び博士前期課程	医学博士課程，薬学博士課程及び博士後期課程

人間社会環境研究科 (博士前期課程)	人文学専攻	23		46		46		
	法学・政治学専攻	8		16		16		
	経済学専攻	8		16		16		
	地域創造学専攻	8		16		16		
	国際学専攻	8		16		16		
	従前の専攻	人間文化専攻	25					
社会システム専攻		18						
公共経営政策専攻		12						
自然科学研究科 (博士前期課程)	物質化学専攻	57		114		114		
	機械科学専攻	90		180		180		
	電子情報科学専攻	67		134		134		
	環境デザイン学専攻	40		80		80		
	自然システム学専攻	67		134		134		
	従前の専攻	電子情報工学専攻	67					
		機能機械科学専攻	51					
		人間・機械科学専攻	40					
		物質化学専攻	26					
		物質工学専攻	53					
	地球環境学専攻	19						

		攻							
		社会基 盤工学 専攻	48						
		生物科 学専攻	17						
自然科 学研究 科 (博士後 期課程)	環境科学専 攻			65		64		63	
	生命科学専 攻			76		62		48	
医薬保 健学総 合研究 科	医科学専攻		15		30		30		
	脳医科学専 攻			16		32		48	
	がん医科学 専攻			26		52		78	
	循環医科学 専攻			20		40		60	
	環境医科学 専攻			14		28		42	
	薬学専攻			4		8		12	
	創薬科学専 攻		38	11	76	22	76	33	
	保健学専攻		70	25	140	50	140	75	
従前 の研 究科	医学系 研究科	従前 の専 攻	医科学 専攻		15				
			脳医科学専 攻			60		40	20
			がん医科学 専攻			78		52	26
			循環医科学 専攻			66		44	22
			環境医科学 専攻			36		24	12
			創薬科学専 攻		38				
			保健学		70	50		25	

		専攻						
大学院合計			1,180	781	1,180	777	1,180	773

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、自然科学研究科システム創成科学専攻、物質科学専攻、環境科学専攻及び生命科学専攻は、平成26年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 改正後の別表第一の規定にかかわらず、自然科学研究科(博士後期課程に限る。)の収容定員については、平成26年度から平成28年度までは、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		修士課程及び博士前期課程	医学博士課程、薬学博士課程及び博士後期課程	修士課程及び博士前期課程	医学博士課程、薬学博士課程及び博士後期課程	修士課程及び博士前期課程	医学博士課程、薬学博士課程及び博士後期課程
自然科学研究科(博士後期課程)	数物科学専攻		41		43		45
	物質化学専攻		14		28		42
	機械科学専攻		25		50		75
	電子情報科学専攻		48		51		54
	環境デザイン学専攻		10		20		30
	自然システム学専攻		21		42		63
	従前の専攻	システム創成科学専攻		42		21	
	物質科学専攻		34		17		
	環境科学専攻		42		21		

		生命科学専攻		32		16	
--	--	--------	--	----	--	----	--

附 則

- 1 この学則は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第一の規定にかかわらず，法務研究科の合計欄の収容定員については，平成 27 年度及び平成 28 年度は，次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 27 年度	平成 28 年度
		専門職学位課程	専門職学位課程
法務研究科	法務専攻	65	55

附 則

- 1 この学則は，平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条第 1 項の規定にかかわらず，教育学研究科教育実践高度化専攻並びに医薬保健学総合研究科脳医科学専攻，がん医科学専攻，循環医科学専攻及び環境医科学専攻は平成 28 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。
- 3 改正後の別表第一の規定にかかわらず，教育学研究科，医薬保健学総合研究科（医学博士課程に限る。），先進予防医学研究科及び教職実践研究科の収容定員については，平成 28 年度から平成 30 年度までは，次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
		修士課程及び博士前期課程	医学博士課程，薬学博士課程及び博士後期課程	専門職学位課程	修士課程及び博士前期課程	医学博士課程，薬学博士課程及び博士後期課程	専門職学位課程	修士課程及び博士前期課程	医学博士課程，薬学博士課程及び博士後期課程	専門職学位課程
教育学研究科	教育実践高度化専攻	35								
医薬保健学総合研究科	医学専攻		64			128			192	
	従前の専攻		48			32			16	
	脳医科学専攻 がん医科学専攻		78			52			26	

		循環 医科学専 攻	60			40			20		
		環境 医科学専 攻	42			28			14		
先進予 防医学 研究科	先進予 防医学 共同専 攻		12			24			36		
教職実 践研究 科 (専門 職学位 課程)	教職実 践高度 化専攻			15			30			30	
合計			35	304	15	0	304	30	0	304	30

- 4 平成28年3月31日に在学する者については、第34条第1項を除き、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成28年8月9日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第一の規定にかかわらず、人間社会環境研究科及び新学術創成研究科の収容定員については、平成30年度は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成30年度		
		修士課程及び博士前期課程	医学博士課程、薬学博士課程及び博士後期課程	専門職学位課程
人間社会環境 研究科	経済学専攻	14		
	地域創造学 専攻	22		
	国際学専攻	18		

新学術創成研究科	融合科学共同専攻	14		
大学院合計		1,130	773	75

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、人間社会環境研究科法学・政治学専攻は、令和2年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 改正後の別表第一の規定にかかわらず、人間社会環境研究科法学・政治学専攻、新学術創成研究科及び法学研究科法学・政治学専攻の収容定員については、令和2年度及び令和3年度は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名		令和2年度			令和3年度		
			修士課程及び博士前期課程	医学博士課程、薬学博士課程及び博士後期課程	専門職学位課程	修士課程及び博士前期課程	医学博士課程、薬学博士課程及び博士後期課程	専門職学位課程
人間社会環境研究科	従前の専攻	法学・政治学専攻	8					
新学術創成研究科	融合科学共同専攻		28	14		28	28	
	ナノ生命科学専攻		6	6		12	12	
法学研究科	法学・政治学専攻		8			16		
合計			1,156	793	75	1,162	813	75

附 則

- この学則は、令和2年10月1日から施行する。
- 令和2年9月30日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則

- この学則は、令和3年4月1日から施行する。

- 2 令和3年3月31日に在学する者については、第38条第2項の規定を除き、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、自然科学研究科（博士前期課程に限る。）電子情報科学専攻、環境デザイン学専攻及び自然システム学専攻は、令和4年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 改正後の別表第一の規定にかかわらず、自然科学研究科（博士前期課程に限る。）の収容定員については、令和4年度は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	令和4年度			
		修士課程及び博士前期課程	医学博士課程、薬学博士課程及び博士後期課程	専門職学位課程	
自然科学研究科	数物科学専攻	115			
	物質化学専攻	120			
	機械科学専攻	72			
	フロンティア工学専攻	83			
	電子情報通信学専攻	63			
	地球社会基盤学専攻	69			
	生命理工学専攻	41			
	従前の専攻	機械科学専攻	90		
		電子情報科学専攻	67		
		環境デザイン学専攻	40		
自然システム学専攻		67			
大学院合計		1,235	833	75	

- 4 令和4年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。

- 2 改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、自然科学研究科（博士後期課程に限る。）電子情報科学専攻、環境デザイン学専攻及び自然システム学専攻は、令和6年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 改正後の別表第一の規定にかかわらず、自然科学研究科（博士後期課程に限る。）及び新学術創成研究科の収容定員については、令和6年度及び令和7年度は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	令和6年度			令和7年度			
		修士課程及び博士前期課程	医学博士課程、薬学博士課程及び博士後期課程	専門職学位課程	修士課程及び博士前期課程	医学博士課程、薬学博士課程及び博士後期課程	専門職学位課程	
自然科学研究科	数物科学専攻	118	47		118	49		
	物質化学専攻	126	44		126	46		
	機械科学専攻	144	19		144	38		
	フロンティア工学専攻	166	19		166	38		
	電子情報通信学専攻	126	17		126	34		
	地球社会基盤学専攻	138	19		138	38		
	生命理工学専攻	82	13		82	26		
	従前の専攻	機械科学専攻		50			25	
		電子情報科学専攻		36			18	
		環境デザイン学専攻		20			10	
	自然システム学専攻		42			21		
新学術創成研	融合科学共同専攻	28	28		42	42		

究科	ナノ生命科学専攻	18	16		24	26	
合計		1,314	854	75	1,320	875	75

4 令和6年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

別表第一

入学定員及び収容定員

研究科名	専攻名	修士課程及び博士前期課程		医学博士課程、薬学博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人間社会環境研究科	人文学専攻	23	46				
	経済学専攻	6	12				
	地域創造学専攻	14	28				
	国際学専攻	10	20				
	人間社会環境学専攻			12	36		
	計	53	106	12	36		
自然科学研究科	数物科学専攻	59	118	15	45		
	物質化学専攻	63	126	14	42		
	機械科学専攻	72	144	19	57		
	フロンティア工学専攻	83	166	19	57		
	電子情報通信学専攻	63	126	17	51		
	地球社会基盤学専攻	69	138	19	57		
	生命理工学専攻	41	82	13	39		
	計	450	900	120	360		
医薬保健学総合研究科	医科学専攻	15	30				
	医学専攻			64	256		
	薬学専攻			4	16		
	創薬科学専攻	38	76	11	33		
	保健学専攻	70	140	25	75		
	計	123	246	104	380		

先進予防医学 研究科	先進予防医学 共同専攻			12	48		
	計			12	48		
新学術創成研 究科	融合科学共同 専攻	14	28	14	42		
	ナノ生命科学 専攻	12	24	10	30		
	計	20	40	20	60		
法学研究科	法学・政治学 専攻	8	16				
	法務専攻					15	45
	計	8	16			15	45
教職実践研究 科	教職実践高度 化専攻					15	30
	計					15	30
合計		660	1,320	272	896	30	75

別表第二

検定料等の額

区分	検定料	入学料	授業料
大学院	30,000 円	282,000 円	年額 535,800 円
法科大学院	30,000 円	282,000 円	年額 804,000 円
研究生	9,800 円	84,600 円	月額 29,700 円
科目等履修生	9,800 円	28,200 円	1 単位 14,800 円
特別聴講学生			1 単位 14,800 円
特別研究学生			月額 29,700 円

【金沢大学学則（案）】変更事項を記載した書類

1-1. 変更事由

令和4年4月1日付けの自然科学研究科（博士後期課程）機械科学専攻，フロンティア工学専攻，電子情報通信学専攻，地球社会基盤学専攻及び生命理工学専攻の設置に伴う所要の改正。

（既存の自然科学研究科（博士後期課程）機械科学専攻，電子情報科学専攻，環境デザイン学専攻及び自然システム学専攻を改組し，上記専攻を設置するもの。）

1-2. 変更点 ※機械科学専攻は，現在同名の専攻が存在するため，文言の変更は行わない。

第6条第2項

- ・自然科学研究科（後期3年の博士課程）の「電子情報科学専攻，環境デザイン学専攻，自然システム学専攻」を「フロンティア工学専攻，電子情報通信学専攻，地球社会基盤学専攻，生命理工学専攻」に改める。

附則

- ・自然科学研究科（博士後期課程）電子情報科学専攻，環境デザイン学専攻及び自然システム学専攻が廃止されるまでの経過措置を規定する。

1-3. 施行日

令和6年4月1日

2-1. 変更事由

「経済財政運営と改革の基本方針2018」，「経済財政運営と改革の基本方針2019」及び「令和6年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について（通知）」を踏まえ，地域の医師確保に対応するため，金沢大学医薬保健学域医学類において，令和4年度を期限とする臨時定員増（12名）について，令和6年度を期限として，定員増を再度実施することに伴い，所要の改正を行う。

2-2. 変更点

附則

- ・医薬保健学域医学類における令和6年度から令和11年度までの間（学年進行期間）の入学定員及び収容定員を定める。

2-3. 施行日

令和6年4月1日

【金沢大学大学院学則（案）】変更事項を記載した書類

1. 変更事由

令和4年4月1日付けの自然科学研究科（博士後期課程）機械科学専攻，フロンティア工学専攻，電子情報通信学専攻，地球社会基盤学専攻及び生命理工学専攻の設置に伴う所要の改正。

（既存の自然科学研究科（博士後期課程）機械科学専攻，電子情報科学専攻，環境デザイン学専攻及び自然システム学専攻を改組し，上記専攻を設置するもの。）

2. 変更点 ※機械科学専攻は，現在同名の専攻が存在するため，文言の変更は行わない。

第3条第1項表中

- ・自然科学研究科（後期3年の博士課程）の「電子情報科学専攻，環境デザイン学専攻，自然システム学専攻」を「フロンティア工学専攻，電子情報通信学専攻，地球社会基盤学専攻，生命理工学専攻」に改める。

附則

- ・自然科学研究科（博士後期課程）機械科学専攻，電子情報科学専攻，環境デザイン学専攻及び自然システム学専攻が廃止されるまでの経過措置を規定する。

別表第一

- ・自然科学研究科（博士後期課程）の入学定員及び収容定員を，別表第一のとおり改める。

3. 施行日

令和6年4月1日

金沢大学学則新旧対照表

改正案	旧
<p>第1条から第5条の1まで (略) (学域、学類並びに課程、コース及び専攻) 第5条の2 (略)</p> <p>2 各学域の入学定員及び収容定員は、別表第一のとおりとする。 4から6まで (略) (大学院)</p> <p>第6条 大学に、大学院を置く。</p> <p>2 大学院に、次に掲げる研究科及び専攻を置く。</p> <p>人間社会環境研究科 (前期2年の博士課程) 人文学専攻、経済学専攻、地域創造学専攻、国際学専攻 (後期3年の博士課程) 人間社会環境学専攻 自然科学研究科 (前期2年の博士課程) 数物科学専攻、物質化学専攻、機械科学専攻、フロンティア工学専攻、電子 情報通信学専攻、地球社会基盤学専攻、生命理工学専攻 (後期3年の博士課程) 数物科学専攻、物質化学専攻、機械科学専攻、フロンティア工学専攻、電子 情報通信学専攻、地球社会基盤学専攻、生命理工学専攻 医薬保健学総合研究科 (修士課程)</p>	<p>第1条から第5条の1まで (略) (学域、学類並びに課程、コース及び専攻) 第5条の2 (略)</p> <p>2 各学域の入学定員及び収容定員は、別表第一のとおりとする。 4から6まで (略) (大学院)</p> <p>第6条 大学に、大学院を置く。</p> <p>2 大学院に、次に掲げる研究科及び専攻を置く。</p> <p>人間社会環境研究科 (前期2年の博士課程) 人文学専攻、経済学専攻、地域創造学専攻、国際学専攻 (後期3年の博士課程) 人間社会環境学専攻 自然科学研究科 (前期2年の博士課程) 数物科学専攻、物質化学専攻、機械科学専攻、フロンティア工学専攻、電子 情報通信学専攻、地球社会基盤学専攻、生命理工学専攻 (後期3年の博士課程) 数物科学専攻、物質化学専攻、機械科学専攻、フロンティア工学専攻、電子 情報通信学専攻、地球社会基盤学専攻、生命理工学専攻 医薬保健学総合研究科 (修士課程)</p>

<p>医科学専攻 (博士課程)</p> <p>医学専攻, 薬学専攻 (前期2年の博士課程)</p> <p>創薬科学専攻, 保健学専攻 (後期3年の博士課程)</p> <p>創薬科学専攻, 保健学専攻</p> <p>先進予防医学研究科 (博士課程)</p> <p>先進予防医学共同専攻</p> <p>新学術創成研究科 (前期2年の博士課程)</p> <p>融合科学共同専攻, ナノ生命科学専攻 (後期3年の博士課程)</p> <p>融合科学共同専攻, ナノ生命科学専攻</p> <p>法学研究科 (修士課程)</p> <p>法学・政治学専攻 (専門職学位課程)</p> <p>法務専攻</p> <p>教職実践研究科 (専門職学位課程)</p> <p>教職実践高度化専攻</p> <p>3 (略)</p>	<p>医科学専攻 (博士課程)</p> <p>医学専攻, 薬学専攻 (前期2年の博士課程)</p> <p>創薬科学専攻, 保健学専攻 (後期3年の博士課程)</p> <p>創薬科学専攻, 保健学専攻</p> <p>先進予防医学研究科 (博士課程)</p> <p>先進予防医学共同専攻</p> <p>新学術創成研究科 (前期2年の博士課程)</p> <p>融合科学共同専攻, ナノ生命科学専攻 (後期3年の博士課程)</p> <p>融合科学共同専攻, ナノ生命科学専攻</p> <p>法学研究科 (修士課程)</p> <p>法学・政治学専攻 (専門職学位課程)</p> <p>法務専攻</p> <p>教職実践研究科 (専門職学位課程)</p> <p>教職実践高度化専攻</p> <p>3 (略)</p>
--	--

第6条の2から第91条まで (略)

附 則 (略)

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第6条第2項の規定にかかわらず、自然科学研究科(博士後期課程に限る。)電子情報科学専攻、環境デザイン学専攻及び自然システム学専攻は、令和6年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 存続する専攻に係る第30条に規定する事項を審議する教授会については、第27条の規定にかかわらず、従前のとおりとする。
- 4 存続する専攻の長については、前項に規定する教授会が別に定める。
- 5 別表第一の規定にかかわらず、学域・学類における令和6年度から令和11年度の入学定員及び収容定員については、次の表のとおりとする。

学域	学類	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)
融合学域	観光デザイン学類	55	90	55	145	55	185
	(編入学定員15)	-	15	-	30	-	30
	スマート創成科学類	55	75	55	130	55	185
	(編入学定員20)	-	-	-	20	-	40
	計	165	450	165	595	165	710
理工学域	電子情報通信学類	116	362	116	386	116	424
	(編入学定員7)	-	14	-	14	-	14
	計	619	2476	619	2496	619	2516

第6条の2から第91条まで (略)

附 則 (略)

学域	医学類	112	672	100	660	100	648	
		入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	
保健学域	(編入学定員5)	-	25	-	25	-	25	
	計	384	1895	372	1903	372	1911	
		令和9年度			令和10年度			令和11年度
融合学域	学類	55	220	55	220	55	220	
		収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	
		観光デザイン学類	55	220	55	220	55	220
		(編入学定員15)	-	30	-	30	-	30
		スマート創成科学類	55	220	55	220	55	220
(編入学定員20)	-	40	-	40	-	40		
計	165	780	165	780	165	780		
理工学域	電子情報通信学類	116	464	116	464	116	464	
		(編入学定員7)	-	14	-	14	-	14
		計	619	2556	619	2556	619	2556
医薬保健学域	医学類	100	636	100	624	100	612	
		(編入学定員5)	-	25	-	25	-	25
		計	372	1899	372	1887	372	1875

別表第一

入学定員及び収容定員

学域	学類	入学定員(人)	第2年次編入学定員(人)	第3年次編入学定員(人)	収容定員(人)
融合学域	先導学類	55		25	270
	観光デザイン学類	55		15	250

別表第一

入学定員及び収容定員

学域	学類	入学定員(人)	第2年次編入学定員(人)	第3年次編入学定員(人)	収容定員(人)
融合学域	先導学類	55		25	270
	観光デザイン学類	20		15	110

	理学療法専攻	15	5	70
	作業療法専攻	15	5	70
	小計	189	10	776
計		372	5	1863
合計		1824	5	7871

別表第二及び別表第三 (略)

	理学療法専攻	15	5	70
	作業療法専攻	15	5	70
	小計	189	10	776
計		372	5	1863
合計		1714	5	7431

別表第二及び別表第三 (略)

金沢大学大学院学則新旧対照表

新		旧	
<p>第1条～第2条 (略) (研究科の専攻及び課程) 第3条 研究科に置く専攻及びその課程の別は、次のとおりとする。</p>		<p>第1条～第2条 (略) (研究科の専攻及び課程) 第3条 研究科に置く専攻及びその課程の別は、次のとおりとする。</p>	
研究科名	専攻名	研究科名	専攻名
人間社会環境研究科	人文学専攻, 経済学専攻, 地域創造学専攻, 国際学専攻 人間社会環境学専攻	人間社会環境研究科	人文学専攻, 経済学専攻, 地域創造学専攻, 国際学専攻 人間社会環境学専攻
自然科学研究科	数物科学専攻, 物質化学専攻, 機械科学専攻, フロントイア工学専攻, 電子情報通信学専攻, 地球社会基盤学専攻, 生命理工学専攻	自然科学研究科	数物科学専攻, 物質化学専攻, 機械科学専攻, 電子情報科学専攻, 環境デザイン学専攻, 自然システム学専攻
医薬保健学総合研究科	医科学専攻 医学専攻, 薬学専攻 創薬科学専攻, 保健学専攻 創薬科学専攻, 保健学専攻	医薬保健学総合研究科	医科学専攻 医学専攻, 薬学専攻 創薬科学専攻, 保健学専攻 創薬科学専攻, 保健学専攻
先進予防医学研究科	先進予防医学共同専攻	先進予防医学研究科	先進予防医学共同専攻
新学術創成研究科	融合科学共同専攻, ナノ生命科学専攻 融合科学共同専攻, ナノ生命科学専攻	新学術創成研究科	融合科学共同専攻, ナノ生命科学専攻 融合科学共同専攻, ナノ生命科学専攻
課程の別	課程の別	課程の別	課程の別
博士課程(前期2年) 博士課程(後期3年)	博士課程(前期2年) 博士課程(後期3年)	博士課程(前期2年) 博士課程(後期3年)	博士課程(前期2年) 博士課程(後期3年)
修士課程 博士課程	修士課程 博士課程	修士課程 博士課程	修士課程 博士課程

法学研究科	法学・政治学専攻	修士課程
	法務専攻	専門職学位課程 (法科大学院)
教職実践研究科	教職実践高度化専攻	専門職学位課程 (教職大学院)

2・3・4 (略)

第4条～第50条 (略)

附 則 (略)

附 則

1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。

2 改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、自然科学研究科 (博士後期課程に限る。) 電子情報科学専攻、環境デザイン学専攻及び自然システム学専攻は、令和6年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 改正後の別表第一の規定にかかわらず、自然科学研究科 (博士後期課程に限る。) 及び新学術創成研究科の収容定員については、令和6年度及び令和7年度は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	令和6年度		令和7年度	
		修士課程及び博士前期課程	医学博士課程、兼学博士課程及び博士後期課程	修士課程及び博士前期課程	医学博士課程、兼学博士課程及び博士後期課程
自然科学研究科	数物科学専攻	118	47	118	49
	物質化学専攻	126	44	126	46
	機械科学専攻	144	19	144	38
	フロンティア工学専攻	166	19	166	38
	電子情報通信専攻	126	17	126	34
	地球社会基盤学専攻	138	19	138	38
	生命理工学専攻	82	13	82	26

法学研究科	法学・政治学専攻	修士課程
	法務専攻	専門職学位課程 (法科大学院)
教職実践研究科	教職実践高度化専攻	専門職学位課程 (教職大学院)

2・3・4 (略)

第4条～第50条 (略)

附 則 (略)

	機械科学専攻	50		25
従前の専攻	電子情報科学専攻	36		18
	環境デザイン学専攻	20		10
	自然システム学専攻	42		21
新学術創成研究科	融合科学共同専攻	28	42	42
	ナノ生命科学専攻	18	24	26
合計	1,314	75	1,320	875

4 令和6年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

別表第一

別表第一

研究科名	専攻名	修士課程及び博士前期課程		医学博士課程、薬学博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人間社会環境研究科	人文学専攻	23	46				
	経済学専攻	6	12				
	地域創造学専攻	14	28				
	国際学専攻	10	20				
	人間社会環境学専攻			12	36		
	計	53	106	12	36		
自然科学研究科	数物科学専攻	59	118	15	45		
	物質化学専攻	63	126	14	42		
	機械科学専攻	72	144	25	75		
	フロンティア工学専攻	83	166				
		計	277	554	66	197	

研究科名	専攻名	修士課程及び博士前期課程		医学博士課程、薬学博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人間社会環境研究科	人文学専攻	23	46				
	経済学専攻	6	12				
	地域創造学専攻	14	28				
	国際学専攻	10	20				
	人間社会環境学専攻			12	36		
	計	53	106	12	36		
自然科学研究科	数物科学専攻	56	112	15	45		
	物質化学専攻	57	114	14	42		
	機械科学専攻	90	180	25	75		
	電子情報科学専攻	67	134	18	54		
		計	270	540	67	201	

	法務専攻					15	45
	計	8	16			15	45
教職実践研究 科	教職実践高度 化専攻					15	30
	計					15	30
合計		<u>654</u>	<u>1,308</u>	251	833	30	75

別表第二 (略)

別表第二 (略)

○金沢大学教育研究会議規程

(平成 20 年 4 月 1 日規程第 1089 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、金沢大学学則(以下「学則」という。)第 34 条の規定に基づき、教育研究会議(以下「会議」という。)の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 会議は、別表に掲げる各研究域に所属する教授をもって組織する。

2 会議には、当該研究域に所属する准教授、講師(常時勤務の者に限る。以下同じ。)及び助教並びに常勤の特任教員を加えることができる。

3 医薬保健系教育研究会議には、附属病院長(第 1 項に該当しない者に限る。)、附属病院に所属する教授、准教授、講師及び助教並びに常勤の特任教員を加えることができる。

(審議事項)

第 3 条 会議は、学則第 30 条第 1 項に基づき、次の事項について審議し、学長又は研究域長に意見を述べるものとする。

(1) 研究域長の候補者の選考に関する事項

(2) 教授、准教授、講師、助教及び助手(以下「教員」という。)の人事及び選考に関する事項

(3) 中期目標・中期計画及び年度計画(法人の経営に関するものを除く。)に関する事項

(4) 規程(法人の経営に関する部分を除く。)その他の教育及び研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項

(5) 教育及び研究に係る予算の執行に関する事項

(6) 教育課程の編成に関する事項

(7) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項

(8) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項

(9) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

(10) 授業の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究の実施に関する事項

(11) その他学域、研究科及び研究域の教育及び研究に関する重要事項

(議長)

第 4 条 会議に議長を置き、研究域長をもって充てる。

2 議長は、会議を主宰する。

3 議長に事故又は特別な事由があるときは、議長があらかじめ指名する者が、議長の職務を行う。

(議事及び議決)

第5条 会議は、構成員(海外渡航者及び休職者を除く。)の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、特別の必要があると認められるときは、3分の2以上の出席を必要とすることができる。

2 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、特別の必要があると認められるときは、3分の2以上の多数をもって議決することができる。

(構成員以外の者の出席)

第6条 会議は、必要があると認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(代議員会)

第7条 会議に、第3条第2号から第11号に掲げる事項を審議するため、教育研究会議代議員会(以下「代議員会」という。)を置く。

2 代議員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 研究域長
- (2) 各学類長
- (3) 各研究科長
- (4) 各系長
- (5) その他会議が必要と認めた者

3 会議は、代議員会の議決をもって、会議の議決とすることができる。

4 第4条、第5条及び第6条の規定は、代議員会に準用する。

(学類会議)

第8条 会議の下に、会議が付託した事項その他学類に関する事項について審議するため、別表に掲げる学類にそれぞれ学類会議を置く。

2 学類会議に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科会議)

第9条 会議の下に、会議が付託した事項その他研究科に関する事項について審議するため、別表に掲げる研究科にそれぞれ研究科会議を置く。

2 研究科会議に関し必要な事項は、別に定める。

(系会議)

第10条 会議の下に、会議が付託した事項その他系に関する事項について審議するため、別表に掲げる系にそれぞれ系会議を置く。

2 系会議に関し必要な事項は、別に定める。

(学類会議、研究科会議及び系会議の議決)

第11条 会議は、次に掲げる事項を除き、学類会議、研究科会議及び系会議の議決をもって、会議の議決とすることができる。

- (1) 学士課程の入学選抜に関する事項
- (2) 学生の懲戒に関する事項
- (3) 教員の人事に関する事項
- (4) その他会議が必要と認めた事項

2 議決は、電子的書面によりできるものとする。

3 学類会議、研究科会議及び系会議は、会議から付託された事項、その他当該学類、研究科及び系に関する重要事項についての議決結果を、会議に報告するものとする。

(委員会)

第12条 会議の下に、専門的事項を審議するため、委員会を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第13条 会議に関する事務は、融合系教育研究会議は融合系事務部、人間社会系教育研究会議は人間社会系事務部、理工系教育研究会議は理工系事務部、医薬保健系教育研究会議は医薬保健系事務部において処理する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表

会議名	学域・学類名	研究科名	研究域・系名
融合系教育研究会議	融合学域 先導学類		融合研究域 融合科学系
人間社会系教育研究会議	人間社会学域 人文学類 法学類 経済学類 学校教育学類 地域創造学類 国際学類	人間社会環境研究科 法学研究科 教職実践研究科	人間社会研究域 人間科学系 歴史言語文化学系 法学系 経済学経営学系 学校教育系
理工系教育研究会議	理工学域 数物科学類 物質化学類 機械工学類 フロンティア工学類 電子情報通信学類 地球社会基盤学類 生命理工学類	自然科学研究科	理工研究域 数物科学系 物質化学系 機械工学系 フロンティア工学系 電子情報通信学系 地球社会基盤学系 生命理工学系
医薬保健系教育研究会議	医薬保健学域	医薬保健学総合研究科	医薬保健研究域

	医学類 薬学類 医薬科学類 保健学類	先進予防医学研究科	医学系 薬学系 保健学系
--	-----------------------------	-----------	--------------------

○金沢大学研究科会議規程

(平成 20 年 4 月 1 日規程第 1114 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、金沢大学学則第 34 条及び金沢大学教育研究会議規程第 9 条第 2 項の規定に基づき、研究科会議(新学術創成研究科会議を含む。以下「会議」という。)の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 会議は、当該研究科を担当する教授をもって組織する。

- 2 会議には、当該研究科を担当する准教授、講師(常時勤務の者に限る。)及び助教並びに常勤の特任教員を加えることができる。
- 3 医薬保健学総合研究科会議には、附属病院長(第 1 項に該当しない者に限る。)を加えることができる。

(審議事項)

第 3 条 会議は、教育研究会議から付託された(新学術創成研究科においては、教育研究会議の付託によらないものとする。)当該研究科に係る次の事項について審議する。

- (1) 中期目標・中期計画及び年度計画に関する事項
 - (2) 規程その他の教育に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
 - (3) 教育に係る予算の執行に関する事項
 - (4) 教育課程の編成に関する事項
 - (5) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
 - (6) 学生の入学又は課程の修了その他学生の在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
 - (7) 教育の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
 - (8) 授業の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究の実施に関する事項
 - (9) その他教育に関する重要事項
- 2 会議は、前項に定めるほか、次の事項について審議する。
- (1) 研究科長の候補者の選考に関する事項
 - (2) その他当該研究科に関する重要事項

(議長)

第 4 条 会議に議長を置き、当該研究科長をもって充てる。

2 議長は、会議を主宰する。

3 議長に事故又は特別な事由があるときは、議長があらかじめ指名する者が、議長の職務を行う。

(議事及び議決)

第5条 会議は、構成員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、特別の必要があると認められるときは、3分の2以上の出席を必要とすることができる。

2 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、特別の必要があると認められるときは、3分の2以上の多数をもって議決することができる。

3 構成員に関し必要な事項は、別に定める。

(付託及び専決)

第6条 会議は、第3条に定める審議事項のうち、別に定める事項を除き、その議長に付託することができる。

2 議長は、会議から付託された事項については、専決することができる。

(構成員以外の者の出席)

第7条 会議は、必要があると認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(代議員会)

第8条 会議に、特定の事項を審議するため、研究科会議代議員会(以下「代議員会」という。)を置くことができる。

2 会議は、代議員会の議決をもって、会議の議決とすることができる。

3 代議員会に関し必要な事項は、別に定める。

(博士前期(後期)課程会議等)

第9条 会議の下に、特定の事項を審議するため、博士前期(後期)課程(修士課程及び博士課程を含む。)会議等(以下「博士前期(後期)課程会議等」という。)を置くことができる。

2 博士前期(後期)課程会議等に関し必要な事項は、別に定める。

(専攻会議)

第10条 会議の下に、特定の事項を審議するため、研究科専攻会議(以下「専攻会議」という。)を置くことができる。

2 専攻会議に関し必要な事項は、別に定める。

(博士前期(後期)課程会議等及び専攻会議の議決)

第11条 会議は、別に定める事項を除き、博士前期(後期)課程会議等又は専攻会議の議決をもって、会議の議決とすることができる。

2 前項の議決は、電子的書面によりできるものとする。

3 博士前期(後期)課程会議等及び専攻会議は、会議から付託された事項、その他当該博士前期(後期)課程及び専攻の管理運営に関する重要事項についての議決結果を、会議に報告するものとする。

(委員会)

第12条 会議の下に、専門的事項を審議するため、委員会を置くことができる。
2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(趣旨)

第 1 条 金沢大学大学院自然科学研究科(以下「研究科」という。)に関する事項については、金沢大学大学院学則及び金沢大学学位規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(課程)

第 2 条 研究科の課程は、博士課程とし、これを前期 2 年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期 3 年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

2 研究科の課程に係る人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 博士前期課程においては、理学及び工学の基礎及び応用に係る自然科学系分野において、学類での基礎教育を発展させ、「総合性」及び「学際性」に富んだ職業人と研究者を養成すること並びに博士後期課程への基礎課程としての教育研究を行うことを目的とする。

(2) 博士後期課程においては、科学技術分野における学術研究が専門化及び先端化する中で、「学際性」、「総合性」及び「独創性」に富んだ高度な研究者・技術者を養成することを目的とする。

(専攻及びコース等)

第 3 条 研究科に置く専攻及びコース又はプログラムに係る人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別表 1 及び別表 2 のとおりとする。

(連携講座及び共同研究講座)

第 3 条の 2 金沢大学学則第 18 条第 1 項の規定に基づき、大学院における教育研究を実施するため、研究科に次に掲げる連携講座及び共同研究講座を置く。

連携講座

深部地質環境科学講座，強磁場物性科学講座，海洋地殻進化学講座，次世代鉄鋼総合科学講座，環境エネルギー材料創成講座，先進自動車工学講座，次世代鉄鋼基盤化学講座，先進組込みシステム技術創成講座，構造物メンテナンス講座，一貫生産基盤

技術創成講座，先進鋼構造デザイン講座，次世代セルロース科学講座，先進自動車環境工学講座，インフラメンテナンス工学講座，空間計画学講座，法科学分析講座

共同研究講座

先導科学技術共同研究講座

(研究科長)

第4条 研究科長は，研究科担当の専任の教授(常勤の特任教授を含む。)をもって充てる。

2 研究科長の任期は2年とし，再任を妨げない。

3 研究科長が欠けたときの補欠の研究科長の任期は，前任者の残任期間とする。

4 研究科長の選考に関し必要な事項は，別に定める。

(副研究科長)

第5条 研究科に，副研究科長を置く。

2 副研究科長は，研究科長を補佐する。

3 副研究科長は，研究科長が選考する。

4 副研究科長に関し必要な事項は，研究科長が別に定める。

(研究科会議)

第6条 研究科会議は，金沢大学研究科会議規程第3条に係る事項について審議する。

(専攻長)

第7条 研究科の各専攻に専攻長を置き，当該専攻を担当する教授(常勤の特任教授を含む。)をもって充てる。

2 専攻長の任期は，2年とし，再任を妨げない。

3 専攻長が欠けたときの補欠の専攻長の任期は，前任者の残任期間とする。

4 専攻長は，当該専攻を担当する教員が選考する。

(入学者の選考方法)

第8条 入学志願者に対しては，学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第165条の2第1項第3号の規定により定める方針に基づき，別に研究科が定める学力検査等を行うとともに，入学志願者の出身大学長，学部長又は研究科長から提出される成績証明書等を審査して合格，不合格を判定する。

(入学の時期)

第9条 入学の時期は，学年の始めとする。ただし，学年の途中においても，学期の区分に従い，学生を入学させることができる。

(教育方法)

第10条 研究科の教育は，授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行う。

(教育方法の特例)

第11条 研究科が教育上特別の必要があると認めるときは，夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことができる。

(授業科目及び単位数)

第12条 研究科の授業科目及び単位数は、別表3及び別表4のとおりとする。

(サステナブル理工学プログラム)

第13条 博士前期課程及び博士後期課程にサステナブル理工学プログラムを置く。

2 サステナブル理工学プログラムに、宇宙理工学分野、環境・エネルギー理工学分野、数理・ナノ物質理工学分野、超スマート社会理工学分野及び生命・フィールド理工学分野を置く。サステナブル理工学プログラム各分野に関する授業科目及び単位数は別表5-1から別表5-10のとおりとする。

3 サステナブル理工学プログラムを修了した者には、修了認定証を交付する。

4 サステナブル理工学プログラムに関する必要な事項は、別に定める。

(ナノ精密医学・理工学卓越大学院プログラム)

第14条 博士前期課程及び博士後期課程にナノ精密医学・理工学卓越大学院プログラムを置く。ナノ精密医学・理工学卓越大学院プログラムに関する授業科目及び単位数は、別表6-1及び別表6-2のとおりとする。

2 ナノ精密医学・理工学卓越大学院プログラムに関する必要な事項は、別に定める。

(地産地消のゼロエミッションエネルギー創出人材養成コース)

第15条 博士前期課程及び博士後期課程に地産地消のゼロエミッションエネルギー創出人材養成コース（以下「ゼロエミッションエネルギー人材養成コース」という。）を置く。ゼロエミッションエネルギー人材養成コースに関する授業科目及び単位数は、別表3及び別表4のほか、別に定めるカリキュラム表のとおりとする。

2 前項に定めるコースを履修することができる学生は、別に選考する。

3 ゼロエミッションエネルギー人材養成コースを修了した者には、修了認定証を交付する。

4 ゼロエミッションエネルギー人材養成コースに関する必要な事項は、別に定める。

(超スマート社会に寄与するデジタル・量子 ICT 研究開発人材養成コース)

第15条の2 博士後期課程電子情報科学専攻に超スマート社会に寄与するデジタル・量子 ICT 研究開発人材養成コース（以下「デジタル・量子 ICT 研究開発人材養成コース」という。）を置く。デジタル・量子 ICT 研究開発人材養成コースに関する授業科目及び単位数は、別表7のとおりとする。

2 前項に定めるコースを履修することができる学生は別に選考する。

3 デジタル・量子 ICT 研究開発人材養成コースを修了した者には、修了認定証を交付する。

4 デジタル・量子 ICT 研究開発人材養成コースに関する必要な事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第16条 授業科目の単位は、1単位45時間の学修を必要とする内容とし、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験及び実習については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験又は実習のうち二以上の方法の併用により行う場合については、15時間から45時間の授業をもって1単位とする。ただし、前2号の規定を考慮した時間数でなければならない。

(指導教員)

第17条 研究科会議は、学生ごとに研究指導の内容を定め、研究指導を担当する教員(以下「指導教員」という。)を、博士前期課程にあつては2人以上、博士後期課程にあつては3人以上指定するものとする。

- 2 指導教員のうち1人は、主任指導教員とする。
- 3 主任指導教員は、研究科担当の教員をもって充てる。

(授業及び研究指導の計画の明示)

第18条 研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画についてあらかじめ明示するものとする。

- 2 授業及び研究指導の計画の明示について、前項に規定するもののほか、必要な事項は別に定める。

(授業科目の履修等)

第19条 学生は、履修しようとする授業科目について、別に定める履修登録期間に履修登録手続により研究科長に願い出、許可を受けなければならない。

- 2 学生は、教育研究上有益と認められるときは、研究科長の許可を受けて、本学の他の研究科及び学域における授業科目を履修することができる。
- 3 前項の規定により修得した単位は、研究科会議の議に基づき、15単位を超えない範囲で研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 学生は、研究科長の許可を受けて、本学の他の研究科において研究指導を受けることができる。
- 5 前項の規定により受けた研究指導は、研究科会議の議に基づき、研究指導の一部として認定することができる。

(他大学大学院における授業科目の履修)

第20条 学生は、研究科長の許可を受けて、研究科が定める他大学の大学院において、当該大学院の所定の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目の修得単位は、研究科会議の議に基づき、前条第3項により研究科の単位として認定する単位数と合わせて15単位を超えない範囲で研究科の単位として認定することができる。
- 3 前2項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育による授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

(休学期間中の他の大学の大学院又は外国の大学の大学院における学修)

第20条の2 教育研究上有益と認められるときは、学生が休学期間中に他の大学の大学院又は外国の大学の大学院において学修した成果について、研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したとみなすことができる単位については、第19条第3項、前条第2項及び第3項により研究科の単位として認定する単位数と合わせて15単位を超えないものとする。

(他大学大学院等における研究指導)

第21条 学生は、研究科長の許可を受けて、研究科が定める他大学の大学院又は研究所等において研究指導を受けることができる。ただし、博士前期課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の規定により受けた研究指導は、研究科会議の議に基づき、研究科の研究指導の一部として認定することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第22条 研究科は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に本学の大学院又は他大学の大学院において修得した授業科目の単位を、研究科の所定の授業科目を修得した単位とみなすことができる。

2 前項の規定により修得したとみなされる単位数は、研究科会議の議に基づき、転入学等の場合を除き15単位を超えない範囲で、また、第19条第2項及び第3項、第20条並びに第20条の2により修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えない範囲で研究科の単位として認定することができる。

(在学期間の短縮)

第22条の2 研究科は、前条の規定により、本学大学院に入学する前に修得した単位を研究科において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により研究科の博士前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で、研究科会議の議を経て、研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(単位の授与)

第23条 授業科目を履修した者に対しては、試験その他の別に定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

(授業科目の成績)

第24条 授業科目の成績は、合格を上位から「S」、「A」、「B」、「C」の評語とし、不合格を「不可」の評語とする。ただし、授業科目又は履修形態等によっては合格を「合」又は「認定」の評語とすることがある。

(単位修得の証明)

第 25 条 研究科長は、単位を修得した学生が願い出た場合には、単位修得証明書を交付するものとする。

(修了要件)

第 26 条 博士前期課程（この項においてナノ精密医学・理工学卓越大学院プログラムを除く。）の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、別表3に定める授業科目のうちから32単位（ただし、研究取りまとめの方法として「博士研究調査」を選択した者は、34単位）以上を修得し、別に定める英語能力の基準を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。なお、別表3に定める授業科目以外の授業科目については、各専攻が別に定めるところにより、修了に必要な単位数に算入することができるものとする。

- 2 ナノ精密医学・理工学卓越大学院プログラムを履修する学生の博士前期課程修了要件は、当該課程に2年以上在学し、別表3に定める所属専攻の授業科目のうちから30単位以上及び別表6-1に定める授業科目のうちから3単位以上の合計34単位以上を修得し、別に定める英語能力の基準を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び別に定める最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。なお、別表3に定める授業科目以外の授業科目については、各専攻が別に定めるところにより、修了に必要な単位数に算入することができるものとする。
- 3 博士後期課程（この項において、ナノ精密医学・理工学卓越大学院プログラム及びデジタル・量子 ICT 研究開発人材養成コースを除く。）の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、別表4に定める授業科目のうちから11単位以上を修得し、別に定める英語能力の基準を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年（修士課程及び博士前期課程を修了した者にあつては当該課程における在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。
- 4 ナノ精密医学・理工学卓越大学院プログラムを履修する学生の博士後期課程修了要件は、当該課程に3年以上在学し、別表4に定める所属専攻の授業科目のうちから8単位以上及び別表6-2に定める授業科目のうちから3単位以上の合計12単位以上を修得し、別に定める英語能力の基準を満たし、コース修了のための審査に合格すること、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び別に定める最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年（修士課程及び博士前期課程を修了した者にあつては当該課程における在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。

- 5 デジタル・量子 ICT 研究開発人材養成コースを履修する学生の博士後期課程修了要件は、当該課程に3年以上在学し、別表4に定める所属専攻の授業科目のうちから11単位以上及び別表7に定める授業科目のうちから1単位以上の合計12単位以上を修得し、別に定める英語能力の基準を満たし、コース修了のための審査に合格すること、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び別に定める最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年(修士課程及び博士前期課程を修了した者にあつては当該課程における在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。
- 6 第1項及び第2項の規定にかかわらず、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、大学院学則第28条第2項に規定する試験及び審査に合格することとすることができる。
- 7 第1項から第9項のただし書きの規定にかかわらず、次の各号の一に該当する学生は在学期間を短縮することができない。ただし、学長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。
 - (1) 金沢大学学生懲戒規程第4条に規定する懲戒処分を受けた者
 - (2) 休学期間を有する者(修了に係る審査及び試験)

第27条 前条に規定する修了に係る審査及び試験に関することは、別に定める。
(学位の授与)

第28条 博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

3 前項に定めるもののほか、研究科に博士の学位の授与を申請し、学位論文の審査及び学力試験に合格した者に、前項と同様に博士の学位を授与する。

4 第1項の学位に付記する専攻分野の名称は、理学、工学又は学術とする。

5 第2項及び第3項の学位に付記する専攻分野の名称は、理学、工学又は学術とする。
(研究生及び科目等履修生)

第29条 研究生及び科目等履修生として入学を願い出た者については、研究科会議の選考を経て、学生の学修に妨げのない限り、入学を許可することがある。

2 研究生及び科目等履修生について必要な事項は、別に定める。
(教育職員の免許状授与の所要資格の取得)

第30条 博士前期課程において、教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定めるところにより、所定の単位を修得しなければならない。

2 博士前期課程において取得できる教育職員の免許状の種類は、別表8のとおりとする。
(雑則)

第31条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、研究科会議が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 16 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 16 年 10 月 1 日から施行し、平成 16 年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 17 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 18 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行し、平成 18 年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行し、平成 19 年 4 月入学者から適用する。
- 2 平成 19 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年度 4 月入学生で、入学後において高度専門(技術・ビジネス)留学生特別コースの適用を受けた者については、当該コースに 1 年 6 か月(博士前期課程における在学期間は 2 年)以上在学すれば足りるものとする。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、平成 20 年 4 月入学者から適用する。
- 2 平成 20 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行し、平成 20 年 4 月入学者から適用する。
- 2 平成 20 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 21 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 22 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 23 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 平成26年9月30日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成27年11月20日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 平成28年9月30日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 9 月 30 日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年 9 月 30 日に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、第 15 条の 2、第 26 条及び別表第 8 の改正規定については、平成 30 年 4 月入学者から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 31 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- 2 令和元年 9 月 30 日に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、別表第 10 の改正規定については、令和元年 4 月入学者から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年 3 月 31 日に在学する者については、令和元年 10 月 1 日施行附則第 3 項の改正規定を除き、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年 9 月 30 日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 令和3年9月30日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 令和4年9月30日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、別表3の博士前期課程の授業科目及び単位数のうち、4 フロンティア工学専攻におけるフロンティア先端科目のスマート計測制御プログラム「コンピュータビジョン特論A」、
「コンピュータビジョン特論B」の改正規定及び別表4の博士後期課程の授業科目及び単位数のうち、4 電子情報科学専攻における専門科目の「次世代ネットワーク特論」の改正規定については、令和4年4月入学者から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日に在学する者については、第26条の改正規定を除き、なお従前の例による。ただし、第29条第1項及び第3項に規定する数物科学グローバル人材育成コースの修了要件については、令和4年10月入学者から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 令和5年9月30日に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、第18条の5、第29条第3項及び第9項並びに別表第12の改正規定については、令和5年4月入学者から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

別表 1

専攻，コース又はプログラム及び人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的
(博士前期課程)

専攻	コース又はプログラム	人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的
数物科学専攻	数学コース 物理学コース 計算科学コース	数学，物理学および計算科学の3つのコースを設け，それぞれの分野の高度な教育研究を行うだけでなく，これらの分野を有機的に統合した教育研究も行う。数学，物理学，計算科学の高度な専門知識と研究手法を修得し，自然科学の諸問題を本質的なレベルで理論的または実験的に解明することができる人材を養成する。修得した専門知識と研究手法を，社会や自然界の多様な問題の解決に応用できる能力を備えた高度職業人，専門的研究者，教育界で活躍出来る幅広い人材を組織的に養成することを目的とする。
物質化学専攻	化学コース 応用化学コース	物質化学専攻では，物質をキーワードとし，以下のような能力を兼ね備えた人材を養成する。 (1) 自然界で起こる様々な現象を，原子核レベルから分子集合系レベルまでの広い範囲にわたって化学的に理解する。 (2) 21世紀に必要とされる環境に適合した新しい機能性物質の創成と応用に邁進し，それらの実用化に至るまでの自然界と調和した社会の確立と産業の持続的発展・構築を目指す。 (3) 「基礎化学及び応用化学」を通じて積極的にチャレンジする情熱と意欲を持ち，実社会で幅広く活躍できる自己表現力やコミュニケーション能力，問題解決力を有する。 また，化学コースと応用化学コースを設け，それぞれの分野の基礎から応用までを網羅し，さらに高度な専門性までの教授により高度専門職業人や研究者を養成することを目的とする。
機械科学専攻	設計生産システムプログラム 先端材料プログラム 応用数理プログラム プロセス革新プログラム	機械科学専攻では，機械工学分野とその学際領域における基盤及び先端技術の教育研究を通して，優れた専門知識と深い探求心を持ち，高い倫理観と自己の考え・価値観を的確に世界へ発することができる国際性を備えた高度専門技術者を養成する。

フロンティア工学専攻	知能機械プログラム 人間機械共生プログラム 化学工学プログラム スマート計測制御プログラム	「開拓」した工学の先端・境界領域における異分野融合の素養や、電子機械、機械工学、化学工学、電子情報等の多様な専門知識を、近未来社会が求める「技術革新」につなげるための高度専門・実践教育により、先端テクノロジーの社会実装を実現し、未来社会を創造・牽引する人材を養成する。
電子情報通信学専攻	—	電気電子工学、情報通信工学の高い専門的能力を有し、創造力豊かで、新分野開拓にも意欲を持ち、自立心と創造力、そして国際性を備えた研究者や高度な専門技術者を養成するとともに、企業等における技術開発をリードできる能力、社会や自然環境に応用できる能力を有する者を養成する。
地球社会基盤学専攻	地球惑星科学コース 社会基盤工学コース	環境の世紀ともいわれる 21 世紀に、地域・地球規模の環境を包括的に捉え、地球と社会が安心して共創できる地球・社会基盤整備に係る研究に必要な専門知識と実践的スキルを修得させるとともに、それらを総合的に応用する能力の育成を図り、国際社会で活躍できるプレゼンテーション・コミュニケーション能力、柔軟な課題設定・解決能力と実践能力を身につけた独創性豊かな研究者・技術者・教育者を養成する。
生命理工学専攻	生物科学コース バイオ工学コース	生物科学とバイオ工学の各分野で、研究に必要な専門知識と実践的スキル、国際社会で活躍できるプレゼンテーション・コミュニケーション能力、柔軟な課題設定・解決能力とプラン実践能力を身につけ、豊かな人間性と独創性を備えた人材を育成する。

別表 2

専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的(博士後期課程)

専攻	人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的
数物科学専攻	博士前期課程で培った専門知識と経験をふまえ、最先端の課題への取り組みを通じて、問題の根本を見据えて新課題を自ら開拓する洞察力を養い、高等教育機関の教員や一般企業の研究職に相応しい高度の見識と専門性を持つ人材を養成することを目的とする。
物質化学専攻	原子及び分子のレベルでの理解に基づき、物質の挙動を解明及び応用する化学の分野を基礎とした先導的教育研究の展開を通じて、自然と共生する社会を樹

	立するために貢献できる高い倫理観と大局的視野を有する高度な研究者及び専門技術者を養成することを目的とする。
機械科学専攻	高度で革新的な機械システムの創成という観点から、機械工学分野とそれに関連する技術・学術分野における基盤及び先端科学技術の教育研究を通して、高い専門知識と深い探求心を持ち、基盤及び先端技術の研究開発に取り組みながら、自己の考え・価値観を国内外へ発することができる高度専門技術者・研究者を養成する。
フロンティア工学専攻	高度な専門知識および卓越した技術を身につけ、異分野の広い知見を有機的に活用することで、融合的な先端工学分野を開拓し、未来社会へ向けたイノベーションを発現できる人材を養成する。
電子情報通信学専攻	持続的発展可能で高度に情報化された未来社会の創造に貢献できる、革新的技術の開発を担う人材の養成を目的とする。
地球社会基盤学専攻	環境の世紀ともいわれる 21 世紀に、地球の成り立ちを解明する能力をもつ人材、或いは最先端の工学技術を用いて多様な地域社会の未来を探求する幅広い局面における高い専門性と学際性をもつ人材の養成を目指す。
生命理工学専攻	生物、化学、生命情報学の分野についてそれぞれ専門的に履修できるようにするとともに、それらを総合的に応用する能力の養成を図り、生命理工学の分野でグローバル感覚と高い倫理観を持った研究者・技術者・教育者を養成する。

別表 3

博士前期課程の授業科目及び単位数

1 数物科学専攻

科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
研究科共通科目	異分野研究探査Ⅰ	0.5		選択必修 1 単位以上
	異分野研究探査Ⅱ	0.5		
	研究者倫理	1		
	知識集約型社会とデータサイエンス		1	
	次世代の先端科学技術 スマート創成		1	

	科学 イノベーション 方法論A	1	
	イノベーション 方法論B	1	
	数理・データ サイエンス・A I 基盤	1	
	人間と社会の 課題 技術経営論A 技術経営論B ヘルスケア・ イノベーション 破壊的イノベ ーションに向 けた技術経営 論	1 1 1 1 1	選択必修 1 単位以上
	技術マネジメ ント基礎論A 技術マネジメ ント基礎論B 数理科学 a 数理科学 b 理論物理学基 礎 a 生物・分子物 理学 a 凝縮系物理学 基礎 a 宇宙・プラズ マ物理学 a 振動・波動物 理学 a 計算理学概論 a 計算理学概論 b 先端物質化学	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	

		概論A 先端物質化学 概論B 応用物質化学 概論A 応用物質化学 概論B 生物科学基礎 A 生物科学基礎 B バイオ工学特 論A バイオ工学特 論B 地球惑星科学 基礎A 地球惑星科学 基礎B 環境・エネル ギー工学総論 A 環境・エネル ギー工学総論 B		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	北陸先端科学技術大学院大学との連携科目	連携科目		2	
	創成研究科目	創成研究Ⅰ 創成研究Ⅱ		2 2	
	国際交流科目※1	国際プレゼンテーション演習 国際研究インターンシップ		2 2	
入門科目	専攻共通	留学生基礎科目Ⅰa 留学生基礎科目Ⅰb		1 1	留学生及び数物科学を基礎としない学部等出身者は、指導教員の指導に従い2単位を履修することができる

		留学生基礎科目Ⅱa	1	
		留学生基礎科目Ⅱb	1	
		数物科学入門Ⅰa	1	
		数物科学入門Ⅰb	1	
		数物科学入門Ⅱa	1	
		数物科学入門Ⅱb	1	
基礎科目	数学コース	代数学Ⅰa	1	
		代数学Ⅰb	1	
		幾何学Ⅰa	1	
		幾何学Ⅰb	1	
		解析学Ⅰa	1	
		解析学Ⅰb	1	
	物理学コース	理論物理学基礎b	1	
		生物・分子物理学b	1	
		凝縮系物理学基礎b	1	
		宇宙・プラズマ物理学b	1	
		振動・波動物理学b	1	
	計算科学コース	高度先端計算科学概論a	1	
		高度先端計算科学概論b	1	
		計算物性科学	2	
		計算ナノ科学a	1	
		計算ナノ科学b	1	
		計算バイオ科学a	1	

		計算バイオ科学 b	1	
		計算実験科学 概論 a	1	
		計算実験科学 概論 b	1	
		離散数学基礎 a	1	
		離散数学基礎 b	1	
		応用解析学基礎 a	1	
		応用解析学基礎 b	1	
専門科目	数学コース	代数学Ⅱ a	1	「北陸先端科学技術大学院大学との連携に関する授業科目の連携科目」及び専門科目から、4単位以上を修得する
		代数学Ⅱ b	1	
		幾何学Ⅱ a	1	
		幾何学Ⅱ b	1	
		解析学Ⅱ a	1	
		解析学Ⅱ b	1	
		数学教育 a	1	
		数学教育 b	1	
	物理学コース	理論物理学 a	1	
		理論物理学 b	1	
		固体物理学 a	1	
		固体物理学 b	1	
		低温物理学 a	1	
		低温物理学 b	1	
		プラズマ物理学 a	1	
		プラズマ物理学 b	1	
		光物性論 a	1	
		光物性論 b	1	
		生物物理学 a	1	
		生物物理学 b	1	
宇宙物理学 a	1			
宇宙物理学 b	1			

発展科目	計算科学コース	物理教育 a		1	
		物理教育 b		1	
		計算実験科学 a		1	
		計算実験科学 b		1	
		応用計算科学 a		1	
		応用計算科学 b		1	
		離散数学 a		1	
		離散数学 b		1	
	応用解析学 a		1		
	応用解析学 b		1		
	数学コース	数学特別講義 ※1		1	
		科学方法論 A	4		数学コース必修 (ただし、研究の取りまとめを博士研究調査により行う場合は、課題研究 A に替えて*を履修すること。)
		科学機器活用法 A	4		
		サイエンスプレゼンテーション A	4		
課題研究 A		8			
博士研究調査*		8			
物理学特別講義 ※1		1			
物理学コース	科学方法論 B	4		物理学コース必修 (ただし、研究の取りまとめを博士研究調査により行う場合は、課題研究 B に替えて*を履修すること。)	
	科学機器活用法 B	4			
	サイエンスプレゼンテーション B	4			
	課題研究 B	8			
	博士研究調査*	8			
	計算科学特別講義 ※1		1		
計算科学コース	科学方法論 A	4		A 計算科学コース A 又は B のいずれか 20 単位必修 (ただし、研究の取りまとめを博士研	
	科学機器活用法 A	4			

	サイエンスプレゼンテーションA	4		究調査により行う場合は、課題研究A又は課題研究Bに替えて*を履修すること。)
	課題研究A	8		
	博士研究調査*	8		
	科学方法論B	4	B	
	科学機器活用方法B	4		
	サイエンスプレゼンテーションB	4		
	課題研究B	8		
	博士研究調査*	8		

※1 国際交流科目，特別講義，学域で開講される授業科目，他専攻で開講される授業科目及び他の研究科で開講される授業科目の履修に関する事項は，別に定める。

2 物質化学専攻

科目区分	授業科目の名称	単位数		備考	
		必修	選択		
研究科共通科目	異分野研究探査I	0.5			
	異分野研究探査II	0.5			
	研究者倫理	1			
	大学院GS基盤科目	知識集約型社会とデータサイエンス		1	選択必修1単位以上
	次世代の先端科学技術		1		
	スマート創成科学		1		
	イノベーション方法論A		1		
	イノベーション方法論B		1		
	数理・データサイエンス・AI		1		

		基盤		
		人間と社会の課題	1	選択必修 1 単位以上
		技術経営論A	1	
		技術経営論B	1	
		ヘルスケア・イノベーション	1	
		破壊的イノベーションに向けた技術経営論	1	
		技術マネジメント基礎論A	1	
		技術マネジメント基礎論B	1	
		数理科学 a	1	
		数理科学 b	1	
		理論物理学基礎 a	1	
		生物・分子物理学 a	1	
		凝縮系物理学基礎 a	1	
		宇宙・プラズマ物理学 a	1	
		振動・波動物理学 a	1	
		計算理学概論 a	1	
		計算理学概論 b	1	
		先端物質化学概論 A	1	
		先端物質化学概論 B	1	
		応用物質化学概論 A	1	
		応用物質化学概論 B	1	
		生物科学基礎 A	1	
		生物科学基礎 B	1	
		バイオ工学特論	1	

	A バイオ工学特論	1		
	B 地球惑星科学基礎A	1		
	地球惑星科学基礎B	1		
	環境・エネルギー工学総論A	1		
	環境・エネルギー工学総論B	1		
北陸先端科学技術 大学院大学との連 携科目	連携科目	2		
創成研究科目	創成研究Ⅰ	2		
	創成研究Ⅱ	2		
国際交流科目※1	国際プレゼンテ ーション演習	2		
	国際研究インタ ーンシップ	2		
基盤 科目	化学コース	物質創成化学Ⅰ 物質創成化学Ⅱ 物質創成化学Ⅲ 物質創成化学Ⅳ 物質解析化学Ⅰ 物質解析化学Ⅱ 物質解析化学Ⅲ 物質解析化学Ⅳ	1 1 1 1 1 1 1 1	化学コース4単位以上修得
	応用化学コース	エネルギー・環 境プログラム序 論 マテリアルプロ グラム序論 化学技術英語	1 1 2	応用化学コース必修
	共通	専修有機化学 専修無機化学 専修錯体化学 専修分析化学 専修生物化学	2 2 2 2 2	修了要件に含めることはできない

		専修理論化学	2		
		専修放射化学	2		
		専修核地球化学	2		
発展 科目	化学コース	有機合成化学	2	化学コース 2 単位以上修得	
		無機構造化学	2		
		錯体合成化学	2		
		分子酵素化学	2		
		量子化学	2		
		機器分析化学	2		
		核・放射化学	2		
		核地球化学	2		
		化学特別講義※ 3	1		
	物質創成セミナー	8	化学コース 8 単位以上修得		
		物質解析セミナー		8	
	応用 化学 コース	エネルギー・環境プログラム	分子集合系化学	2	応用化学コース 8 単位以上修得（ただし、主プログラムから 6 単位以上、かつ、主プログラム以外から 2 単位以上修得
			応用化学熱力学	2	
応用電気化学			2		
先端エネルギーデバイス			2		
環境分析化学			2		
環境保全化学			2		
マテリアルプログラム			機能性高分子材料化学	2	
		機能性超分子化学	2		
		有機材料合成化学	2		
		有機機能化学	2		
		精密高分子合成化学	2		
		高分子材料合成化学	2		
		生物有機化学	2		
不斉有機反応化学		2			

先端 実践 科目	化学コース	化学演習 I	2	化学コース必修
	専攻共通	課題研究	10	全コース必修 (ただし、研究の取りまとめを博士研究調査により行う場合は、課題研究に替えて*を履修すること。)
		博士研究調査*	10	
		先端化学	1	2単位まで修了要件に含めることができる
		プレゼンテーション I	1	
		プレゼンテーション II	1	
		プレゼンテーション III	1	
		プレゼンテーション IV	1	2
		インターンシップ I	1	
	インターンシップ II	2		
新機能材料設計学	2			

※1 国際交流科目，特別講義，学域で開講される授業科目，他専攻で開講される授業科目及び他の研究科で開講される授業科目の履修に関する事項は，別に定める。

3 機械科学専攻

科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
研究科 共通科目	大学院 GS基盤科目	異分野研究探査 I	0.5	
		異分野研究探査 II	0.5	
		研究者倫理	1	
		知識集約型社会とデータサイエンス	1	選択必修 1 単位以上
		次世代の先端科学技術	1	
	スマート創成科	1		

	学		
	イノベーション 方法論A	1	
	イノベーション 方法論B	1	
	数理・データサイエンス・AI 基盤	1	
	人間と社会の課題	1	選択必修 1 単位以上
	技術経営論A	1	
	技術経営論B	1	
	ヘルスケア・イノベーション	1	
	破壊的イノベーションに向けた 技術経営論	1	
	技術マネジメント基礎論A	1	
	技術マネジメント基礎論B	1	
	数理科学 a	1	
	数理科学 b	1	
	理論物理学基礎 a	1	
	生物・分子物理学 a	1	
	凝縮系物理学基礎 a	1	
	宇宙・プラズマ物理学 a	1	
	振動・波動物理学 a	1	
	計算理学概論 a	1	
	計算理学概論 b	1	
	先端物質化学概論A	1	
	先端物質化学概論B	1	
	応用物質化学概	1	

		論A 応用物質化学概 論B 生物科学基礎A 生物科学基礎B バイオ工学特論 A バイオ工学特論 B 地球惑星科学基 礎A 地球惑星科学基 礎B 環境・エネルギ ー工学総論A 環境・エネルギ ー工学総論B	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	北陸先端科学技 術大学院大学と の連携科目	連携科目	2	
	創成研究科目	創成研究 I 創成研究 II	2 2	
	国際交流科目※ 1	国際プレゼンテ ーション演習 国際研究インタ ーシップ	2 2	
基礎科 目	機械数理系科目	フーリエ解析の 方法と応用A フーリエ解析の 方法と応用B 統計力学A 統計力学B 偏微分方程式と その応用A 偏微分方程式と その応用B 工学とトポロジ ーA 工学とトポロジ	1 1 1 1 1 1 1 1 1	2 単位以上修得

		一B		
	機械系科目	構造解析と材料力学A	1	6 単位以上修得
		構造解析と材料力学B	1	
		材料力学と弾性論A	1	
		材料力学と弾性論B	1	
		熱流体解析学A	1	
		熱流体解析学B	1	
		熱・物質移動現象論A	1	
		熱・物質移動現象論B	1	
		機械力学と制御A	1	
		機械力学と制御B	1	
		機械の動的モデリングA	1	
		機械の動的モデリングB	1	
応用科目	設計生産システムプログラム	メカニズムの運動解析と設計A	1	主プログラムの科目から6 単位以上及び他プログラムの科目から2 単位以上修得
		メカニズムの運動解析と設計B	1	
		特殊加工学特論A	1	
		特殊加工学特論B	1	
		電気加工学特論A	1	
		電気加工学特論B	1	
		工学系の最適設計法A	1	
		工学系の最適設計法B	1	

		CAD/CAM 生産システムA	1	
		CAD/CAM 生産システムB	1	
		形状創成論 A	1	
		形状創成論 B	1	
		成形加工 A	1	
		成形加工 B	1	
	先端材料プログラム	機械材料学A	1	
		機械材料学B	1	
		トライボロジー特論A	1	
		トライボロジー特論B	1	
		金属組織制御学A	1	
		金属組織制御学B	1	
		金属材料の結晶学A	1	
		金属材料の結晶学B	1	
		材料プロセス工学A	1	
		材料プロセス工学B	1	
	応用数理プログラム	計算流体力学A	1	
		計算流体力学B	1	
		連成解析論A	1	
		連成解析論B	1	
		実験流体力学A	1	
		実験流体力学B	1	
		機械学習A	1	
		機械学習B	1	
		量子論A	1	
		量子論B	1	
		統計物理学特論A	1	
		統計物理学特論	1	

	B			
	プロセス革新プログラム	燃烧工学特論A 燃烧工学特論B 熱移動工学特論A 熱移動工学特論B エネルギー変換工学特論A エネルギー変換工学特論B 分離工学特論A 分離工学特論B プロセス工学特論A プロセス工学特論B 熱エネルギープロセス解析A 熱エネルギープロセス解析B	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	専攻共通科目	機械科学特別講義Ⅰ 機械科学特別講義Ⅱ 機械科学特別講義Ⅲ 学位プログラム特論	1 1 2 2	
課題研究	課題研究		10	全コース必修 (ただし、研究の取りまとめを博士研究調査により行う場合は、課題研究に替えて*を履修すること。)
博士研究調査	博士研究調査*		10	

※1 国際交流科目，特別講義，学域で開講される授業科目，他専攻で開講される授業科目及び他の研究科で開講される授業科目の履修に関する事項は，別に定める。

4 フロンティア工学専攻

科目区分	授業科目の名称	単位数	備考
------	---------	-----	----

			必修	選択	
研究科共通科目	大学院GS基盤科目	異分野研究探査Ⅰ	0.5		
		異分野研究探査Ⅱ	0.5		
		研究者倫理	1		
		知識集約型社会とデータサイエンス		1	選択必修1単位以上
		次世代の先端科学技術		1	
		スマート創成科学		1	
		イノベーション方法論A		1	
		イノベーション方法論B		1	
		数理・データサイエンス・AI基盤		1	
		人間と社会の課題		1	
		技術経営論A		1	
		技術経営論B		1	
		ヘルスケア・イノベーション		1	
		破壊的イノベーションに向けた技術経営論		1	
技術マネジメント基礎論A		1			
技術マネジメント基礎論B		1			
数理科学a		1			
数理科学b		1			
理論物理学基礎a		1			
生物・分子物理学a		1			

	凝縮系物理学基礎 a		1	
	宇宙・プラズマ物理学 a		1	
	振動・波動物理学 a		1	
	計算理学概論 a		1	
	計算理学概論 b		1	
	先端物質化学概論 A		1	
	先端物質化学概論 B		1	
	応用物質化学概論 A		1	
	応用物質化学概論 B		1	
	生物科学基礎 A		1	
	生物科学基礎 B		1	
	バイオ工学特論 A		1	
	バイオ工学特論 B		1	
	地球惑星科学基礎 A		1	
	地球惑星科学基礎 B		1	
	環境・エネルギー工学総論 A		1	
	環境・エネルギー工学総論 B		1	
	北陸先端科学技術大学院大学との連携科目		2	
	創成研究科目	創成研究 I	2	
		創成研究 II	2	
	国際交流科目※1	国際プレゼンテーション演習	2	
		国際研究インターンシップ	2	

フロンティア基盤科目	機械系科目	材料力学と弾性論A	1	機械系科目，化学工学系科目，計測制御系科目からそれぞれ1単位以上を含む計6単位以上を修得
		材料力学と弾性論B	1	
		機械力学と制御A	1	
		機械力学と制御B	1	
		熱流体解析学A	1	
		熱流体解析学B	1	
		機械の動的モデリングA	1	
		機械の動的モデリングB	1	
		有限要素法A	1	
		有限要素法B	1	
		構造解析と材料力学A	1	
		構造解析と材料力学B	1	
		化学工学系科目	プロセス工学特論A	
	プロセス工学特論B		1	
	物理化学特論A		1	
	物理化学特論B		1	
	熱輸送論A		1	
	熱輸送論B		1	
	計測制御系科目		ナノ計測制御基礎論A	
		ナノ計測制御基礎論B	1	
計測システム工学A		1		
計測システム工学B		1		
光工学A		1		
光工学B		1		
計測制御A		1		

		計測制御B	1	
フロンティア先端科目	知能機械プログラム	実世界ロボティクス特論A	1	各プログラムが指定するフロンティア先端科目から4単位以上を修得
		実世界ロボティクス特論B	1	
		航空宇宙システム特論A	1	
		航空宇宙システム特論B	1	
		インテリジェントロボットA	1	
		インテリジェントロボットB	1	
		メカニズムの運動解析と設計A	1	
		メカニズムの運動解析と設計B	1	
		コンピュータビジョン特論A	1	
		コンピュータビジョン特論B	1	
	人間機械共生プログラム	医用生体工学概論A	1	
		医用生体工学概論B	1	
		生体運動制御A	1	
		生体運動制御B	1	
		生体力学基礎論	2	
		バイオメカニクス特論A	1	
		バイオメカニクス特論B	1	
		生体機械工学特論A	1	
		生体機械工学特論B	1	
		応用人間工学特論A	1	
応用人間工学特	1			

		論B			
	化学工学プログラム	環境生物化学工学A	1		
		環境生物化学工学B	1		
		レオロジー要論A	1		
		レオロジー要論B	1		
		拡散分離工学特論A	1		
		拡散分離工学特論B	1		
		エアロゾル科学A	1		
		エアロゾル科学B	1		
		大気環境科学特論A	1		
		大気環境科学特論B	1		
		化学反応工学特論A	1		
		化学反応工学特論B	1		
		スマート計測制御プログラム	制御工学特論A	1	
			制御工学特論B	1	
	ロバスト制御		2		
	メディアプロセッサA		1		
	メディアプロセッサB		1		
	コンピュータビジョン特論A		1		
	コンピュータビジョン特論B	1			
課題研究		フロンティア課題研究	10	研究の取りまとめを博士研究調査により行う場合は、フロンティア課題研究に替えて*を履修すること。	
		フロンティア工	1		

	学演習A フロンティア工 学演習B フロンティア工 学演習C フロンティア工 学演習D	1 1 1 1	
博士研究調査	博士研究調査*	10	

※1 国際交流科目，特別講義，学域で開講される授業科目，他専攻で開講される授業科目及び他の研究科で開講される授業科目の履修に関する事項は，別に定める。

5 電子情報通信学専攻

科目区分		授業科目の名称	単位数		備考
			必修	選択	
研究科 共通科目	大学院 GS 基盤科目	異分野研究探査 I	0.5		
		異分野研究探査 II	0.5		
		研究者倫理	1		
		知識集約型社会と データサイエンス		1	選択必修 1 単位以上
		次世代の先端科学 技術		1	
		スマート創成科学		1	
		イノベーション方 法論A		1	
		イノベーション方 法論B		1	
		数理・データサイ エンス・AI 基盤		1	
		人間と社会の課題		1	
		技術経営論A		1	選択必修 1 単位以上
		技術経営論B		1	
		ヘルスケア・イノ ベーション		1	
破壊的イノベーシ ョンに向けた技術		1			
		1			

	経営論		
	技術マネジメント 基礎論A	1	
	技術マネジメント 基礎論B	1	
	数理科学 a	1	
	数理科学 b	1	
	理論物理学基礎 a	1	
	分子・生物物理学 a	1	
	凝縮系物理学基礎 a	1	
	宇宙・プラズマ物 理学 a	1	
	振動・波動物理学 a	1	
	計算理学概論 a	1	
	計算理学概論 b	1	
	先端物質化学概論 A	1	
	先端物質科学概論 B	1	
	応用物質化学概論 A	1	
	応用物質化学概論 B	1	
	生物科学基礎A	1	
	生物科学基礎B	1	
	バイオ工学特論A	1	
	バイオ工学特論B	1	
	地球惑星科学基礎 A	1	
	地球惑星科学基礎 B	1	
	環境・エネルギー 工学総論A	1	
	環境・エネルギー 工学総論B	1	
北陸先端科学技	連携科目	2	

		企業体験実習		2		
応用科目	電子システム	デバイスプロセス工学A		1		
		デバイスプロセス工学B		1		
		表面・界面工学A		1		
		表面・界面工学B		1		
		応用プラズマ工学A		1		
		応用プラズマ工学B		1		
		プラズマ流体解析入門A		1		
		プラズマ流体解析入門B		1		
		情報システム	テクノロジトレンド工学A		1	
			テクノロジトレンド工学B		1	
	ミクストシグナルLSI 工学A			1		
	ミクストシグナルLSI 工学B			1		
	映像情報処理学A			1		
	映像情報処理学B			1		
	情報セキュリティ特論			2		
	圏論と関数型プログラミングA			1		
	圏論と関数型プログラミングB			1		
	通信システム		電磁波工学特論A		1	
		電磁波工学特論B		1		
		電磁波計測工学特論		2		
		光波工学A		1		
		光波工学B		1		
		量子電子工学A		1		
		量子電子工学B		1		

		情報ネットワーク 特論A	1	
		情報ネットワーク 特論B	1	
	知能システム	解析特論A	1	
		解析特論B	1	
		データマイニング 論A	1	
		データマイニング 論B	1	
		並列計算理論A	1	
		並列計算理論B	1	
		知能ソフトウェア 理論A	1	
		知能ソフトウェア 理論B	1	
課題研究科目		ゼミナール・演習	4	研究の取りまとめを博士研究調査により行う場合は、課題研究に替えて*を履修すること。
		課題研究	10	
博士研究調査		博士研究調査*	10	

※1 国際交流科目，特別講義，学域で開講される授業科目，他専攻で開講される授業科目及び他の研究科で開講される授業科目の履修に関する事項は，別に定める。

6 地球社会基盤学専攻

科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
研究 科共 通科 目	大学院 GS基盤科目	異分野研究探 査Ⅰ	0.5	
		異分野研究探 査Ⅱ	0.5	
		研究者倫理	1	
		知識集約型社 会とデータサイ エンス	1	選択必修1単位以上
		次世代の先端 科学技術	1	
スマート創成 科学	1			

	イノベーション方法論A	1	
	イノベーション方法論B	1	
	数理・データサイエンス・AI 基盤	1	
	人間と社会の課題	1	選択必修 1 単位以上
	技術経営論A	1	
	技術経営論B	1	
	ヘルスケア・イノベーション	1	
	破壊的イノベーションに向けた技術経営論	1	
	技術マネジメント基礎論A	1	
	技術マネジメント基礎論B	1	
	数理科学 a	1	
	数理科学 b	1	
	理論物理学基礎 a	1	
	生物・分子物理学 a	1	
	凝縮系物理学基礎 a	1	
	宇宙・プラズマ物理学 a	1	
	振動・波動物理学 a	1	
	計算理学概論 a	1	
	計算理学概論 b	1	
	先端物質化学概論 A	1	
	先端物質化学	1	

		概論B 応用物質化学 概論A 応用物質化学 概論B 生物科学基礎 A 生物科学基礎 B バイオ工学特 論A バイオ工学特 論B 地球惑星科学 基礎A 地球惑星科学 基礎B 環境・エネル ギー工学総論 A 環境・エネル ギー工学総論 B		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	北陸先端科学 技術大学院大 学との連携科 目	連携科目		2	
	創成研究科目	創成研究Ⅰ 創成研究Ⅱ		2 2	
	国際交流科目 ※1	国際プレゼン テーション演 習 国際研究イン ターンシップ		2 2	
専攻共通科目		地球社会基盤 ゼミナール 地球惑星進化 学A 進化古生物学 A	2	1 1	地球社会基盤ゼミナールを含み4単位以上

地球環境進化学A	1	
地球表層環境学A	1	
地震学A	1	
地球惑星物質科学A	1	
結晶解析学A	1	
地球惑星ダイナミクスA	1	
進化古生態学A	1	
地表プロセスA	1	
水質地球惑星化学A	1	
大気環境変動論A	1	
プレート運動A	1	
河川・海岸のデータ解析学	1	
流体物理の数値モデリング	1	
構造工学特論A	1	
コンクリート工学特論A	1	
地盤力学特論A	1	
都市の地震防災A	1	
水環境保全工学A	1	
大気環境保全工学A	1	
大気環境科学	1	
都市システム計画学	1	
交通理論概論	1	

		地球社会基盤 キャリア実習	1	
コース専 門科目	専門科目	地球惑星進化 学B	1	実践科目 2 単位以上を含み専門科目との合 計 4 単位以上
		進化古生物学 B	1	
		地球環境進化 学B	1	
		地球表層環境 学B	1	
		地震学B	1	
		地球惑星物質 科学B	1	
		結晶解析学B	1	
		地球惑星ダイ ナミクスB	1	
		進化古生態学 B	1	
		地表プロセス B	1	
		水質地球惑星 化学B	1	
		大気環境変動 論B	1	
		プレート運動B	1	
		地球環境のデ ータ解析学	1	
		海岸・海洋の 数値モデリン グ	1	
		構造工学特論 B	1	
		コンクリート 工学特論B	1	
		地盤力学特論 B	1	
		都市の地震防 災B	1	
		水環境保全工 学B	1	

	大気環境保全 工学B	1	
	環境システム 計画学	1	
	交通システム 計画学	1	
	環境リスク論	1	
実践科目	リサーチスキ ルA	1	
	リサーチスキ ルB	1	
	地球惑星科学 総合演習A	1	
	地球惑星科学 総合演習B	1	
	地球惑星科学 総合演習C	1	
	地球惑星科学 総合演習D	1	
	フィールド実 習A	1	
	フィールド実 習B	2	
	地球惑星科学 特別講義※1	1	
	マグマ進化学 I	2	
	海洋リソスフ ェア構造進化学	2	
	水工学演習	1	
	構造・材料工 学演習	1	
	地盤・防災工 学演習	1	
	環境工学演習	1	
	都市・交通デ ザイン演習	1	
社会基盤工学 特別講義※1	1		

課題研究	地球惑星科学 課題研究	10	地球惑星科学コース必修(ただし、研究の取りまとめを博士研究調査により行う場合は、地球惑星科学課題研究に替えて*を履修すること。)
	社会基盤工学 課題研究	10	社会基盤工学コース必修(ただし、研究の取りまとめを博士研究調査により行う場合は、社会基盤工学課題研究に替えて*を履修すること。)
博士研究調査	博士研究調査*	10	

※1 国際交流科目，特別講義，学域で開講される授業科目，他専攻で開講される授業科目及び他の研究科で開講される授業科目の履修に関する事項は，別に定める。

7 生命理工学専攻

科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
研究 科共 通科 目	異分野研究探 査Ⅰ	0.		選択必修1単位以上
	異分野研究探 査Ⅱ	0.		
	研究者倫理	1		
	知識集約型社 会とデータサ イエンス		1	
	次世代の先端 科学技術		1	
	スマート創成 科学		1	
	イノベーション 方法論A		1	
	イノベーション 方法論B		1	
	数理・データ サイエンス・A I基盤		1	
	人間と社会の 課題		1	
	技術経営論A		1	
技術経営論B		1		

	ヘルスケア・イノベーション	1	
	破壊的イノベーションに向けた技術経営論	1	
	技術マネジメント基礎論A	1	
	技術マネジメント基礎論B	1	
	数理科学 a	1	
	数理科学 b	1	
	理論物理学基礎 a	1	
	生物・分子物理学 a	1	
	凝縮系物理学基礎 a	1	
	宇宙・プラズマ物理学 a	1	
	振動・波動物理学 a	1	
	計算理学概論 a	1	
	計算理学概論 b	1	
	先端物質化学概論 A	1	
	先端物質化学概論 B	1	
	応用物質化学概論 A	1	
	応用物質化学概論 B	1	
	生物科学基礎 A	1	
	生物科学基礎 B	1	
	バイオ工学特論 A	1	
	バイオ工学特	1	

		論B 地球惑星科学 基礎A 地球惑星科学 基礎B 環境・エネル ギー工学総論 A 環境・エネル ギー工学総論 B		1 1 1 1	
	北陸先端科学 技術大学院大 学との連携科 目	連携科目		2	
	創成研究科目	創成研究Ⅰ 創成研究Ⅱ		2 2	
	国際交流科目 ※1	国際プレゼン テーション演 習 国際研究イン ターンシップ		2 2	
専攻 共通 科目	基礎・総合科 目	生命理工キャ リア実習		1	
	スキル科目	リサーチスキ ル1A		1	生物科学コース必修
		リサーチスキ ル1B		1	
		リサーチスキ ル1C		1	
		リサーチスキ ル1D		1	
	スキル科目	リサーチスキ ル2A		1	バイオ工学コース必修
リサーチスキ ル2B			1		
リサーチスキ ル2C			1		
リサーチスキ ル2D			1		

専門科目	細胞生命システム学	1	各コース必修2単位を含む計12単位以上修得	
	発生遺伝学	1		
	ゲノム生命システム学	1		
	生命構造機能システム学A	1		
	生命構造機能システム学B	1		
	生態システム学A	1		
	生態システム学B	1		
	生命高次システム学A	1		
	生命高次システム学B	1		
	環境生命システム学A	1		
	環境生命システム学B	1		
	生物科学基礎演習	2		生物科学コース必修
	生物科学演習1 A	1		
	生物科学演習1 B	1		
	生物科学演習2 A	1		
	生物科学演習2 B	1		
	生物科学特別講義※3	1		
	がん進展制御学1 A	1		
	がん進展制御学1 B	1		
	がん進展制御学2 A	1		
がん進展制御	1			

	学 2 B		
	水圏生理学	1	
	水圏発生学	1	
	水圏比較内分泌学	1	
	水圏増養殖学	1	
	生命情報と先端バイオA	1	
	生命情報と先端バイオB	1	
	反応工学特論A	1	
	反応工学特論B	1	
	生物生産工学特論A	1	
	生物生産工学特論B	1	
	分子機能学特論A	1	
	分子機能学特論B	1	
	ゲノム生物学特論A	1	
	ゲノム生物学特論B	1	
	融合化学A	1	
	融合化学B	1	
	応用微生物学特論	1	
	合成生物学特論	1	
	生体機能工学特論A	1	
	生体機能工学特論B	1	
	バイオ工学総合演習	2	バイオ工学コース必修
	バイオ工学演	1	

	習 1 A バイオ工学演習 1 B バイオ工学演習 2 A バイオ工学演習 2 B	1 1 1	
課題研究	生物科学課題研究	10	生物科学コース必修 (ただし、研究の取りまとめを博士研究調査により行う場合は、生物科学課題研究に替えて*を履修すること。)
	バイオ工学課題研究	10	バイオ工学コース必修 (ただし、研究の取りまとめを博士研究調査により行う場合は、バイオ工学課題研究に替えて*を履修すること。)
博士研究調査	博士研究調査*	10	

※1 国際交流科目，特別講義，学域で開講される授業科目，他専攻で開講される授業科目及び他の研究科で開講される授業科目の履修に関する事項は，別に定める。

別表 4

博士後期課程の授業科目及び単位数

1 数物科学専攻

科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
大学院G S 発展科目	次世代研究者倫理	1		選択必修 1 単位以上
	次世代エッセンシャル実践	1		
	次世代イノベーション開拓 数理・データサイエンス・AI 発展		1 1	
	国際研究実践	1		
総合科目	数理科学概論		2	1 科目 2 単位以上必修
	計算科学概論		2	
	物理科学概論		2	
専門科目	整数論特論		2	
	代数幾何学特論		2	
	微分幾何学		2	
	幾何解析学		2	
	双曲幾何学		2	

複素解析幾何学	2	
特殊関数論	2	
数理物理特論	2	
数学特別講義	2	
素粒子論的宇宙論	2	
計算素粒子物理学	2	
素粒子現象論	2	
超低温物理学	2	
超低温実験学	2	
低温量子物性学	2	
極限環境物性物理学	2	
表面科学特論	2	
プラズマ波動論	2	
非線形物理学	2	
気体分子構造論	2	
ナノバイオロジー	2	
生体分子構造動態論	2	
X線・ γ 線天文学	2	
物理学特別講義	2	
代数的組合せ論	2	
トポロジー	2	
現象数理学	2	
計算代数学特論	2	
流れ問題の数値解析	2	
応用代数学	2	
偏微分方程式特論	2	
高度先端マテリアルシミュレーション	2	
計算物質設計学	2	
計算物質科学	2	
計算実験科学特論	2	
計算凝縮系科学	2	
計算生命科学	2	
高度先端計算科学特論	2	
計算結晶成長学	2	
応用計算科学特論	2	
非線形反応システム特論	2	

	強相関電子物理学		2	
	計算科学特別講義		2	
	数物科学国際特別インターンシップ		2	
専攻共通科目	自然科学特別研究	2		
	自然科学特別演習		2	
	ジョブ型研究インターンシップ		2	

2 物質化学専攻

科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
大学院G S 発展科目	次世代研究者倫理	1		
	次世代エッセンシャル実践	1		
	次世代イノベーション開拓		1	選択必修 1 単位以上
	数理・データサイエンス・AI 発展		1	
	国際研究実践	1		
総合科目	先進物質化学総論	2		
専門科目	有機合成反応論		2	
	天然物合成化学		2	
	無機合成化学		2	
	機能性分子化学		2	
	錯体機能化学		2	
	生体模倣錯体化学		2	
	超分子錯体化学		2	
	タンパク質機能化学		2	
	タンパク質工学		2	
	物性物理化学		2	
	量子物理化学		2	
	界面計測化学		2	
	レーザー計測化学		2	
	重元素核化学		2	
	凝縮系核物性特論		2	
	応用環境放射能学		2	
	生物地球化学特論		2	
	計算地球化学		2	
	応用地球システム科学		2	
	強磁場科学		2	

	強磁場物性		2	
	高分子精密合成論		2	
	高分子材料化学概論		2	
	高機能性材料化学		2	
	有機薄膜物性評価		2	
	電気化学反応論		2	
	高分子半導体設計学		2	
	水圏地球化学		2	
	有機光化学		2	
	有機機能分子化学		2	
	界面物理化学特論		2	
	表面分析化学		2	
	有機反応機構論		2	
	先端計測と鉄鋼表面化学		2	
	鉄鋼分析化学		2	
	化学産業特論		2	
	産学連携実践化学		2	
	分子機能設計・プロセス設計工学 I		2	
	分子機能設計・プロセス設計工学 II		2	
	法科学概論		2	
	法科学分析		2	
専攻共通科目	自然科学特別研究	2		
	自然科学特別演習		2	
	ジョブ型研究インターンシップ		2	

3 機械科学専攻

科目区分	授業科目の名称	単位数		単位数
		必修	選択	
大学院 GS 発展科目	次世代研究者倫理	1		
	次世代エッセンシャル実践	1		
	次世代イノベーション開拓 数理・データサイエンス・AI 発展		1 1	選択必修1単位以上
	国際研究実践	1		

専門科目	基盤科目	最適化学		1	
		形状創成特論		1	
		人間機能定式化論		1	
		計算材料力学特論		1	
		流体力学特論		1	
		輸送現象解析		1	
		材料強度の物理学		1	
		一貫生産工学		1	
		車室内環境・送風機特論		1	
		内燃機関の燃焼と熱力学		1	
応用科目		低次元トポロジー		1	
		光エレクトロニクス特論		1	
		生産加工特論		1	
		宇宙・航空流体特論		1	
		金属材料組織制御特論		1	
		燃焼応用工学特論		1	
		鉄鋼製造プロセス論		1	
		排出ガス浄化と電気工学		1	
		車両用空調・冷却システム概論		1	
先端科目		非線形物理学特論		1	
		量子力学系特論		1	
		金属材料の変形・破壊特論		1	
		燃料噴射装置と設計工学		1	
		環境負荷低減工学特論		1	
		流体材料熱物性特論		1	
		金属材料物性特論		1	
		金型工学		1	
		鉄鋼材料科学		1	
専攻共通科目		自然科学特別研究	2		
		ジョブ型研究インターンシップ		2	

4 フロンティア工学専攻

科目区分	授業科目の名称	単位数		単位数
		必修	選択	

大学院 GS 発展 科目		次世代研究者倫理		1		
		次世代エッセンシャル実践		1		
		次世代イノベーション開拓			1	選択必修 1 単位以 上
		数理・データサイエンス・AI 発展			1	
		国際研究実践		1		
専 門 科 目	基 盤 科 目	機 械 工 学 系 科 目	サイバーフィジカルシステム概 論		1	
			衝撃工学特論		1	
			現代脳計算論		1	
			知的構造システム特論		1	
			知的情報機械システム論		1	
			エルゴノミックデザイン特論		1	
	化 学 工 学 系 科 目	エネルギー変換工学特論		1		
		化学機械工学特論		1		
		高分子物性特論		1		
		高分子分光計測特論		1		
	電 子 情 報 系 科 目	システム制御数理		1		
		実時間信号処理		1		
光センシング論			1			
先 端 科 目	知 能 機 械 分 野	知能システム工学		1		
		ロボットテクノロジー特論		1		
		航空宇宙機の制御		1		
		知的自律移動ロボット		1		
	人 間 機 械 共 生 分 野	ティッシュエンジニアリング特 論		1		
		臨床バイオメカニクス特論		1		
		身体運動ダイナミクス特論		1		
		聴覚メカニクス特論		1		
	マ テ リ ア ル デ ザ イ ン 分 野	先端化学工学特論		1		
		ナノマテリアル		1		
大気環境科学特論			1			
環境システム解析学			1			
生物システム工学			1			
スマ		アドバンスト制御理論		1		

	ート 計測 制御 分野	ナノ計測工学特論		1	
専攻共通科目		自然科学特別研究 ジョブ型研究インターンシップ	2	2	

5 電子情報通信学専攻

科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
大学院 GS 発展 科目	次世代研究者倫理	1		
	次世代エッセンシャル実践	1		
	次世代イノベーション開拓 数理・データサイエンス・AI 発展		1 1	選択必修 1 単位 以上
	国際研究実践	1		
専門科目	記号力学系とその応用		1	
	超離散数学とトロピカル・ネバ リンナ理論		1	
	発展方程式特論		1	
	代数関数論		1	
	データマイニング特論		1	
	脳神経計算特論		1	
	ネットワーク計算論		1	
	新機能集積回路設計特論		1	
	インタフェースデバイス特論		1	
	デジタル映像処理論		1	
	適応信号処理特論		1	
	画像 LSI 特論		1	
	波動信号処理		1	
	プラズマ波動工学		1	
	インテリジェント情報処理		1	
	先端セキュリティ技術論		1	
	電気磁気機械エネルギー変換工学		1	
	プラズマ解析学		1	

	光集積回路論		1	
	非平衡プラズマ工学		1	
	薄膜電子工学		1	
	酸化物デバイスプロセス論		1	
	表面制御工学		1	
	通信用二次電池工学		1	
	グリーンテクノロジー学		1	
	IoT システム最適化学		1	
	LSI アーキテクチャ設計工学		1	
	宇宙機の動力学特論		1	
	科学衛星情報処理特論		1	
	次世代ネットワーク特論		1	
	ワイドギャップ半導体特論		1	
	衛星設計開発特論		1	
専攻共通科目	自然科学特別研究	2		
	ジョブ型研究インターンシップ		2	

6 地球社会基盤学専攻

科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
大学院 GS 発展科目	次世代研究者倫理	1		
	次世代エッセンシャル実践	1		
	次世代イノベーション開拓		1	選択必修 1 単位以上
	数理・データサイエンス・AI 発展		1	
	国際研究実践	1		
専門科目	地震活動論		1	
	地形発達モデリング		1	
	地球惑星ダイナミクス特論		1	
	放射線地球学		1	
	地球表層物質学		1	
	大気物質循環論		1	
	鉱物物理化学		1	
	岩石鉱物磁気学		1	

	マントル岩石学		1	
	古環境変動解析論		1	
	生態系進化学		1	
	マグマ進化学 II		1	
	海洋リソスフェア進化学		1	
	環境振動学		1	
	セメントコンクリート組織学		1	
	コンクリート構造物の診断学		1	
	構造設計学		1	
	コンクリート構造の劣化抑制学		1	
	コンクリート構造のメンテナンス工学		1	
	橋梁メンテナンス概論		1	
	橋梁メンテナンスマネジメント概論		1	
	地盤解析学特論		1	
	地盤情報処理特論		1	
	地震防災工学		1	
	沿岸域の水理		1	
	応用水力学		1	
	地球環境と水循環		1	
	沿岸環境・防災工学		1	
	計画支援システム学		1	
	空間情報学特論		1	
	防災計画学特論		1	
	建築計画学特論		1	
	環境プロセス工学特論		1	
	環境微生物工学特論		1	
	環境エアロゾル基礎		1	
	極限環境科学概論		1	
	水環境動態特論		1	
	環境技術政策概論		1	
	都市・環境政策論		1	
	スマートシティ・計画支援システム概論		1	
専攻共通科目	自然科学特別研究	2		

	ジョブ型研究インターンシップ		2	
--	----------------	--	---	--

7 生命理工学専攻

科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
大学院 GS 発展 科目	次世代研究者倫理	1		
	次世代エッセンシャル実践	1		
	次世代イノベーション開拓 数理・データサイエンス・AI 発 展		1 1	選択必修 1 単位以 上
	国際研究実践	1		
専門科目	昆虫分子神経科学		1	
	分子細胞生物学		1	
	分子微生物学		1	
	植物代謝生理学		1	
	昆虫生態学		1	
	動物行動生態学		1	
	タンパク質科学特論		1	
	生体エネルギー論		1	
	分子環境生物学		1	
	運動生理学特論		1	
	ゲノム機能学		1	
	自然環境の保全再生学		1	
	水圏生殖生物学		1	
	水圏発生工学		1	
	植物細胞生物学		1	
	動物成長制御学		1	
	幹細胞発生学		1	
	比較生理学		1	
	ナノ生理学		1	
	放射線生物学		1	
	分子反応工学特論		1	
バイオプロセス工学		1		
生命情報特論		1		

	分子生物学特論 がん分子病理学1 がん分子病理学2 グリーン・サステイナブルケミストリー 分子微生物工学 統計的機械学習特論 運動生化学特論 腫瘍細胞生物学		2 2 2 1 1 1 1 1	
専攻共通科目	自然科学特別研究 ジョブ型研究インターンシップ	2	2	

別表 5-1

サステナブル理工学プログラム（博士前期課程）宇宙理工学分野に関する授業科目及び単位数

科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
プログラム共通科目	異分野研究探査Ⅰ	0.5		1 単位以上選択必修
	異分野研究探査Ⅱ	0.5		
	数理・データサイエンス・AI 基盤	1		
	技術経営論A		1	
	技術経営論B		1	
	技術マネジメント基礎論A		1	
	技術マネジメント基礎論B		1	
	イノベーション方法論A		1	
	イノベーション方法論B		1	
	国際プレゼンテーション演習		2	
国際研究インターンシップ		2		
プログラム専門科目	衛星システム	2		4 単位以上修得
	衛星設計開発A	1		
	衛星設計開発B	1		
	凝縮系物理学基礎 a		1	
	凝縮系物理学基礎 b		1	
	宇宙・プラズマ物理学 a		1	
	宇宙・プラズマ物理学 b		1	
	振動・波動物理学 a		1	
	振動・波動物理学 b		1	

	理論物理学 a		1	
	理論物理学 b		1	
	固体物理学 a		1	
	固体物理学 b		1	
	低温物理学 a		1	
	低温物理学 b		1	
	宇宙物理学 a		1	
	宇宙物理学 b		1	
	適応信号処理A		1	
	適応信号処理B		1	
	通信工学特論A		1	
	通信工学特論B		1	
	映像情報処理学A		1	
	映像情報処理学B		1	
	電磁波工学特論A		1	
	電磁波工学特論B		1	
	電磁波計測工学特論		2	
	データマイニング論A		1	
	データマイニング論B		1	
	宇宙機力学入門A		1	
	宇宙機力学入門B		1	

プログラム修了要件：別表 5-1 に定める授業科目のうちから必修 6 単位を含む合計 11 単位以上を修得し、プログラム修了のための審査に合格すること。

別表 5-2

サステナブル理工学プログラム（博士前期課程）環境・エネルギー理工学分野に関する授業科目及び単位数

科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
プログラム共通科目	異分野研究探査 I	0.5		1 単位以上選択必修
	異分野研究探査 II	0.5		
	数理・データサイエンス・A I 基盤	1		
	技術経営論A		1	
	技術経営論B		1	
	技術マネジメント基礎論A		1	
	技術マネジメント基礎論B		1	
	イノベーション方法論A		1	

	イノベーション方法論B		1	
	国際プレゼンテーション演習		2	
	国際研究インターンシップ		2	
プログラム専門科目	環境・エネルギー工学総論A	1		
	環境・エネルギー工学総論B	1		
	環境・エネルギー技術英語基礎 総合日本語※		1 1	1 単位以上選択必修
	環境・エネルギー技術海外研修		2	4 単位以上修得
	環境・エネルギー技術インターンシップ		2	
	環境・エネルギー技術英語応用		1	
	エネルギー・環境プログラム序論		1	
	マテリアルプログラム序論		1	
	化学技術英語		2	
	応用化学熱力学		2	
	先端エネルギーデバイス		2	
	環境保全化学		2	
	燃焼工学特論A		1	
	燃焼工学特論B		1	
	熱移動工学特論A		1	
	熱移動工学特論B		1	
	エネルギー変換工学特論A		1	
	エネルギー変換工学特論B		1	
	分離工学特論A		1	
	分離工学特論B		1	
	プロセス工学特論A		1	
	プロセス工学特論B		1	
	熱エネルギープロセス解析A		1	
	熱エネルギープロセス解析B		1	
	環境生物化学工学A		1	
	環境生物化学工学B		1	
	エアロゾル科学A		1	
	エアロゾル科学B		1	
	次世代電気エネルギー変換概論A		1	
	次世代電気エネルギー変換概論B		1	
応用プラズマ工学A		1		
応用プラズマ工学B		1		

	プラズマ流体解析入門A	1	
	プラズマ流体解析入門B	1	
	光波工学A	1	
	光波工学B	1	
	水環境保全工学A	1	
	水環境保全工学B	1	
	大気環境保全工学A	1	
	大気環境保全工学B	1	
	大気環境科学	1	
	都市システム計画学	1	
	環境システム計画学	1	
	環境リスク論	1	
	環境工学演習	1	

※留学生対象

プログラム修了要件：別表5-2に定める授業科目のうちから必修4単位を含む合計10単位以上を修得し、プログラム修了のための審査に合格すること。

別表5-3

サステナブル理工プログラム（博士前期課程） 数理・ナノ物質理工学分野に関する授業科目及び単位数

科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
プログラム 共通科 目	異分野研究探査Ⅰ	0.5		
	異分野研究探査Ⅱ	0.5		
	数理・データサイ エンス・AI 基盤	1		
	技術経営論A		1	
	技術経営論B		1	
	技術マネジメント 基礎論A		1	
	技術マネジメント 基礎論B	1		1 単位以上選択必修（上限2 単位まで修了に必要な単位数に算入可）
	イノベーション方 法論A		1	
	イノベーション方 法論B		1	
	国際プレゼンター		2	

	シヨン演習 国際研究インター ンシップ		2	
プログラ ム専門科 目	数理・ナノ物質理 工学概論	2		
	数理物質科学概論		1	1 単位以上選択必修
	ナノ化学概論		1	
	ナノ物質科学概論		1	
	数理科学 a		1	4 単位以上修得（プログラム共通科目の選択科 目から 2 単位以上修得した場合は、3 単位以上 修得）
	数理科学 b		1	
	理論物理学基礎 a		1	
	理論物理学基礎 b		1	
	生物・分子物理学 a		1	
	生物・分子物理学 b		1	
	凝縮系物理学基礎 a		1	
	凝縮系物理学基礎 b		1	
	宇宙・プラズマ物 理学 a		1	
	宇宙・プラズマ物 理学 b		1	
	振動・波動物理学 a		1	
	振動・波動物理学 b		1	
	計算理学概論 a		1	
	計算理学概論 b		1	
	代数学 I a		1	
	代数学 I b		1	
幾何学 I a		1		
幾何学 I b		1		
解析学 I a		1		
解析学 I b		1		
高度先端計算科学 概論 a		1		
高度先端計算科学		1		

概論 b		
計算物性科学	2	
計算ナノ科学 a	1	
計算ナノ科学 b	1	
計算バイオ科学 a	1	
計算バイオ科学 b	1	
計算実験科学概論 a	1	
計算実験科学概論 b	1	
離散数学基礎 a	1	
離散数学基礎 b	1	
応用解析学基礎 a	1	
応用解析学基礎 b	1	
物質創成化学 I	1	
物質創成化学 II	1	
物質創成化学 III	1	
物質創成化学 IV	1	
物質解析化学 I	1	
物質解析化学 II	1	
物質解析化学 III	1	
物質解析化学 IV	1	
エネルギー・環境 プログラム序論	1	
マテリアルプロ グラム序論	1	
化学技術英語	2	
非線形波動概論 A	1	
非線形波動概論 B	1	
固体物性評価基礎 論	1	
デバイスプロセス 工学 A	1	
デバイスプロセス 工学 B	1	
表面・界面工学 A	1	
表面・界面工学 B	1	
光波工学 A	1	

光波工学B	1
-------	---

プログラム修了要件：別表 5-3 に定める授業科目のうちから必修 4 単位を含む合計 10 単位以上を修得し、プログラム修了のための審査に合格すること。

別表 5-4

サステナブル理工学プログラム（博士前期課程）超スマート社会理工学分野に関する授業科目及び単位数

科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
プログラム 共通科目	異分野研究探査 I	0.5		1 単位以上選択必修
	異分野研究探査 II	0.5		
	数理・データサイエンス・AI 基盤	1		
	技術経営論 A		1	
	技術経営論 B		1	
	技術マネジメント基礎論 A		1	
	技術マネジメント基礎論 B		1	
	イノベーション方法論 A		1	
	イノベーション方法論 B		1	
	国際プレゼンテーション演習		2	
国際研究インターンシップ		2		
プログラム 専門科目	超スマート社会理工学概論 A	1		
	超スマート社会理工学概論 B	1		
	数理科学 a		1	6 単位以上修得（所属専攻以外の専攻開講科目 1 単位以上を含む）
	数理科学 b		1	
	代数学 I a		1	
	代数学 I b		1	
	幾何学 I a		1	
	幾何学 I b		1	

解析学 I a	1	
解析学 I b	1	
離散数学基礎 a	1	
離散数学基礎 b	1	
応用解析学基礎 a	1	
応用解析学基礎 b	1	
メカニズムの運動解析 と設計A	1	
メカニズムの運動解析 と設計B	1	
特殊加工学特論A	1	
特殊加工学特論B	1	
電気加工学特論A	1	
電気加工学特論B	1	
工学系の最適設計法A	1	
工学系の最適設計法B	1	
CAD/CAM 生産システム A	1	
CAD/CAM 生産システム B	1	
連成解析論A	1	
連成解析論B	1	
機械学習A	1	
機械学習B	1	
実世界ロボティクス特 論A	1	
実世界ロボティクス特 論B	1	
航空宇宙システム特論 A	1	
航空宇宙システム特論 B	1	
インテリジェントロボ ットA	1	
インテリジェントロボ ットB	1	
コンピュータビジョン 特論A	1	
コンピュータビジョン	1	

特論B		
生体運動制御A	1	
生体運動制御B	1	
生体機械工学特論A	1	
生体機械工学特論B	1	
環境生物化学工学A	1	
環境生物化学工学B	1	
拡散分離工学特論A	1	
拡散分離工学特論B	1	
エアロゾル科学A	1	
エアロゾル科学B	1	
大気環境科学特論A	1	
大気環境科学特論B	1	
制御工学特論A	1	
制御工学特論B	1	
ロバスト制御	2	
メディアプロセッサA	1	
メディアプロセッサB	1	
適応信号処理A	1	
適応信号処理B	1	
SoC 設計基礎論A	1	
SoC 設計基礎論B	1	
通信工学特論A	1	
通信工学特論B	1	
テクノロジトレンド工 学A	1	
テクノロジトレンド工 学B	1	
ミクストシグナルLSI 工学A	1	
ミクストシグナルLSI 工学B	1	
映像情報処理学A	1	
映像情報処理学B	1	
解析特論A	1	
解析特論B	1	
データマイニング論A	1	
データマイニング論B	1	

並列計算理論A	1	
並列計算理論B	1	
知能ソフトウェア理論A	1	
知能ソフトウェア理論B	1	
都市システム計画学	1	
交通理論概論	1	
環境システム計画学	1	
交通システム計画学	1	

プログラム修了要件：別表 5-4 に定める授業科目のうちから必修 4 単位を含む合計 11 単位以上を修得し、プログラム修了のための審査に合格すること。

別表 5-5

サステナブル理工学プログラム（博士前期課程）生命・フィールド理工学分野に関する授業科目及び単位数

科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
プログラム共通科目	異分野研究探査 I	0.5		1 単位以上選択必修
	異分野研究探査 II	0.5		
	数理・データサイエンス・AI 基盤	1		
	技術経営論 A		1	
	技術経営論 B		1	
	技術マネジメント基礎論 A		1	
	技術マネジメント基礎論 B		1	
	イノベーション方法論 A		1	
	イノベーション方法論 B		1	
	国際プレゼンテーション演習		2	
	国際研究インターンシップ		2	
プログラム専門科目	フィールド生物学	1		4 単位以上修得
	地球環境フィールド理工学概論	1		
	社会基盤工学概論	1		
	細胞生命システム学		1	
	発生遺伝学		1	
	ゲノム生命システム学		1	
	生命構造機能システム学 A		1	
	生態システム学 A		1	

生命高次システム学A	1	
環境生命システム学A	1	
生物科学特別講義	1	
がん進展制御学1 A	1	
がん進展制御学2 A	1	
水圏生理学	1	
水圏発生学	1	
水圏比較内分泌学	1	
水圏増養殖学	1	
生命情報と先端バイオA	1	
反応工学特論A	1	
生物生産工学特論A	1	
分子機能学特論A	1	
ゲノム生物学特論A	1	
融合化学A	1	
応用微生物学特論	1	
合成生物学特論	1	
生体機能工学特論A	1	
地球惑星進化学A	1	
進化古生物学A	1	
地球環境進化学A	1	
地球表層環境学A	1	
地震学A	1	
地球惑星物質科学A	1	
結晶解析学A	1	
地球惑星ダイナミクスA	1	
進化古生態学A	1	
地表プロセスA	1	
水質地球惑星化学A	1	
大気環境変動論A	1	
フィールド実習A	1	
フィールド実習B	2	
河川・海岸のデータ解析学	1	
流体物理の数値モデリング	1	
構造工学特論A	1	
コンクリート工学特論A	1	
地盤力学特論A	1	

	都市の地震防災A	1	
	地球環境のデータ解析学	1	
	海岸・海洋の数値モデリング	1	
	構造工学特論B	1	
	コンクリート工学特論B	1	
	地盤力学特論B	1	
	都市の地震防災B	1	
	水工学演習	1	
	構造・材料工学演習	1	
	地盤・防災工学演習	1	

プログラム修了要件：別表 5-5 に定める授業科目のうちから必修 5 単位を含む合計 10 単位以上を修得し、プログラム修了のための審査に合格すること。

別表 5-6

サステナブル理工学プログラム（博士後期課程）宇宙理工学分野に関する授業科目及び単位数

科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
プログラム共通科目	異分野研究		2	2 単位以上選択必修
	国際コミュニケーション演習		2	
	国際プレゼンテーション演習		2	
	国際プロジェクト演習		2	
	長期インターンシップ		2	
	海外フィールドワーク		2	
プログラム専門科目	プロジェクトマネジメント		1	1 単位以上選択必修
	宇宙ミッション創出概論		1	
	衛星機器開発特論		1	
	宇宙物理学特論		1	
	太陽地球系科学特論		1	

プログラム修了要件：別表 5-6 に定める授業科目のうちから合計 3 単位以上を修得し、プログラム修了のための審査に合格すること。

別表 5-7

サステナブル理工学プログラム（博士後期課程）環境・エネルギー理工学分野に関する
授業科目及び単位数

科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
プログラム共通 科目	異分野研究	2	2	必修科目を含む 2 単 位以上選択必修
	国際コミュニケーション演習		2	
	国際プレゼンテーション演習			
	国際プロジェクト演習		2	
	長期インターンシップ		2	
	海外フィールドワーク		2	
プログラム専門 科目	環境・エネルギー理工学特論		1	1 単位以上選択必修
	技術経営論		1	
	イノベーション方法論		1	

プログラム修了要件：別表 5-7 に定める授業科目のうちから必修 2 単位を含む合計 3 単
位以上を修得し、プログラム修了のための審査に合格すること。

別表 5-8

サステナブル理工学プログラム（博士後期課程）数理・ナノ物質理工学分野に関する授
業科目及び単位数

科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
プログラム共通 科目	異分野研究		2	2 単位以上選択必修
	国際コミュニケーション演習		2	
	国際プレゼンテーション演習		2	
	国際プロジェクト演習		2	
	長期インターンシップ		2	
	海外フィールドワーク		2	
プログラム専門 科目	数理・ナノ物質理工学特論 1		1	1 単位以上選択必修
	数理・ナノ物質理工学特論 2		1	

プログラム修了要件：別表 5-8 に定める授業科目のうちから合計 3 単位以上を修得し、
プログラム修了のための審査に合格すること。

別表 5-9

サステナブル理工学プログラム（博士後期課程）超スマート社会理工学分野に関する授業科目及び単位数

科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
プログラム共通科目	異分野研究		2	2 単位以上選択必修
	国際コミュニケーション演習		2	
	国際プレゼンテーション演習		2	
	国際プロジェクト演習		2	
	長期インターンシップ		2	
	海外フィールドワーク		2	
プログラム専門科目	超スマート社会理工学領域探索1		1	1 単位以上選択必修
	超スマート社会理工学領域探索2		1	

プログラム修了要件：別表 5-9 に定める授業科目のうちから合計 3 単位以上を修得し、プログラム修了のための審査に合格すること。

別表 5-10

サステナブル理工学プログラム（博士後期課程）生命・フィールド理工学分野に関する授業科目及び単位数

科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
プログラム共通科目	異分野研究		2	2 単位以上選択必修
	国際コミュニケーション演習		2	
	国際プレゼンテーション演習		2	
	国際プロジェクト演習		2	
	長期インターンシップ		2	
	海外フィールドワーク		2	
プログラム専門科目	フィールド生物学特論		1	1 単位以上選択必修
	地球惑星科学特論		1	

	社会基盤工学特論		1	
--	----------	--	---	--

プログラム修了要件：別表 5-10 に定める授業科目のうちから合計 3 単位以上を修得し、プログラム修了のための審査に合格すること。

別表 6-1

ナノ精密医学・理工学卓越大学院プログラム（博士前期課程）に関する授業科目及び単位数

科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
プログラム基盤課題科目	ナノ精密医学・理工学概説	1		
	ナノ科学概論	2		
	環境・エネルギー技術英語		1	

別表 6-2

ナノ精密医学・理工学卓越大学院プログラム（博士後期課程）に関する授業科目及び単位数

科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
専門コース課題科目	ナノ科学融合実践演習	1		
	未来型ナノ先制医学論		2	選択必修 2 単位
	統合ナノ神経科学論		2	
	環境ナノ物質制御論		2	
	先進ナノ診断開発論		2	
	レギュラトリー・サイエンス		2	
	メディカル・イノベーション		2	
	実践英語		2	
	メディカル・イノベーション演習		2	
	国際コミュニケーション演習		1	
	技術経営論 A		1	
	技術経営論 B		1	
	技術マネジメント基礎論 A		1	
	技術マネジメント基礎論 B		1	
	イノベーション方法論 A		1	
	イノベーション方法論 B		1	

別表 7

超スマート社会に寄与するデジタル・量子 ICT 研究開発人材養成コースに関する授業科目及び単位数

科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
総合科目	国際プレゼンテーション	1		

別表 8

免許状の種類

専攻	教員の免許状の種類(免許教科)
数物科学専攻	中学校教諭専修免許状(数学, 理科) 高等学校教諭専修免許状(数学, 理科)
物質化学専攻	中学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(理科)
機械科学専攻	高等学校教諭専修免許状(工業)
地球社会基盤学専攻	中学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(理科)
生命理工学専攻	中学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(理科)

備考

- 1 理科, 数学及び工業の免許状の取得に際しては, 基礎となる一種免許状を取得していなければならない。
- 2 第 26 条に定める修了要件を満たしても, 履修科目の修得状況によっては, 専修免許を取得できない場合がある。

金沢大学 大学院自然科学研究科（博士後期課程）

電子情報通信学専攻

設置の趣旨等を記載した書類（別添資料）

目 次

資料 1	サステナブル理エプログラム	・・・	2
資料 2	金沢大学研究活動不正行為等防止規程	・・・	4
資料 3	国立大学法人金沢大学職員就業規則	・・・	10
資料 4	学生研究室（自習室）配置図	・・・	24

サステナブル理工学プログラム

5つのプログラムの、履修内容及び養成する人材像

宇宙理工学	<p>【履修内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手作り人工衛星（超小型衛星）の開発を通じた最先端の宇宙理工学教育 ・宇宙科学・工学の最先端知識と技術の獲得 <p>【養成する人材像】</p> <p>宇宙科学及び宇宙工学に関する高度な知識と実践的能力を備え、科学ミッションの立案能力、並びに実際に衛星を開発するとともに、プロジェクト・マネジメント能力を有する博士人材</p>
環境・エネルギー理工学	<p>【履修内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境・資源に関する学際的な諸問題の解決 ・問題発生抑制のための技術の研究・開発 <p>【養成する人材像】</p> <p>環境・エネルギーに関する学際的な諸問題の解決や問題発生抑制のための技術開発により、持続可能な社会の構築とグリーンイノベーションに国際的に貢献する博士人材</p>
数理・ナノ物質理工学	<p>【履修内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数理データサイエンスの基礎となる数学や数理モデル ・マテリアルズインフォマティクスによる物質開発、物性研究 <p>【養成する人材像】</p> <p>数理データサイエンスやマテリアルズインフォマティクス等を活用し、物質創成や物性研究、そしてナノ材料・デバイスの開発・設計へ貢献できる博士人材</p>
超スマート社会理工学	<p>【履修内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人工知能、IoT、人間拡張工学、オンデマンドものづくり ・デザイン思考による都市・国土・空間・プロジェクトの創出 <p>【養成する人材像】</p> <p>未来の超スマート社会を構成する基幹となる機械学習・IoT・ロボット工学、人間の認知・運動機能を拡張する人間拡張工学、オンデマンドものづくり、デザイン思考による都市・国土計画などの技術を革新する独創力と実践力を備えた博士人材</p>
生命・フィールド理工学	<p>【履修内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球、社会基盤、生命の理工学的視点で、フィールドで起こる問題の研究フィールドにおけるモノやコトを創造する研究領域 <p>【養成する人材像】</p> <p>現代社会を取り巻き巻き生命、地球環境、土木防災に関わる課題について、実験室における研究やフィールドでの調査、データ分析を多様な視点で行い、包括的な課題解決を立案し、実施できる地球規模で活躍する博士人材</p>

いずれのプログラムも、産官学連携が必須の課題に取り組み。修了後は、アカデミアだけでなく、民間企業や官公庁においても最先端科学技術や地球的課題の解決に携わる。

サステナブル理工学プログラムの概要

5年一貫型副専攻：博士(理学, 工学, 学術)



イノベーター型
博士人材

国際対応力,
融合的専門力,
現場牽引力
を修得する

システム俯瞰力,
未来企画力,
渴望力を養う

- 数物科学類
- 物質化学類
- 機械工学類
- フロンティア工学類
- 電子情報通信学類
- 地球社会基盤学類
- 生命理工学類

入学選抜
(募集人員 20 名)

○金沢大学研究活動不正行為等防止規程

(平成27年4月1日規程第2274号)

改正

(趣旨)

第1条 この規程は、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文科部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。)及び金沢大学研究者行動規範(平成20年1月22日制定)の趣旨を踏まえ、国立大学法人金沢大学コンプライアンス基本規則第12条に基づき、金沢大学(以下「本学」という。)における研究活動の不正防止に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この規程は、研究活動が真実の探求を積み重ね、新たな知を創造していく営みであり、科学研究の実施が社会からの信頼と負託の上になり立っていることに鑑み、研究機関である本学が、組織として責任体制の確立による管理責任の明確化を図り、もって研究活動の不正行為を事前に防止することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において対象とする研究活動における不正行為(以下「特定不正行為」という。)とは、故意又は研究者としてわきまをえざるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、次に掲げる行為をいう。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究成果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものにする。
- (3) 盗用 他の研究者のアイデア、解析方法、データ、研究成果、論文若しくは用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

2 前項に定める特定不正行為のほか、次に掲げる行為については、研究活動における不適切な行為として、特定不正行為に準じて取り扱うものとする。

- (1) 二重投稿 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。
- (2) 不適切なオナーシップ 論文著作者を適正に公表せずに論文を投稿すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、金沢大学研究者行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの(最高管理責任者)

第4条 本学における研究活動の不正防止及び対応に関する最高管理責任者は学長とする。2 学長は、研究活動における行動指針を定めるとともに、次条に定める研究不正防止責任者が責任をもって研究活動を管理できるようリーダーシップを発揮して不正行為の防止等に努めなければならない。

(研究不正防止責任者)

第5条 本学における研究活動上の不正行為の防止等について総括するとともに、次条第2項に定める研究倫理教育を推進するため、研究不正防止責任者を置き、研究担当理事をもって充てる。

(研究倫理教育責任者)

第6条 各局部(金沢大学学則第22条第1項に規定する局部をいう。以下同じ。)に、研究倫理教育責任者を置き、当該局部の長をもって充てる。

2 研究倫理教育責任者は、当該局部に所属する研究活動に従事する者を対象に定期的に研究者等に求められる倫理規範の修得等をさせるための教育(以下「研究倫理教育」という。)を実施するとともに、当該局部における研究活動上の不正行為の防止等に関し統括する。

3 研究倫理教育責任者は、前項に規定するもののほか、各研究科の教育研究上の目的及び専攻分野の特性に応じて、大学院の学生に対して研究者倫理に関する知識及び技術が身に付くよう教育課程の内外を問わず研究倫理教育の適切な機会を設けるものとする。また、学域学生に対しても研究者倫理に関する基礎的素養の修得に必要な研究倫理教育を受けることができるよう配慮しなければならない。

4 前2項に定める研究倫理教育には、研究データとなる実験・観察ノート等の記録媒体の作成(作成方法等を含む。)・保管、実験試料・試薬の保存、論文作成の際の各研究者間における役割分担・責任関係の明確化、利益相反の考え方、守秘義務等、研究活動に関して守るべき作法についての知識及び技術に関する項目を含めるものとする。

5 研究倫理教育責任者は、共同研究における当該局部の個々の研究者等がそれぞれの役割分担・責任を明確化すること並びに複数の研究者による研究活動の全容を把握・管理する立場にある代表研究者が当該局部に所属する場合は当該代表研究者が研究活動及び研究成果を適切に確認していくことを促すとともに、当該局部に所属する若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるようメンターの配置等による適切な支援・助言等が行われる環境の整備に努めなければならない。

(本学研究者の責務)

第7条 本学に雇用されて研究活動に従事している者及び本学の施設や設備を利用して研究に携わる者(以下「本学研究者」という。)は、適切な研究活動を行うとともに、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 本学研究者は、研究倫理活動に係る法令等に関する研修等を受講しなければならない。(研究データ等の保存・開示)

第8条 本学研究者は、研究によって生じた生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬等の研究データ等を研究が終了若しくは中止したとき又は研究に基づく論文等が公表されたときのいずれか遅い時期から、電子データ及び実験・観察ノートは10年間、

その他の研究データ等は5年間、善良なる管理者の注意義務をもって保存し、開示の必要性及び相当性が認められる場合は、これを開示しなければならぬ。

(不正行為の禁止)

第9条 本学研究者は、特定不正行為及び研究活動における不適切な行為を行ってはならない。

(研究不正調査責任者)

第10条 本学の研究活動における特定不正行為に対応する責任者は、国立大学法人金沢大学コンプライアンス基本規則第6条に定めるコンプライアンス総括責任者(以下「コンプライアンス総括責任者」という。)とする。ただし、コンプライアンス総括責任者が、告発のあった事実について告発者及び被告者と直接の利害関係にあるときは、学長が指名する理事(以下「研究不正調査責任者」という。)とする。

(特定不正行為の受付窓口)

第11条 特定不正行為に関する告発(以下「告発」という。)又は告発の意思を明示しない相談(以下「相談」という。)を受け付ける窓口(以下「受付窓口」という。)は、国立大学法人金沢大学公益通報者保護規程第5条に定める窓口とする。

2 告発又は相談を受け付けた部署は、受付窓口当該事実を回付するものとする。

3 受付窓口は、告発又は相談があったときは、その内容を直ちにコンプライアンス総括責任者に報告するものとする。

(告発の取扱い)

第12条 告発は、匿名によるものとし、書面、電話、ファクシミリ、電子メール、面談等により受付窓口直接行うものとする。

2 告発は、特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする科学的な合理性のある理由が示されているものに限り受け付けるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、匿名による告発があった場合において、告発の内容が相当程度信頼に足るものと学長が認めるときは、匿名の告発に準じて取り扱うことができるものとする。

4 コンプライアンス総括責任者は、受付窓口が告発を受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法による告発がなされた場合は、告発を受け付けたことを告発者に通知するものとする。ただし、匿名による告発については、この限りではない。

5 コンプライアンス総括責任者は、告発のあった事実が、本学以外の他の機関においても調査を行うことが想定される場合は、当該機関にも告発内容を通知するものとする。

6 本学は、告発のあった事実について、ガイドラインが定める調査機関に本学が該当しない場合は、調査機関としてガイドラインが定める機関に当該事実を回付する。

(相談への対応)

第13条 告発の意思を明示しない受付窓口への相談については、研究不正調査責任者がその内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めるときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。

2 前項において、相談者から告発の意思表示がなされない場合であっても、学長が特に必要と認めるときは、当該事実について調査を行うことがある。

(警告)

第14条 研究不正調査責任者は、特定不正行為が行われようとしている、若しくは特定不正行為を求められているとの告発又は相談を受けた場合は、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めるときは、学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の報告を受けた場合は、その内容を確認し、相当の理由があると認めるときは、被告発者に警告を行うものとする。ただし、本学が被告発者の所属する機関でないときは、本学は被告発者の所属する機関に事実を回付するものとする。

(秘密保持)

第15条 特定不正行為に関する告発又は相談について、業務上その内容を知り得た者は、その事実の調査結果が公表されるまで関係者以外の者に漏らしてはならない。また、調査に協力した役員、職員、学生等も同様とする。

(例外的公表)

第16条 本学は、調査事実が何らかの事由により漏えいした場合(告発者又は被告発者の責により漏えいした場合を除く。)は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中の事案について公表することがある。

(告発者の保護)

第17条 本学は、単に告発を行ったことを理由にして告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いを行わない。

(悪意に基づく告発の禁止)

第18条 何人も、被告発者を陥れること、被告発者が行う研究を妨害すること等、専ら被告発者に何らかの損害を与えること又は被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とした意思(以下「悪意」という。)に基づく告発を行ってはならない。

(被告発者の保護)

第19条 本学は、相当な理由がないにもかかわらず単に告発がなされたことをもって、被告発者の研究活動の一部又はすべてについて制限を加えること及び被告発者に対して解雇、降格、減給その他不利益な取扱いを行わない。

(調査関係者の保護)

第20条 学長は、告発者、被告発者、調査協力者若しくは関係者に連絡し、又は通知するときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者の人権、名誉、プライバシー等を侵害することのないよう配慮するものとする。

(不正疑惑報道等への対応)

第21条 本学は、本学研究者の特定不正行為の疑いが学会等の科学コミュニティ又は報道により指摘された場合は、本学に告発があった場合に準じた取扱いをすることがある。

2 本学は、本学研究者の特定不正行為の疑いがインターネット上に掲載され、かつ、特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容が揭示され、不正とする科学的な合理性のある理由が示されていることを確認した場合、本学に告発があった場合に準じた取扱いをすることがある。

(事案の調査)

第22条 本学は、本学研究者に係る特定不正行為の告発が本学にあった場合(他の機関において告発があり、回付された事案を含む。以下同じ。)は、原則として、告発された事案について調査を行う。

2 本学は、複数の機関に所属する本学研究者に係る特定不正行為の告発が本学にあった場合は、当該研究者が所属する関係機関と協議の上、合同で調査を行うものとする。

ただし、協議の結果、特段の定めをした場合は、その定めによるものとする。

3 本学は、本学研究者が以前に所属していた研究機関における研究活動に係る告発が本学にあった場合は、当該機関に告発内容を通知し、原則として当該機関と合同で調査を行う。

4 本学は、本学に以前に所属していた研究者が本学に所属していた期間における研究活動に係る告発が本学にあった場合は、当該研究者が現に所属する研究機関に告発内容を通知し、原則として当該機関と合同で調査を行う。ただし、当該研究者が現に所属する機関がないときは、本学が調査を行うものとする。

5 本学は、前4項の規定に基づき誠実に調査を行ったにもかかわらず、調査の実施が極めて困難な状況にある場合は、告発された事案における研究活動に係る予算を配分し、又は措置した機関(以下「配分機関」という。)にその状況を報告するものとし、当該事案について、その配分機関が調査を行うときは、これに協力する。

6 本学は、特に必要があると認めるときは、他の研究機関及び学会等の科学コミュニティに調査を委託すること又は調査を実施する上での協力を求めることがある。

(予備調査)

第23条 本学は、告発を受け付けたときは、速やかに告発された特定不正行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的な合理性のある理由の論理性、告発された事案に係る研究活動の告発までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬等の研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間又は本学が定める保存期間内であること等の告発内容の合理性、調査可能性等について、予備調査を行う。

2 予備調査は、研究不正調査責任者及び学長が指名する者で組織する研究不正予備調査委員会(以下「予備調査委員会」という。)が行う。

3 予備調査委員会に委員長を置き、研究不正調査責任者をもって充てる。

4 予備調査委員会は、告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する予備調査については、取下げに至った経緯・事情を含め、特定不正行為に係る事案として調査する必要性を調査する。

5 予備調査委員会は、特に必要があると認めるときは、証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

6 本学は、予備調査の結果、告発がなされた事案が本格的な調査をすべきものと判断した場合は、本格的な調査(以下「本調査」という。)を行う。

7 本学は、予備調査の結果、告発がなされた事案について本調査を行わないことを決定したときは、その旨を理由とともに告発者に通知するものとする。

8 前項に規定する場合において、本学は、予備調査に係る資料等を保存し、当該事案に係る配分機関若しくは関係府省又は告発者から請求があった場合は、当該資料等を開示するものとする。

9 予備調査は、告発を受け付けた日(他機関から回付があったときは、回付を受け付けた日)から概ね30日以内に終了するものとする。ただし、調査対象機関が本学以外の機関に及ぶ場合は、当該機関の調査に要する期間を加えることができる。

10 第6項及び第7項に規定する判断及び決定は、予備調査委員会の報告に基づき、学長が行う。

(本調査)

第24条 学長は、前条第6項に規定する本調査の実施を決定したときは、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるとともに、当該事案に係る配分機関及び関係府省にこの旨を報告する。

2 前項に規定する場合において、被告発者が本学以外の機関に所属するときは、併せて当該機関に通知するものとする。

3 本学は、前条第6項に規定する本調査の実施の決定を行った日から概ね30日以内に本調査を開始するものとする。

(特定不正行為調査委員会)

第25条 学長は、本調査の実施を決定したときは、本学に特定不正行為調査委員会(以下「本調査委員会」という。)を設置する。

2 本調査委員会は、当該事案の調査に関し、関係する論文、実験・観察ノート、生データ等の各種資料の保全及び提出を求めること、関係者から事情を聴取すること、再実験を要請すること等必要な権限を有する。

3 本調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 研究不正調査責任者

- (2) 学長が指名する役職員 若干名
 - (3) 外部有識者 2名以上
 - 4 前項第3号の委員の数は、委員の総数の2分の1以上とする。
 - 5 本調査委員会に委員長を置き、第3項第1号の委員をもって充てる。
 - 6 委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。
 - 7 本調査委員会は、当該事案の調査が終了したときは、直ちに調査結果を学長に報告するものとする。
 - 8 本調査委員会は、第33条第1項に規定する不服申立ての受付期限の日の翌日をもって任務を終了する。ただし、不服申立てがあり、本調査委員会において不服申立てに基づく審査を行う場合は、当該審査結果の報告を学長に行ったときに任務を終了するものとする。
- (本調査委員会委員の通知)
- 第26条 学長は、本調査委員会を設置したときは、本調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知するものとする。
- (異議申し立て)
- 第27条 告発者及び被告発者は、前条の通知を受け取った日から7日以内に、理由を付して本調査委員会委員の選任について学長に異議を申し立てることができる。
- 2 学長は、前項の申立てがあった場合は、その内容を審査し、妥当と判断したときは、当該委員の交代又は解任を行うものとする。
 - 3 学長は、前項に規定する審査結果及びその対応を告発者及び被告発者に通知するものとする。
- (調査方法)
- 第28条 本調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関する論文、実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査、関係者からの事情聴取、本調査委員会の要請又は被告発者の申し出による再実験の実施等により調査する。
- 2 前項の調査に当たっては、本調査委員会は、被告発者から弁明の聴取を行わなければならない。
 - 3 第1項の再実験を行う場合は、それに要する期間及び機会(機器、経費等を含む。)に關し、本調査委員会が合理的に必要と判断する範囲内において、本調査委員会の指導・監督の下に行うものとする。
 - 4 本調査委員会が本学以外の機関において調査を実施することが必要と判断したときは、本学は当該機関に調査の協力を要請するものとする。
 - 5 本調査委員会は、告発に係る研究活動のほか、本調査委員会が必要と判断したときは、調査に關連した被告発者の研究活動を調査対象に含めることができる。

- 6 本調査委員会は、調査に当たって、公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲の外に漏えいすることのないよう十分配慮しなければならない。
 - 7 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に關係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。
- (資料等の保全等)
- 第29条 本調査委員会は、本調査に当たり、告発に係る研究活動に関する資料等を保全する措置を行う。
- 2 前項の資料等が本学以外の他の機関にあるときは、本学は、当該機関に対して資料等の保全を要請するものとする。
 - 3 本学は、前2項の措置に影響しない範囲内において、被告発者の研究活動を制限しない。ただし、学長が特に必要があると認めたとときは、告発に關連する研究活動の停止を命じることがある。
- (被告発者の説明責任)
- 第30条 本調査委員会の調査において、被告発者が告発の疑惑を晴らそうとするときは、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続に基づいて行われたこと並びに論文等がそれに基づいて適切に表現で執筆されたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。
- (認定)
- 第31条 本調査委員会は、調査した内容を取りまとめ、特定不正行為の有無を認定する。
- 2 前項の認定は、原則として本調査委員会が調査を開始した日から概ね150日以内に行うものとする。
 - 3 本調査委員会は、特定不正行為が行われたと認定したときは、その内容、特定不正行為に關与した者及びその関与の度合い並びに特定不正行為と認定した研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定するものとする。
 - 4 本調査委員会は、特定不正行為が行われていないと認定した場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づいたものであることが判明したときは、その旨を併せて認定するものとする。
 - 5 前項の認定を行うに当たっては、本調査委員会は、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
 - 6 本調査委員会は、第1項、第3項及び第4項の認定を行ったときは、直ちに学長に認定結果を報告しなければならない。
- (認定の判断基準)
- 第32条 前条第1項の認定に当たっては、本調査委員会は、第30条に定める被告発者からの説明及び調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸

附 則

この規程は、令和4年9月16日から施行する。

- 2 学長は、特定不正行為が行われなかったと認定したときは、公表しない。ただし、調査事実が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、この限りではない。
- 3 前項の規定にかかわらず、学長は、告発が悪意に基づくものであると認定した場合は、調査結果を公表するものとする。
- 4 前各項に規定する公表の内容は、次に定めるところによるものとする。
 - (1) 第1項に規定する公表内容は、特定不正行為に関与した者の氏名・所属、特定不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、本調査委員会の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
 - (2) 第2項ただし書に基づく公表内容は、研究活動上の不正がなかったこと、論文等に故意によるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
 - (3) 第3項に規定する公表内容は、告発者の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。
- 5 前項各号の規定に関わらず、事案の内容により学長が特に必要があると認めるときは、前項各号の公表内容の一部を公表しないことがある。

第38条 学長は、特定不正行為の関与を認定した者及び特定不正行為に関与したとまでは認定されないが特定不正行為が認定された論文等の内容に責任を負うものとして認定された著者(以下「被認定者」という。)が本学研究者の場合は、国立大学法人金沢大学就業規則等(以下「規則等」という。)に定めるところにより必要な措置を行うとともに、論文等の取下げを勧告するものとする。
(研究費の使用中止)

第39条 学長は、特定不正行為を認定した事案に係る研究費の使用中止を被認定者に命ずることがある。
(悪意に基づく告発者への措置)

第40条 学長は、特定不正行為が行われていないと認定した場合であって、告発者が悪意をもって告発したことを認定したときは、告発者の氏名の公表及び告発者に対して規則等に基づく必要な措置を行うことがある。
(雑則)

第41条 この規程に定めるもののほか、研究活動の不正行為防止等に関し必要な事項は学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

目次

第1章 総則(第1条-第3条)	
第2章 人事	
第1節 教育職員の人事(第4条)	
第2節 採用(第5条-第7条)	
第3節 昇任・降任(第8条・第9条)	
第4節 人事異動等(第10条-第11条)	
第5節 休職(第12条-第15条)	
第6節 退職及び解雇(第16条-第24条)	
第3章 服務	
第1節 職員の責務・遵守事項(第25条-第28条)	
第2節 兼業(第29条-第32条)	
第4章 給与	
第1節 給与(第33条-第42条)	
第2節 退職手当(第43条-第45条)	
第5章 勤務時間、休日・休暇、休業等	
第1節 勤務時間(第46条-第58条)	
第2節 休暇等(第59条-第64条)	
第3節 休業(第65条-第66条の2)	
第6章 研修・出張、知的財産権(第67条-第70条)	
第7章 表彰及び懲戒(第71条-第74条)	
第8章 安全衛生及び災害補償等(第75条-第78条)	
第9章 雑則(第79条-第81条)	
附則	
第1章 総則	
(目的)	

第1条 この規則は、金沢大学(以下「本学」という。)の自主・自律的な運営を旨として職員の仕事、労働条件、服務等について定め、もって本学における学術研究、教育、医療及び大学経営の諸活動が秩序をもって、闊達に展開されることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「職員」とは、試験又は選考により採用された者をいい、日給又は時間給で雇用された職員を除く。

2 この規則において「教育職員」とは、職員のうち、教授、准教授、講師(常時勤務する者に限る。)、助教、助手、校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び外国人研究員の職にある者をいう。

3 任期を付して雇用する職員について、別段の定めを置くときは、それによる。

(適用範囲)

第3条 この規則は、前条の職員を適用対象とする。

第2章 人事

第1節 教育職員の人事

第4条 教育職員の人事に関し必要な事項は、この規則に定めるもののほか、国立大学法人金沢大学教育職員人事規程による。

第2節 採用

(職員の採用)

第5条 職員の採用は、試験又は選考による。

2 職員の採用について必要な事項は、国立大学法人金沢大学職員採用規程に定める。

(労働条件の通知)

第6条 学長は、職員の採用に際して、採用をしようとする職員に対し、あらかじめ次の事項を記載した労働条件を通知する。

- (1) 給与に関する事項
 - (2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
 - (3) 労働契約の期間に関する事項
 - (4) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日及び休暇に関する事項
 - (5) 交替制勤務をさせる場合は、就業時転換に関する事項
 - (6) 退職及び解雇に関する事項
- (試用期間)
- 第7条 職員として採用された者は、採用の日から6か月の試用期間(外国人研究員を除く。)を設ける。ただし、国、地方自治体又はこれに準ずる関係機関の職員から引き続き本学の職員となった者については、この限りでない。

第3節 昇任・降任

(昇任)

第8条 職員の昇任は、選考による。

2 前項の選考は、職員の勤務成績等に基づいて行う。

(降任)

第9条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、降任することがある。

(1) 勤務実績がよくない場合

(2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合

(3) その他必要な適格性を欠く場合

第4節 人事異動等

(配置換)

第10条 職員は、業務上の都合により職場の異動又は職務の変更等の配置換を命ぜられることがある。

2 前項の配置換は、原則として発令日の7日前までに内示し、本人事情等を十分勘案して実施する。

(在宅勤務)

第10条の2 職員は、業務その他の都合上必要と認められる場合には、一定期間、通常の勤務場所を離れて当該職員の自宅又はこれに準ずる場所における勤務（以下「在宅勤務」という。）を命ぜられることがある。

2 在宅勤務により発生する水道光熱費、情報通信機器を利用することに伴う通信費その他の経費については、原則として在宅勤務を行う職員の負担とする。

3 在宅勤務の実施方法等については、必要に応じて学長が定める。

(出向)

第11条 学長は、業務上必要な場合、職員に対して他の国立大学法人等において、一定の期間、勤務させることができる。

2 出向する職員は、発令の日から、次に掲げる期間内に出向先に赴任しなければならない。ただし、やむを得ない理由により定められた期間内に出向先に赴任できないときは、出向先の承認を得なければならない。

(1) 住居移転を伴わない赴任の場合 発令日

(2) 住居移転を伴う赴任の場合 7日以内

3 職員の出向については必要な事項は、国立大学法人金沢大学職員出向規程に定める。

第5節 休職

(休職)

第12条 職員(試用期間中の職員を除く。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、休職とする。

(1) 傷病により、病気休暇の期間が引き続き90日を超える場合。ただし、安全衛生管理規程第28条第1項第2号に基づく指導区分の決定に応じた事後措置によるもので、復職予定日までに90日を超える場合は、その間、病気休暇を取得することができるものとする。

(2) 刑事事件に関し起訴された場合

(3) 他の国立大学法人等に出向する場合

(4) 学校、研究所、病院その他本学が指定する公共的施設において、職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究若しくは指導に従事し、又は本学が指定する国際事情の調査等の業務に従事する場合

(5) 科学技術に関する、国(独立行政法人を含む。以下同じ。)と共同して行われる研究又は国の委託を受けて行われる研究に係る業務であって、その職員の職務に関連があると認められるものに、前号に掲げる施設又は本学が当該研究に関し指定する施設において従事する場合

(6) 研究成果活用企業の役員(監査役を除く。)、顧問又は評議員(以下「役員等」という。)の職を兼ねる場合において、主として当該役員等の職務に従事する必要がある、本学の職務に従事することができない場合

(7) 日本が加盟している国際機関、外国政府の機関等からの要請に基づいて職員を派遣する場合

(8) 労働組合業務に専従する場合

(9) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合

(10) その他特別の事由により休職にすることが適当と認められる場合

2 前項第4号から第10号の休職は、職員(第9号の場合はその家族)の申出により行うものとする。

3 国立大学法人金沢大学安全衛生管理規程(以下「安全衛生管理規程」という。)第28条の規定により同規程別表第3に定める生活規制の面の区分においてBの指導区分の決定を受けた場合に、当該指導区分に応じた事後措置の基準で、休暇(日単位のものを除く。)の方法により勤務を軽減する期間が6か月を超える場合は、休職とすることができる。

(休職期間)

第13条 休職の期間は、休職事由に応じて別表第1に定める期間の範囲内とする。

2 前条第1項第1号の規定により休職となった職員が、第15条の規定により復職し、復職可能となった日から起算して1年に達するまでの間に、当該休職の原因となった傷病と同一若しくは類似の傷病(産業医が同一又は類似の傷病と認めるものに限る。)又は同一若しくは類似の傷病に起因すると認められる傷病(産業医が同一又は類似の傷病に起因すると認めるものに限る。)(以下「同一傷病」という。)により再度休職するときは、当該傷病に係る休職の期間は通算するものとする。

3 前項に規定する「1年」の計算においては、次の各号に掲げる期間を除くものとする。

(1) 安全衛生管理規程第28条の規定により同規程別表第3に定める生活規制の面の区分においてAの指導区分の決定を受けた期間及びBの指導区分の決定を受け、当該指導区分に応じた事後措置の基準で、休暇(日単位のものを除く。)の方法により勤務を軽減された期間

(2) 第59条による休暇及び第50条から第52条による休日等により、連続30日以上勤務実績がない期間

(3) 前条第1項第1号(同一傷病によるものを除く。)から第10号までの規定による休職期間

(休職中の給与等)

第14条 休職中の給与、在職期間調整等については、第12条第1項各号の事由に応じて別表第1及び国立大学法人金沢大学職員給与規程の定めるところによる。

2 休職者は、職員としての身分を保有し、職員として遵守すべき事項を守らなければならない。

(復職)

第15条 学長は、休職期間が満了するまでの間に休職事由が消滅したと認めた場合には、復職を命じる。この場合において、病気を理由とした休職については、職員が復職を申し出て、産業医が休職事由の消滅を認めた場合に限るものとする。

2 前項の場合において、学長は、原則として休職前の職務に復帰させる。ただし、心身の条件その他を考慮し、他の職務に就かせることがある。

第6節 退職及び解雇

(退職)

第16条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、退職となり、職員としての身分を失う。

(1) 自己都合により期日を定めて退職を申し出た場合

(2) 定年に達した場合

(3) 期間を定めて雇用されている場合は、その期間が満了したとき。

(4) 休職期間が満了した後も、休職事由がなお消滅しない場合

(5) 死亡した場合

2 職員は、自己都合により退職する場合は、退職予定日の30日前までに、学長に退職届を提出しなければならない。やむを得ない事由により30日前までに退職届を提出できない場合は、14日前までにこれを提出しなければならない。

3 職員は、退職届を提出しても、退職するまでは、職務に従事しなければならない。

(定年)

第17条 職員は、定年に達した日以後における最初の3月31日(以下「定年退職日」という。)に退職する。

2 定年は、年齢65年とする。

3 労働契約法(平成19年法律第128号)第18条の規定に基づき、期間の定めのある労働契約から期間の定めのない労働契約に転換した職員については、前2項の規定を適用する。

(特例による定年の延長)

第18条 学長は、定年に達した職員(教育職員のうち、教授、准教授、講師(常時勤務の者に限る。)、助教及び助手を除く。)の職務の遂行上の特別の事情がある場合で、かつ、その退職により業務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由がある場合は、当該職員の意向を尊重の上、1年を超えない範囲で定年退職日を延長することができる。

2 前項による定年退職日の延長は、当初の定年退職日から3年を超えない範囲で更新することができる。

(再雇用)

第19条 定年退職者又は定年延長後退職した者が再雇用を希望するときは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第9条の規定に基づき、選考により雇用期間を定め採用することができる。

2 前項の規定による雇用期間の末日は、その者が年齢65年に達する日以後における最初の3月31日以前とする。

3 非常勤職員としての再雇用を希望する者は、国立大学法人金沢大学非常勤職員採用規程の定めるところによる。

(解雇)

第20条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、解雇する。

(1) 勤務実績が著しくよくない場合

(2) 心身の故障のため職務の遂行に著しい支障がある場合、又はこれに堪えられない場合

(3) 前2号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を欠く場合

(4) 試用期間中の者について、職員として不適格と認められた場合

(5) 禁錮以上の刑に処せられた場合

(6) 業務上の災害により、職場復帰できない場合で、傷病補償年金の給付を受けるに至り、療養開始3年以上を経過した場合

(7) その他前各号に準ずる事由が生じた場合

2 天災事変その他やむを得ない事由により本学の事業継続が困難となった場合には、解雇する。

(解雇制限)

第21条 次の各号のいずれかに該当する期間及び事由では解雇しない。ただし、労働基準法(以下「労基法」という。)第81条の規定により打切補償を支払う場合は、この限りでない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間
- (2) 産前産後の女性職員が、その特別休暇の期間及びその後30日間
(解雇予告)

第22条 職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に本人に予告をするか、平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払う。ただし、所轄労働基準監督署の認定を受けて第7条第2項第5号に定める懲戒解雇をする場合は、この限りでない。

- 2 予告日数は、平均賃金を支払った日数だけ短縮する。
- 3 次に該当する者は、前二項の規定は適用しない。

- (1) 2か月以内の期間を定めて雇用する者
- (2) 試用期間中の者で14日以内の者

(退職後の守秘義務)

第23条 退職又は解雇された者は、在職中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
(退職証明書)

第24条 学長は、退職又は解雇された者が、退職証明書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

- 2 前項の証明書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 雇用期間
- (2) 業務の種類
- (3) その事業における地位
- (4) 給与
- (5) 退職の事由(解雇の場合は、その理由)

3 証明書は前項の事項のうち、退職又は解雇された者が請求した事項のみを証明するものとする。

第3章 服務

第1節 職員の責務・遵守事項

(職員の責務)

第25条 職員は、職務上の責任を自覚して、勤務中は職務に専念し、本学がなすべき責を有する職務を誠実に遂行するとともに、職場の秩序の維持に努めなければならない。

2 役職者は、職員がその能力を十分に發揮して本学の教育・研究・医療等に専念できるように、良好な職場環境の形成に努めなければならない。

(遵守事項)

第26条 職員は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 上司の指示に従い、職場の秩序を保持し、互いに協力してその職務を遂行すること。

(2) 職場の内外を問わず、本学の信用を傷つけ、その利益を害し、又は職員全体の不名誉となるような行為をしないこと。

(3) 職務上知ることのできた秘密を他に漏らさないこと。

(4) その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集しないこと。

(5) 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的に利用しないこと。

(6) 本学の敷地及び施設内(以下「大学内」という。)で、喧騒その他の秩序及び風紀を乱す行為をしないこと。

(7) 学長の許可なく、大学内で営利を目的とする商品の貸借をし、又は物品等の売買を行わないこと。

(倫理)

第27条 職員の倫理について必要な事項は、国立大学法人金沢大学職員倫理規程に定める。

(ハラスメント防止)

第28条 ハラスメントの防止等について必要な事項は、国立大学法人金沢大学ハラスメント防止等に関する規程及び国立大学法人金沢大学ハラスメントの防止・対策に関する指針に定める。

第2節 兼業

(兼業の許可)

第29条 職員は、学長の許可を受けた場合でなければ、報酬を得て本学以外の法人又は団体の役職員の職を兼ねること、及び営利事業を営むことはできない。

2 無報酬であっても営利事業の役員を兼ねる場合は、同様とする。

(時間内兼業)

第30条 学長は、職員の本務と密接な関係があり、社会貢献上有益と判断される場合は、本学が委託された業務を遂行するため、職員をその勤務時間中に他の事業主の下で委託業務に従事させることがある。

2 職員が当該業務に従事したことに対する報酬は、本学に帰属するものとし、従事した職員に対してはその一定割合を手当、研究費等として還元する。

(時間外兼業)

第31条 学長は、本学の事業と競合することなく、かつ本務に支障がない場合は、職員が勤務時間外に本学以外の法人又は団体の役職員として業務に従事することを認める。

2 前項の業務に従事する場合における勤務時間の割振り変更の手続等は、申請者自らの負担において行うものとする。

(規程への委任)

第32条 職員の兼業について必要な事項は、国立大学法人金沢大学職員兼業規程に定める。

第4章 給与

第1節 給与

(給与の種類)

第33条 職員の給与については、国立大学法人金沢大学職員給与規程に定める。

第34条から第42条まで 削除

第2節 退職手当

(退職手当の支給)

第43条 職員が退職し、又は解雇された場合は、職員の勤続年数、退職事由及び解雇事由に依りて、退職手当を支給する。

2 勤続年数が6か月未満の職員及び第19条に基づき再雇用された職員には退職手当は支給しない。

(退職手当の減額・不支給)

第44条 職員が懲戒解雇された場合は、退職手当は支給しない。ただし、勤続年数が長期に及ぶ職員については、その懲戒事由によっては減額支給する場合がある。

(規程への委任)

第45条 職員の退職手当について必要な事項は、国立大学法人金沢大学職員退職手当規程に定める。

第5章 勤務時間、休日・休暇、休業等

第1節 勤務時間

(1週間の勤務時間)

第46条 勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分とする。

(勤務時間の割振り)

第47条 勤務時間は、原則として、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分を割り振るものとする。

(始業、終業)

第48条 始業時刻及び終業時刻は、次のとおりとする。

(1) 始業時刻 午前8時30分 終業時刻 午後5時00分

(2) 始業時刻 午前9時30分 終業時刻 午後6時00分

2 前項に定める始業時刻及び終業時刻は、勤務条件の特殊性、季節的事情等により変更することができる。

3 職員は、育児・介護等の家族的事情により第1項に定める始業時刻及び終業時刻の変更を請求することができる。

4 勤務を要する日に、通常の勤務場所を離れて勤務する場合、勤務時間を算定しがたいたときは、割り振られた勤務時間を勤務したものとみなす。

(休憩)

第49条 休憩時間は、次のとおりとする。

(1) 前条第1項第1号の時間帯に勤務する者 正午から午後0時45分まで

(2) 前条第1項第2号の時間帯に勤務する者 午後1時15分から午後2時00分まで
2 業務のため必要なときは、休憩時間の時間帯を変更することができる。

(休日)

第50条 次の各号に掲げる日は、休日とし、勤務時間を割り振らない日とする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号の休日は除く。)

(休日の振替)

第51条 休日とされた日において、職員に、業務の都合上勤務することを命ずる必要がある場合には、当該勤務を行う日を起算日とする4週間前の日から当該勤務を行う日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日」という。)を休日として割り振ることがある。

2 前項によるもののほか、当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち、4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務命令日に割り振ることがある。

(代休日)

第52条 職員に休日に勤務することを命じ、前条第1項の規定による振替を行うことができない場合には、事後に当該休日に代わる日(以下「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(休日を除く。)を指定することができる。

(専門業務型裁量労働制)

第53条 労基法第38条の3の規定に基づく協定が締結された場合、教育職員(附属学校に勤務する者を除く。)のうち主として研究に従事する者は、労使協定に基づき、職務の遂行の手段及び労働時間の配分等を本人の裁量により行うことができる。

2 前項の規定の実施につき対象となる職員の範囲、みなし労働時間など必要な事項は、前項に規定する協定において定める。

3 前項の規定にかかわらず、金沢大学学則第22条に規定する研究域長及び附属病院院長については、これを適用しない。

(フレックスタイム制勤務)

第54条 労基法第32条の3の規定に基づく協定が締結された場合、職員は、第46条に規定する勤務時間について、1日7時間45分を標準として、当番日を除き、本人の選択する時間帯において勤務することができる。ただし、始業時間については午前8時00分から午前11時00分までの間に、終業時間は午後4時00分から午後8時00分までの間に設定するものとする。

2 前項の規定の実施につき対象となる職員の範囲、コアタイム、当番日の設定など必要な事項は、前項に規定する協定において定める。

(特別の形態による勤務・変形労働時間制度)

第54条の2 附属病院その他事業運営上の必要から、交替制勤務、変形労働時間制等特別の形態によって勤務する必要がある部署等における職員の休日及び勤務時間の割振りについては、別に定める。

(災害等臨時の必要がある場合の時間外・休日の勤務)

第55条 職員は、災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合において、労基法第33条第1項の規定に基づきその必要の限度において、時間外又は休日に勤務することを命じられることがある。

(時間外、休日労働)

第56条 労基法第36条の規定に基づく協定が締結された場合において、本学は、業務上必要があるときは、関係する職員に対してその勤務時間を延長し、又は休日において職務に従事させることがある。

(妊娠中及び産後1年を経過しない職員(以下「妊産婦」という。))が請求したときは、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務(以下「深夜勤務」という。))又は勤務時間外若しくは休日に勤務をさせてはならない。

(育児・介護を行う職員の特別)

第57条 学長は、妊産婦及び産後1年を経過しない職員(以下「妊産婦」という。))が請求したときは、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務(以下「深夜勤務」という。))又は勤務時間外若しくは休日に勤務をさせてはならない。

(育児・介護を行う職員の特別)

第58条 学長は、3歳に満たない子を養育する職員又は負傷、疾病若しくは身体上若しくは精神上の障害により2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする家族を介護する職員から請求があったときは、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、勤務時間外に勤務をさせてはならない。

2 学長は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員又は負傷、疾病若しくは身体上若しくは精神上の障害により2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする家族を介護する職員が請求したときは、本学の運営に支障がある場合を除き、深夜勤務をさせてはならない。

3 学長は、前項に掲げる職員から請求があったときは、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1か月について24時間、1年について150時間を超えて勤務時間外に勤務をさせてはならない。

第2節 休暇等

(有給休暇)

第59条 有給休暇は、年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇とする。

(年次有給休暇)

第60条 職員は、一の年ごとに20日の年次有給休暇を取得することができる。ただし、当該年の中途において新たに職員となった者(第3項から第5項までで定める者を除

く。))又は任期が満了することにより退職する者については、別表第2の左欄に掲げる在職期間に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる日数(以下この条において「基本日数」という。))とする。

2 年次有給休暇は、20日を限度として当該年の翌年に繰り越すことができる。

3 国家公務員、地方公務員等(以下「国家公務員等」という。))から引き続き本学の職員となった者(次項に掲げる者を除く。))については、20日に当該前年の年次有給休暇の残り(当該日数が20日を超える場合は20日)を加えた日数から、職員となった日の前日までで使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じた日数とする。ただし、当該日数が基本日数に満たない場合においては、基本日数とする。

4 当該年の中途において国家公務員等となり、その後引き続き本学の職員となった者については、国家公務員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた基本日数から、引き続き職員となった日の前日までで使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数とする。

5 非常勤職員(国立大学法人金沢大学非常勤就業規則の適用を受けていた者に限る。))から引き続き職員となった者の非常勤職員として付与された年次有給休暇の取扱いについては別に定める。

6 第65条第2項の有短時間勤務の適用を受ける職員の年次有給休暇については一の年ごとに、当該年の在職期間及び1週間の勤務日数に応じ、別表第2の2に掲げる日数とする。

7 年次有給休暇は、原則として、日を単位として付与する。職員は、法定付与日数を超える年次有給休暇及び繰越分については、時間を単位として取得することができる。

8 第1項及び第3項から第6項までの規定に基づき、年次有給休暇が10日以上与えられた職員に対しては、付与日から1年以内に、当該職員の有する年次有給休暇日数のうち5日について、あらかじめ時季を指定して取得させるものとする。ただし、職員自らが日を単位として年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を時季を指定して取得させる年次有給休暇(以下「時季指定対象年次有給休暇」という。))の5日から控除するものとする。

9 当該年の中途において新たに職員となった者又は任期が満了することにより退職する者に係る時季指定対象年次有給休暇の日数等については、別に定める。

(病気休暇)

第61条 職員は、傷病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には、病気休暇を請求することができる。

2 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とし、1日、1時間又は1分を単位として取り扱う。

- 3 病気休暇は、あらかじめ学長の承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかつた場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。
- 4 連続する8日以上の期間（当該期間における休日、代休日以外の日数が4日以上である期間に限る。）の病気休暇（次の各号に掲げる事由による病気休暇を除く。以下「特定病気休暇」という。）を取得した職員が通常勤務可能となり、可能となった日から起算して6か月に達するまでの間（以下「同一通算期間」という。）に、同一傷病により再度特定病気休暇を取得した場合は、当該傷病に係る特定病気休暇の期間は連続しているものとみなす。
- (1) 第63条の定めによるもの
 - (2) 業務上負傷し若しくは疾病にかかり又は通勤により負傷し若しくは疾病にかかったことによるもの
 - (3) 安全衛生管理規程第28条の規定により同規程別表第3に定める生活規制の面の区分におけるA又はBの指導区分の決定に応じた事後措置によるもの
- 5 前項に規定する「6か月」の計算においては、次の各号に掲げる期間を除くものとする。
- (1) 安全衛生管理規程第28条の規定により同規程別表第3に定める生活規制の面の区分においてAの指導区分の決定を受けた期間及びBの指導区分の決定を受け、当該指導区分に応じた事後措置の基準で、休暇(日単位のものを除く。)の方法により勤務を軽減された期間
 - (2) 第59条による休暇及び第50条から第52条による休日等により、連続30日以上勤務実績がない期間
 - (3) 第12条第1項第1号から第10号までの規定による休職期間
- 6 第4項に規定する同一通算期間に再度特定病気休暇を取得した場合は、当該再度の特定病気休暇から通常勤務可能となった日を当該特定病気休暇に係る同一通算期間の新たな起算日とする。
- 7 療養期間中の休日等（第50条から第52条に定める休日等をいう。）及びその他の病気休暇の日以外の勤務しない日は、第4項及び前項の規定の適用については、特定病気休暇を使用した日とみなす。
- 8 第4項から前項までの規定は、試用期間中の職員には適用しない。
(特別休暇)
- 第62条 職員は、別表第3の左欄に掲げる項目に該当する特別の事由により、勤務しないうことが相当であると認められるときは、それぞれ同表右欄に掲げる期間を特別休暇として請求することができる。
- 2 特別休暇は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位とする。

- 3 特別休暇(別表第3第11号、第12号、第15号及び第16号に掲げるものを除く。)は、あらかじめ学長の承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかつた場合には、その事由を付して事後において承認を求めるところができる。
- 4 特別休暇(別表第3第11号、第12号、第15号及び第16号に掲げるものに限る。)の請求手続は別に定める。
- (生理日の就業が著しく困難な場合)
- 第63条 生理日の就業が著しく困難な職員が休暇を請求した場合は、学長は、その者を勤務させない。
- 2 前項の休暇は、病気休暇とする。
(規程への委任)
- 第64条 勤務時間及び休暇等について必要な事項は、国立大学法人金沢大学職員勤務時間規程に定める。
- 第3節 休業
(育児休業)
- 第65条 職員のうち、3歳に満たない子の養育を必要とする者は、学長に申し出て育児休業の適用を受けることができる。
- 2 職員のうち、小学校就学の始期に達するまでの子の養育を必要とする者は、学長に申し出て育児短時間勤務又は部分休業の適用を受けることができる。
- 3 前2項に規定する休業等について必要な事項は、国立大学法人金沢大学職員の育児休業等に関する規程に定める。
- (介護休業)
- 第66条 傷病のため介護を要する家族を有する職員は、学長に申し出て介護休業又は介護部分休業(以下「介護休業等」という。)の適用を受けることができる。
- 2 介護休業等について必要な事項は、国立大学法人金沢大学職員の介護休業等に関する規程に定める。
- (自己啓発等休業)
- 第66条の2 職員のうち、自発的な大学等における修学又は国際貢献活動のための休業を希望する者は、学長に申し出て自己啓発等休業をすることができる。
- 2 自己啓発等休業について必要な事項は、国立大学法人金沢大学職員の自己啓発等休業に関する規程に定める。
- 第6章 研修・出張、知的財産権
(研修)
- 第67条 職員は、その職責を遂行するため、絶えず研究と修養に努めなければならない。
- 2 職員には、業務に関する必要な知識及び技能を向上させるため、研修を受ける機会が与えられなければならない。

- 3 学長は、職員の研修について、研修を奨励するための方策その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。
- 4 教育職員は、本務に支障のない限り、所屬長の承認を得て、勤務場所を離れて研修を行うことができる。
- 5 教育職員以外の職員は、業務に関連し、国・学協会等の主催する講習会等に参加する場合、本務に支障がない限り、所屬長の承認を得て、勤務場所を離れて研修を行うことができる。
- 6 職員の研修について必要な事項は、国立大学法人金沢大学職員研修規程に定める。

(出張と研修)

- 第68条 職員は、業務上必要がある場合は、出張を命ぜられる。出張を命ぜられなかった職員が帰任したときは、速やかに、復命しなければならない。
- 2 旅費に関する必要な事項は、国立大学法人金沢大学職員旅費規程に定める。
 - 3 前条第4項の研修にあって、旅費が支給されない旅行は、研修出張として扱う。
 - 4 前条第5項の研修にあって、旅費が支給されない旅行は、自己啓発研修として扱う。

(サブパティカル研修)

- 第68条の2 教育職員は、学長の承認を得て、研究専念期間(以下「サブパティカル研修」という。)を取得することができる。
- 2 サブパティカル研修中に、研修場所を離れて調査研究をする場合は、必要に応じて出張又は研修の手続きを経るものとする。
 - 3 サブパティカル研修に関し必要な事項は、国立大学法人金沢大学サブパティカル研修規程に定める。

(知的財産権)

- 第69条 本学は、職員がその性質上本学の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為が本学における職員の現在又は過去の職務に属する発明について、特許を受ける権利を職員(以下「発明者」という。)から承継する。
- 2 本学は、前項の発明者の貢献を評価するとともに、利益を得たときは、発明者に対し相当の補償を行う。
 - 3 その他知的財産権について必要な事項は、国立大学法人金沢大学職務発明取扱規程に定める。
- (研究成果有体物)
- 第70条 職員によって本学において職務上得られた研究成果有体物は、別段の定めがない限り、本学に帰属する。
- 2 本学は、前項の研究成果有体物について、有償で譲渡がなされた場合、開発した職員の貢献を評価するとともに、当該職員に対し相当の補償を行う。
 - 3 その他研究成果有体物について必要な事項は、金沢大学研究成果有体物取扱規程に定める。

第7章 表彰及び懲戒

(表彰)

- 第71条 職員が、本学の業務等に関し特に功労があつて他の模範とするに足りると認められる場合又はこれに相当すると認められる場合は、表彰する。
- 2 表彰について必要な事項は、国立大学法人金沢大学表彰規程に定める。

(懲戒)

- 第72条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、所定の手続きの上、懲戒処分を行う。

- (1) この規則その他本学の定める諸規程に違反した場合
- (2) 職務上の義務に違反した場合
- (3) 故意又は重大な過失により本学に損害を与えた場合
- (4) 承認を受けずに遅刻、早退、欠勤する等勤務を怠った場合
- (5) 刑法上の犯罪に該当する行為があつた場合
- (6) 重大な経歴詐称をした場合
- (7) 本学の信用を失墜する行為を行った場合
- (8) 職務上の地位を利用して、外部の者から金品等のもてなしを受けた場合
- (9) 前各号に準ずる行為があつた場合

2 懲戒の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 謹(けん)責 始末書を提出させ、将来を戒める。
 - (2) 減給 始末書を提出させるほか、一定の期間給与を減額する。この場合において、減額は、1回の額が平均賃金の1日分の2分の1以内を、処分が2回以上にわたる場合においても、その総額が一給与支払期における10分の1以内で行う。
 - (3) 出勤停止 始末書を提出させるほか、一定の期間を定めて出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与は支給しない。
 - (4) 諭旨解雇 退職を勧告して解雇する。勧告に応じない場合は、懲戒解雇する。
 - (5) 懲戒解雇 即時に解雇する。この場合、所轄労働基準監督署の認定を受けたときは労基法第20条に規定する手当を支給しない。
- 3 管理監督下にある職員が懲戒に該当する行為があつたときは、当該管理監督者は、監督責任により懲戒を受けることがある。
 - 4 職員の懲戒について必要な事項は、国立大学法人金沢大学職員懲戒規程に定める。

(訓告等)

- 第73条 懲戒処分の必要がない職員についても、服務を厳正にし、規律を保持する必要があるときは、訓告、嚴重注意又は注意を文書等により行う。

(損害賠償)

- 第74条 職員が故意又は重大な過失によって本学に損害を与えたときは、本学は、懲戒処分等を行うほか、その損害の全部又は一部を賠償させる。

第8章 安全衛生及び災害補償等

(安全衛生)

第75条 職員は、安全、衛生及び健康確保について、労働安全衛生法及びその他の関係法令のほか、学長の指示を守るとともに、本学が行う安全、衛生に関する措置に協力しなければならない。

2 学長は、職員の健康増進と危険防止のために必要な措置をとらなければならない。

3 角間地区事業場、宝町・鶴間地区事業場、宝町地区事業場(附属病院)、平和町地区事業場、東兼六地区事業場に安全衛生委員会を設置する。

4 職員の安全衛生管理について必要な事項は、国立大学法人金沢大学安全衛生管理規程に定める。

(災害補償)

第76条 職員の業務上の災害については、労基法及び労働者災害補償保険法(以下「労災保険法」という。)の定めるところにより、これらの各補償給付を受ける。

(通勤災害)

第77条 通勤途上における災害については、労災保険法の定めるところにより、同法の各給付を受ける。

(健康診断)

第78条 職員に対して採用時の健康診断及び毎年1回(労働安全衛生法等に定められた者については毎年2回以上)の定期健康診断を行う。

2 前項の健康診断のほか、法令で定められた有害業務に従事する職員に対しては、特別の項目について健康診断を行う。

3 職員は、正当な理由がなく本学が行う健康診断を拒んではならない。ただし、他の医師の健康診断を受け、その結果を証明する書類を提出した場合は、この限りでない。

4 健康診断の結果については、各職員に通知する。学長は、健康診断の結果により、必要であると認めるときは、職員に対し、就業時間の短縮、職務の変更その他健康保持上必要とする措置を命ずることがある。

第9章 雑則

(宿舍の利用)

第79条 職員の宿舍の利用については、国立大学法人法附則第13条及び関連する規定の定めるところによる。

(法令との関係)

第80条 この規則の定める労働条件等が法令の定める労働条件等の基準に達しない場合、この規則の当該部分は適用されず、法令の定めるところによる。

(労働協約との関係)

第81条 この規則と異なる労働協約の適用を受ける職員については、この規則の当該部分は適用せず、労働協約の定めるところによる。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則に基づく規程については、当該規程が整備されるまでの間、平成16年4月1日以前に本学に適用された、相当する規程の例による。

3 第17条第2項の規定にかかわらず、施行日の前日に行政職俸給表(二)の適用を受ける職員のうち、用務員の地位にあるものの定年は、63歳とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年12月2日から施行する。

(寒冷地手当の廃止に伴う経過措置)

2 平成16年12月1日から引き続き在職する職員(第2条に定める職員をいい、外国人研究者及び第19条により再雇用された職員を除く。)のうち、平成16年から平成19年までの毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下「基準日」という。)において在職する者については、改正後の第33条の規定にかかわらず、国立大学法人金沢大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成16年規程第155号)附則第2項の定めるところにより、寒冷地手当を支給する。

3 前項の規定にかかわらず、平成16年10月29日に在職する者及び平成16年10月29日の翌日から平成16年12月1日までに採用された者の平成16年度における寒冷地手当の支給は、従前のおりとする。

(支給日及び支給方法)

4 第2項による寒冷地手当は、基準日の属する月の給与支給日(第34条に定める給与支給日をいう。)に支給する。ただし、前項が適用される職員の平成16年度の支給日は、12月の給与支給日とする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年6月30日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に本学の職員である者については、改正後の第60条第2項の規定は平成25年1月1日から適用する。

3 この規則による改正後の規則の適用を受ける職員が、労働契約法(平成19年法律第12号)第18条第1項の規定に基づき労務が提供される期間の定めのない労働契約の締結の申込みをしたときは、当該申込に係る期間の定めのない労働契約の内容である労働条件は、当該労働契約の締結の申込みを行った際に現に締結している有期労働契約の内容である労働条件(契約期間を除く。)と同一の労働条件(当該労働条件(契約期間を除く。)について別段の定めがある部分を除く。)とする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年11月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 第12条第4項の規定は、この規則の施行日の前日に、安全衛生管理規程第28条の規定により同規程別表第3に定める生活規制の面の区分においてBの指導区分の決定を受け、当該指導区分に応じた事後措置の基準により勤務時間を軽減されている職員の引き続き勤務時間を軽減する期間並びに第12条第1項第1号により休職とされた職員の当該休職及び病気休暇中である職員の当該病気休暇又は当該病気休暇に引き続き休職に伴う事後措置として勤務時間を軽減する期間について、同項中、「6か月を超える場合」とあるのは、「1年を超える場合」と読み替えるものとする。

3 第13条第2項の規定は、この規則の施行日の前日に、第12条第1項第1号により休職となつていて、当該休職期間については、適用しない。

4 第61条第4項の規定は、この規則の施行日の前日に、特定病気休暇中である職員の引き続き当該休暇期間については、適用しない。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 第7条の規定にかかわらず、教育職員以外の職員のうち、この規則の施行日の前日に在職する者及びこの規則の施行日から2020年3月31日までに採用された者の試用期間は、従前のおりとする。

3 第60条第8項及び第9項の規定は、平成31年4月1日以降に付与された年次有給休暇について適用する。

附 則

1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。

2 令和元年において、改正後の別表第3(特別休暇)の規定のうち16「職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合」の「特別休暇付与日数」欄ただし書き中「一の

年における」とあるのは、「一の年の6月から12月までの期間内における」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。ただし、第10条の2の改正規定は令和2年4月20日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日の前日に職員として在職し、施行日に引き続き在職する職員に令和4年1月1日に付与する年次有給休暇の日数については、第60条第1項の規定により付与される日数に、施行日の前日における年次有給休暇の残日数（当該残日数が30日以上のときは、30日とする。）を加えた日数とする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(定年に関する経過措置)

2 この規則による改正後の第17条第2項の規定の適用については、同項中「65年」とあるのは、次表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる年齢とする。

期間	年齢
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年

令和9年4月1日から令和11年3月31日まで 63年

令和11年4月1日から令和13年3月31日まで 64年

3 前項の規定にかかわらず、教育職員（校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭を除く。）の定年の年齢は、従前のおりとする。

別表第1(規則第13条、14条関係)

(休職)

休職事由	期間	給与支給率	在職期間調整
第12条第1項第1号(傷病)	3年以内	業務上の場合 100/100以内 私傷病 1年間 80/100以内 上記以外の期間 支給しない	3/3 1/3
第12条第1項第2号(刑事事件)	事件が裁判所に係る期間	60/100以内	無罪判決の場合 3/3
第12条第1項第3号(出向)	個別に応じて	100/100以内	3/3
第12条第1項第4号(研究)	3年以内 2年の更新が可能	支給しない	3/3
第12条第1項第5号(共同)	5年以内	70/100以内	3/3
第12条第1項第6号(役員等)	3年以内 2年の更新が可能	支給しない	3/3
第12条第1項第7号(派遣)	5年以内	70/100以内	3/3
第12条第1項第8号(専従)	5年以内	支給しない	2/3
第12条第1項第9号(行方不明)	3年以内	業務上の場合 100/100以内 上記以外の場合 70/100以内	3/3 1/3
第12条第1項第10号(特別事情)	事例に応じて個別に決定	事例に応じて個別に決定	事例に応じて個別に決定

別表第2(規則第60条関係)

(年次有給休暇)

在職期間	日数
1月に達するまでの期間	2日
1月を超え2月に達するまでの期間	3日
2月を超え3月に達するまでの期間	5日
3月を超え4月に達するまでの期間	7日
4月を超え5月に達するまでの期間	8日
5月を超え6月に達するまでの期間	10日
6月を超え7月に達するまでの期間	12日
7月を超え8月に達するまでの期間	13日
8月を超え9月に達するまでの期間	15日
9月を超え10月に達するまでの期間	17日
10月を超え11月に達するまでの期間	18日
11月を超え1年末満の期間	20日

別表第2の2(規則第60条関係)

(育児短時間勤務者の年次有給休暇)

在職期間	1週間の勤務日数	日数
1月に達するまでの期間	5日	2日
1月を超え2月に達するまでの期間	3日	1日
2月を超え3月に達するまでの期間	5日	3日
3月を超え4月に達するまでの期間	3日	2日
4月を超え5月に達するまでの期間	5日	5日
5月を超え6月に達するまでの期間	3日	3日
6月を超え7月に達するまでの期間	5日	7日
7月を超え8月に達するまでの期間	3日	4日
8月を超え9月に達するまでの期間	5日	8日
9月を超え10月に達するまでの期間	3日	5日
10月を超え11月に達するまでの期間	5日	10日
11月を超え12月に達するまでの期間	3日	6日
12月を超え1月に達するまでの期間	5日	12日
1月に達するまでの期間	3日	7日
1月を超え2月に達するまでの期間	5日	13日
2月に達するまでの期間	3日	8日
2月を超え3月に達するまでの期間	5日	15日
3月に達するまでの期間	3日	9日
3月を超え4月に達するまでの期間	5日	17日
4月に達するまでの期間	3日	10日

10月を超え11月に達するまでの期間	5日	18日
	3日	11日
11月を超え12月に達するまでの期間	5日	20日
	3日	12日

別表第3(規則第62条関係)

(特別休暇)

特別休暇の事由・期間	特別休暇付与日数
1 職員が公職選挙法(昭和25年法律第100号)に規定する選挙権のほか、最高裁判所の裁判官の国民審査及び普通地方公共団体の議会の議員又は長の解職の投票に係る権利等行使する場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
2 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
3 職員が骨髄移植のための提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
4 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。 (1) 地震、暴風雨、噴火等により災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助が行われる程度の規模の災害が発生した市町村(特別区を含む。)又はその属する都道府県若しくはこれに隣接する都道府県における生活関連物資の配布、居宅の損壊、水道、電気、ガスの遮断等により日常生活営むのに支障が生じている者に対して行う炊出し、避難場所での世話、がれきの撤去	一の年において5日の範囲内の期間

その他必要な援助作業等の被災者を支援する活動		
(2) 身体障害者療養施設、特別養護老人ホームその他主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設における活動で学長が認める施設における活動		
(3) (1)及び(2)に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者に対して行う調理、衣類の洗濯及び補修、慰問その他直接的な援助を行う活動		
5 職員が結婚の日の5日前から当該結婚の日後1年を経過するまでに、結婚式、旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のために勤務しないことが相当であると認められるとき。	連続する5日の範囲内の期間	
6 分娩予定日から起算して8週間(多胎妊娠の場合)にあつては、14週間)以内に出産する予定である女性職員が申し出した場合	出産の日までの申し出した期間	
7 女性職員が出産(妊娠満12週以後の分娩をいう。以下同じ。)した場合	出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間(産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出した場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)	
8 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳、託児所への送迎等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間(その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労基法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)	
9 職員の妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)が出産するために病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までに、その出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	2日の範囲内の期間(1日又は1時間単位で取得可能)	

10 職員の妻が出産する場合であつて、その出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合)にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間における5日の範囲内の期間(1日又は1時間単位で取得可能)	
11 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るためにその子の世話をを行うことをいう。)のため申し出した場合	一年において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合)にあつては、10日)の範囲内の期間(1日又は1時間単位で取得可能)	
12 負傷、疾病若しくは老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある家族(以下この号において「要介護家族」という。)の介護、要介護家族の付添い、要介護家族が介護サービスを受けするために必要な手続きの代行その他の要介護家族の必要な世話をを行う職員が、当該世話をを行うため申し出した場合	一年において5日(要介護家族が2人以上の場合)にあつては、10日)の範囲内の期間(1日又は1時間単位で取得可能)	
13 職員の親族(別表「1」の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間	
14 職員が父母の追悼のための特別な行事(父母の死亡後15年以内のものに限る。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日の範囲内の期間	
15 職員の勤務する部局で夏季一斉休業が実施される場合	一の年の8月14日から8月16日までの期間(8月14日から8月16日のいずれかが休日と重なる場合にあつては、その重なる日数分を13日以前で直近の休日以外の日に振り替えるものとし、8月14日が火曜日となる場合にあつては、8月13日から8月15日までの期間とする。)。ただし、学長が本学の運営上特に必要と認めた場合は、この期間を変更することができる。	
16 職員が夏季における盆等の諸行事、心	一の年の7月から9月までの期間内にお	

身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実に必要な業務が減少し、又は損壊した場合、職員が当該住居等の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	ける休日及び代休日を除く3日の範囲内の期間。ただし前号の夏季一斉休業の実施されない部局においては、一の年における休日及び代休日を除く6日の範囲内の期間(いずれも1日単位で取得可能)
17 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居等が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居等の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	5日の範囲内の期間(1日単位で取得可能)
18 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
19 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が通勤路上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
20 国立大学法人金沢大学表彰規程(以下「表彰規程」という。)第6条に該当する職員で、心身のリフレッシュを図るため勤務しないことが相当であると認められる場合	表彰規程第6条に規定する勤労感謝の日の翌日から翌年の勤労感謝の日の前日までの間の休日を除く連続する3日以上の範囲内の期間
21 職員が不妊治療を行う場合で、入院又は通院するため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日(頻繁な通院等を要する場合にあっては、10日)の範囲内の期間(1日又は1時間単位で取得可能)

別表【1】

親族	日数
配偶者	7日
父母	5日
子	3日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては7日)
祖父母	1日
孫	3日
兄弟姉妹	1日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては7日)
おじ又はおば	3日(職員と生計を一にしていた場合にあっては7日)
父母の配偶者又は配偶者の父母	

子の配偶者又は配偶者の子	1日(職員と生計を一にしていた場合にあっては5日)
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(職員と生計を一にしていた場合にあっては3日)
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日

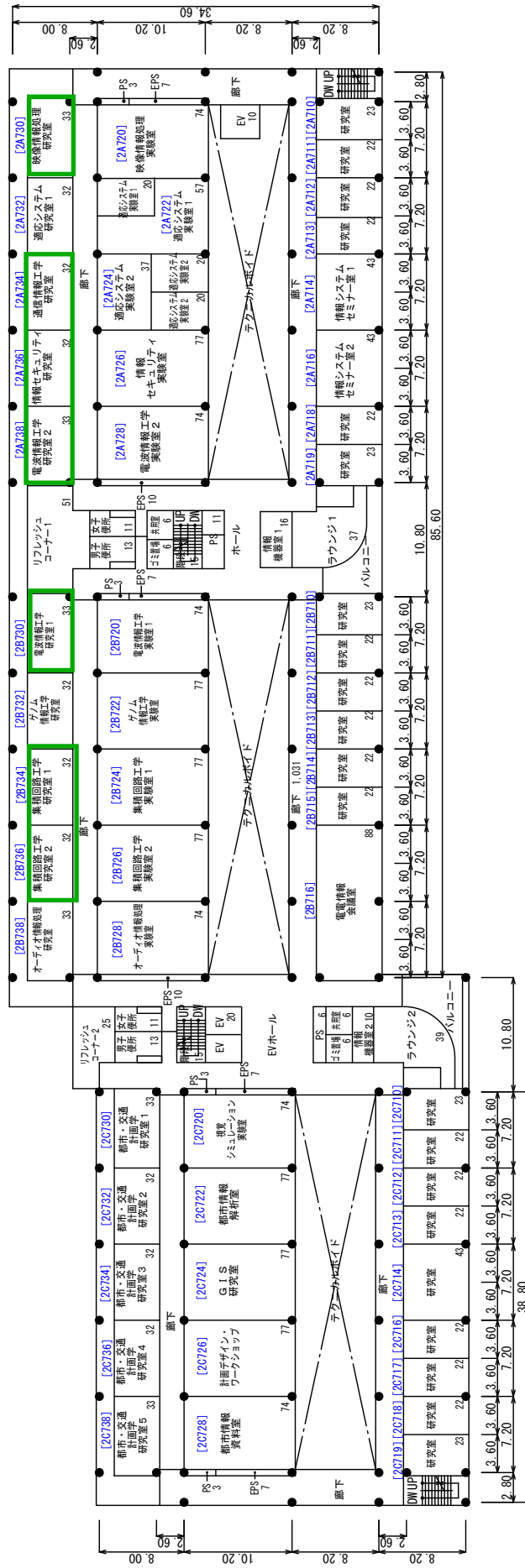
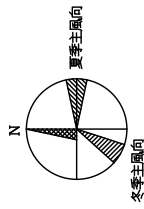
電子情報通信学専攻
学生研究室（自習室）配置図

室数	31室
総面積	1,257 m ²

学校番号	学校名	団地番号	団地名	棟番号
0236	金沢大学	037	角間Ⅱ	002

棟別平面図

国立大学法人等施設実態調査（様式3）

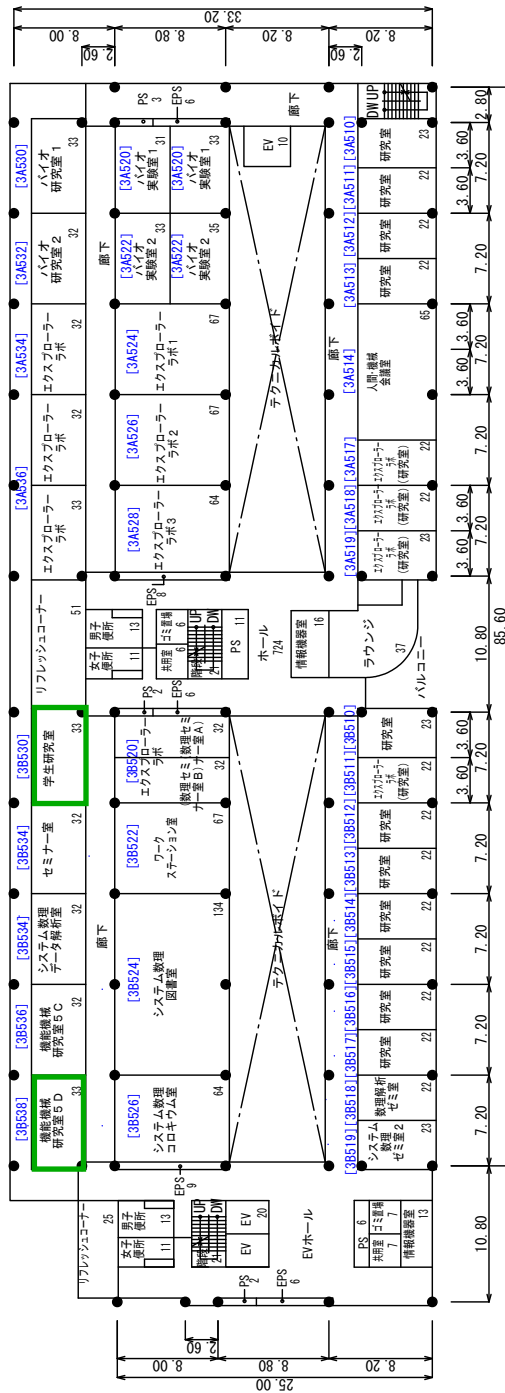
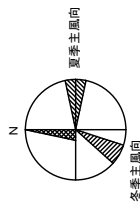


7階平面図 3,702㎡ S = 1 / 600
 (002) 自然科学2号館 (総合研究棟Ⅱ) H16 SR7-2 28,194㎡

学校番号	0236	学校名	金沢大学	団地番号	037	団地名	角間Ⅱ	棟番号	003
------	------	-----	------	------	-----	-----	-----	-----	-----

棟別平面図

国立大学法人等施設実態調査（様式3）

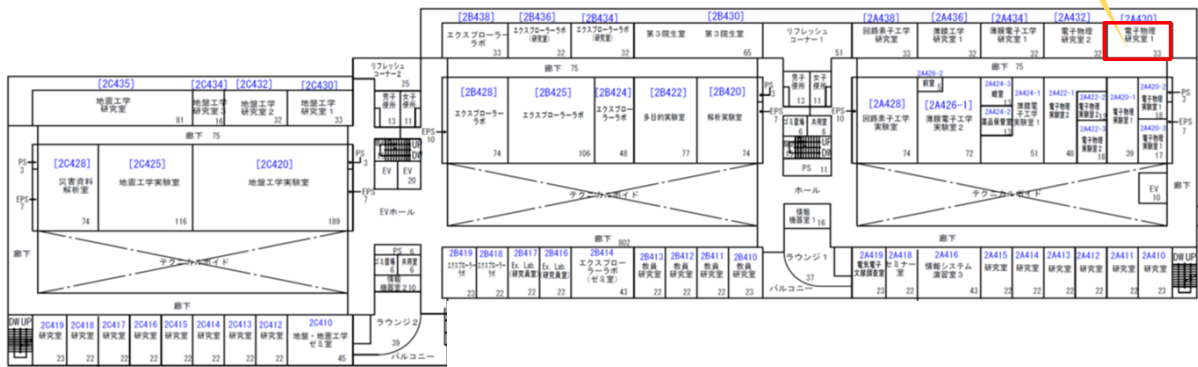
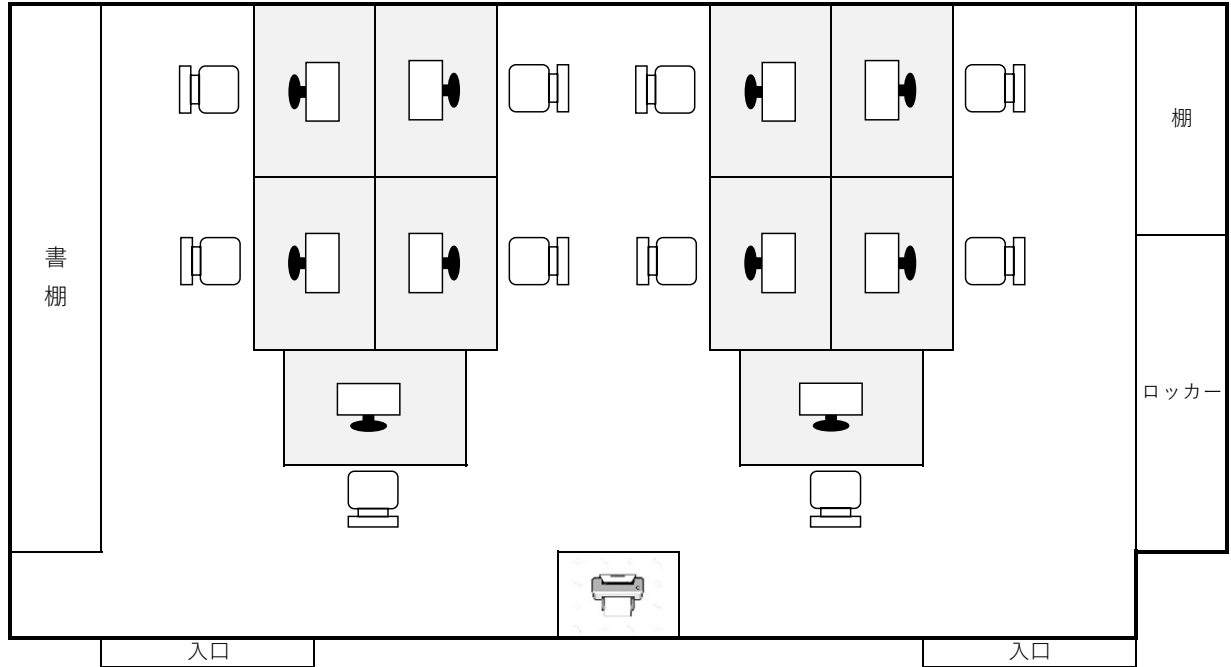


5階平面図 S-1/600 2,497㎡

(003) 自然科学3号館（総合研究棟Ⅲ） H16 SR7-1 18,201㎡

電子情報通信学専攻 学生研究室（自習室）見取図（例）

（自然科学2号館4階 電子物理研究室） 33㎡



金沢大学 大学院自然科学研究科（博士後期課程）

電子情報通信学専攻

設置の趣旨等を記載した書類（本文）

目次

1	設置の趣旨及び必要性.....	2
2	研究科・専攻等の名称及び学位の名称.....	8
3	教育課程の編成の考え方及び特色.....	9
4	教育方法，履修指導，研究指導の方法及び修了要件.....	14
5	基礎となる博士前期課程との関係.....	19
6	多様なメディアを高度に利用して，授業を教室以外の場所で履修させる場合.....	20
7	「大学院設置基準」第14条による教育方法の実施.....	21
8	入学者選抜の概要.....	23
9	教員組織の編成の考え方及び特色.....	25
10	研究の実施についての考え方，体制，取組.....	27
11	施設，設備等の整備計画.....	29
12	自己点検評価.....	31
13	情報の公表.....	32

1 設置の趣旨及び必要性

(1) 社会的背景と課題

今、社会は急激な変化の流れの中にあり、特に、総合科学技術・イノベーションの分野では、変化に即応し、新しい問題解決のために「基礎研究による独創的な成果により、世界を変えるような新技術や知見の成果の創出」や「人工知能・ビッグデータ・IoTなどの技術を活用し、新技術の社会実装やイノベーションを通じた新産業の創出」が求められている。

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月）においても、第5期に提唱したSociety 5.0社会を実現すべく、「サイバー空間とフィジカル空間の融合による持続可能で強靱な社会への変革」、「新たな社会を設計し、価値創造の源泉となる「知」の創造」、「新たな社会を支える人材の育成」が必要だと述べている。その中でも、真理の探究、基本原理の解明、新たな発見を目指す「基礎研究」と、個々の研究者の内在的動機に基づき行われる「学術研究」の卓越性・多様性こそが、価値創造の源泉であると、基礎研究の重要性を述べている。

また、経済産業省が令和4年5月に公表した「未来人材ビジョン」は、「あらゆる場所でデジタル技術が活用されている。」「脱炭素は一気に世界的潮流となった。」と冒頭で問題意識を提示しているとおおり、特に、今後のデジタル化、脱炭素に関連する知識、スキルの獲得とともに、探究力の獲得について問題認識し、博士人材の活用や社会人のリスクリングについて積極的に取り組むよう、企業や教育機関に求めている。

中央教育審議会答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」（令和元年）においても、イノベーションを支える基盤となる高度人材養成を担う大学院の役割の重要性が強調されている。Society 5.0の実現のために、課題を自ら設定しその解決を達成する、高度な問題解決能力を身に付けた博士人材が養成され、アカデミアだけではなく、産業界で活躍すること必要不可欠である。

大学院の博士人材養成機能の強化は、我が国全体として求められている課題である。

(2) 新専攻設置の必要性

前述の社会的要請や課題を受け、博士後期課程における分野融合教育・研究を進める新専攻設置や入学定員の増により、「新たな科学技術の展開に適應できる人材の養成に資する教育システムの構築」、「学士課程教育・博士前期課程教育を深化させ、深い専門性と異分野にも興味を有する俯瞰的な視野をそなえた高度専門人材の養成」を積極的に推し進めることが必要である。

このため、金沢大学では、2018年度に理工学域の学士課程の改組を行い、6学類を7学類に改組した。この改組により構築した学士課程における教育体制を大学院博士前期課程に接続し、理学、工学分野における学びを深化させ、深い専門性と異分野にも興味を有する俯瞰的な視野を備えた高度専門人材を養成するため、令和4年4月に機械科学専攻、電子情報科学専攻、環境デザイン学専攻、自然システム学専攻の4専攻を機械科学専攻、フロンティア工学専攻、電子情報通信学専攻、地球社会基盤学専攻、生命理工学専攻の5専攻へと再編し、学士課程における学類と名称的にも呼応する7専攻体制とした。

今回、改組を行い、この学士課程・博士前期課程7学類・7専攻の体制を博士後期課程にお

いても、機械科学専攻、電子情報科学専攻、環境デザイン学専攻、自然システム学専攻の4専攻を学士課程・博士前期課程に対応するため、機械科学専攻、フロンティア工学専攻、電子情報通信学専攻、地球社会基盤学専攻、生命理工学専攻の5専攻へと再編し、それに、数物科学専攻、物質化学専攻を加えた7専攻体制とするものである。これにより、学士課程から博士後期課程までの接続が完成し、一貫して教育できる体制ができることになる。自然科学研究科は、高度な専門的知識・技能と学際性を兼ね備え、国際的視野を有する研究者及び専門職業人等、グローバル化する社会を積極的にリードする人材を育成することを目指している。これまで自然科学研究科は、大学院グローバル・スタンダードプログラム（大学院GSプログラム）科目の設置や授業の英語化、教育の国際化、教育プログラムなどの大学院教育改革を進めており、社会人、留学生の受け入れも積極的に行ってきた。これまでの取組の実績、成果も踏まえ、教育体制を深化、展開させるため、専攻の再編・新専攻の設置が必要となったものである。

電子情報通信学専攻は、現行の電子情報科学専攻を基に、情報通信工学の分野を加え、電気電子工学と情報通信工学を基礎としたより広範な学問領域を対象とし、専攻名称を電子情報通信学専攻に改める。

電子情報通信学の分野では、高速・大容量かつ快適な高度情報ネットワーク社会の実現に向けて、ハードウェア及びソフトウェア両面において革新的な技術開発が行われている。このため、電気工学、電子工学、通信工学、情報工学の分野を連携強化し、電子部品や電子機器のハードウェア開発、データ処理ソフトウェアや制御ソフトウェアの開発、ハードウェアとソフトウェアを高度に組み合わせた計測システムや組み込みシステムの開発などの、高い専門的能力を養成し、プロジェクトリーダーとして高い指導力を有する高度な専門技術者や研究者を育成しなければならない。

研究対象とする中心的な学問分野として、「電子システム（半導体工学、プラズマ工学等）」「情報システム（ソフトウェア工学、ハードウェア工学等）」「通信システム（光・無線通信工学、通信ネットワーク工学等）」「知能システム（ビッグデータ解析、人工知能等）」を含む。

電気電子工学、情報通信工学およびこれらを含む学際領域に関する高度な専門知識と研究開発能力を持った人材を育成することを目的とする。企業等における研究開発をリードし、社会における電気電子工学、情報通信工学の役割を理解し、社会や自然環境に応用できる能力を有する高度専門職業人を養成することに重点を置くと同時に、イノベーション創出型研究者へのキャリアパスを提供する。

高度情報化社会の基盤として電子情報技術及びその利用技術は急速に発達しつつあり、社会活動、産業活動を大きく変えようとしている。このような動向は、今後さらに加速され、電子情報通信分野に限らず、産業界全般に渡って、本専攻の知識を持つ人材需要が年々高まると予想される。

(3) 教育上の理念・目的及び養成する人材像

自然科学研究科博士後期課程では、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を、『科学技術分野における学術研究が専門化及び先端化する中で、「学際性」、「総合性」及び「独創性」に富んだ高度な研究者・技術者を養成すること』と定めており、『学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及

び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与すること』を目的としている。これを踏まえ、新専攻が養成する人材像、ディプロマ・ポリシー等を次のように定める。

【養成する人材像】

持続的発展可能で高度に情報化された未来社会の創造に貢献できる、革新的技術の開発を担う人材の養成を目的とする。この目的のため、電気電子技術と情報通信技術およびこれらを含む学際領域を統合した教育を行うことにより、個別分野での高い専門的能力を有するとともに、創造力豊かで、新分野開拓に意欲を持ち、自立心と指導力そして国際性を備え、大学、研究機関、企業等における技術開発をリードし、統率する能力、社会における電気電子技術と情報通信技術の役割を理解し、社会や自然環境に応用できる能力を有する者を養成する。

【ディプロマ・ポリシー】

電子情報通信学専攻は、グローバルな高度情報化が急速に進む社会において、電気・電子・情報・通信技術の各分野における専門知識を基礎とし、技術進歩に対応できる能力、独創性に富んだ科学技術を創造できる能力、および多様化する社会に主体性を持って柔軟に対応する能力を身につけた人材を養成する。

本専攻では、以下の学修成果を達成した者に博士（工学）又は博士（学術）の学位を授与する。

博士（工学）

講義の履修を通して所定の課程を修め、かつ研究指導を受けた上で、工学分野として適切に認められる博士論文の審査及び試験に合格し、次のような能力を身につけた者に、博士（工学）の学位を授与する。

- ① 電気電子工学，情報通信工学における最先端の専門知識と広範な見識。
- ② 電気電子工学，情報通信工学における高い創造性と問題発見能力，研究開発能力。
- ③ 大学，研究機関，企業等において研究開発をリードし統率する能力。
- ④ 確たる研究者倫理観を有しつつ，人間生活，社会・自然環境に融和した研究開発ができる能力。
- ⑤ 国際的に活躍できるプレゼンテーション能力およびコミュニケーション能力。

博士（学術）

講義の履修を通して所定の課程を修め、かつ研究指導を受けた上で、電気電子工学，情報通信工学の分野に基礎を置きながらも、工学の境界を越えた理学，医学，人文社会学分野等との異分野融合による広い学際的視点のもとに構成される博士論文の審査及び試験に合格し、次のような能力を身につけた者に、博士（学術）の学位を授与する。

- ① 電気電子工学，情報通信工学と工学以外の分野の学際領域における分野横断的な学識と最先端の専門知識
- ② 電気電子工学，情報通信工学と工学以外の分野の学際領域における高い創造性と問題発見

能力，研究開発能力

- ③ 大学，研究機関，企業等において研究開発をリードし統率する能力
- ④ 確たる研究者倫理観を有しつつ，人間生活，社会・自然環境に融和した研究開発ができる能力
- ⑤ 国際的に活躍できるプレゼンテーション能力およびコミュニケーション能力

【カリキュラム・ポリシー】

ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するために、大学院 GS 発展科目群，専門科目群，専攻共通科目群を体系的に編成し、講義、演習、実験、実習を適切に組み合わせた授業科目を開講する。教育課程については、その体系性や構造を明示する。

博士（工学）

研究科共通の「大学院 GS 発展科目」，専攻独自の「専門科目」を設置する。さらに，個別の研究課題を推進する科目として「専攻共通科目」を設置する。

- ① 大学院 GS 発展科目（必修 3 単位，選択必修 1 単位）：未来社会の課題を認識し，研究者としての倫理観，国際性を身に付けさせるために 5 科目を配置し，必修 3 単位を含む計 4 単位以上を修得する。
- ② 専門科目（選択専攻共通科目と合わせて 4 単位以上）：電気電子工学，情報通信工学における最先端の専門知識と広範な見識を身につけるため，専攻共通科目の選択科目と合わせて 4 単位以上を選択する。
- ③ 専攻共通科目（必修 2 単位）：自然科学特別研究では，指導教員による研究指導のもとで，電気電子工学，情報通信工学に関する研究課題に取り組む。自らが主体的に研究テーマの設定，研究計画の立案と遂行，研究成果の発信を行うことにより，論理的な思考力，問題を把握し解決する能力，独創性のある科学技術を創造する能力を養う。また，ジョブ型研究インターンシップでは，企業においてチームによる研究開発を体験し，イノベーション人材としての視点を確立する。

博士（学術）

研究科共通の「大学院 GS 発展科目」，専攻独自の「専門科目」を設置する。さらに，個別の研究課題を推進する科目として「専攻共通科目」を設置する。

- ① 大学院 GS 発展科目（必修 3 単位，選択必修 1 単位）：未来社会の課題を認識し，研究者としての倫理観，国際性を身に付けさせるために 5 科目を配置し，必修 3 単位を含む計 4 単位以上を修得する。
- ② 専門科目（選択専攻共通科目と合わせて 4 単位以上）：電気電子工学，情報通信工学，他分野との境界領域における最先端の専門知識と広範な見識を身につけるため，専攻共通科目の選択科目と合わせて 4 単位以上を選択する。
- ③ 専攻共通科目（必修 2 単位）：自然科学特別研究では，指導教員による研究指導のもとで，工学以外の分野と電気電子工学または情報通信工学の学際領域の研究課題に取り組む。自らが主体的に研究テーマの設定，研究計画の立案と遂行，研究成果の発信を行うことによ

り、論理的な思考力、問題を把握し解決する能力、独創性のある科学技術を創造する能力を養う。また、ジョブ型研究インターンシップでは、企業においてチームによる研究開発を体験し、イノベーション人材としての視点を確立する。

【アドミッション・ポリシー】

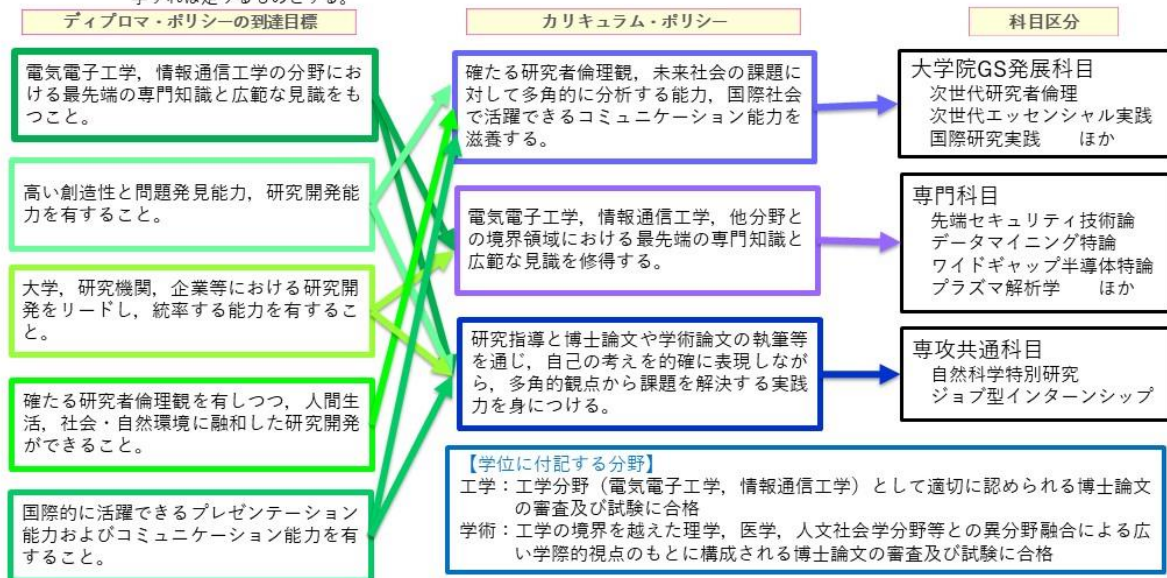
電気電子工学、情報通信工学の各学問分野およびこれらを含む学際領域の専門分野に関連した科学技術の多様な展開に適応し、世界をリードする豊かな創造性と高い研究開発能力を身につけた技術者や研究者を育成することを目的とする。この目的を達成するために、次のような人を求める。

- ① 電気電子工学、情報通信工学をより深く学習、研究する意欲を持ち、最新の専門知識を学ぶために必要な基礎学力を有する人。
- ② 持続的発展可能で高度に情報化された未来社会の創造に貢献し、我が国はもとより世界のリーダーを目指す人。
- ③ 次世代の高度な科学技術を確固たる倫理観と責任感を持って主体的に発展させ、次代を担う気概と意志を持つ人。
- ④ 広範な知識とコミュニケーション力をもとに異分野と連携しながら地域社会や国際社会における諸問題に対して主体的に解決していく意欲を持つ人

図1：電子情報通信学専攻における人材養成目的と3ポリシーとの関係

電子情報通信学専攻のポリシーと教育課程の関係

修了要件：本専攻の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、履修方法に定める方法により、10単位以上を修得し、本学が別に定める英語能力の基準を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年(修士課程及び博士前期課程を修了した者)にあっては当該課程における在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。



【アドミッション・ポリシー】
本専攻の専門領域は、電気電子工学（エネルギー、デバイス、ナノテクノロジーなど）、情報通信工学（人工知能、IoT (Internet of Things)、情報セキュリティ、ビッグデータ解析など）、およびこれらを融合する技術的統合的学問分野も含む広範な科学技術分野に及んでいる。このため、本専攻では、電気電子工学、情報通信工学の分野において、科学技術の多様な展開に適応し、世界をリードする豊かな創造性と高い研究開発能力を有する技術者や研究者を目指す意欲的な学生を受け入れる。

【想定される修了後の進路】

大学等教員，国公立等研究職，民間企業（情報通信，電子部品，LSI 関連，電気電子機械，情報通信機器，情報処理システム，ソフトウェア，電力供給等）等

2 研究科・専攻等の名称及び学位の名称

(1) 研究科・専攻の名称及び理由

研究科及び専攻の名称並びにそれぞれの英語名称は、次のとおりとする。

研究科の名称：大学院自然科学研究科

(英語名：Graduate School of Natural Science and Technology)

専攻の名称：電子情報通信学専攻

(英語名：Division of Electrical, Information and Communication Engineering)

本専攻は、電気電子工学と情報通信工学を専門分野とする教育研究を行うことから、電子情報通信学専攻とする。

(2) 学位の名称及び理由

本専攻において授与する学位は次のとおりとする。

学位の名称：博士（工学）（英訳：Doctor of Philosophy in Engineering）

博士（学術）（英訳：Doctor of Philosophy）

博士（工学）の授与方針：工学分野（電気電子工学，情報通信工学）として適切に認められる博士論文の審査及び試験に合格

博士（学術）の授与方針：工学の境界を越えた理学，医学，人文社会学分野等との異分野融合による広い学際的視点のもとに構成される博士論文の審査及び試験に合格

いずれの名称も、当該分野の学位に付記する名称としては、一般的なものであり、国際的通用性がある。

3 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 自然科学研究科の教育課程の編成の考え方及び特色

本専攻の教育課程編成に当たっては、「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～」（審議まとめ）（平成31年1月22日 大学分科会）のうち「大学院教育の改善方策」において、学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修することで、関連する分野の基礎的素養の涵養を図り、学際的な分野への対応能力を含めた専門的知識を活用・応用する能力を培うコースワークの充実が必要」との指摘があることを踏まえ、本研究科博士後期課程では、科学技術分野における学術研究が専門化及び先端化する中で、「学際性」、「総合性」及び「独創性」に富んだ高度な研究者・技術者を養成することを目的とし、学類に続く博士前期課程をさらに発展および深化させ、各専攻の教育課程を体系的に編成している。

講義科目は、「大学院 GS 発展科目」「専門科目」「専攻共通科目」に区分する。まず、「大学院 GS 発展科目」は、グローバル化する社会を積極的にリードする人材育成に資するため2014年に策定された金沢大学大学院<グローバル>スタンダード（下の枠内参照）を踏まえた研究科共通科目で、博士前期課程の「大学院 GS 基盤科目」をさらに発展させる。同科目は、分野融合のため専門分野の枠を超え多様な学問分野に対応する能力を身につけるために、今後、研究者、技術者として必須になると考えられる数理・データサイエンス・AI 発展に関する科目や、国際社会で活躍できる人材養成のために、海外の大学・研究機関のラボでの実践的体験、もしくは、世界の研究者が集う新産学協働拠点やグローバル企業でのインターンシップをとおり、協働実践と課題突破を学ぶ国際研究実践の科目などを必修又は選択必修とする。

金沢大学大学院<グローバル>スタンダード

1. 強固なグローバルマインドと明確な倫理的思考：

今後、人類が直面するグローバルな課題に果敢に挑戦し、常に一個の人間として、確たる倫理的普遍性をもった見識と判断の下に責務を遂行する能力

2. 創造性・交渉力・統率力・実践力：

解決困難な課題にも、革新的なアイデアと粘り強い交渉力を発揮し、強い統率力と確かな実践力をもって局面を打開する能力

次に、「専門科目」は、各分野での専門に応じた科目を設けて専門の深い研究を進める。

電子情報通信学専攻では、電気電子工学、情報通信工学や関連する学際分野の研究力を醸成するため、ディプロマ・ポリシーに求める能力に応じ、「大学院 GS 発展科目」、「専門科目」、「専攻共通科目」を体系的に編成し、講義と演習を適切に組み合わせた授業科目を開講する。

最後に、「専攻共通科目」は、論文の執筆指導や発表指導などを含む研究指導や、ジョブ型研

究インターンシップを授業科目として開講する。

以上の教育課程により、専門性のみならず、「学際性」「総合性」及び「独創性」に富んだ高度な研究者・技術者に求められる研究者として自立するための倫理観、数理・データサイエンス・AIに基づくデータ分析技術、学際的な課題や国際社会での協働実践と課題を突破できる能力を養うとともに、科学技術イノベーションの遂行にかかる最新知識や技法についても演習させ、学際的あるいは複合的課題についても、総合的・多面的・独創的な視点で捉えることのできる能力を獲得させる。

なお、4月入学及び10月入学を想定しているが、受講者数が少数になると授業科目の教育効果が薄れる可能性があるため、10月入学者向けの特別な時間割は設定しない。

また、博士前期課程に引き続き、研究科横断型の「サステナブル理工学プログラム」を博士後期課程でも設ける。これは、令和4年に博士前期課程を改組した際に開始したものであり、博士前期課程から一貫してイノベータ型の博士人材を養成するものである。

世界は持続可能社会の実現に向けて大きな転換期を迎えている。本研究科では、多様な学問分野に立脚し専門領域を横断する新しい領域を学ぶことで、最先端の科学技術の発展や、一つの科学技術分野では解決が困難な地球的課題に取り組み、国際社会で幅広く活躍できるイノベータ型博士人材を養成する5年一貫型の「サステナブル理工学プログラム」を令和4年4月に設置した。

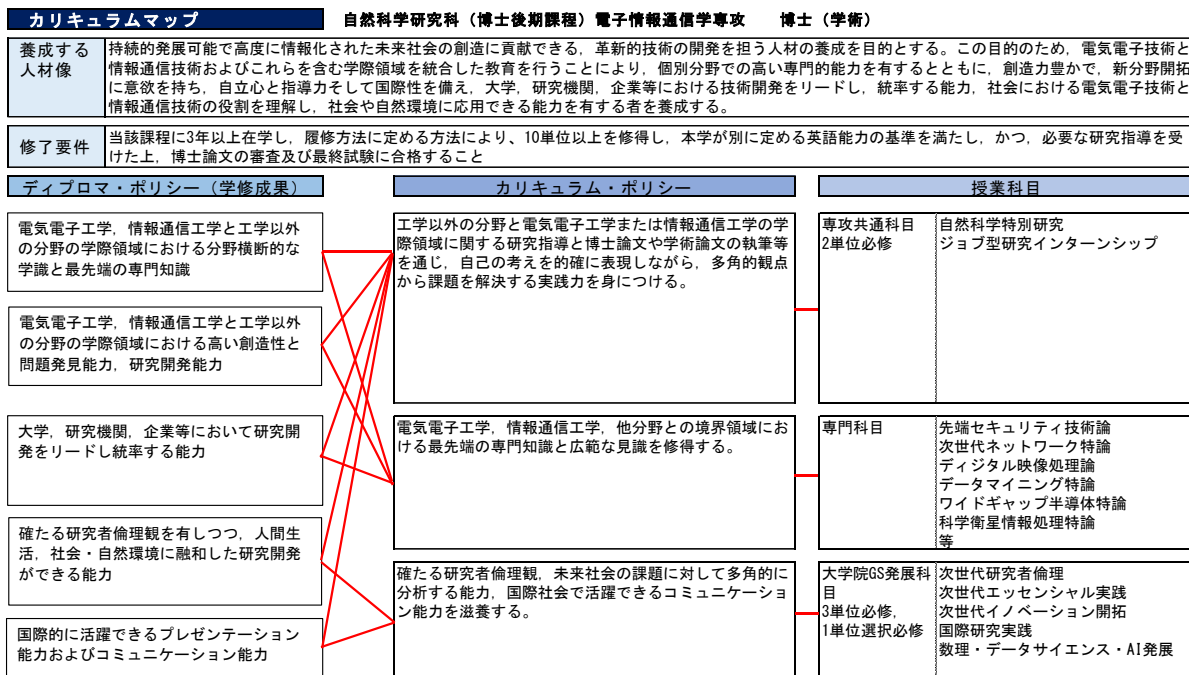
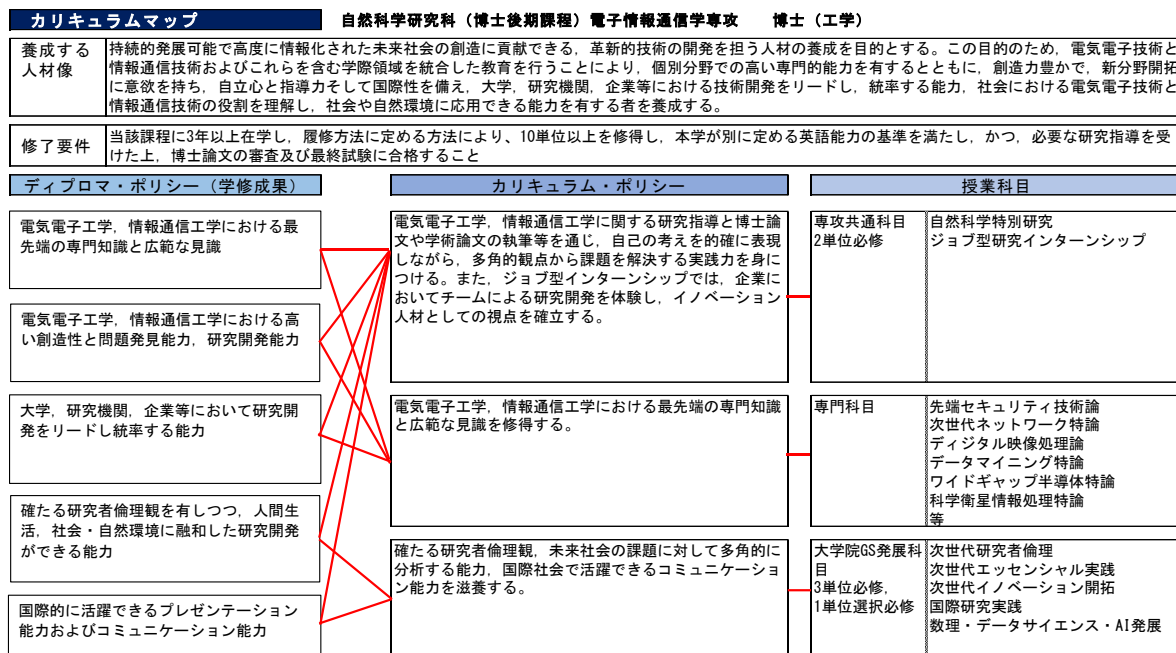
このプログラムには、先進的な横断領域として設置した「宇宙理工学分野」「環境・エネルギー理工学分野」「数理・ナノ物質理工学分野」「超スマート社会理工学分野」「生命・フィールド理工学分野」があり、各専攻に所属する学生が5分野から一つの分野を選択する副専攻としている。また、本プログラムでは、専門分野での能力を充実・発展させ、さらに分野の枠を超える総合的プログラム群を戦略的に配置することで、未踏領域に果敢に挑むイノベーション能力とグローバル社会で能力を発揮し国際社会で幅広く活躍できるイノベータ型博士人材を養成する。(資料1)

(2) 電子情報通信学専攻の教育課程編成の考え方及び特色

【教育課程の編成の考え方】

電子情報通信学専攻では、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するために、大学院GS発展科目群、専門科目群、専攻共通科目群を体系的に編成し、講義、演習、実験・実習を適切に組み合わせた授業科目を開講する。教育課程については、その体系性や構造を次に明示する。

図2：電子情報通信学専攻のカリキュラムマップ



【教育課程の特色】

全学博士後期課程共通の大学院GS発展科目のうち「次世代研究者倫理」「次世代エッセンシャル実践」「国際研究実践」の3科目を必修とし4単位以上を修得させる。また、専攻共通科目のうち「自然科学特別研究」を必修とし、本専攻独自の専門科目群を置き、各科目群から選択する。

本専攻の専門領域は、電気電子工学（エネルギー、デバイス、ナノテクノロジーなど）、情報通信工学（人工知能、IoT（Internet of Things）、情報セキュリティ、ビッグデータ解析など）に至る広い分野にわたり、さらに、これらを融合する技術の統合的学問分野も含む広範な科学

技術分野に及んでいる。選択の自由度が高くなるように配当することにより、深い専門性と学際性のバランスを考慮した履修を可能とする。

系統的な履修を通じて、電気電子工学、情報通信工学、及びそれらを統合した学問分野における高度な研究能力を醸成するため、以下の科目群を設ける。

- ① 大学院 GS 発展科目では、確たる研究者倫理観を有しつつ、人間生活、社会・自然環境に融和した研究開発の能力を身につける。また、大学、研究機関、企業等における研究開発をリードし、統率する能力を身につける。
- ② 専門科目では、電気電子工学、情報通信工学の分野における最先端の専門知識と広範な見識を身につける。
- ③ 専攻共通科目では、高い創造性と問題発見能力、研究開発能力を身につける。また、国際的に活躍できるプレゼンテーション能力およびコミュニケーション能力を身につける。

【カリキュラム・ポリシー】

ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するために、大学院 GS 発展科目群、専門科目群、専攻共通科目群を体系的に編成し、講義、演習、実験、実習を適切に組み合わせた授業科目を開講する。教育課程については、その体系性や構造を明示する。

博士（工学）

研究科共通の「大学院 GS 発展科目」、専攻独自の「専門科目」を設置する。さらに、個別の研究課題を推進する科目として「専攻共通科目」を設置する。

- ① 大学院 GS 発展科目（必修 3 単位、選択必修 1 単位）：未来社会の課題を認識し、研究者としての倫理観、国際性を身に付けさせるために 5 科目を配置し、必修 3 単位を含む計 4 単位以上を修得する。
- ② 専門科目（選択専攻共通科目と合わせて 4 単位以上）：電気電子工学、情報通信工学における最先端の専門知識と広範な見識を身につけるため、専攻共通科目の選択科目と合わせて 4 単位以上を選択する。
- ③ 専攻共通科目（必修 2 単位）：自然科学特別研究では、指導教員による研究指導のもとで、電気電子工学、情報通信工学に関する研究課題に取り組む。自らが主体的に研究テーマの設定、研究計画の立案と遂行、研究成果の発信を行うことにより、論理的な思考力、問題を把握し解決する能力、独創性のある科学技術を創造する能力を養う。また、ジョブ型インターンシップでは、企業においてチームによる研究開発を体験し、イノベーション人材としての視点を確立する。

博士（学術）

研究科共通の「大学院 GS 発展科目」、専攻独自の「専門科目」を設置する。さらに、個別の研究課題を推進する科目として「専攻共通科目」を設置する。

- ① 大学院 GS 発展科目（必修 3 単位、選択必修 1 単位）：未来社会の課題を認識し、研究者としての倫理観、国際性を身に付けさせるために 5 科目を配置し、必修 3 単位を含む計 4 単位以上を修得する。

- ② 専門科目（選択専攻共通科目と合わせて4単位以上）：電気電子工学，情報通信工学，他分野との境界領域における最先端の専門知識と広範な見識を身につけるため，専攻共通科目の選択科目と合わせて4単位以上を選択する。
- ③ 専攻共通科目（必修2単位）：自然科学特別研究では，指導教員による研究指導のもとで，工学以外の分野と電気電子工学または情報通信工学の学際領域の研究課題に取り組む。自らが主体的に研究テーマの設定，研究計画の立案と遂行，研究成果の発信を行うことにより，論理的な思考力，問題を把握し解決する能力，独創性のある科学技術を創造する能力を養う。また，ジョブ型インターンシップでは，企業においてチームによる研究開発を体験し，イノベーション人材としての視点を確立する。

4 教育方法，履修指導，研究指導の方法及び修了要件

(1) 教育方法，履修指導，研究指導の方法

電子情報通信学専攻では，主任指導教員 1 名と 2 名の副指導教員（他専攻に所属する教員も可）を置き，多角的な視点から学生が課題研究の遂行を実施する。副指導教員は主任指導教員と専門分野が異なる教員とし，研究指導・助言を適宜行う。博士論文の内容が主として工学の境界を越えた理学，医学，人文社会学分野等との異分野融合による広い学際的分野の研究である場合に，博士（学術）の学位を授与するため，指導教員と相談しながら，論文内容や履修科目を決める。

教育・研究指導体制として，まず 1 年次，出願時に希望した主任指導教員の研究室に配属し，その後，速やかに副指導教員を決定する。これにより，複数の教員が連携して研究指導を行う体制を確保し，学生個人ごとにきめ細やかな指導を行う。

図3：電子情報通信学専攻博士後期課程入学者の修了までのスケジュール

4月（10月）入学者

学年	月	授業科目履修	研究指導・論文審査等
1年	4 (10)	入学 ● 大学院の発展科目	指導教員・研究計画決定 ● 研究指導
	5 (11)	● 専門科目	【大まかな流れ】
	6 (12)	● 専攻共通科目	先行研究の調査
	7 (1)		関係データ取得
	8 (2)		文献調査
	9 (3)		輪講 実験
	10 (4)		フィールドワーク 学会参加
	11 (5)		* 研究テーマや外部環境の変化により実際には様々なバリエーションがある。
	12 (6)		
	1 (7)		
	2 (8)		
	3 (9)	↓	
2年	4 (10)		国際会議発表・論文投稿等
	5 (11)		
	6 (12)		
	7 (1)		
	8 (2)		
	9 (3)		
	10 (4)		
	11 (5)		
	12 (6)		
	1 (7)		
	2 (8)		論文誌掲載
	3 (9)	修了	↓
3年	4 (10)		骨子の作成
	5 (11)		
	6 (12)		ブラッシュアップ
	7 (1)		
	8 (2)		
	9 (3)		
	10 (4)		プレゼン指導
	11 (5)		予備審査
	12 (6)		
	1 (7)		論文審査願
	2 (8)		論文審査・最終試験
	3 (9)	修了	↓ ↓ ↓

研究指導については、「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－答申」（平成17年9月5日 中央教育審議会）のうち「課程制大学院制度の趣旨に沿った教育の課程と研究指導の確立」において指摘されているように、学生が単位を修得してきた授業科目や、様々な教員や研究プロジェクトに参加して会得した知識、技術、経験等を基に、体系的に実施する。学生は、自身の研究テーマや研究計画の策定から遂行、論文等の作成に至るまで、綿密な研究指導の下で学修することができる。

① 主任指導教員

主任指導教員は、当該学生に対する教育研究上の指導の中心を担うものであり、研究テーマに関する授業の履修指導、研究指導、学位論文の作成指導等を行い、副指導教員と連携をとりながら、当該学生の指導に注力する。

② 副指導教員

副指導教員は、主任指導教員と連携をとりながら、当該学生の研究が複数の科学分野の融合を実践していけるものとなるよう、主任指導教員とは異なる見地からの指導・助言を行う。

③ 研究連携協力教員

研究連携協力教員は、主任指導教員及び副指導教員とは専門領域を異にし、学生に対し研究指導環境全体に関する相談や助言を行う教員のことで、本学に在学する全ての大学院生に配置することとなっている。

また、学生生活を支援するために本学に在学する全学生に配置することとなっているアドバイザー教員と、重複する役割を持つため、本研究科においては研究連携協力教員がアドバイザー教員を兼任する。

(2) 修了要件

博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、履修方法に定める方法により、10単位以上を修得し、本学が別に定める英語能力の基準を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年（修士課程及び博士前期課程を修了した者にあつては当該課程における在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。

【履修方法】

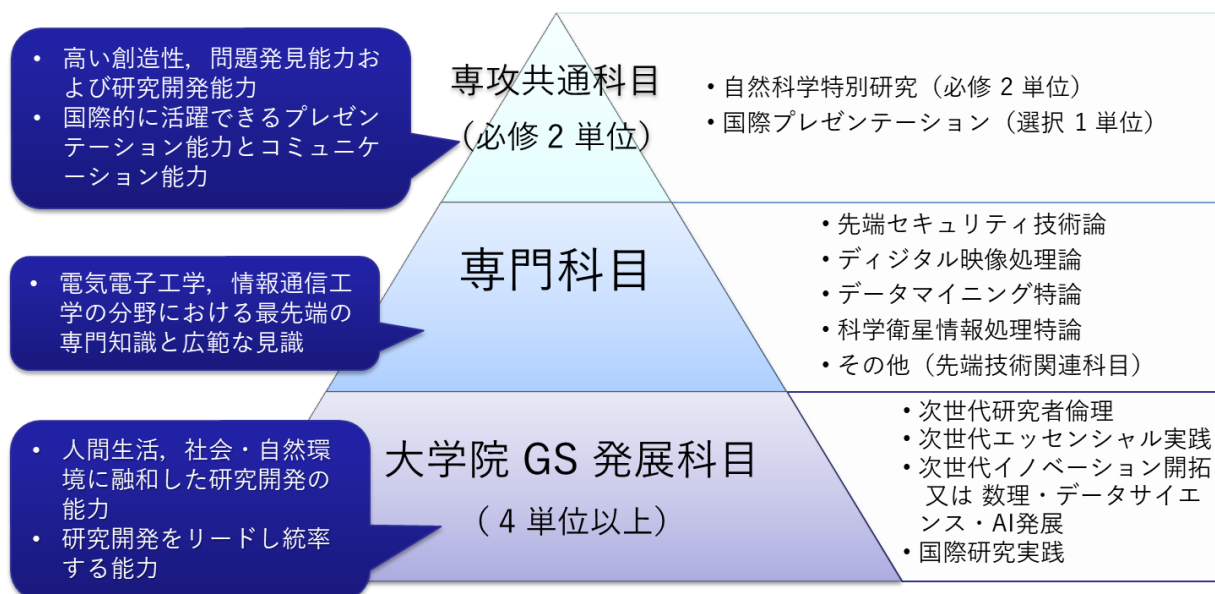
次の要件を満たし、10単位以上修得すること。

- ・ 大学院 GS 発展科目から必修科目3単位を含む4単位以上を修得すること。
- ・ 必修科目として、自然科学特別研究2単位を修得すること。

(3) 履修モデル

本専攻の履修モデルは、図4のとおりである。

図4：電子情報通信学専攻の履修モデル



(4) 他大学における授業科目の履修等に対する考え方

学生は、研究科長の許可を受けて、研究科が定める他大学の大学院において、当該大学院の所定の授業科目を履修することができ、当該履修科目の修得単位は、所定の手続きを経て15単位を超えない範囲で研究科の単位として認定される。これらの規定は、外国の大学院への留学による当該大学院の授業科目の履修等においても準用される。また、研究科が教育研究上有益と認めた場合は、休学期間中に他大学の大学院等で学修した成果についても、一定の範囲内で研究科の単位として認定される。

(5) 留学生に対する履修指導や生活指導等の配慮

金沢大学は恒常的に多くの外国人留学生を受け入れており、留学生に対する履修指導や生活指導等については指導教員や専攻のレベルでも十分習熟している。加えて、大学として留学生教育教員・相談教員を配置しているほか、チューター制度や、附属図書館におけるライブラリー・ラーニング・アドバイザー(LiLA)による学修相談等、多面的な留学生支援体制を構築している。

(6) 学位論文審査体制

学位論文の審査を行うため、5名で構成する審査委員会を自然科学研究科会議代議員会の審議を経て設置する。

審査委員会は、学位論文の審査に当たり、最終審査として、発表会及び最終試験を行う。発表会は、学位論文の内容について発表し、専攻内で教員及び学生に対して公開することにより、審査の厳格性及び透明性を確保する。併せて審査委員会は、学位論文に関連する科目について、最終試験を行う。

学位論文審査及び最終試験の結果を踏まえ、自然科学研究科会議代議員会は、学位論文審査及び最終試験の可否判定について審議を行う。

博士論文は、後述する金沢大学学術情報リポジトリ（KURA : Kanazawa University Repository for Academic Resources）等において公表する。

(7) 研究の倫理審査体制の具体的内容

本学では研究活動の不正行為等を防止するため、金沢大学研究活動不正行為等防止規程（資料2）を整備しており、本専攻の学生にも当該規程を適用する。授業科目「次世代研究者倫理」を必修科目とし、日常の研究指導においても、ねつ造、改ざん、盗用等の研究不正について教授し、未然防止を図る。学位論文については、学位申請前に、博士論文を剽窃検知ツールにより剽窃チェックを行うことにより、盗用等がないことを確認する。

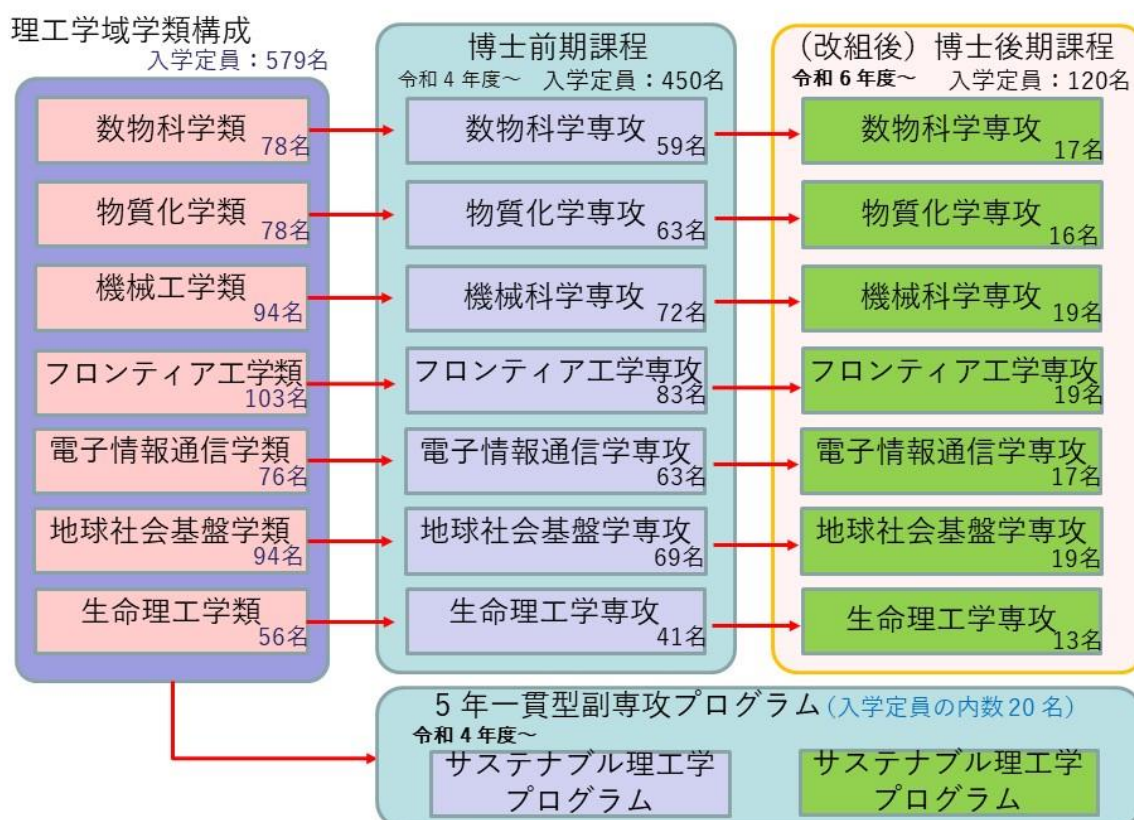
また、人を対象とする研究を行う際は、指導教員が「金沢大学理工研究域「人を対象とする研究」倫理指針」に基づく倫理審査を受け、承認を受ける。

なお、倫理違反やその恐れが判明した場合は、規程に従い、直ちに研究を中止させるとともに、事実関係を調査し、適切に対処する。

5 基礎となる博士前期課程との関係

自然科学研究科博士後期課程の基礎となる博士前期課程に相当するのは、自然科学研究科博士前期課程の各専攻である。今回の改組は、2018年度の理工学域学類再編及び2022年度の自然科学研究科（博士前期課程）の再編を受けたものであり、改組後の各専攻における教育研究の領域は、現在の理工学域各学類及び自然科学研究科（博士前期課程）各専攻におけるそれと対応する。したがって、博士後期課程と博士前期課程の関係は下図のとおりとなる。

図5：自然科学研究科博士後期課程と博士前期課程，学士課程との関係



6 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合

学生の学修環境等を考慮し、授業担当教員の判断により、授業を教室以外の場所で履修させる。学生は自宅や研究室、学内の施設等において、メディアを活用した同時双方向型やオンデマンド型の授業を履修し、教員は適切に教材の準備、授業の実施、履修の補助、学生への指導等を行う。

本学では学術メディア創成センターにおいて、メディア Web 会議ツールやテレビ会議システム、動画ストリーミング配信サービスなどが提供されており、同時双方向型、オンデマンド型の授業を実施できる環境が整備されている。また、ICT を活用した教育を推進しており、本学が運用するポータルサイトと学修管理システム（LMS）の両者を連動した e-learning を活用している。

これらを組み合わせて利用することにより、インターネット上で、教員は授業情報の発信、授業で使用する教材や資料の準備と配布、授業の実施、課題の回収等を、学生は授業の登録、資料の確認、授業の履修、課題提出等を行うことができる。

また、メールの他、学生と授業担当教員がポータルサイト上で相互に連絡を取ることが可能であり、質疑応答や添削指導などの対応も可能である。

7 「大学院設置基準」第14条による教育方法の実施

社会人が職に就きながら本研究科で学修し、最新かつ高度な知識・技術や継続的な新しい知見・技術を修得する機会を提供するため、各専攻において、次のとおり大学院設置基準第14条に基づき、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行う。

(1) 修業年限

標準の修業年限は3年とするが、社会人学生の就業による時間的制約、負担に配慮し最長6年の期間を限度として、長期に渡り計画的に履修し修了できる長期履修制度を設ける。

(2) 履修指導及び研究指導の方法

社会人学生への履修指導は、主任指導教員が中心となり、教務担当教員等と連携し、学生の学修環境を考慮しながら実施する。研究指導については、指導教員が学生とともに研究計画を策定し、都合によっては土曜、日曜等も利用した指導を行う。また、オンラインシステムなども有効に活用し、効率的に研究遂行できるように配慮する。

(3) 授業の実施方法

研究指導と同様にオンラインシステムを有効に利用し、遠隔地においても授業を受講できるようにする。さらに、教育上必要と認められる場合には長期休業期間中に集中講義での授業開講を行い、社会人学生の履修上の問題を低減するよう努める。

(4) 教員の負担の程度

社会人学生の受入れによって、研究指導及び授業実施の教員負担はある程度増加すると予想される。これに対応するため、研究指導においては主任指導教員と副指導教員が緊密に連携することによって教員一人当たりの負担を軽減する。一方、授業に関する負担は、授業を撮影しオンデマンド化した教材などを有効に利用することによって軽減するようにする。また、研究指導、授業ともオンラインシステムを教員にとっても有効に活用することによって、教員の負担軽減に努める。

(5) 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

本学は4つの図書館を有するが、そのうち本専攻の学生が主として利用する図書館は中央図書館と自然科学系図書館である。両図書館とも平日は8時45分から22時までの利用が可能であり、自然科学系図書館は土曜のみ、中央図書館は土曜・日曜ともに17時までの利用が可能である。また、学外からでも本学で契約している電子ジャーナルや電子ブックにアクセスでき、遠隔地においても図書館のサービスを受けることができる。

また、本学には学術メディア創成センターが設置されており、情報処理教育やメディア関連のサービスが提供されている。ネットワークについては、本学の各キャンパス内に設置してある無線LANを利用することができる。

学内には大学生協同組合が運営する食堂や購買等の福利厚生施設があり、様々なサービスを受けることができる。

(6) 入学者選抜の概要

社会人には特別選抜方式の入試を実施する。試験は「学力検査（口述試験）」及び「学業成績証明書」を総合して行う。学力検査（口述試験）では、「研究又は開発業務等の概要」、「修士論文」のいずれかについての口頭試問及び質疑応答を行い、大学院における研究計画についての判定を行う。口述試験の結果と「学業成績証明書」と合わせて総合的に合否判定を行っている。また、試験日を固定するのではなく、試験実施期間を1週間程度設け、社会人の受験機会に配慮している。修士の学位を持たない者等については、研究科において出願資格の事前審査を行うこととしており、異なる経歴を持つ社会人を広く受け入れる体制を整えている。

(7) 教育方法の特例を適用する必要性

電気電子工学、情報通信工学の各分野で研究開発業務を行うためには、高い専門性が求められており、大学院における社会人の再教育の要請が著しい。有望な社会人が在職のまま大学院博士後期課程の教育を受け、教育研究及び実践上の指導的役割を果たし得る学識と能力を培えるよう、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例を活用し、社会人コースを設ける。

(8) 大学院を専ら担当する専任教員を配置するなどの教員組織の整備状況

電気電子工学、情報通信工学の各分野を専門とする27名の専任教員（主任指導教員として研究指導を行う者）のほか、電気電子工学、情報通信工学の学際的分野を担当する兼任教員（科目を担当する者）、企業経営者、技術者を含む学外の非常勤講師で編成する。教授または准教授の全教員は、科目担当に必要な学位および十分な研究業績を有している。

8 入学者選抜の概要

本専攻では、選抜試験等の質を担保した上で、入学者選抜を行う。入学時期は4月又は10月とする。

(1) 本専攻が求める学生

本専攻では、「電気電子技術と情報通信技術の高い専門的能力を有するとともに、創造力豊かで新分野開拓に意欲を持ち、自立心と指導力そして国際性を備え、大学、研究機関、企業等における技術開発をリード・統率する能力を持ち、社会や自然環境に応用できる能力を有する者」を養成することを目的とする。そのため、次のとおり、アドミッション・ポリシーを定める。

【アドミッション・ポリシー】

社会の発展を支えてきた各工学分野の学術的・技術的知見の追求のみならず、多様な分野の知識、技術を取り入れることによってイノベーションを牽引し、新たな分野を創造して、人類の生活の向上・維持のみならず、地球環境全体の未来につながる保全に貢献する教育者、研究者、技術者となることを志す人材を求める。

- ① 高度な数学・物理学の知識に基づく応用力を有する人。
- ② 電子機械、機械工学、化学工学、電子情報工学の各分野における深い知識と、これら全般にわたる基本的な知識を備える人。
- ③ 専門分野の知識、技術を融合して発展させることへの強い熱意を持つ人。
- ④ 技術者としての高い倫理観と、国際的に交流、発信するためのコミュニケーション力を有している人。
- ⑤ 融合的な先端技術を開発、牽引することで、未来社会を開拓し、人類社会の持続的発展と国際社会に貢献しようとする意欲に満ちた人。

(2) 出願資格

出願資格については、学校教育法（昭和22年法律第26号）、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）、その他関係する法令等及び告示等に基づき、次のとおりとする。なお、関係法令等が改正された場合には、速やかに修正を行う。

- ① 修士の学位又は専門職学位を有する者
- ② 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- ③ 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定する当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- ⑤ 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当

する学位を授与された者

- ⑥ 文部科学大臣の指定した者
- ⑦ 本学の研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの
- ⑧ 外国の学校、第3号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(3) 選抜方法

自然科学研究科博士後期課程では、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を、『科学技術分野における学術研究が専門化及び先端化する中で、「学際性」、「総合性」及び「独創性」に富んだ高度な研究者・技術者を養成すること』と定めており、『学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与すること』を目的としている。これを踏まえ、一般選抜と社会人特別選抜を実施する。いずれの選抜も試験日を固定するのではなく、試験実施期間を1週間程度設け、海外在住の志願者や社会人の受験機会に配慮している。一般選抜の試験科目は「学力検査（口述試験）」及び「学業成績証明書」を総合して行う。学力検査（口述試験）では、「研究又は開発業務等の概要」、「修士論文」のいずれかについての口頭試問及び質疑応答を行い、大学院における研究計画についての判定を行う。口述試験の結果と「学業成績証明書」と合わせて総合的に合否判定を行っている。また、学内進学者のほか、海外在住の留学生の選考を行う。海外在住の志願者で試験日に渡日が困難な場合にはオンラインによる口述試験も実施可能としている。

9 教員組織の編成の考え方及び特色

(1) 教員組織の編成の基本方針

金沢大学では教教分離の体制を採用し、教員が所属する教員組織の研究域・学系と学生が所属する学域・学類、研究科・専攻とから構成されている。教員は概ね学類に対応する学系に所属している。学内の研究所に所属する教員は、専門分野に応じて研究科・専攻の講義や学生指導を担当する編成を採用している。本学では、教員は課題研究グループを構成し、各教員は何れかの課題研究グループのコアメンバーとして研究に参画し、他の研究グループの協力教員となることができる。自然科学研究科の主な教員が所属する理工研究域の学系では、専門学問領域の近い15の課題研究グループと学問分野の融合を進める課題研究グループである5の融合課題探究グループを構成し、研究を行う体制をつくり、教員個人の学問的興味のみならず、グループとして研究を進める体制を取っている。教員の採用や昇任においても、研究教育実績は勿論のこと、各課題研究グループの研究体制に対する貢献も考慮している。

自然科学研究科及び各専攻の教員配置は、教員の専門性と各専攻の教育課程を考慮している。自然科学研究科の教員は、ほとんどが理工研究域に所属しているが、専門性により自然科学研究科の教育課程を担当することがふさわしい教員については、他の研究域や研究所、センター等に所属する教員が大学院の指導については自然科学研究科の学生指導を担当することができる体制を取っている。

金沢大学では毎年すべての教員に対して教員評価を実施している。この評価では、理工研究域に所属する教員の場合、研究・教育・社会貢献、管理運営のそれぞれの領域について、各教員がエフォート管理を行い、それぞれの業績について、所属長、部局長が活動状況を確認、評価している。改組後もこの評価システムは引き続き実施され、各教員について、それぞれの活動領域のエフォート管理を適切に行うことで、本研究科の教育、研究に適切な業務担当が行われるように進める。

金沢大学では、学生に対する研究指導をきめ細かく、柔軟かつ効果的に行い、新たな学術分野を切り開き、専攻横断的・研究科横断的な分野融合教育を実現するため、主任指導教員及び副指導教員による複数教員での研究指導を行う複数指導教員体制を取っている。また、自然科学研究科の各専攻では、これとは専門領域を異にする教員を研究連携協力教員として定め、アドバイザー教員として学生指導にあたっている。

(2) 専攻における教員組織の編成の考え方及び特色

本専攻の教員組織は、電気電子工学、情報通信工学の各分野を専門とする28名の専任教員のほか、主として電気電子工学、情報通信工学の学際的分野を担当する兼任教員、兼任教員で編成する。専門性と学際性を備えた幅広い職業人の養成とともに、博士後期課程の基礎的な教育を考慮した教育課程を実現するために、以下のように科目担当者を配置する。

専門科目に配当された主要科目は、専任の研究者教員（教授、准教授、講師）が担当する。学際的な内容を扱う科目及び他専攻と共通の科目は、兼任教員（教授、准教授）が担当する。教授、准教授及び講師の全教員は、科目担当に必要な学位及び十分な研究業績を有している。

専攻共通科目は、専任の研究者教員（教授、准教授、）が担当する。全ての専任教員は、研究

指導を行うために必要な学位及び十分な研究業績を有している。

大学院 GS 発展科目は、自然科学研究科博士前期課程全体として実施し、原則として研究科専任の研究者教員が講義を担当する。

(3) 教員の年齢構成、定年に関する規定

本専攻の教育課程を担当する専任教員の内訳は、学年進行完成時点で、教授 13 名、准教授 14 名、講師 1 名であり、全ての専任教員は、博士の学位を有している。年齢構成については、学年進行完成時点で、30 歳代 1 名、40 歳代 4 名、50 歳代 11 名、60 歳代 12 名であり、教育研究水準の維持向上及び活性化に相応しく、バランスの取れた構成となっている。

なお、本学における教員の定年は、就業規則において 65 歳と規定されている。(【資料 3】参照)

10 研究の実施についての考え方、体制、取組

金沢大学では、平成16年4月の法人化を機に、本学の活動が21世紀の時代を切り拓き、世界の平和と人類の持続的な発展に資するとの認識に立ち、「地域と世界に開かれた教育重視の研究大学」の位置付けをもって改革に取り組むこととし、大学の拠って立つ理念と目標を「金沢大学憲章」として定めた。金沢大学憲章において、教育については、次のとおり定めている。

- 金沢大学は、各種教育機関との接続、社会人のリカレント教育、海外からの留学、生涯学習等に配慮して、多様な資質と能力を持った意欲的な学生を受け入れ、学部とそれに接続する大学院において、明確な目標をもった実質的な教育を実施する。
- 金沢大学は、学生の個性と学ぶ権利を尊重し、自学自習を基本とする。また、教育改善のために教員が組織的に取り組むFD活動を推進して、専門知識と課題探求能力、さらには国際感覚と倫理観を有する人間性豊かな人材を育成する。

本学は、大学憲章の下、真理の探究に関わる基礎研究から実践研究までの知の創造や新たな学術分野の開拓、技術移転や産業の創出等による研究成果の社会への還元を意図した編成を行っている。教教分離の組織体制を採用しており、研究組織（教員組織）は、平成20年度における学域学類制の導入に伴い、教育（学生）組織と研究（教員）組織を分離しており、研究組織として融合研究域、人間社会研究域、理工研究域、医薬保健研究域の4つの研究域を設置し、さらにもその下に17の「系」を構成している。この仕組みを最大限活用し、学長のリーダーシップの下、研究の進展に向けた計画的な教員を配置することにより、柔軟な研究展開を実現している。併せて、研究域の下に、系と並び、研究域の優位性・特色のある分野を核として、10年間の時限付で附属研究センターを設置している。また、本学に優位性のある研究の更なる強化、学問分野融合型研究の一層の進展及び国際頭脳循環の一層の拡充を一体となって推進することにより、革新的な研究成果を生み出し、もって新しい学問分野・学問領域の創成につなげるとともに、その研究成果を基盤に教育を支援し、若手研究者の育成を促進することを目的とし、平成27年度に新学術創成研究機構を設置している。そのほか、がん進展制御研究所や、世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）に採択されたナノ生命科学研究所をはじめとする7つの附置研究所、7つの学内共同教育研究施設を設置している。これに加えて、本学の特色ある研究の先鋭化、優位性ある研究領域のさらなる強化、知の融合と多様なセクターとの協働により、未来社会の変革を目指す研究の場を創出し、多様化する社会課題を解決し得る社会貢献・社会実装を実現するため、令和4年4月に統合創成研究環を設置した。統合創成研究環は、研究推進部門、研究統括部門、研究支援部門で構成されています。このうち研究推進部門には3つの研究群が置かれ、新学術創成研究機構を核とした異分野融合研究を推進することにより、新たな世界トップレベルの研究拠点の形成を目指す体制を確立している。

研究支援人材として、URAと技術職員を置いている。URA（University Research Administrator）は、研究活動の活性化や研究開発マネジメントの強化を支える業務に従事する専門人材である。本学では、先端科学・社会共創推進機構にスタッフ26名を配置し、研究サポートを全学に展開している。具体的な業務は、研究プロジェクトの戦略立案・資金申請に関わる初期の段階から、成果の公表・産学連携・知的財産管理などのプロジェクト後期の段階に至るまで、すべてのプロセスをシームレスに支援している。また、本学では、平成29年度に全国に先駆けて総合技術部を設立し、全学の技術職員を集約・組織化した。技術職員が活動する分野ごと

に、機器分析、情報・IT、ものづくり、ライフサイエンス、環境安全の部門を設け、58名の技術職員が、全学横断的に教育・研究活動を支援している。

11 施設、設備等の整備計画

以下のとおり既存の施設・設備等を整備し、共同で利用する。

(1) 校舎等施設の整備計画

①教室、自習室等

教室、実験・実習室については、既存の講義室等を活用することで対応可能である。また、学生の自習室等については、これまでも多数の大学院学生を受け入れていることから、既存の自習室等を活用することで十分に対応可能である。また、建物内には有線、無線の LAN 環境を整備しており、常時インターネットに接続することができる。

具体的には、以下のとおり教室等を備えている。

ア 講義室

自然科学本館 36 室

イ 演習室、実験室

各研究指導教員の研究室の傍には、演習室、実験室を備えている。

ウ 学生研究室（自習室）

各研究指導教員の研究室の傍には、学生研究室（1 区画：面積 32 m²～33 m²，収容人数 1 2 人）を備えており、個々の大学院学生に対して占有のデスクを貸与し、学生が学修・研究に専念できる環境を整えている。（【資料 4】参照）

②学生の厚生施設

専任医師・看護師によるケガや急病の応急措置・健康相談等に応じることができる保健管理センターを設置しており、専任のカウンセラーが常駐している。

また、学生専用のラウンジを複数設け、休憩や討論の場として自由に使用できる環境を提供している。校舎内各階に設置されている学生ラウンジは、所属研究室に関わらず利用でき、他研究室、他研究科等の学生との交流が可能である。

③教員研究室

専任教員は全員自らの研究室（22 m²）を有し、学生の研究指導を行うには十分なスペースを確保している。

(2) 設備の整備計画

自然科学研究科では、学生が自由に利用できるソフトウェアとハードウェアの開発環境及びシミュレーション環境を提供するネットワークシステムとコンピュータ実習室を整備し、随時研究や学習に活用できる環境を用意している。また、大規模集積回路の開発に使われる半導体業界標準の CAD ソフトウェアを導入し、実践的な集積回路設計技術教育を行うことにより、AI、画像認識、無線通信機能等を含む最先端のシステム開発に取り組める環境を用意している。そのほか、最先端の高速原子間力顕微鏡や、研究に必要な部材等を学生が自ら自由に設計・製作するための工作機械、各種測量機器等、優れた研究設備、実験装置等も整備されており、充実

した講義・演習及び実習等を実施できるようになっている。さらに、教育研究の必要に応じて、順次設備等の更新や新規設備の導入等を行っている。

(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画

長年にわたる図書資料の体系的な収集整備により、理学・工学に関する図書・学術雑誌類は充実しており、今後も随時拡充を行う。

なお、未所蔵の資料については、図書館間相互貸借システムを用いて、他大学図書館等に現物貸借及び文献複写の提供依頼を行うことで、蔵書整備を補完している。更には、国内のみならず海外の大学図書館等と相互協力を果たしながら、学術資料を迅速に提供する環境を整えている。

① 図書等の資料

本学の全蔵書数については、図書約 192 万冊、雑誌等約 36,000 種、視聴覚資料約 8,000 点を数え、その内、図書については、角間キャンパスにある、中央図書館に約 120 万冊、自然科学系図書館に約 42 万冊、宝町キャンパスにある、医学図書館に約 25 万冊、保健学類図書館に約 5 万冊を所蔵している。その他にも、ネットワーク対応のデータベース 19 種や約 7,900 タイトルの電子ジャーナルを提供しており、これらの電子媒体を含めた所有の蔵書を一括で検索できるよう、検索システムについても整備している（附属図書館蔵書検索 OPACplus）。

なお、附属図書館では、本学の教職員が教育・研究活動の結果として生み出した学術的な情報（コンテンツ）を電子的な形態で保存し、インターネット上で公開するシステムである金沢大学学術情報リポジトリ（KURA : Kanazawa University Repository for Academic Resources）を構築し、教育・研究成果の公開や学術情報の発信に努めている。

② 図書館の整備

本学には、角間キャンパスに中央図書館、自然科学系図書館、宝町キャンパスに医学図書館、保健学類図書館と合計 4 つの附属図書館を設置している。

各図書館の総建物面積は 19,794 m²、総閲覧席数は 2,185 席を有しており、加えて中央図書館には、利用者へ知識を「伝達」することから、利用者の自律的な学習によって知識の「創造」を目指すラーニング commons のコンセプトを導入し、ブックラウンジ（飲食も可能なコミュニケーションスペース）、インフォスクエア（PC を設置し、図書館の各種情報へのアクセスポイントとなるスペース）、コラボスタジオ（グループ討議、学習のためのスペース）をゾーニングすることにより、多様な学修形態を支援している。

12 自己点検評価

(1) 全学的実施体制

本学では、学校教育法第109条第1項の規定に基づく自己点検・評価について、「国立大学法人金沢大学自己点検評価規程」及び「国立大学法人金沢大学における全学の自己点検評価実施要項」を定めている。

また、この自己点検評価及び認証評価並びに中期目標・中期計画等の企画立案及びそれらの目標・計画に係る評価を、全ての理事及び研究域長並びに各研究所長の代表者等から構成する大学改革推進委員会で行っている。

また、平成27年度から、地域、産業界、在学者、保護者・家族、卒業者等のステークホルダーと本学教職員が一堂に会し、本学の教育活動等に対する意見を聴取する場として「金沢大学ステークホルダー協議会」を開催している。

(2) 実施方法、結果の活用、公表及び評価項目等

本学では、「国立大学法人金沢大学における全学の自己点検評価実施要項」に基づき、「基本データ分析による自己点検評価」を毎年実施するとともに、令和2年度においては、「機関別認証評価基準による自己点検評価」を実施した。

これらの自己点検評価については、大学改革推進委員会において、自己点検評価書（案）を作成し、教育研究評議会の議を経て、Webサイトで公表している。

また、自己点検評価の結果、改善すべき事項が認められる場合、学長から当該事項を所掌する理事、部局長に改善計画の提出を求めるとともに、大学改革推進委員会において、次年度にその進捗状況を確認している。

評価の結果、改善すべき事項が認められる場合は、学長から当該事項を所掌する理事、副学長又は部局長に対し改善点等を指示するとともに、改善報告を求めることにより教育研究の水準及び質の向上に努めている。

また、平成27年度から、地域、産業界、在学者、保護者・家族、卒業者等のステークホルダーと本学教職員が一堂に会し、本学の教育活動等に対する意見を聴取する場として「金沢大学ステークホルダー協議会」を毎年開催し、そこで得られた意見を踏まえ、自己改善を行い、教育水準及び質の向上に努めている。

本専攻における自己点検・評価については、大学に設置する自己点検・評価に係る組織とも連携して実施するとともに、卒業者の社会における諸課題の解決に向けた取組等の状況について、アンケート等により、卒業者への追跡評価や、就職先からの外部評価を行い、組織活動や教育研究活動の点検と改善に取り組むこととしている。

13 情報の公表

金沢大学公式 Web サイトにおいて、大学の理念と中期目標・中期計画等の大学が目指している方向性を発信するとともに、カリキュラム、シラバス等の教育情報、学則等の各種規程や定員、学生数、教員数等の大学の基本情報を公表している。具体的には以下のとおりである。

- ① 大学の教育研究上の目的に関すること。
- ② 教育研究上の基本組織に関すること。
- ③ 教員組織及び教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。
- ④ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること。
- ⑤ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。
- ⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。
- ⑦ 校地、校舎等の施設及びその他の学生の教育研究環境に関すること。
- ⑧ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。
- ⑨ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。

(①～⑨に関する Web サイト)

<https://www.kanazawa-u.ac.jp/university/jyouhoukoukai/kyoiku>

⑩ その他

金沢大学学則等

(<https://www.kanazawa-u.ac.jp/kiteishu/aggregate/catalog/index.htm>)

設置計画書・設置計画履行状況報告書等

(<https://www.kanazawa-u.ac.jp/university/jyouhoukoukai/disclosure/secchi>)

自己点検・評価等

(<https://www.kanazawa-u.ac.jp/university/management/evaluation>)

14 教育内容等の改善のための組織的な研修等

(1) 全学的な研修等

本学では、教育企画会議（議長：教育担当理事）の下に、FD 活動教育の質的向上を図るために、全学の FD 委員会を置き、授業の内容、方法の改善等による教育の質の向上並びに学生の心身の保護とキャリア形成を促進する等の学生支援を組織的に行えるよう体制を整備している。この委員会の下、全学における FD 活動について、年度ごとに報告書を作成・公開し情報の共有にも取り組んでいる。また、令和 3 年度に本学の教学マネジメントを一元管理する「教学マネジメントセンター」を設置し、本学全体、学域、研究科等における学位プログラム及び授業科目レベルでの内部質保証システムをより強化し、学修者本位の教育の実現を図るための教育改善に取り組むこととしている。このほか、教員評価委員会において教員評価大綱を策定し、毎年、教員の業績評価を実施し、教員が自ら点検・評価を行うとともに、ピアレビュー形式での評価や、部局長・学長等による階層化された評価を行い、教員資質の維持向上を図っている。職員研修においては、コンプライアンス研修（情報セキュリティ、研究の不正防止を含む。）や職員 DX 研修、ハラスメント防止研修等のほか、役職に応じて必要な識見を得るための階層別職員研修や、担当職務を円滑に遂行するための実務研修を実施している。また、東海・北陸・近畿地区学生指導研修会や、国立六大学事務職員研修会等に職員が参加する機会を設け、積極的な参加を奨励している。

(2) 自然科学研究科における研修等

① 新任教員研修会

毎年 4 月又は 5 月に新規採用教員、又は助教・助手から昇任した教員、聴講を希望する教員を対象に研修会を実施している。研修会では、教授法の心得、カリキュラム・教務関係、学生対応、学校教育系教授による講演等により、教員に必要な知識・技能の修得や能力及び資質を向上させる取り組みを行っている。

② FD シンポジウム

毎年 3 月に全教員を対象に FD シンポジウムを開催している。FD シンポジウムでは、最新の課題をテーマに掲げ、学外者を含む様々な教員による講演により、参加教員の資質向上に努めている。

金沢大学大学院自然科学研究科（博士後期課程）

電子情報通信学専攻

学生の確保の見通し等を記載した書類

目次

(1)学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況.....	2
ア 設置する専攻を設置する大学等の現状把握・分析.....	2
イ 地域・社会的動向等の現状把握・分析.....	2
ウ 新設専攻等の趣旨目的、教育内容、定員設定等.....	3
エ 学生確保の見通し.....	7
A 学生確保の見通し.....	7
B 新設専攻の分野の動向.....	13
C 既設学部等の学生確保の状況.....	13
(2)人材需要の動向等社会の要請.....	14
ア 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的.....	14
イ 上記アが社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠.....	14

(1)学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況

ア 設置する専攻を設置する大学等の現状把握・分析

金沢大学は、本学の活動が21世紀の時代を切り拓き、世界の平和と人類の持続的な発展に資するとの認識に立ち、「地域と世界に開かれた教育重視の研究大学」の位置付けをもって改革に取り組むこととし、その拠って立つ理念と目標を金沢大学憲章として、平成16年に制定した。また、平成20年4月には、これまでの学問領域の枠組みを越えた、幅広い知識と、それを活用する問題解決型能力の涵養の実現のため、8学部25学科であった学士課程を3学域16学類に改組し、学域学類制をスタートさせた。その後も、社会のニーズに寄り添い、教育組織再編を行い、平成30年度には、理工学域を6学類から7学類に改組し、人間社会学域を含め、全学的な入学定員再編を行った。

令和4年4月には、学士課程の改組の学年進行に対応する形で、大学院自然科学研究科博士前期課程を6専攻から7専攻に向け改組した。また、令和4年5月には、今後の大学が進むべき方針を「金沢大学未来ビジョン『志』」として学内外に公表している。そこでは、「金沢大学ブランド人材」の育成・輩出に向け、教育改革を包括的に推進するための体制強化や教育組織の再編等による機能強化を謳っている。その中でも、大学院の飛躍的な機能強化を重点施策として掲げている。

そして、令和6年3月に改組後の自然科学研究科博士前期課程の各専攻の最初の入学者が修了することを受け、現在の本学における教育体制の接続性を考慮し、博士後期課程の専攻を改組する必要があると考えている。

イ 地域・社会的動向等の現状把握・分析

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月）においても、第5期に提唱した Society 5.0 社会を実現すべく、「サイバー空間とフィジカル空間の融合による持続可能で強靱な社会への変革」、「新たな社会を設計し、価値創造の源泉となる「知」の創造」、「新たな社会を支える人材の育成」が必要だと述べている。その中でも、真理の探究、基本原理の解明、新たな発見を目指す「基礎研究」と、個々の研究者の内在的動機に基づき行われる「学術研究」の卓越性・多様性こそが、価値創造の源泉であると、基礎研究の重要性を述べている。

また、経済産業省が令和4年5月に公表した「未来人材ビジョン」は、「あらゆる場所でデジタル技術が活用されている。」「脱炭素は一気に世界的潮流となった。」と冒頭で問題意識を提示しているとおおり、特に、今後のデジタル化、脱炭素に関連する知識、スキルの獲得とともに、探求力の獲得について問題し、博士人材の活用や社会人のリスクリングについて積極的に取り組むよう、企業や教育機関に求めている。

中央教育審議会答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」（令和元年）においても、イノベーションを支える基盤となる高度人材養成を担う大学院の役割の重要性が

強調されている。Society 5.0 の実現のためには、課題を自ら設定しその解決を達成する、高度な問題解決能力を身に付けた博士人材が養成され、アカデミアだけではなく、産業界で活躍することが必要不可欠である。

大学院の博士人材養成機能の強化は、我が国全体として求められている課題である。

ウ 新設専攻等の趣旨目的、教育内容、定員設定等

①人材養成の目的

自然科学研究科及び電子情報通信学専攻の人材養成の目的は、次のとおりである。

【自然科学研究科博士後期課程】

科学技術分野における学術研究が専門化及び先端化する中で、「学際性」、「総合性」及び「独創性」に富んだ高度な研究者・技術者を養成することを目的とする。

【電子情報通信学専攻】

持続的発展可能で高度に情報化された未来社会の創造に貢献できる、革新的技術の開発を担う人材の養成を目的とする。この目的のため、電気電子技術と情報通信技術およびこれらを含む学際領域を統合した教育を行うことにより、個別分野での高い専門的能力を有するとともに、創造力豊かで、新分野開拓に意欲を持ち、自立心と指導力そして国際性を備え、大学、研究機関、企業等における技術開発をリードし、統率する能力、社会における電気電子技術と情報通信技術の役割を理解し、社会や自然環境に応用できる能力を有する者を養成する。

②教育内容

この人材養成の理念の下、本専攻においては、以下のとおりディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを設定する。

【ディプロマ・ポリシー】

電子情報通信学専攻は、グローバルな高度情報化が急速に進む社会において、電気・電子・情報・通信技術の各分野における専門知識を基礎とし、技術進歩に対応できる能力、独創性に富んだ科学技術を創造できる能力、および多様化する社会に主体性を持って柔軟に対応する能力を身につけた人材を養成する。

本専攻では、以下の学修成果を達成した者に博士（工学）又は博士（学術）の学位を授与する。

博士（工学）

講義の履修を通して所定の課程を修め、かつ研究指導を受けた上で、工学分野として適切に認められる博士論文の審査及び試験に合格し、次のような目標を達成した者に、博士（工学）の学位を授与する。

- (1) 電気電子工学、情報通信工学における最先端の専門知識と広範な見識

- (2) 電気電子工学，情報通信工学における高い創造性と問題発見能力，研究開発能力
- (3) 大学，研究機関，企業等において研究開発をリードし統率する能力
- (4) 確たる研究者倫理観を有しつつ，人間生活，社会・自然環境に融和した研究開発ができる能力
- (5) 国際的に活躍できるプレゼンテーション能力およびコミュニケーション能力

博士（学術）

講義の履修を通して所定の課程を修め、かつ研究指導を受けた上で、電気電子工学、情報通信工学の分野に基礎を置きながらも、工学の境界を越えた理学、医学、人文社会科学分野等との異分野融合による広い学際的視点のもとに構成される博士論文の審査及び試験に合格し、次のような能力を身につけた者に、博士（学術）の学位を授与する。

- (1) 電気電子工学，情報通信工学と工学以外の分野の学際領域における分野横断的な学識と最先端の専門知識
- (2) 電気電子工学，情報通信工学と工学以外の分野の学際領域における高い創造性と問題発見能力，研究開発能力
- (3) 大学，研究機関，企業等において研究開発をリードし統率する能力
- (4) 確たる研究者倫理観を有しつつ，人間生活，社会・自然環境に融和した研究開発ができる能力
- (5) 国際的に活躍できるプレゼンテーション能力およびコミュニケーション能力

【カリキュラム・ポリシー】

ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するために、大学院 GS 発展科目群，専門科目群，専攻共通科目群を体系的に編成し、講義、演習、実験、実習を適切に組み合わせた授業科目を開講する。教育課程については、その体系性や構造を明示する。

博士（工学）

研究科共通の「大学院 GS 発展科目」，専攻独自の「専門科目」を設置する。さらに、個別の研究課題を推進する科目として「専攻共通科目」を設置する。

- (1) 大学院GS発展科目（必修3単位，選択必修1単位）：未来社会の課題を認識し，研究者としての倫理観，国際性を身に付けさせるために5科目を配置し，必修3単位を含む計4単位以上を修得する。
- (2) 専門科目（選択専攻共通科目と合わせて6単位以上）：電気電子工学，情報通信工学における最先端の専門知識と広範な見識を身につけるため，専攻共通科目の選択科目と合わせて6単位以上を選択する。

- (3) 専攻共通科目（必修2単位、選択専門科目と合わせて6単位以上）：自然科学特別研究では、指導教員による研究指導のもとで、電気電子工学、情報通信工学に関する研究課題に取り組む。自らが主体的に研究テーマの設定、研究計画の立案と遂行、研究成果の発信を行うことにより、論理的な思考力、問題を把握し解決する能力、独創性のある科学技術を創造する能力を養う。また、ジョブ型研究インターンシップでは、企業においてチームによる研究開発を体験し、イノベーション人材としての視点を確立する。

博士（学術）

研究科共通の「大学院GS発展科目」、専攻独自の「専門科目」を設置する。さらに、個別の研究課題を推進する科目として「専攻共通科目」を設置する。

- (1) 大学院GS発展科目（必修3単位、選択必修1単位）：未来社会の課題を認識し、研究者としての倫理観、国際性を身に付けさせるために5科目を配置し、必修3単位を含む計4単位以上を修得する。
- (2) 専門科目（選択専攻共通科目と合わせて6単位以上）：電気電子工学、情報通信工学、他分野との境界領域における最先端の専門知識と広範な見識を身につけるため、専攻共通科目の選択科目と合わせて6単位以上を選択する。
- (3) 専攻共通科目（必修2単位、選択専門科目と合わせて6単位以上）：自然科学特別研究では、指導教員による研究指導のもとで、工学以外の分野と電気電子工学または情報通信工学の学際領域の研究課題に取り組む。自らが主体的に研究テーマの設定、研究計画の立案と遂行、研究成果の発信を行うことにより、論理的な思考力、問題を把握し解決する能力、独創性のある科学技術を創造する能力を養う。また、ジョブ型研究インターンシップでは、企業においてチームによる研究開発を体験し、イノベーション人材としての視点を確立する。

【アドミッション・ポリシー】

電気電子工学、情報通信工学の各学問分野およびこれらを含む学際領域の専門分野に関連した科学技術の多様な展開に適応し、世界をリードする豊かな創造性と高い研究開発能力を身につけた技術者や研究者を育成することを目的とする。この目的を達成するために、次のような人を求める。

- (1) 電気電子工学、情報通信工学をより深く学習、研究する意欲を持ち、最新の専門知識を学ぶために必要な基礎学力を有する人
- (2) 持続的発展可能で高度に情報化された未来社会の創造に貢献し、我が国はもとより世界のリーダーを目指す人
- (3) 次世代の高度な科学技術を確固たる倫理観と責任感を持って主体的に発展させ、次代を担う気概と意志を持つ人

(4) 広範な知識とコミュニケーション力をもとに異分野と連携しながら地域社会や国際社会における諸問題に対して主体的に解決していく意欲を持つ人

③入学定員の設定

自然科学研究科博士後期課程の入学定員を次のとおり設定する。本専攻の入学定員は、17名とする。入学定員設定を行うにあたり、在学生、社会人等にアンケートを取り、表1のとおりの結果を得た（各アンケート結果については後述する）。本専攻では、55名の希望者を得た。専任教員数や教育施設、複数指導体制による教育の質の担保を加味し、入学定員を17名に設定する。

表1：自然科学研究科各専攻に対するニーズ

	入学定員	希望者	内訳									
			在学生計				留学生			社会人		
			学生	確約	条件付	留学生	国費特別枠	留学生	社会人	企業	社会人	
機械科学専攻	19	42	10	1	3	6	1	0	1	31	8	23
フロンティア工学専攻	19	66	25	2	1	22	1	0	1	40	3	37
電子情報通信学専攻	17	55	16	1	1	14	8	4	4	31	6	25
地球社会基盤学専攻	19	68	24	3	1	20	5	2	3	39	4	35
生命理工学専攻	13	24	10	3	0	7	3	1	2	11	2	9

- 「学生」欄は、令和6年4月に博士後期課程に進学する学年に対し、行ったアンケートの結果を示す。
- 「確約」欄は、5年一貫の卓越大学院プログラムの履修者及びサステナブル理工プログラム履修者に加え、「次世代研究者養成プログラム」の予約採用により、博士後期課程への進学を確約している者、博士後期課程進学希望者向けのイベントに参加している学生の合計数（実数）である。
- 「条件付」欄は、アンケートの際、進学に対して条件を付した回答者の数を示す。
- 「企業」欄は、企業アンケートにより、本学自然科学研究科に対し、派遣の検討を希望する企業数を示す。
- 「社会人」欄は、本学自然科学研究科 Web サイトに掲載した社会人向けのアンケートへの回答（回答者数）において、進学を希望する者の数を示す。
- 「国費特別枠」欄は、国費留学生の特別プログラムにおいて国費留学生の募集枠による入学予定人数である。なお、一部のプログラムは、複数専攻に渡るため、便宜上、按分している。
- 「留学生」欄は、国費留学生以外の私費留学生、外国政府派遣留学生の入学者を、改組後の構成により、集計し、3か年平均を取った数字である。

④学生納付金の額と設定根拠

学生納付金については、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成16年3月31日文科省令第16号）に基づき、同省令に掲げる授業料、入学料及び検定料の額を標準とし、本学において設定する。

エ 学生確保の見通し

A 学生確保の見通し

前述の定員設定にあたり、次のとおり定員充足できるものと見込んでいる。改組前の入学者選抜状況、進学者のニーズ、留学生のニーズ、社会人のニーズに分け、学生確保の見通しを述べる。

(1)改組前の入学者選抜状況

自然科学研究科博士後期課程の改組前の入学試験の状況は表2のとおりである。

表2：自然科学研究科博士後期課程の入学試験状況

	入学定員	R2			R3			R4		
		志願者	合格者	入学者	志願者	合格者	入学者	志願者	合格者	入学者
機械科学専攻	25	10	10	10	14	13	13	18	15	15
電子情報科学専攻	18	10	9	7	14	12	13	16	13	11
環境デザイン学専攻	10	15	13	12	13	12	11	8	7	6
自然システム学専攻	21	15	11	7	16	12	12	21	14	13

自然科学研究科の博士後期課程は、博士前期課程からの進学者だけでなく、社会人学生や外国人留学生を多く受け入れてきた。(表1参照)ここ数年は、コロナ禍で社会経済状態に不確定要素があったこと、また、外国人の渡日が困難であったことから充足率が低調であった。

(2)進学者のニーズ

令和6年4月に博士後期課程に進学する学年の自然科学研究科博士前期課程の学生261人に対し、資料1のとおり、進学意向のアンケートを行った。その結果を表3-1に示す。

表3-1：令和6年4月に進学する者に行ったアンケート結果

	はい	いいえ	検討中
機械科学専攻	1	8	0
フロンティア工学専攻	2	26	2
電子情報通信学専攻	1	12	5
地球社会基盤学専攻	3	20	3
生命理工学専攻	3	9	1

資料1のアンケートにおいて「検討中」または「いいえ」を選んだ者に対し、どのような条件が整えば、博士後期課程に入学するか、について複数回答で尋ねた結果が表3-2である。

表3-2：どのような条件が満たされれば、博士後期課程に入学するか

	奨学金	研究環境	就職状況	早期修了
機械科学専攻	2	1	5	0
フロンティア工学専攻	7	8	17	3
電子情報通信学専攻	5	6	12	3
地球社会基盤学専攻	9	7	12	1
生命理工学専攻	4	4	7	2

- 「奨学金」は、奨学金が受給できれば進学したい。
- 「研究環境」は、研究環境（研究スペース、研究設備、技術職員スタッフの設置等）が良ければ進学したい。
- 「就職状況」は、修了後の就職状況が良ければ進学したい。
- 「早期修了」は、期修了ができるのであれば進学したい。

本学では、博士後期課程への進学意欲にこたえるため、次のような施策を講じているが、学生の認知が不足しているという視点から、「検討中」、「いいえ」と回答した学生に対して、丁寧な説明をすることで、十分進学の可能性のあるものと見込む。

① 奨学金等経済支援

本学では、外部資金を獲得しこれを原資に、博士後期課程学生に対して、奨学金の支給、授業料免除等の経済的支援を行っている。これに加え、本学では、資料2のとおり、大学院学生への手厚い経済的支援も行っている。今後も引き続き、寄付を含めた外部資金の獲得等により、より多くの博士後期課程への進学を希望する学生に対する経済的支援を継続する。

② 研究環境整備

本学では、研究環境の充実のため、様々な設備の共有化等を図り、利用実績に基づく設備の選定などによる機器の整備を行っている。この取り組みは、文部科学省「コアファシリティ構築支援プログラム」の中間評価において「S」評価を獲得している。また、令和4年度に採択された国立大学改革・研究基盤強化推進補助金を、大学院学生の研究室環境の改善や研究設備の充実等に活用している。

加えて、大学院学生のキャリア支援をサポートするためのコーディネーターを配置するなど、博士後期課程学生に対するきめ細やかな修学支援、生活支援に努める。

③ 博士後期課程修了後の就職状況

本学では、博士後期課程修了後のアカデミア、産業界へのキャリアパスを明確にし、就職先を拡大するために、次のような取り組みを行っている。

- Promising Researcher 制度の導入

本学独自の制度として、優秀な博士後期課程学生に対し、在学中に教員としての雇

用を確約する制度を整備している。

- 博士キャリア支援コーディネーターの増員

博士後期課程学生に対し、専門のスタッフによるキャリア相談や就職支援を実施している。今後、キャリア支援コーディネーターを増員する計画としており、学生の産業界への輩出を促進する。

- ジョブ型インターンシップの拡大

自然科学研究科は、文部科学省が実施するジョブ型インターンシップに参画しており、在学中から民間企業での研究活動を実践し、自らを売り込むとともに、インターンシップ先の企業からの経済的支援を受ける。

- トランスファラブルスキルの修得

令和5年度より、博士後期課程及び4年制博士課程の入学学生に対し、大学院学生として身に付けておくべき基礎的な知識（トランスファラブルスキル）を学ぶための科目である「大学院GS発展科目」を選択必修科目として開講している。自分の専門分野の知識習得にとどまることなく、博士人材として幅広い知識と論理的思考力・探求力を身に付けることにより、産業界でも活躍できる力を身に付けることができる。

- 共同研究への参画

教員の共同研究などのプロジェクトに在学中から参画することで、産業界との接点を設け、修了後の就職につなげる。

- 企業に対するPR活動の充実

従来、担当教員に依存し企業との連携活動を行ってきた。今後は、これに加えて、企業に対するPR活動を、事務職員も含め組織的に展開する。その中で本学の金沢大学ブランドの理解・周知を徹底し、さらなる就職先を開拓する。

③ 早期修了

学士課程在籍時に博士前期課程の科目を先取履修することや博士前期課程でのQE活用により、研究マインドの早期養成を図り、学生の研究時間をより多く確保することで、優れた成果の早期創出につなげ、早期修了制度を積極的に活用する。また、早期修了のロールモデルを学生に示すことで、経済的な不安や就職の不安の解消に努める。

これらの情報を整理し、在学者の進学希望者数をまとめたものが、表3-3である（本表は、表1の一部再掲である）。「確約」とあるのは、①において述べた経済支援のうち、既に、「ナノ精密医学・理工学卓越大学院プログラム」や自然科学研究科独自の「サステナブル理工学プログラム」などの5年一貫プログラムを履修している者がいる。また、本学では、博士後期課程への進学を確約する者に対し、「博士研究人材支援・研究力強化戦略プロジェクト予約採用」を行っている。これらの者の合計数（実数）である。

表3-3：在学生に対するアンケート等の結果

	在学生			
	学生	確約	条件付	
機械科学専攻	10	1	3	6
フロンティア工学専攻	25	2	1	22
電子情報通信学専攻	16	1	1	14
地球社会基盤学専攻	24	3	1	20
生命理工学専攻	10	3	0	7

- ▶ 「学生」欄は、令和6年4月に博士後期課程に進学する学年に対し、行ったアンケートの結果を示す。
- ▶ 「確約」欄は、5年一貫の卓越大学院プログラムの履修者及びサステナブル理工プログラム履修者に加え、「次世代研究者養成プログラム」の予約採用により、博士後期課程への進学を確約している者、博士後期課程進学希望者向けのイベントに参加している学生の合計数（実数）である。
- ▶ 「条件付」欄は、アンケートの際、進学に対して条件を付した回答者の数を示す。

(3)留学生のニーズ

自然科学研究科においては、博士後期課程学生の受け入れも積極的に行っており、各専攻での受け入れ状況は、表4のとおりである。本専攻の改組元となる、電子情報科学専攻の入学者に占める外国人留学生の割合は、3年平均で71%を超え、コンスタントに入学している。

表4：改組する専攻の入学者における留学生数と割合

※()は入学者に占める外国人留学生の割合

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	3年平均
機械科学専攻	5 (50%)	2 (15%)	5 (33%)	4.0 (33%)
電子情報科学専攻	5 (71%)	9 (69%)	8 (73%)	7.3 (71%)
環境デザイン学専攻	7 (58%)	6 (55%)	3 (50%)	5.3 (54%)
自然システム学専攻	2 (29%)	5 (42%)	3 (23%)	3.3 (31%)

自然科学研究科では、外国人留学生を積極的に受け入れるために、前述の経済支援や、国費留学生の優先配置プログラムの積極的な活用を行っている。なお、自然科学研究科では、令和5年度現在4件の国費留学生優先配置プログラムが採択されている。

表5：自然科学研究科の国費留学生優先配置プログラム

プログラム名	対象専攻名	国費留学生	概要
数物科学とサステナビリティに関連する数物系学際領域科学のグローバル人材育成プログラム	数物科学専攻	5名	サステナビリティに関連する数物科学先端分野のグローバル人材を養成する。世界の成長を取り込むため、ASEAN及びロシア・東中欧を主体とした欧州の大学出身者から選抜し、日本との相互研究協力関係を担いうる人材を育成する。英語による分野横断的協働教育やキャリア形成教育を実施してフォローアップ体制を強化する。

超スマート社会に寄与するデジタル・量子ICT研究開発人材養成プログラム	電子情報科学専攻	4	日本とアジアが連動した持続可能な社会インフラ整備に寄与するデジタル・量子 ICT 研究開発人材を育成する。人工知能、IoT、サイバーセキュリティ、情報通信、量子技術の研究と実践に取り組む。特に地域産業界をも含んだデジタル・量子 ICT 人材交流や公的機関との共同研究に参加することで、将来のキャリア形成と支援体制を構築する。
エネルギー・環境技術を担う国際インタラクティブ工学人材育成プログラム	数物科学専攻、物質化学専攻、機械科学専攻、電子情報科学専攻、環境デザイン学専攻、自然システム学専攻	5	世界の均霈的な持続的発展に向けて、エネルギー・環境配慮型インフラ整備・ものづくり産業を担う高度工学人材を養成する。清華大学等の中韓・アジアが諸国のトップ大学と協定に基づく協働教育プログラムを構築し、Society5.0 の実現に資する新興・融合分野を体系的に取り入れた国際共修教育を実施するとともに、我が国との架け橋人材となるためのキャリア形成教育と支援体制を強化する。また海外同窓会組織や企業コンソーシアムと連携して持続可能なフォローアップ体制を整備する。
地産地消のゼロエミッションエネルギー創出人材育成プログラム	数物科学専攻、物質化学専攻、機械科学専攻、電子情報科学専攻、環境デザイン学専攻、自然システム学専攻	1	低炭素社会実現のため、地産地消かつゼロエミッションでのエネルギー供給を目指し、革新的有機材料を用いた太陽電池やバイオマス発電・蓄電の技術及び空気中の CO2 回収技術の開発人材を育成することです。学生はおもに化学、エネルギー関連化学、エネルギー関連材料科学、およびナノ科学を学ぶ。

国費留学生の優先配置の状況及び、国費留学生以外の私費留学生及び外国政府派遣の留学生の入学者の実績を、改組後の教員構成により集計した、改組後の新専攻における留学生の入学者推計は表6のとおりである。

表6：改組後の自然科学研究科博士後期課程における留学生の入学推計

	留学生	国費特別枠	留学生
機械科学専攻	1	0	1
フロンティア工学専攻	1	0	1
電子情報通信学専攻	8	4	4
地球社会基盤学専攻	5	2	3
生命理工学専攻	3	1	2

(4)社会人のニーズ

自然科学研究科では、リカレント教育、リスキリング教育の需要を満たすため、社会人の受け入れを積極的に行っている。社会人のニーズを調査するために、2つのアンケート

を実施した。

1つ目は、資料3により行った229社の企業等に対するアンケートにおいて、「入学を勧めるか」について聞いたところ、表6のとおり回答を得た。

表6：企業に対するアンケートの結果

	入学を勧めた い	入学を勧める 可能性がある	他専攻の学生 を検討する	入学を勧めな い	わからない
機械科学専攻	8	44	18	9	150
フロンティア工学専攻	3	29	38	9	150
電子情報通信学専攻	6	45	19	9	150
地球社会基盤学専攻	4	21	45	9	150
生命理工学専攻	2	16	52	9	150

2つ目は、本学自然科学研究科のWebサイトを閲覧した者に対し、資料4のとおり改組後の自然科学研究科博士後期課程への進学に対してアンケートを行い、表7の結果を得た。

表7：Web閲覧者のアンケート結果

	回答数	入学したい	入学したくない
機械科学専攻	58	23	34
フロンティア工学専攻	65	37	27
電子情報通信学専攻	67	25	40
地球社会基盤学専攻	97	35	62
生命理工学専攻	16	9	7

この2つのアンケートから社会人の入学ニーズは、表8のとおりとなる。

表8：社会人の入学ニーズ

	社会人	社会人	
		企業	Web
機械科学専攻	31	8	23
フロンティア工学専攻	40	3	37
電子情報通信学専攻	31	6	25
地球社会基盤学専攻	39	4	35
生命理工学専攻	11	2	9

これらの根拠により、表1のとおり、電子情報通信学専攻では、17名の入学定員の充足を見込むことができる。

B 新設専攻の分野の動向

北陸 3 県における他の大学院において、近年博士後期課程の新設、改組、定員変更は行われていない。近隣の博士後期課程の進学動向に変化はないものと考えている。

C. 既設学部等の学生確保の状況

本学他研究科の大学院博士後期課程の入学者選抜状況は、表 9 のとおりである。コロナ禍後の外国人留学生の復調や博士学生への経済支援策の強化等の影響もあり、全研究科的に入学者数が増加する傾向にある。

表 9：本学他研究科の入試状況

令和 3 年度

年度	入学定員(A)	志願者数(B)	志願倍率(B/A)	受験者数	入学者数(C)	定員充足率(C/A)
人間社会環境研究科	12	17	1.42	17	12	1.00
医薬保健学総合研究科（博士後期課程）	68	43	0.63	40	36	0.53
新学術創成研究科	20	12	0.60	12	10	0.50

令和 4 年度

年度	入学定員(A)	志願者数(B)	志願倍率(B/A)	受験者数	入学者数(C)	定員充足率(C/A)
人間社会環境研究科	12	17	1.42	14	14	1.17
医薬保健学総合研究科（博士後期課程）	36	47	1.31	46	42	1.17
新学術創成研究科	20	24	1.20	22	21	1.05

令和 5 年度

年度	入学定員(A)	志願者数(B)	志願倍率(B/A)	受験者数	入学者数(C)	定員充足率(C/A)
人間社会環境研究科	12	25	2.08	24	21	1.75
医薬保健学総合研究科（博士後期課程）	68	73	1.07	73	71	1.04
新学術創成研究科	20	18	0.90	17	15	0.75

注：志願倍率及び定員充足率は、小数点第 2 位を四捨五入している。

(2) 人材需要の動向等社会の要請

ア 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的

自然科学研究科博士後期課程では、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を、『科学技術分野における学術研究が専門化及び先端化する中で、「学際性」、「総合性」及び「独創性」に富んだ高度な研究者・技術者を養成すること』と定めており、『学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与すること』を目的としている。

本専攻では、持続的発展可能で高度に情報化された未来社会の創造に貢献できる、革新的技術の開発を担う人材の養成を目的とする。この目的のため、電気電子技術と情報通信技術およびこれらを含む学際領域を統合した教育を行うことにより、個別分野での高い専門的能力を有するとともに、創造力豊かで、新分野開拓に意欲を持ち、自立心と指導力そして国際性を備え、大学、研究機関、企業等における技術開発をリードし、統率する能力、社会における電気電子技術と情報通信技術の役割を理解し、社会や自然環境に応用できる能力を有する者を養成する。

イ 上記アが社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠

改組後の自然科学研究科における人材需要を調査するために、北陸地方を中心とした企業等に対し、アンケートを行い、表 10 のとおり 229 社の回答を得た。

○自然科学研究科博士後期課程改組に関するアンケート

(【資料 4】参照)

調査方法：郵送調査

調査期間：令和 4 年 10 月～11 月

調査対象：北陸地方を中心とした企業等 229 社

表 10：改組後の自然科学研究科各専攻の学生の採用を考えるかに対する回答

	ぜひ採用 したい	採用を考 えたい	他専攻の 学生を検 討する	採用は難 しい	わからな い
機械科学専攻	65	71	47	13	33
フロンティア工学専攻	51	42	90	13	33
電子情報通信学専攻	66	71	46	13	33
地球社会基盤学専攻	33	35	115	13	33
生命理工学専攻	29	33	121	13	33

その結果、表 10 のとおり、本専攻の修了者に対して「ぜひ採用を考えたい」又は「採用を考えたい」と回答した企業は、回答のあった 229 社のうち 137 社（60.0%）に昇っていることから、高い需要が見込まれている。

また、アカデミアでの就職については、改組後の専攻が対象となり得るアカデミア等での助教、ポスドク相当職の求人（助教・ポスドク相当の合計）は、表 12 のとおり、令和 3 年度で 13,138 名である。

加えて、前述のとおり、特に本学独自で、優秀な学生に対し、学位取得後の特任助教としての雇用を確約する「金沢大学 Promising Researcher 制度」を令和 5 年度から開始している。これは、優秀な大学院学生に対して、在学中から修了後の本学での雇用を確約する制度で、修了後も本学で引き続き研究して若手研究者としての能力を育成するとともに、修了後の進路選択を気にすることなく、教育研究に打ち込んでもらうための制度である。

表 12：JREC-IN の求人件数（令和 3 年度）

	求人人数
数物系科学	789
化学	1,148
工学	2,371
生物学	1,092
医歯薬学	3,023
総合理工	1,051
総合生物	633
情報学	1,425
環境学	288
複合領域	1,318

令和3年度の求人数のうち、海外機関及び民間企業を除いた求人数を公表データから集計したもの。

これらのことから、改組後の各専攻の進路については確保できていると考えており、本学類における教育が社会的な人材需要の動向を十分に踏まえたものであると判断する。

学生の確保の見通し等を記載した書類（別添資料）

目 次

資料 1	「金沢大学大学院自然科学研究科（博士後期課程）改組計画に関するアンケート」 …2 調査対象：金沢大学大学院自然科学研究科博士前期課程 1 年生
資料 2	「金沢大学の大学院学生の充足対策」 ……6
資料 3	「金沢大学大学院自然科学研究科（博士後期課程）改組計画に関するアンケート」 …7 調査対象：企業等
資料 4	「自然科学研究科博士後期課程設置構想 アンケート」 ……11 調査対象：金沢大学大学院自然科学研究科の Web サイトを閲覧した者

ご回答の結果は統計的なデータ処理後、本調査の目的に限定して使用させていただきます。

2018年度の理工学域改組，2022年度の大学院自然科学研究科博士前期課程の改組に引き続き，教育課程の総まとめとして，大学院自然科学研究科博士後期課程の改組を予定しています。

養成する人材像

- ・深い専門性と異分野にも興味を有する幅広い視野を持った人間性と独創性を備え，産業界・学会・教育等で活躍する人材
- ・学際性，総合性に富み，創造性豊かで高度な技術者・研究者などの人材

教育の特徴

高度な専門科目の学習に加えて，異分野に触れ，俯瞰的な視点を醸成する必修科目（以下の4科目）を開講

次世代研究者倫理

研究者として自立を目指す大学院生に不可欠な，倫理，諸法制，科学の光と影を学ぶ。研究は常にリスクと相対している状況を踏まえ，社会的問題も扱う。

次世代エッセンシャル実践

普段接する機会のない学生同士が分野を超えて協働する。互いの研究内容に触れる場と機会の提供を目的とする。異分野の学生に自身の研究内容を理解できるようにプレゼンテーションするトレーニングを行う。

次世代イノベーション開拓

イノベーションに不可欠な「システムメーキング（仕組み創り）」を学ぶ。製品，サービス，技術，ノウハウ，知識では優れても社会では役立たない。ユニコーン企業群としての新産業化を目指す演習を行う。

国際研究実践

グローバル企業でのインターンシップ，または海外の大学・研究機関の研究室での実践的体験をおし，コミュニケーション能力の醸成と協働実践と課題突破を学ぶ。

数物科学専攻

数学, 物理学および計算科学 (計算数理論, 計算実験) に関する最先端の課題への取り組みを通じて, 問題の根本を見据えて新課題を自ら開拓する洞察力を養い, 高等教育機関の教育職や公的研究機関・一般企業の研究職に相応しい高度の見識と専門性を持つ人材を養成する。

【キーワード: 理論データサイエンス, 応用数論, 計算物質科学, 宇宙・素粒子科学, 量子科学計測】

物質化学専攻

原子および分子のレベルでの理解に基づき, 物質の挙動を解明及び応用する化学の分野を基礎とした先導的教育研究の展開を通じて, 自然と共生する社会を樹立するために貢献できる高い倫理観と大局的視野を有する高度な研究者及び専門技術者を養成する。

【キーワード: 物質解析, 分子創成, ナノ超分子, 創エネルギー, 持続可能社会, 機能性マテリアル】

機械科学専攻

機械工学分野とそれに関連する技術・学術分野における基盤及び先端科学技術の教育研究を通して, 高い専門知識と深い探求心を持ち, 自己の考え・価値観を国内外へ発することができる高度専門技術者・研究者を養成する。

【キーワード: 機械材料, 生産システム, 熱流体, エネルギー工学, 応用物理, 数値情報科学】

フロンティア 工学専攻

電子機械, 機械工学, 化学工学あるいは電子情報に関する高度な専門知識および卓越した技術を身につけ, これらの分野の境界領域に位置する先端分野の知見を有機的に活用することで, 融合的な先端工学分野を開拓し, イノベーションを発現できる人材を養成する。

【キーワード: ロボティクス, 人間支援機器, プロセス工学, 計測制御工学】

電子情報通信 学専攻

電気電子技術と情報通信技術の高い専門的能力を有するとともに, 創造力豊かで新分野開拓に意欲を持ち, 自立心と指導力そして国際性を備え, 大学, 研究機関, 企業等における技術開発をリード・統率する能力を持ち, 社会や自然環境に応用できる能力を有する者を養成する。

【キーワード: プラズマ工学, 半導体, 光・電磁波, 通信工学, セキュリティ, ネットワーク, AI】

地球社会 基盤学専攻

地球の成り立ちを解明する高度専門知識をもつ人材, あるいは最先端の工学技術を用いて, 地球環境と調和した持続可能な未来社会のデザインや, 変化する地球システム・環境に対応した自然共生型社会システムの創成に寄与する国際的な研究者, 技術者などを養成する。

【キーワード: 地球惑星科学, 環境科学・工学, 地震・防災工学, 土木工学, 都市・交通計画】

生命理工学 専攻

生物, 化学, 生命情報学の分野について専門的知識とスキルを持ち, それらを総合的に応用する能力を有し, 生命理工学の分野でグローバル感覚と高い倫理観を持つ研究者・技術者・教育者を養成する。

【キーワード: 動物学, 植物学, 海洋生物資源, バイオマスリファイナリー, バイオインフオマティクス】

金沢大学の大学院学生の充足対策

志 R4.5策定

本学の研究、教育、経営それぞれのありべき姿とミッションを掲げている

教育 ミッション② 大学院の飛躍的な機能強化

グローバルに活躍するイノベーション人材や地方創生に寄与する「知のプロフェッショナル人材」の育成に向け、人文・社会科学系、自然科学系、基礎医学・薬学研究者等の養成に係る組織を再編します。**博士後期課程を中心に大学院の入学定員を拡大します。**

志の達成に向けて...「教育改革×経済支援」を集中的に進め、入口から出口まで大学院生を支援

①入口～教育課程(経済的支援、分野融合型カリキュラム展開)

R5年～



金沢大学 卓越大学院プログラム
ナノ精密医学/理工学

ナノ技術を活用できる健康課題解決人材を育成

- ・技術に強い ナノ精密医学プロフェッショナル
- ・医学に強い ナノ精密理工学プロフェッショナル
- > 医学と理工学のマルチディシプリン
- > 研究開発現場を熟知
- > 多様な人材の中心Hub的研究人材

R2～



WPIナノ科学研究所
世界最先端の研究を大学院教育に還元

- ・卓越大学院プログラムの先駆的取り組みを全研究科に敷衍
- ・全学出勤方式での学生教育と研究環境整備

R2年1月～

科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業

本学の強みのある分野を活かした3事業を展開し、我が国の科学技術・イノベーションの中核を担う博士人材を養成する。

ポトムアップ (10名)

新学術創成研究科

情報・AI (7名)

自然科学研究科 (電子情報科学・機械科学専攻)

マテリアル (10名)

先進予防医学研究科

自然科学研究科

4研究科から全研究科に博士研究人材支援の取組みを拡充

R3年10月～

次世代研究者挑戦的研究プログラム
次世代精鋭人材開発プロジェクト

卓越大学院プログラム、大学院新学術創成研究科の異分野協働の取組を土台としてその成果を全学に展開し、徹底した大学院教育改革を断行することで、大学の研究力強化を促進する。

【養成人材像】

- 次の要素を備える精鋭博士人材の育成を目指す。
 - ・高い専門性と、研究者に必須の人文科学・社会科学・自然科学の基礎知識、素養をバックボーンに持つ。
 - ・分野の壁を突破力で乗り越え、未知の領域に果敢に挑戦し、新たな価値を創造する。
- ・先頭に立ってイノベーションを牽引する。

定員120名 (毎年度)
博士後期・博士課程を擁する全研究科対象

学士課程から博士後期課程までシームレスに 博士後期・博士課程の質及び量の大幅拡充を目指す



修了時期の半年前にQE 審査を行う。半年間は研究に専念でき、博士後期課程の早期修了も促す

②出口を見据えた支援

- 多様なキャリアパス支援
- ・早期修了の積極活用

在学中に教員としての雇用を確約

- ・金沢大学 Promising Researcher

民間企業への就職支援

- ・ジョブ型インターンシップの拡大

金沢大学大学院自然科学研究科（博士後期課程）改組計画に関するアンケート

このアンケートは、本学が令和6（2024）年度に計画している大学院自然科学研究科（博士後期課程）改組に係る修了者への労働市場ニーズ等を把握し、大学院設置申請を行うための基礎資料とするものです。

ぜひご協力くださるようお願いいたします。

貴社・貴組織の主たる業種を次からお選びください。（いずれかを選択してください。）必須
農業、林業、漁業、鉱業

建設業

電気、ガス、熱供給、水道業

製造業(食料品・飲料・たばこ・飼料)

製造業(繊維)

製造業(化学)

製造業(石油製品・石炭製品)

製造業(鉄鋼業・非鉄金属・金属製品)

製造業(汎用・生産用・業務用機械器具)

製造業(電気機械器具)

製造業(情報通信機械器具)

製造業(電子部品・デバイス・電子回路)

製造業(輸送機械器具)

製造業(4～13 以外)

通信業

IT 関連業

放送、新聞、出版業

運輸業、郵便業

金融業(銀行・信託・証券・貸金)

金融業(保険業)

卸売業、小売業

学術研究、専門・技術サービス

不動産業、物品賃貸業

宿泊業、飲食サービス業

生活関連サービス業、娯楽業

医療、福祉

教育関連(学校)

学習支援業(学校以外)

その他サービス

国家公務

地方公務

その他団体

その他

貴社・貴組織の従業員数を次からお選びください。(いずれかを選択してください。)

300 人未満

300～999 人

1,000～4,999 人

5,000～9,999 人

10,000 人以上

貴社・貴組織の本拠地所在地（都道府県）をご記入ください。

大学院自然科学研究科（博士後期課程）改組計画案のうち、どの専攻に興味をお持ちでしょうか。（該当するものをすべて選択してください。）

数物科学専攻

物質化学専攻

機械科学専攻

フロンティア工学専攻

電子情報通信学専攻

地球社会基盤学専攻

生命理工学専攻

いずれも興味がない

改組後の大学院自然科学研究科（博士後期課程）の修了者の採用について、どのようにお考えでしょうか。（いずれかを選択してください。）

ぜひ採用したい

採用を考えたい

採用は難しい

わからない

金沢大学大学院自然科学研究科（博士後期課程）を、御社の従業員のリカレント教育（学び直し）・博士の学位取得の進学先としての社会人入学を勧めたいと思いますか。（いずれかを選択してください。）

入学を勧めたい

入学を勧める可能性がある

入学を勧めない

わからない

金沢大学大学院自然科学研究科（博士後期課程）へのご意見等ございましたら、ご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

2018年度の理工学域改組，2022年度の大学院自然科学研究科博士前期課程の改組に引き続き，教育課程の総まとめとして，大学院自然科学研究科博士後期課程の改組を予定しています。

養成する人材像

- ・深い専門性と異分野にも興味を有する幅広い視野を持った人間性と独創性を備え，産業界・学会・教育等で活躍する人材
- ・学際性，総合性に富み，創造性豊かで高度な技術者・研究者などの人材

教育の特徴

高度な専門科目の学習に加えて，異分野に触れ，俯瞰的な視点を醸成する必修科目（以下の4科目）を開講

次世代研究者倫理

研究者として自立を目指す大学院生に不可欠な，倫理，諸法制，科学の光と影を学ぶ。研究は常にリスクと相対している状況を踏まえ，社会的問題も扱う。

次世代エッセンシャル実践

普段接する機会のない学生同士が分野を超えて協働する。互いの研究内容に触れる場と機会の提供を目的とする。異分野の学生に自身の研究内容を理解できるようプレゼンテーションするトレーニングを行う。

次世代イノベーション開拓

イノベーションに不可欠な「システムメーキング（仕組み創り）」を学ぶ。製品，サービス，技術，ノウハウ，知識では優れても社会では役立たない。ユニコーン企業群としての新産業化を目指す演習を行う。

国際研究実践

グローバル企業でのインターンシップ，または海外の大学・研究機関の研究室での実践的体験をおし，コミュニケーション能力の醸成と協働実践と課題突破を学ぶ。

数物科学専攻

数学, 物理学および計算科学 (計算数理, 計算実験) に関する最先端の課題への取り組みを通じて, 問題の根本を見据えて新課題を自ら開拓する洞察力を養い, 高等教育機関の教育職や公的研究機関・一般企業の研究職に相応しい高度の見識と専門性を持つ人材を養成する。

【キーワード: 理論データサイエンス, 応用数論, 計算物質科学, 宇宙・素粒子科学, 量子科学計測】

物質化学専攻

原子および分子のレベルでの理解に基づき, 物質の挙動を解明及び応用する化学の分野を基礎とした先導的教育研究の展開を通じて, 自然と共生する社会を樹立するために貢献できる高い倫理観と大局的視野を有する高度な研究者及び専門技術者を養成する。

【キーワード: 物質解析, 分子創成, ナノ超分子, 創エネルギー, 持続可能社会, 機能性マテリアル】

機械科学専攻

機械工学分野とそれに関連する技術・学術分野における基盤及び先端科学技術の教育研究を通して, 高い専門知識と深い探求心を持ち, 自己の考え・価値観を国内外へ発することができる高度専門技術者・研究者を養成する。

【キーワード: 機械材料, 生産システム, 熱流体, エネルギー工学, 応用物理, 数値情報科学】

フロンティア 工学専攻

電子機械, 機械工学, 化学工学あるいは電子情報に関する高度な専門知識および卓越した技術を身につけ, これらの分野の境界領域に位置する先端分野の知見を有機的に活用することで, 融合的な先端工学分野を開拓し, イノベーションを発現できる人材を養成する。

【キーワード: ロボティクス, 人間支援機器, プロセス工学, 計測制御工学】

電子情報通信 学専攻

電気電子技術と情報通信技術の高い専門的能力を有するとともに, 創造力豊かで新分野開拓に意欲を持ち, 自立心と指導力そして国際性を備え, 大学, 研究機関, 企業等における技術開発をリード・統率する能力を持ち, 社会や自然環境に応用できる能力を有する者を養成する。

【キーワード: プラズマ工学, 半導体, 光・電磁波, 通信工学, セキュリティ, ネットワーク, AI】

地球社会 基盤学専攻

地球の成り立ちを解明する高度専門知識をもつ人材, あるいは最先端の工学技術を用いて, 地球環境と調和した持続可能な未来社会のデザインや, 変化する地球システム・環境に対応した自然共生型社会システムの創成に寄与する国際的な研究者, 技術者などを養成する。

【キーワード: 地球惑星科学, 環境科学・工学, 地震・防災工学, 土木工学, 都市・交通計画】

生命理工学 専攻

生物, 化学, 生命情報学の分野について専門的知識とスキルを持ち, それらを総合的に応用する能力を有し, 生命理工学の分野でグローバル感覚と高い倫理観を持つ研究者・技術者・教育者を養成する。

【キーワード: 動物学, 植物学, 海洋生物資源, バイオマスリファイナリー, バイオインフォマティクス】

自然科学研究科博士後期課程設置構想 アンケート

金沢大学では、令和6（2024）年度に大学院自然科学研究科（博士後期課程）の改組を計画しています（改組計画の概要は、「2024年度金沢大学大学院自然科学研究科（博士後期課程）改組案」をご参照ください）。

このアンケートは、Webサイトを訪問してくださった方の意見をお聞きし、大学院設置申請を行うための基礎資料とするものです。ぜひご協力くださるようお願いいたします。

なお、アンケート結果は、大学院設置申請以外の用途には使用しません。

1. 博士号の取得に興味がありますか。

- ① はい
- ② いいえ

2. このWebサイトを見て、自然科学研究科博士後期課程に入学したいと思いますか。

- ① はい
- ② いいえ

3. 入学する場合、どの専攻を希望しますか。1つ選んでください。自然科学研究科担当教員研究課題一覧及び研究室ポートレート等を参考にしてください。

<https://www.nst.kanazawa-u.ac.jp/labp/index.html>

- ① 数物科学専攻
- ② 物質化学専攻
- ③ 機械科学専攻
- ④ フロンティア工学専攻
- ⑤ 電子情報通信学専攻
- ⑥ 地球社会基盤学専攻
- ⑦ 生命理工学専攻

2018年度の理工学域改組，2022年度の大学院自然科学研究科博士前期課程の改組に引き続き，教育課程の総まとめとして，大学院自然科学研究科博士後期課程の改組を予定しています。

養成する人材像

- ・深い専門性と異分野にも興味を有する幅広い視野を持った人間性と独創性を備え，産業界・学会・教育等で活躍する人材
- ・学際性，総合性に富み，創造性豊かで高度な技術者・研究者などの人材

教育の特徴

高度な専門科目の学習に加えて，異分野に触れ，俯瞰的な視点を醸成する必修科目（以下の4科目）を開講

次世代研究者倫理

研究者として自立を旨とする大学院生に不可欠な，倫理，諸法制，科学の光と影を学ぶ。研究は常にリスクと相対している状況を踏まえ，社会的問題も扱う。

次世代エッセンシャル実践

普段接する機会のない学生同士が分野を超えて協働する。互いの研究内容に触れる場と機会の提供を目的とする。異分野の学生に自身の研究内容を理解できるようプレゼンテーションするトレーニングを行う。

次世代イノベーション開拓

イノベーションに不可欠な「システムメーキング（仕組み創り）」を学ぶ。製品，サービス，技術，ノウハウ，知識では優れても社会では役立たない。ユニコーン企業群としての新産業化を目指す演習を行う。

国際研究実践

グローバル企業でのインターンシップ，または海外の大学・研究機関の研究室での実践的体験をおし，コミュニケーション能力の醸成と協働実践と課題突破を学ぶ。

7 専攻で教育・研究を実施します

数物科学専攻

数学, 物理学および計算科学 (計算数理, 計算実験) に関する最先端の課題への取り組みを通じて, 問題の根本を見据えて新課題を自ら開拓する洞察力を養い, 高等教育機関の教育職や公的研究機関・一般企業の研究職に相応しい高度の見識と専門性を持つ人材を養成する。

【キーワード: 理論データサイエンス, 応用数論, 計算物質科学, 宇宙・素粒子科学, 量子科学計測】

物質化学専攻

原子および分子のレベルでの理解に基づき, 物質の挙動を解明及び応用する化学の分野を基礎とした先導的教育研究の展開を通じて, 自然と共生する社会を樹立するために貢献できる高い倫理観と大局的視野を有する高度な研究者及び専門技術者を養成する。

【キーワード: 物質解析, 分子創成, ナノ超分子, 創エネルギー, 持続可能社会, 機能性マテリアル】

機械科学専攻

機械工学分野とそれに関連する技術・学術分野における基盤及び先端科学技術の教育研究を通して, 高い専門知識と深い探求心を持ち, 自己の考え・価値観を国内外へ発することができる高度専門技術者・研究者を養成する。

【キーワード: 機械材料, 生産システム, 熱流体, エネルギー工学, 応用物理, 数値情報科学】

フロンティア 工学専攻

電子機械, 機械工学, 化学工学あるいは電子情報に関する高度な専門知識および卓越した技術を身につけ, これらの分野の境界領域に位置する先端分野の知見を有機的に活用することで, 融合的な先端工学分野を開拓し, イノベーションを発現できる人材を養成する。

【キーワード: ロボティクス, 人間支援機器, プロセス工学, 計測制御工学】

電子情報通信 学専攻

電気電子技術と情報通信技術の高い専門的能力を有するとともに, 創造力豊かで新分野開拓に意欲を持ち, 自立心と指導力そして国際性を備え, 大学, 研究機関, 企業等における技術開発をリード・統率する能力を持ち, 社会や自然環境に応用できる能力を有する者を養成する。

【キーワード: プラズマ工学, 半導体, 光・電磁波, 通信工学, セキュリティ, ネットワーク, AI】

地球社会 基盤学専攻

地球の成り立ちを解明する高度専門知識をもつ人材, あるいは最先端の工学技術を用いて, 地球環境と調和した持続可能な未来社会のデザインや, 変化する地球システム・環境に対応した自然共生型社会システムの創成に寄与する国際的な研究者, 技術者などを養成する。

【キーワード: 地球惑星科学, 環境科学・工学, 地震・防災工学, 土木工学, 都市・交通計画】

生命理工学 専攻

生物, 化学, 生命情報学の分野について専門的知識とスキルを持ち, それらを総合的に応用する能力を有し, 生命理工学の分野でグローバル感覚と高い倫理観を持つ研究者・技術者・教育者を養成する。

【キーワード: 動物学, 植物学, 海洋生物資源, バイオマスリファイナリー, バイオインフオマティクス】

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
—	学長	ワダ タカシ 和田 隆志 <令和4年4月>		医学 博士		金沢大学 学長 (令和4.4～令和8.3)

教 員 の 氏 名 等													
(自然科学研究科博士後期課程電子情報通信学専攻)													
調書 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配 年	当 次	担 単 位 数	年 間 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る大学等 の職務に従事する 週当たり平均日数
1	専	教授	アキ ジュン伊 秋田 純一 <令和6年4月>		博士 (工学)		次世代エッセンシャル実践 国際研究実践 インタフェースデバイス特論 自然科学特別研究 イノベーション方法論	1~3通 1~3通 1~3通 1~3通 1~3通	1 1 1 2 1	1 1 1 1 1	1 1 1 1 1	金沢大学融合研究域 融合科学系 教授 (平10.4)	5
2	専	教授	イジマ タカ 石島 達夫 <令和6年4月>		博士 (理学)		次世代エッセンシャル実践 国際研究実践 非平衡プラズマ工学 自然科学特別研究	1~3通 1~3通 1~3通 1~3通	1 1 1 2	1 1 1 1	1 1 1 1	金沢大学理工研究域 電子情報通信学系 教授 (平23.11)	5
3	専	教授	イクマ カチ 猪熊 孝夫 <令和6年4月>		工学 博士		次世代エッセンシャル実践 国際研究実践 国際研究実践 薄膜電子工学 自然科学特別研究	1~3通 1~3通 1~3通 1~3通 1~3通	1 1 1 2 1	1 1 1 1 1	1 1 1 1 1	金沢大学理工研究域 電子情報通信学系 教授 (平3.4)	5
4	専	教授	ウノ トシキ 上野 敏幸 <令和6年4月>		博士 (工学)		次世代エッセンシャル実践 国際研究実践 電気磁気機械エネルギー変換工学 自然科学特別研究	1~3通 1~3通 1~3通 1~3通	1 1 1 2	1 1 1 1	1 1 1 1	金沢大学理工研究域 電子情報通信学系 教授 (平21.4)	5
5	専	教授	カハラ ヨシ 笠原 慎也 <令和6年4月>		博士 (工学)		次世代エッセンシャル実践 国際研究実践 国際研究実践 インテリジェント情報処理 自然科学特別研究 太陽地球系科学特論	1~3通 1~3通 1~3通 1~3通 1~3通 1~3通	1 1 1 2 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	金沢大学学術メデ ィア創成センター 教授 (平14.4)	5
6	専	教授	カ アサキ 蚊戸 宣幸 <令和6年4月>		理学 博士		次世代エッセンシャル実践 国際研究実践 国際研究実践 発展方程式特論 自然科学特別研究	1~3通 1~3通 1~3通 1~3通 1~3通	1 1 1 1 2	1 1 1 1 1	1 1 1 1 1	金沢大学理工研究域 電子情報通信学系 教授 (平26.4)	5
7	専	教授	キカガリ アキ 北川 章夫 <令和6年4月>		工学 博士		次世代研究者倫理 次世代エッセンシャル実践 教員・データサイエンス・AI発展 国際研究実践 新機能集積回路設計特論 自然科学特別研究 ジョブ型研究インターンシップ	1①・③ 1~3通 1~3通 1~3通 1~3通 1~3通 1~3通	1 1 1 1 2 2	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	金沢大学理工研究域 電子情報通信学系 教授 (平1.4)	5
8	専	教授	タナカ ヤスノ 田中 康規 <令和6年4月>		博士 (工学)		次世代エッセンシャル実践 国際研究実践 国際研究実践 プラズマ解析学 自然科学特別研究	1~3通 1~3通 1~3通 1~3通 1~3通	1 1 1 1 2	1 1 1 1 1	1 1 1 1 1	金沢大学理工研究域 電子情報通信学系 教授 (平10.4)	5
9	専	教授	トウゲ カサヤ 藤解 和也 <令和6年4月>		理学 博士		次世代エッセンシャル実践 国際研究実践 国際研究実践 超離散数学とトポロジカル・ネバリンソナ理論 自然科学特別研究	1~3通 1~3通 1~3通 1~3通 1~3通	1 1 1 1 2	1 1 1 1 1	1 1 1 1 1	金沢大学理工研究域 電子情報通信学系 教授 (平5.10)	5
10	専	教授	トクダ ノボ 徳田 規夫 <令和6年4月>		博士 (工学)		次世代エッセンシャル実践 国際研究実践 国際研究実践 表面制御工学 自然科学特別研究	1~3通 1~3通 1~3通 1~3通 1~3通	1 1 1 2 1	1 1 1 1 1	1 1 1 1 1	金沢大学ナノマテリ アル研究所 教授 (平21.4)	5
11	専	教授	マツタニ シダキ 松谷 茂樹 <令和6年4月>		博士 (理学)		次世代エッセンシャル実践 国際研究実践 国際研究実践 代数学論 自然科学特別研究	1~3通 1~3通 1~3通 1~3通 1~3通	1 1 1 2 1	1 1 1 1 1	1 1 1 1 1	金沢大学理工研究域 電子情報通信学系 教授 (平31.4)	5
12	専	教授	マンボ マサヒロ 満保 雅浩 <令和6年4月>		博士 (工学)		次世代エッセンシャル実践 国際研究実践 国際研究実践 先端セキュリティ技術論 自然科学特別研究	1~3通 1~3通 1~3通 1~3通 1~3通	1 1 1 1 2	1 1 1 1 1	1 1 1 1 1	金沢大学理工研究域 電子情報通信学系 教授 (平23.4)	5
13	専	教授	ヤチノ ヒロ 八木谷 聡 <令和6年4月>		博士 (工学)		次世代エッセンシャル実践 国際研究実践 国際研究実践 波動信号処理 自然科学特別研究 プロジェクトマネジメント	1~3通 1~3通 1~3通 1~3通 1~3通 1~3通	1 1 1 1 2 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	金沢大学理工研究域 電子情報通信学系 教授 (平5.4)	5
14	専	准教授	イナベ トモヒコ 井町 智彦 <令和6年4月>		博士 (工学)		次世代エッセンシャル実践 国際研究実践 国際研究実践 衛星設計開発特論 自然科学特別研究 衛星機器開発特論	1~3通 1~3通 1~3通 1~3通 1~3通 1~3通	1 1 1 1 2 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	金沢大学理工研究域 先端宇宙工学研究 センター 准教授 (平15.10)	5
15	専	准教授	イムラ コウカ 今村 幸祐 <令和6年4月>		博士 (工学)		次世代エッセンシャル実践 国際研究実践 国際研究実践 デジタル映像処理論 自然科学特別研究	1~3通 1~3通 1~3通 1~3通 1~3通	1 1 1 1 2	1 1 1 1 1	1 1 1 1 1	金沢大学理工研究域 電子情報通信学系 准教授 (平12.4)	5
16	専	准教授	イノキ ミツル 尾崎 光紀 <令和6年4月>		博士 (工学)		次世代研究者倫理 次世代エッセンシャル実践 国際研究実践 国際研究実践 プラズマ波動工学 自然科学特別研究	1①・③ 1~3通 1~3通 1~3通 1~3通 1~3通	1 1 1 1 1 2	1 1 1 1 1 1	2 1 1 1 1 1	金沢大学理工研究域 電子情報通信学系 准教授 (平17.10)	5
17	専	准教授	カハエ タツ 川江 健 <令和6年4月>		博士 (工学)		次世代研究者倫理 次世代エッセンシャル実践 国際研究実践 国際研究実践 酸化デバイスプロセス論 自然科学特別研究	1①・③ 1~3通 1~3通 1~3通 1~3通 1~3通	1 1 1 1 2 1	1 1 1 1 1 1	2 1 1 1 1 1	金沢大学理工研究域 電子情報通信学系 准教授 (平17.4)	5
18	専	准教授	ショウジ ヤスヒロ 庄司 泰弘 <令和6年4月>		博士 (工学)		次世代エッセンシャル実践 国際研究実践 国際研究実践 宇宙機の動力学特論 自然科学特別研究	1~3通 1~3通 1~3通 1~3通 1~3通	1 1 1 1 2	1 1 1 1 1	1 1 1 1 1	金沢大学理工研究域 先端宇宙工学研究 センター 准教授 (令3.4)	5
19	専	准教授	トウラウ ユキ 唐堂 由其 <令和6年4月>		博士 (工学)		次世代エッセンシャル実践 国際研究実践 国際研究実践 脳神経計算 自然科学特別研究	1~3通 1~3通 1~3通 1~3通 1~3通	1 1 1 1 2	1 1 1 1 1	1 1 1 1 1	金沢大学理工研究域 電子情報通信学系 准教授 (平24.4)	5

教 員 の 氏 名 等														
(自然科学研究科博士後期課程電子情報通信学専攻)														
調書 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配 年	当 次	担 単 位	当 数	年 間 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る大学等 の職務に従事する 週当たり平均日数
20	専	准教授	ナホ ヒデノ 南保 英孝 <令和6年4月>		博士 (工学)		次世代研究者倫理 次世代エッセンシャル実践 国際研究実践 データマイニング特論 自然科学特別研究	1①・③ 1～3通 1～3通 1～3通 1～3通		1 1 1 1 2		2 1 1 1 1	金沢大学融合研究域 融合科学系 准教授 (平11.3)	5
21	専	准教授	フジキ ヒロシ 藤崎 礼志 <令和6年4月>		博士 (工学)		次世代エッセンシャル実践 国際研究実践 記号力学系とその応用 自然科学特別研究	1～3通 1～3通 1～3通 1～3通		1 1 1 2		1 1 1 1	金沢大学理工研究域 電子情報通信学系 准教授 (平13.4)	5
22	専	准教授	マツダ ショウヤ 松田 昇也 (令和6年4月)		博士 (工学)		次世代研究者倫理 次世代エッセンシャル実践 国際研究実践 科学衛星情報処理特論 自然科学特別研究	1①・③ 1～3通 1～3通 1～3通 1～3通		1 1 1 1 2		2 1 1 1 1	金沢大学理工研究域 電子情報通信学系 准教授 (令3.10)	5
23	専	准教授	マツバキ アキラ 松林 昭 <令和6年4月>		博士 (工学)		次世代エッセンシャル実践 国際研究実践 ネットワーク計算論 自然科学特別研究	1～3通 1～3通 1～3通 1～3通		1 1 1 2		1 1 1 1	金沢大学理工研究域 電子情報通信学系 准教授 (平12.4)	5
24	専	准教授	マツモト ツバサ 松本 翼 <令和6年4月>		博士 (工学)		次世代エッセンシャル実践 国際研究実践 ワイドギャップ半導体特論 自然科学特別研究	1～3通 1～3通 1～3通 1～3通		1 1 1 2		1 1 1 1	金沢大学ナノマテリアル 研究所 准教授 (平27.10)	5
25	専	准教授	マルヤマ タケオ 丸山 武男 <令和6年4月>		博士 (工学)		次世代エッセンシャル実践 国際研究実践 光集積回路論 自然科学特別研究	1～3通 1～3通 1～3通 1～3通		1 1 1 2		1 1 1 1	金沢大学理工研究域 電子情報通信学系 准教授 (平20.4)	5
26	専	准教授	ニヤマ マサユキ 深山 正幸 <令和6年4月>		博士 (工学)		次世代エッセンシャル実践 国際研究実践 画像LSI特論 自然科学特別研究	1～3通 1～3通 1～3通 1～3通		1 1 1 2		1 1 1 1	金沢大学理工研究域 電子情報通信学系 准教授 (平12.1)	5
27	専	准教授	リ エイトウ 李 睿棟 <令和6年4月>		博士 (工学)		次世代エッセンシャル実践 国際研究実践 次世代ネットワーク特論 自然科学特別研究	1～3通 1～3通 1～3通 1～3通		1 1 1 2		1 1 1 1	金沢大学理工研究域 電子情報通信学系 准教授 (令3.3)	5
28	専	講師	ホリタ エイコ 堀田 英輔 <令和6年4月>		博士 (工学)		国際研究実践 適応信号処理特論	1～3通 1～3通		1 1		1 1	金沢大学理工研究域 電子情報通信学系 講師 (平6.4)	5
29	兼担	教授	イヤマ コウイチ 飯山 宏一 <令和6年4月>		博士 (工学)		ジョブ型研究インターンシップ	1～3通		2		1	金沢大学理工研究域 フロンティア工学系 教授 (昭63.4)	5
30	兼担	教授	オガ タケ 小田 竜樹 <令和6年4月>		博士 (理学)		数理・ナノ物質理工学特論1 数理・ナノ物質理工学特論2	1～3通 1～3通		1 1		1 1	金沢大学理工研究域 数物科学系 教授 (平7.4)	5
31	兼担	教授	キタ ヒロ 木綿 隆弘 <令和6年4月>		博士 (工学)		技術経営論	1～3通		1		1	金沢大学理工研究域 機械工学系 教授 (平2.4)	5
32	兼担	教授	タケナリ ユウ 竹内 裕 <令和6年4月>		博士 (水産学)		フィールド生物学特論	1～3通		1		1	金沢大学理工研究域 生命理工学系 教授 (平31.3)	5
33	兼担	教授	ニノミヤ カズアキ 仁宮 一章 <令和6年4月>		博士 (工学)		次世代エッセンシャル実践	1～3通		1		1	金沢大学新学術創成 研究機構 教授 (平20.4)	5
34	兼担	教授	ハセガワ ヒロシ 長谷川 浩 <令和6年4月>		博士 (理学)		異分野研究 国際プレゼンテーション演習 国際プロジェクト演習 長期インターンシップ 海外フィールドワーク	1～3通 1～3通 1～3通 1～3通 1～3通		2 2 2 2 2		1 1 1 1 1	金沢大学理工研究域 物質化学系 教授 (平12.10)	5
35	兼担	教授	ヒラマツ ヨシヒロ 平松 良浩 <令和6年4月>		博士 (理学)		地球惑星科学特論	1～3通		1		1	金沢大学理工研究域 地球社会基盤学系 教授 (平8.6)	5
36	兼担	教授	マツマ タイスケ 松島 大輔 <令和6年4月>		博士 (経営学)		次世代イノベーション開拓	1①・②		1		2	金沢大学 融合研究域 融合科学系 教授 (令2.4)	5
37	兼担	教授	ヨネタケ タイスカ 米徳 大輔 <令和6年4月>		博士 (理学)		宇宙ミッション創出概論 宇宙物理学特論	1～3通 1～3通		1 1		1 1	金沢大学理工研究域 数物科学系 教授 (平14.4)	5
38	兼担	教授	ユビ マサトシ 由比 政年 <令和6年4月>		博士 (工学)		社会基盤工学特論	1～3通		1		1	金沢大学理工研究域 地球社会基盤学系 教授 (平6.4)	5
39	兼担	教授	ワタナベ テツヨリ 渡邊 哲陽 <令和6年4月>		博士 (工学)		超スマート社会理工学領域探索1 超スマート社会理工学領域探索2	1～3通 1～3通		1 1		1 1	金沢大学理工研究域 フロンティア工学系 教授 (平19.4)	5
40	兼担	准教授	オガ アサオ 太田 明雄 <令和6年4月>		博士 (理学)		環境・エネルギー理工学特論	1～3通		1		1	金沢大学理工研究域 物質化学系 准教授 (平12.4)	5

教 員 の 氏 名 等													
(自然科学研究科博士後期課程電子情報通信学専攻)													
調書 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配 年	当 次	担 単 位 数	年 間 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る大学等 の職務に従事する 週当たり平均日数
41	兼任	講師	フリガナ 荒武 淳 <令和6年4月>		博士 (工学)		次世代エッセンシャル実践 国際研究実践 グリーンテクノロジー学 自然科学特別研究	1~3通 1~3通 1~3通 1~3通	1 1 1 2	1 1 1 1	1 1 1 1	日本電信電話株式会 社 先端集積デバイ ス研究所 主幹研究 員(R4.7)	1
42	兼任	講師	フリガナ 養輪 浩伸 <令和6年4月>		博士 (工学)		次世代エッセンシャル実践 国際研究実践 通信用二次電池工学 自然科学特別研究	1~3通 1~3通 1~3通 1~3通	1 1 1 2	1 1 1 1	1 1 1 1	日本電信電話株式会 社 先端集積デバイ ス研究所 主任研究 員(H3.4)	1
43	兼任	講師	フリガナ 峯岸 孝行 <令和6年4月>		博士 (工学)		次世代エッセンシャル実践 国際研究実践 LSIアーキテクチャ設計工学 自然科学特別研究	1~3通 1~3通 1~3通 1~3通	1 1 1 2	1 1 1 1	1 1 1 1	三菱電機株式会社 情報技術総合研究所 情報部門 主席技師 長 (H29.4)	1
44	兼任	講師	フリガナ 松田 哲史 <令和6年4月>		博士 (工学)		次世代エッセンシャル実践 国際研究実践 IoTシステム最適化学 自然科学特別研究	1~3通 1~3通 1~3通 1~3通	1 1 1 2	1 1 1 1	1 1 1 1	三菱電機株式会社 情報技術総合研究所 情報ネットワーク基 盤技術部 主席技師 長 (R3.4)	1
45	兼任	講師	フリガナ 大谷 マーシャ <令和6年4月>		BA in Psycho logy (米国)		国際コミュニケーション演習	1~3通	2		1	金沢大学非常勤講師 (平21.4)	1

専任教員の年齢構成・学位保有状況										
職 位	学 位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合 計	備 考
教 授	博 士	人	人	人	5人	6人	2人	人	13人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准 教 授	博 士	人	1人	4人	6人	3人	人	人	14人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
講 師	博 士	人	人	人	人	1人	人	人	1人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助 教	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
合 計	博 士	人	1人	4人	11人	10人	2人	人	28人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	